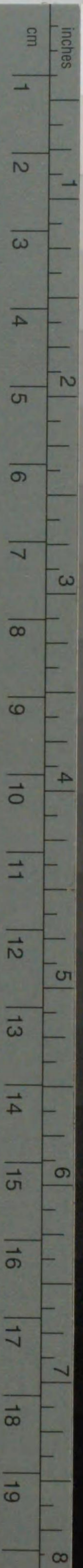


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]

593
8

593-8
1200501526713

複製

33.11. 7

花見朔已校訂

大日本地誌大系



新編會津
風土記



雄山閣版

573-8
573-8

大日本
地誌大系
新編會津風土記第四册例言

一本卷には新編會津風土記百二十卷の中卷之第七十三卷より卷之第九十五卷まで、凡そ二十
三卷を収載せり。

一本卷の校訂並に印刷に關する諸般のことは總て前冊に同じ。

一本卷の校訂に當り、東京帝國大學史料編纂所及び舊會津藩主松平子爵家所藏寫本の閱覽を
許され、本書の底本としたる和書活字本の漏脱を補ひ得たることは、校訂者の謹みて謝意を
表する所なり。

昭和八年一月二十七日

花見朔巳識

大日本
地誌大系

新編會津風土記第四册略目次

例言

卷之七十三	大沼郡之三南青木組	一
卷之七十四	大沼郡之四高田組	六
卷之七十五	大沼郡之四高田組	二五
卷之七十六	大沼郡之五中荒井組	三
卷之七十七	大沼郡之六永井野組	四
卷之七十八	大沼郡之七東尾岐組	五
卷之七十九	大沼郡之八冓組	七
卷之八十	大沼郡之九瀧谷組	八
卷之八十一	大沼郡之十大谷組	一〇
卷之八十二	大沼郡之十一野尻組	一三
卷之八十三	大沼郡之十二大石組	一三

卷之八十四	大沼郡之十三大鹽組	二六
卷之八十五	河沼郡之一河沼郡	二五
卷之八十六	河沼郡之二代田組	二五
卷之八十七	河沼郡之二代田組	二六
卷之八十八	河沼郡之三笈川組	二八
卷之八十九	河沼郡之四青津組	二四
卷之九十	河沼郡之五坂下組	二四
卷之九十一	河沼郡之六牛澤組	二四
卷之九十二	河沼郡之六牛澤組	二五
卷之九十三	河沼郡之六牛澤組	二七
卷之九十四	河沼郡之七野澤組	二九
卷之九十五	河沼郡之七野澤組	二九
要目	三三

大日本地誌大系 新編會津風土記第四册略目次終

新編會津風土記卷之七十三

陸奥國大沼郡之三

南青木組四箇村 南青木組は會津・大沼二郡に跨

る、本郡に屬するもの此に出ず、

大石村 端村 大門 柳窪 西光

大石村 端村 大門 柳窪 西光

馬越村

小谷村 端村 平澤

大石村 端村 大門 柳窪 西光

●大石村 端村 大門 柳窪 西光 府城の南に當り行程一里三町餘、家數五十二軒、東西一町三十間南北五町四十間、東は鶴沼川に傍ひ西は山に倚る、東一町三十間會津郡本組下雨屋村に界ひ、鶴沼川を限とす、西八町本郡橋爪組相川村の山界に至る、其村まで十三町二十間餘、南十二町三十間穂谷澤村に隣り其村際を界とす、北八町三十間本郡橋爪組本郷村の界に至る、其村は戊亥に當り二十一町四十間、

○端村 ○大門 本村の南八町にあり、家數十五軒、東西一町二十間南北一町、東は鶴沼川に臨み、西は山に倚る、○柳窪 ○西光 柳窪村は本村より戊亥の方十三町餘にあり、家數十軒、東西一町南北一町、西は田圃にて三方は山に倚る、西光は柳窪の戊亥の方一町餘にあり、家數十軒、東西五十間南北一町三十間、西は山に倚り西は田圃なり、共に本郷村の境内を隔て、本村の地に續かず、地面東西十二町三十九間南北七町五十三間、東北は共に本郷村に續き、西は本郡橋爪組大八郷村に隣り、南は相川村に界ふ、

○山川 ○戸澤山 村より未の方二里計にあり、高二十丈計、南は會津郡小出組芦牧村の山に連る、

○鶴沼川 村東一町餘にあり、穂谷澤村の境内より來り、北に流ること二十五町餘、本郷村の界に入る、

○原野 ○左下原 端村大門の西山麓にあり、東西七町南北一町二十間餘、

○水利 ○窰堰 穂谷澤村の方より來り、田地に灌ぎ相川村の方に注ぐ、慶長二年高橋徳元と云者、家資を費して穿しとぞ、○堤 村より未申の方二十町餘にあり

東西八十六間南北六十五間、

○神社 ○熊野宮 境内東西十間南北二十八間免除地 村北にあり、此社も

と山上にあり、佐原義連人民の參詣に便ならずとて、今の所に遷し一寺を草創し、別當の仕所とせしと云、即今の別當神宮寺たり、又葦名氏寄附の社領ありしを蒲生氏の時失ひしと云、鳥居あり、△天神社 境内にあり、△別當神宮寺 境内東西二十四間南北二十五間年貢地 本社の南にあり熊野山と號す、郭内延壽寺の門徒、天台宗なり、佐原義連の草創なりと云、

○寺院 ○觀音堂 境内六間四方免除地 端村大門の西八町餘山上にあり、岩を鑿開し結構せし三層閣なり、五間四面、高四丈八尺、東向庇縁勾欄あり、晴日に登臨すれば山水の賞乏からず、石像の秘佛にて俗無頸觀音と云、縁起に天長七年空海が建立なり、延長の頃越後國何某と云者、讒を避て此地に來り、堂中に身を潛め、切に觀音の力を念じ居たり、やがて諸卒逐來り搦捕て、岩上にひきすえ頸切て 今堂の側に 頸切岩あり本國に持歸り、主に見せしに、件の男にはあらで觀音の石頸なりければ、人舉て奇異の思をなし、彼地に一字を造營し、水月道場と名け觀音の頸を安置し、頸城郡と名くとあり、延長より前既に縁起に載する所不審 其後延文三年、葦名氏の臣富田將監祐義と云者、修理を加へしと云、△別當觀音寺 境内東西七間南北十一間年貢 本堂の東山下にめり、臨濟宗左下山と號す、府下

五之町實相寺の末寺なり、延文三年富田祐義が開基なりと云、祐義が法名なりとて、雄心一英居士とするせる靈牌あり、【寶物】 △銅板 一枚、長五寸五分幅二寸五分餘、兩面に彫附あり、其文如左、
左下觀音緣起、天長七年四月十四日弘法大師開山、延長二年三月十三日號無頸觀音、延文三年八月供養創建禪院、大檀那富田祐義藤原氏女法名 淨仙 興行比丘慈昭

永享八年九月十七日前立聖像 并不動毘沙門 造立供養、同年十月七日三十三身 并達摩大帝 造立供養勸進比丘玄明明珍依造立、玄明衣食且那平朝臣 沙呂 同氏女桂 正

自天長七年永享十年凡六百年
○古蹟 ○西光寺跡 端村西光の地なり、時宗供來山と號す、昔葦名盛氏岩崎に城郭を構へし時、創建して祈願所とす、後府下大町に移せりと云、

●穗谷澤村 端村 堀内 府城の南に當り、行程二里三十町家數二十五軒、東西二町五間南北三町二十間、山間に住す、東に田圃ありて鶴沼川に近し、此所を入穂谷澤と稱す此外に瀧と總澤と云二區の小名あり、總澤は入穂谷澤の北三町にあり、家數八軒、東西一町六間、南北四十五間、

瀧は總澤の北十五町餘にあり、家數十一軒、東西一町九間、南北三十二間、共に東は鶴沼川に傍ひ、西は山に倚る、三區の總稱を穗谷澤村と云、東三町會津郡本組下雨屋村に界ひ、鶴沼川を限とす、西は大石村に界ひ、村際の山頂を限とす、南四町馬越村の界に至る、其村は已に當り七町三十間餘、北は村際にて大石村に界ふ、其村まで十二町三十間、

○端村 ○堀内 瀧の南三町五十間にあり、家數十六軒、東西五十四間、南北三町十四間、東は鶴沼川に傍ひ、西は山に倚る、

○山川 ○千谷嶽 チヤガ 村南一里計にあり、頂まで一里餘、西は大石村の山に續き、南は會津郡小出組芦牧村の山に連る、

○鶴沼川 村東にあり、馬越村の境内より來り、北に流ること十六町、大石村の界に入る、

○土産 ○煙草 氣味殊に佳なり、馬越村の産につぐ、
○水利 ○窠堰 總澤の東にて、鶴沼川を引き田地の養水とし、大石村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西二十四間南北二十間免除地 瀧より戌亥の方にあり、鎮座の初を知らず、側に僅の瀑布あり、故に土人瀧壺稻荷と云、古藤蔓延して社頭を覆ふ、花時愛す

べし、鳥居・幣殿・拜殿あり、會津郡高久組深川村高野石見是を司る、【相殿二十二座】 △伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座は大石村より移せり、△八幡宮三座 共に本村より移せり、△山神六座 五座は本村より移し、一座は大石村より移せり、△鬼渡神六座 二座は本村より移し、四座は大石村より移せり、△明神 本村より移せり、△權現 同上 △稻荷神 大石村より移せり、△天神 同上 △天王神 同上

○寺院 ○源慶寺 境内東西八間南北二十間年貢地 端村堀内より未申の方一町餘にあり、大戸山と號す、會津郡本組天寧村天寧寺の末山曹洞宗なり、縁起によるに、昔何の頃にか東泉と云僧の開基なり、初は榮泉山一溪庵と號す、天正の頃祐玉と云僧あり、彼はもと葦名盛氏の草履を取りし下部なり、後剃髮して僧となり、盛信の靈牌と盛氏の影像を守護し、一字の草庵を營み、瑞雲院と號す、

即今の府下天寧寺町宗英寺なり、宗英寺には此事を傳へず 天正己丑の亂後、義廣出羽の秋田に移りし時、祐玉も靈牌と影像を負て秋田に赴きけり、後又故郷に歸り、影像をば瑞雲院に納め、其身は此寺に移住し、盛信・盛氏の靈牌を安置し、天寧寺九世仁庵を請て開祖とし、盛信の法名によりて源慶寺と改めしとぞ、案ずるに、盛信の位牌今天寧寺におさめ

元慶喜公大禪定門とあり、當寺にて源の字を記せるは、音の同きにより訛しと見ゆ、本尊觀音客殿に安ず、又月翁宗圓居士と記せし位牌あり、裏に元和九癸亥九月二十五日、堀内遠藤土佐守入道と彫付あり、此村の肝煎遠藤善藏と云者の先祖なりとぞ、

○褒善 ○忠義者總兵衛 安永三年米を與て賞せり、

○忠義者よそ 此村の農民幸吉妻なり、寛政二年同上馬越村 府城の南に當り行程三里、家數十軒、東西一町南北一町五十五間、東は鶴沼川に傍ひ、西は山に倚る、

東二町二十三間、會津郡本組南原村に界ひ、鶴沼川を限とす、西五町穂谷澤村の界に至る、其村は戌に當り七町三十間餘、南十一町七間小谷村の山界に至る、其村は巳に當り二十一町十間餘、北四町三十五間會津郡本組上雨屋村に界ひ、鶴沼川を限とす、

○山川 ○大樋戸山 村南にあり、高七十丈計、西は穂谷澤村に界ひ南は小谷村の山に連る、

○中山峠 村南六町にあり、大樋戸山の東麓を云、小谷村にゆく路なり、

○經巖 村北鶴沼川の西岨にあり、石理ありて經卷のつむが如し、

○鶴沼川 村東二町二十間餘にあり、小谷村の境内より來り、北に流ること十八町、穂谷澤村の界に入る、

二軒、東西一町二十四間、南北一町二十四間、東は川に傍ひ、西は山に連る、

○山川 ○天國山 或は天極に作る 村より申の方十町計にあり、西北は穂谷澤村に界ふ、

○山梨峠 村南十町計にあり、登ること十町計、荻牧村との界なり、徑路あり、大内峠に通ず、○中山峠 村より戌亥の方四町にあり、ここを越て馬越村にゆく、頂を界とす、

○鶴沼川 村東にあり、荻牧村の塚内より來り、北に流ること一里一町、馬越村の界に入る、水涸るゝ時は橋を架し、大豆田村に往來す、○不動瀧 村より辰巳の方三町にあり、溪流これに注ぐ、高五丈餘、

○溫泉 村南二十二町、鶴沼川の西岸に湧出す、湯治する者自ら砂を掘て浴す、洪水には川中となり浴すべからず、温湯にて味酸し、眼病・瘡毒を治す、

○土産 ○榎實 山中に榎木多し、村民實を採て生計の資とす、○山椒 山中に多し、但州朝倉の産につぐと云、

○神社 ○湯泉神社 境内一間四方免除地 端村平澤の南十一町餘にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、深川村高野石見是を司る、【相殿六座】 △稻荷神二座 共に本村よ

○土産 ○煙草 菜圃の字に井戸川と云所あり、此より出るもの殊に住なり、氣味強くして香氣あり、封内諸村に多けれども、此村の産にしくものなし、

○神社 ○稻荷神社 境内東西二十間南北十五間免除地 村の辰巳の方にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、深川村高野石見是を司る、【相殿一座】 △明神 地主神なり、

○小谷村 端村 平澤 府城の南に當り行程三里三十町、五區に住す、北の一區を坂下と云、家數四軒、東西五十間、南北十間餘、此より東三町に一區あり、川端と云、家數五軒、東西四十間、南北五十間、此より南四町に一區あり、原と云、家數三軒、東西四十間南北二十間、又此西二十間計に一區あり、西村と云、家數十二軒、東西一町十間、南北一町十間、又此南三町餘に家居一軒あり、細草と云、共に東は鶴沼川に傍ひ、西は山に倚る、東二十間會津郡本組大豆田村に界ひ、鶴沼川を限とす、其村まで十一町二十間餘、西二十町計穂谷澤村の山に界ふ、南二十二町會津郡小出組荻牧村の山界に至る、其村まで一里二町、北十町八間馬越村の界に至る、其村は戌に當り二十一町十間餘、

○端村 ○平澤 本村の南十一町四十間にあり、家數十

り移しぬ、△鹿島神 同上 △山神 端村平澤より移しぬ、△鬼渡神 同上 △權現 同上

○住吉神社 境内一間四方免除地 平澤の西山麓にあり、相傳ふ昔何の頃にか、此南山上の巖窟にあり、後ここに移すと今彼岩を大明神岩と云、鳥居あり、修驗大寶院是を司る、

○寺院 ○大慈寺 境内東西十七間南北三十間年貢地 村中にあり、臨濟宗小谷山と號す、郭内興德寺の末山なり、葦名氏の建立にて西堂と云僧の開基なり、舊は興德寺の塔頭なりしを、天正十七年此村に移せりと云、本尊釋迦、客殿に安ず、△觀音堂 客殿の南に續く、

○舊家 ○長谷川雄右衛門 此村の肝煎なり、先祖は長谷川五郎國義とて、大和國長谷に住す、後河内守と改め莊園多く領せしが、九代の孫越中守某と云者、牢人して會津に來りしより、此村の長となれり、昔は武器も數多傳りしを、天正己丑の亂に失ひしと云傳ふ、文祿・慶長の水帳、及免目録、漆木改帳など云ものを藏む、又系圖なりとて一卷を秘藏せり、傳るままに左に録す、

大統仁年五月五日、天下兩羽之御時、き内五ヶ國之侍ノ家ヲ、源氏御大將より下サル、然ニ大和之國三輪庄之大將、長谷川五良國義、伊津具島大明神ノ

バツソン、なら之京ヨリ分て五代也ト申上ラル、然ニ御大將ヨリ家ニおひて私なしトテ、宇地野軍大將ト仰出さる、御状尤也とて、和泉河内人數引つれ三月五日宇地のへ向はる、廳而ウチノ、人數打取、國義馬ヲ納ラル、其時長谷庄・八萬庄所ヲ被下、八月一日河内守カウ與テ所地入ヲセラル、厥ヨリ近江國幸賀庄持て、庄名カウカ名乗、ソレヨリ關東相模小田原庄持也、厥より分て奥州當方ニ在地スル也、如此之ケイツ、必ヘシク如件、

氏神之儀 正八幡 幡へ事 白將なり 幕もん事
ほこノ上ツナキ鷹 家ノ字ノ事 義政 河内守國
義伊豆守親義 刑部大輔實政 式部大輔定義 伊
勢守定政 兵庫頭盛政 兵部少輔助義 太郎左衛
門尉高義 越中守實義
○褒善 ○善行者悦右衛門 延享元年米を與て賞せり、
○忠義者義八郎 寛政五年同上

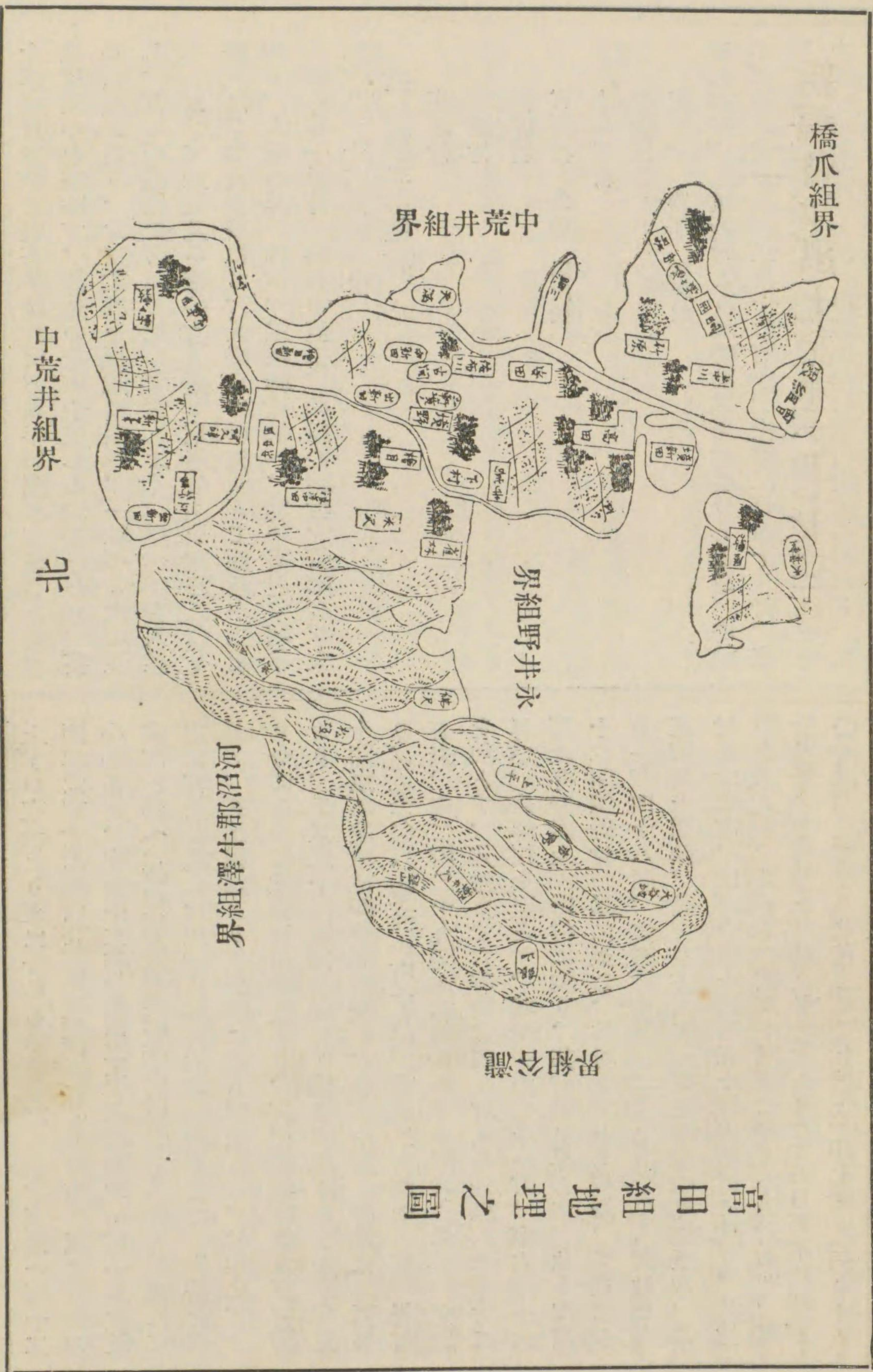
新編會津風土記卷之七十三終

新編會津風土記卷之七十四

陸奥國大沼郡之四

高田組

此地府城の西に當り本郡の東北にあり、東は宮川を隔て會津郡中荒井組に隣り、西は山を越て瀧谷組に界ひ、南は永井野組に並び、北は中荒井組河沼郡牛澤組に續く、又東南は橋爪組と胃組に交はる、東西三里八町餘、東は會津郡中荒井組十二所新田村の界より、西は瀧谷組田代村の界西勝時に至る、南北二里二町餘、南は永井野組の界より、北は中荒井組澤田村の界に至る、土地肥て五稼豐なり、只竹原・上中川・西勝等の諸村は養水の便悪く、常に早損に苦む、輕井澤・逆瀬川の兩村は山中にあり、雀林・米澤・根岸中田・立行事等の村は山麓にあり、寒暑の候、府下に比すれば十餘日の差あり、又五月六月の際に日を擇び、高田村伊須美神社にて御田植祭あり、高田村の條 其時遠近より、高田村に來り詣る者群集せり、此組及中荒井組にて、正月十五日若木に團子をさす時、其湯を家居の四面に灌で悪虫を避く、同月十五・



十六兩日家中に塵芥多ければ、其年田圃に草多しとて、
度度座中を掃除す、節分の夜種子浸しと云ことあり、茶
碗に水を盛り、大豆數粒を諸穀に擬へ、一粒づゝ水に浸
し、其年の豊儉を占ふ、沈めば實入よく、浮べば實入悪
しと云、又此組及中荒井・永井野・東尾岐・冑・瀧谷・大谷・
野尻・大石・大鹽組にて、大晦日に神玉飯とて團飯十二を
作り、大麻の幹を挿み、歳徳神に供へ、其後蓄置て明年
大麻の種子を蒔く時は食ふ、此組の諸村、皆郷名を失
ふ、凡三十二箇村あり、

高田組上七箇村

- 高田村
- 竹原村
- 西勝村
- 富岡村
- 上中川村
- 境新田村
- 屋敷村

●高田村 此地近村より地勢稍高き故名けしと云、府城
の西南に當り行程二里十二町餘、家數二百四十八軒、東
西二町十四間、南北十五町五十四間、南の端を上丁、次を
中丁、末を下丁と云、中程に少し東に折るる所あり、又

上丁の東頼より東に分るる通を横町と云、東西一町十二
間、南北五十四間、共に兩頼に連れり、横町の東に南北の
小路あり、家數十二軒、東西二十三間、南北一町一間、社
家町と稱へ、伊佐須美神社神職の居所なり、四方田圃にて
東は宮川に近し、此村は毎月六度の市をたて、炭薪を交
易し、又越後國より下野國に通る驛所にて、村中に官よ
り令ぜらるる掟條目の制札あり、河沼郡坂下組坂下村驛
より、二里三十二町四十間に續ぎ、此より二里一町三
十間東尾岐組市野村驛に續ぐ、中丁の西一町餘に一區あ
り、家數六軒、東西一町十八間、南北二町四十一間、新町
と云、東二町二十九間本郡橋爪組下中川村に界ひ、宮川
を限とす、其村まで六町餘、西八町永井野組八木澤村に
界ひ、赤澤川を限とす、其村まで二十一町、南六町十六
間永井野組永井野村に隣り、其村際を界とす、北十町四
十八間境野村の界に至る、其村まで十七町餘、又辰巳の
方一町四十八間、竹原村に界ひ、宮川を限とす、其村まで
五町四十間餘、丑寅の方六町八間安田村の界に至る、其
村まで九町、戌亥の方十四町五十間寺崎村に隣り、其村
際を界とす、又下丁の東四十間餘に穢多の居所あり、家
數五軒、東西三十四間、南北三十四間、

○山川 ○宮川 村東二町二十間餘にあり、永井野村の

境内より來り、北に流ること十三町餘、安田村の界
に入る、○赤澤川 村西八町にあり、永井野組上戸原
村の境内より來り、北に流ること十四町餘、寺崎村
の界に入る、廣三間計、

- 五加木清水 村中にあり、石を甃して方池とす、徑三尺計、大旱にも涸れずと云、
- 土産 ○麻 採て苧に製し、其粗なる者を漉て紙とし「しらわた」と稱ふ、其幹亦世用に便あり、此村及近村多く種て賣出し、産業の資とす、
- 水利 ○塊堰 冑組松岸村の方より來り、數派となり田地に灌ぐ、○堤 村西一町にあり、東西五十間、南北二町四十間、享和二年に築く、
- 郡署 ○代官所 村西二十間にあり、役人を置き、本組及び本郡中荒井組、會津郡中荒井組を支配せしむ、中荒井村郡役所に屬す、
- 倉廩 ○米倉三屋 共に代官所の西にあり、本組の米を納む、

○神社 ○伊佐須美神社 境内東西一町南 横町の東にあり、
北二町免除地
【延喜式】内陸奥國一百座の一にて、祭神は即伊弉諾伊
弉册の兩尊なり、【神名帳】には會津郡の部 縁起を案する
に載す今は本郡に屬す 大石組本名村博士
に、此神元は明神嶽組に鎮座ありしが、越後國蒲原

郡小川莊御神樂嶽にも、此神 欽明帝喜樂元年壬申此地に
鎮座ありしよしを云傳ふ、
遷し祭れりと云、喜樂は貴樂の誤なるべし、如是院年代
記に、欽明帝十三年を貴樂元年とす、御
正體に正一位の神爵を銘じ、大同四年の彫附 寶物の部
あれども、【續日本後紀】仁明帝承和十年奉授陸奥國
伊佐須美神從五位下とあれば、大同の頃此神爵あり
しには非ず、其後正一位の贈爵ありしと見ゆ、後奈良
帝天文十二年十二月十四日の位記今に存せり、されば
歲時の祭嚴重にて、四郡の内にも此社の祭田神戶多く
神職もあまたありしが、漸々に衰廢せり、されど天正
の頃までは高田・長尾二箇村にて、三百貫文の社領あり
しを、同己丑伊達氏の亂にこれをも失へり、豊臣太閤
の命にて、往古より御正作田と稱する所の地、七段此
社の領となれり、其後肥後守正之封を受け、此神の祀
典にのり、威靈の嚴重なるを崇ひ、三十石の地を寄附
し、社屋をば府の修造とす、天明三年癸卯又災に罹り
神殿門廡共に焚燬す、今の社は其後府より此を造營せ
り、△冠木門 南門の外にあるを正面とす、兩柱の間
二間左右に柵木あり、門外に馬止舎あり、東西の透門
の外にも又冠木門あり、寸尺南の冠木門と同じ、東西
ともに冠木門の外に馬止舎あり、△鳥居 冠木門を入

本社の御手洗なり、△西門 本社の西にて社家町の方に出る門なり、間敷上に同じ、此南に一間四尺に一間半の所あり、古札を納る所とす、△井 二あり、一は神供所の南、一は南門を入て右の廊の前にあり、共に屋を構へ三方に柵あり、又南門の井に並て盥水の所あり、屋を架す、二間に一間半、石の盥を設く、
 △天満宮 南門の外、本社にゆく路の左にあり、前に鳥居を建、相殿三十一座あり、【相殿】△稻荷神五座共に本村より移せり、△伊勢宮三座 同上 △荒神二座 同上 △八幡宮 同上 △熊野宮 同上 △三島神 同上 △鹿島神 同上 △宗像神 同上 △山神 同上 △聖神 同上 △幸神 同上 △天神 同上 △天王神 同上 △鹽竈神 同上 △石神 同上 △一王子神 同上 △七五三王子神 同上 △十二神 同上 △八乙女神 同上 △鬼渡神 同上 △叶神 同上 △軍神 同上 △加武氣神 同上 △權現 同上 △守從靈社 本社の東にあり、元文元年家老西郷源藏近方を祭り末社とす、鳥居・拜殿あり、額に守從靈社と題す、文章博士菅原長親の筆なり、△高天原 本社の西南にあり、一町四方の地にて本社之神輿を渡す旅所なり、中央に本殿あり、三方に玉垣を繚らし、前に幣

殿・拜殿・鳥居あり、又此中に相撲場あり、毎年八月十六日隨兵童子とて、童兒を力士形に造り、相撲を取しむ、又左右に二箇所の的場あり、祭の日禮射賭弓を行ふ處なり、△流鏑馬場 本社の西南高天原の北にあり東西一町三十五間、廣八間餘、毎年八月十六日流鏑馬を行ふ、△御正作田 本社より子丑の方、五町四十間餘にあり、相傳て本社之神田とす、文祿元年豊臣家中村式部少輔を目代とし、此地を檢校し、上古已來之神田たるに因り、此社に寄附し免除地とす、其地七段餘あり、不淨を入ざれどもよくみゝのると云、【舊事雜考】康熙伊佐須美に月祭田千五百束とある、△宮林田 本社の南にこの御正作田のことなるべし、△宮林田 本社の南にて高三十石の地なり、此地昔は一藁の平林にて本社に屬せり、寛永十二年三月十四日に本村に火災ありて、民家残り少く延焼せしにより、領主加藤式部少輔其林を伐て、本村の家作とし、新田を闢き高六十七石餘の地とす、其地本村と永井野村の間にあるゆゑ、村名を境新田と云、肥後守正之時代、其中三十石を以て當社の領とす、△姥清水 本社の東北にあり、三間四方計、北に流て御正作田に灌ぐ、旱魃にも此水潤ることなし、△砂山祭 本社の條下に記せる如く、毎年五月五日に此祭あり、鹽土翁を祭るにより鹽土祭とも云、即

五日の晨に、玉垣の内東北の隅に二の砂山を築き、一の砂山に幣帛を建、其前に机を置き、香爐燈明を設け海藻を始め種々の備物を供し、神職長官進て中臣杖三種大杖を誦す、外に又神職一人鳥兜を冠り、朱塗の假面をきて槌を取り、一の砂山に進む、禰宜一人又鳥兜に黒塗の假面をきて、八角に割れる三本の杭を砂山に建つ、神職槌にてこれを打つ、時に神祕の咒文あり、此時樂人鼓吹調拍子を調へて神樂歌を奏す、其後神職長官祈念して祭事終る、此鹽土翁鹽を煎初め給ひし時に效ふと云、因て此社の寶物に、鐵杖の首の兩岐なる者あり、これ上代の火箸なりとぞ、後嘉元元年に寺入村に社を建、此鐵杖を神體とし、金跨大明神と號してこれを祭る、この鐵杖今はなし、△御田植祭 此も本社の條下に記せる如く、毎年五月の末六月の始、子午卯酉の日を撰びて此祭あり、其式已の刻に童子四人、馬牛鹿獅子の假面を被り、本社を三たび巡り、南門より村中の兩頬の民家にかけて入り、一軒ごとに後戸より前戸に出、御正作田に行き、残りなく踏ならし、歸りに初過らざる家あれば、前の如くかけ入り、本社に還り假面を納む、村中の兒童これに従て馳巡る、もし誤て過らざる家あれば、必禍ありとてこれを忌むと云、

午の刻に及て禰宜共圭冠袍襖にて神田に往く、其行装の次第、白子翁・黒子翁・白子女とて藁人形三を造り、男の姿は烏帽子狩衣、女の姿は菅笠帷子にて、各假面を着せ、其外にも種々の人形ありて是を先に立、田に往て祭あり、其時催馬樂の祠あり、左に記す、
 催馬樂十二段 太神宮能面佐布等氏都奈義於岐多類
 後座婦禰其一御正田廻林田波高天原乃與伊止古路
 其二太神宮能御田地八葦毛乃古滿乎波也宇牽其三佐
 耶氣幾也早野氣喜也竹乃音乃草野氣幾其四太神宮廻
 御手坪爾於侶寸豐乃千垂額其五廣田也安田也植留地
 乃多乃之幾其六白良葦毛乃白能駒乎高天原仁繫汰
 其七志那比太也之奈飛太也秋乃垂穗波八握穗丹其八
 太神宮乃面佐布十低葦毛乃駒乎繫太其九低田哉高田
 哉裁流多智羅廻樂意其十曾子登入耶曾與等入也竹濃
 長枝農素譽都伊連其十一其十二關
 【寶物】△口宣案 一通、清龍寺の住僧智鏡が請にて再び賜ひし所なり、其文如左、
 上卿 中山大納言 天文二十年十二月十四日 宣旨
 陸奥國伊佐須美社 宜奉授正一位位記 藏人權石少
 辨藤原經元 奉

△勅額掛幅 一軸、天文二十年賜ふ所と云、表に奥州

二宮正一位伊佐須美大明神、背に依勅命大納言孝親書

之とあり、△年代記掛幅 一軸、廣二尺長四尺、細に

縦横の系ありて、人皇の初より文龜・永正の頃までの編

年にして大事を記せり、其中に喜樂貴樂な彌勒など云

年號あり、△紫銅香爐 一口、文安五年五月三日源行

吉といふ銘あり、文祿元年葦名家の寄附なりといひ傳

ふ、葦名家は天正の末滅ぶ傳る所誤あるべし△横笛 二管は漢竹と號す、

大永五年葦名盛安の寄附なり、一管は神樂笛と號す、

文明十三年黒川大町佐野七郎忠重と云者の寄進なり、

△王鼻假面 二枚、赤塗と白塗の面なり、△白女假面

一枚、△老女假面 一枚 △翁假面 一枚 △馬假面

一枚、運慶作 △牛假面 一枚、同上 △鹿假面 一

枚、同上 △太刀 一口 △甲冑 一領 以上十四箇

の神寶、天明三年の火災に盡く焼亡す、△黄金燈籠

一箇、高一尺五寸、徑八寸、府下馬場町坂内宗澤と云も

の寄進なり、△御正體圓鏡 一面、徑四尺、天明三

年の災に罹り、缺損すれども今に存す、其銘如左、

奥州二宮 正一位伊佐須美大明神 大旦那 義清

大同四年己丑

續日本後紀に據れば、此年號疑ふべけれども、相傳ふる

ままた此に記す、

△御正體圓鏡 二面、共に天明三年の火災に焼亡し、

今は其摹なり、一面は鹽竈明神、徑四尺、建武四年丁

丑八月廿六日といふ銘あり、一面は八幡宮、徑一尺、

其銘如左、

貞和二年丙戌八月一日檢校 鬼氏久光 神主渡邊五

郎源長 子息彦五定吉 藤原氏 女 大工圓阿彌

意趣者爲末代奉造立之處

△額 一枚、長五尺五寸、廣二尺五寸、奥州二宮正一位

伊佐須美大明神とあり、大納言孝親卿の筆なり、△木

造狛犬 二箇、運慶作と云、△色紙掛幅 一軸、大納

言藤原爲家卿の筆なり、△玉山講義附錄 三卷、肥後

守正之編纂の書、寛文七年七月寄附す △長柄銚子一

口 △神樂樂器 數箇 右二品肥後守正寄附、△神

鏡 三面 △古鼎 一口、徑二尺餘 △神輿 一兩方

二尺二寸、檐七寸、金銀の鉸具にて蓋に紋あり、左三

巴二引輦なり、大永六年丙戌八月吉日大旦那平盛安同

盛常と云銘ありと云、今は見えす、

△神職渡邊伊豫 其先渡邊四郎光房は、内舍人從六位

下渡邊綱が八世の裔にて、鳥羽院北面の侍なり、光房

が次男大和惟治當國に來り、其孫長門頼綱建曆の頃此

り、△制札 入口の左にあり、△客殿 九間半に六間

南向、本尊不動、△地藏堂 客殿の西南にあり、長三

尺の地藏を安す、又天海得度の寺の故に因り、正徳二

年住持尊圓、宮に請ひ縁を募り、慈覺慈眼兩大師の像

を彫刻し、大明法親王の開眼を受け此堂に安す、各長

二尺五寸、△聖天社 客殿の西にあり、もと伊佐須美

神社の境内にあり、寛文中此に移す、△舜幸墓 境内

にあり、長四尺餘の石塔なり、堅者法印辨譽舜幸と彫

附あり、この僧は即天海の師にて、惠雲より十二世の

法孫なり、又外に永正・天文の彫附ある物數基あり、

剝落して字體辨じがたし、△山王神社 客殿の南にあり

【寶物】 △五大尊掛幅 三幅對、智證筆と云、△紺紙

金泥普賢經 一軸、慈覺筆と云、△胎金曼荼羅 二幅

文龜三年癸亥九年廿七日と云裏書あり、△文珠畫像

一幅、慈眼幼年の筆と云、△不動畫像 一幅、傳教幼

年の筆と云、△如來正面畫像 一幅、親鸞筆と云、如

來の下に親鸞父母の像あり、△地藏畫像 一幅、慈覺

筆と云、△山水畫 一幅、唐人筆と云、△竹畫 一幅

同上 △水晶珠數 一連、慈覺所持の物と云傳ふ、

○文珠堂 境内東西二十二間半 南北四十七間免除地 伊佐須美神社の北にあり

社の禰宜となる、六世の孫を近江長と云、初め五郎と

稱す、此時神職五員の内に入る、本宮八幡御正體に渡

邊五郎源長とあるは、此近江が事なり、近江が八世の

孫大藏大輔則綱始て長官に任ず、則綱九世の孫を渡邊

伊豫惟一則と云、今の長官なり、昔は神主宮司檢校よ

り已下、三十二員の神職ありて、神宮寺と云社僧もあ

りしと云、今長官の外に十三員の神職あり、

○齋宮神社 境内東西三十間 南北六間免除地 村中にあり、昔は伊佐須美

神社に給事する女官ありて、伊勢の齋王加茂の齋院の

如く此に住せしにや、其舊跡に社を建て、倭姫命を祭

りしと見ゆ、昔は毎年三月二十五日伊佐須美の神輿を

曆應二年の造創にて、昔は運慶作の文珠を安ず、獅子座に乗り長二尺九寸の木像なり、慈眼の誕生を祈りし靈験の佛なりとて、元祿十三年大明法親王の教に因て東叡山吉祥閣に遷し、別に法親王開眼の文珠の木像を下し賜ひしが、天明三年の火災に焼て、後又定朝作の文珠を下し賜ひ、殊に慈眼の縁に因り、黄金若干を賜はり常燈の料とす、天明三年火災の後、鐘樓二王門等經營いまだ成らず、鐘一口あり、徑二尺一寸、近年響あししとて、寶曆・享和二度の手入あり、古銘の末に其年を彫れり、文字磨滅せるものあり、其文如左、

奥州會津大沼郡 高田 伊佐須美大明神 社内之鐘
奥之院 大旦那 平盛高 同 平盛安 本願權少僧
都智鏡 別當清龍寺□□ 同且越 新右衛門尉 源
左衛門尉 諸旦那等法善結縁 大工掃部助兼次 永
正第十三天丁丑卯月十九日

△白山神社 文珠堂の西南にあり、△智鏡塚 白山神社の南にあり、法幢寺の住持にて、鐘の銘に本願智鏡とあるもの是なり、文龜三年伊佐須美社回祿に罹り、贈爵、綸旨を失ひしに因り、智鏡これを請ひ天文十年再び賜ふと云、塚の高五尺餘、周十間餘、上に六尺計の五輪あり、梵字の外文字なし、

頃一遍の徒長阿彌、此地に來りしを請て開山とし、世々家に傳る所、安阿彌作の彌陀を安置すと云、今に客殿に安じ本尊とす、△地藏堂 客殿の南にあり、

○觀音堂 境内東西十九間南 天王寺の東南にあり、十一面觀音の木像を安ず、昔は五町計丑寅の方にあり、寛永十三年此に移すと云、會津三十三所順禮の一なり、天王寺是を司る、△箱清水 觀音堂の西にあり、石を甃して方池とす、徑三尺計、

○浮身觀音堂 境内東西七間南 村東にあり、何の故浮身の稱ありしにや詳ならず、觀音の像に永祿二己未三月十七日と云銘ありとぞ、秘佛なり、龍興寺是を司る、

○墳墓 村より丑寅の方五町にあり、天王寺の司れる觀音堂の舊地は此所なりと云、往古は七堂伽藍ありて、三十四區の坊舎軒を並べしとぞ、此兒は其頃の者なりと云、五輪一基存せり、又村西四町に塚田とて、二間四方の平地あり、如何なる人の墓かを知らず毎年七夕に白雀來ると云、謂れを傳へず、

○古蹟 村西一町にあり、一町四方、四面に土居墮の形残り、中は菜圃となる、塔寺村八幡宮長帳に、文明十一年五月廿七日、高田館落ち戦死の者ありしよしを載す、
【舊事雜考】に文明十二年の事とす 如何なる人にて、誰人の

△別當清龍寺 境内東西三十四間南 本堂の西にあり、護國山と號す、天台宗、龍興寺の末寺なり、曆應二年圓濟と云僧開基す、

○天王寺 境内東西三十六間南 村東にあり、高田山と號す、天台宗、龍興寺の門徒なり、開基の僧を觀祐と云何の頃の草創と云ことを知らず、本尊彌陀客殿に安ず、○心光寺 境内東西三十五間南 天王寺の南にあり、護念山と號す、淨土宗、府下五之町高巖寺の末山なり、天文三年良海と云僧開基す、本尊彌陀客殿に安ず、

○法幢寺 境内東西五十二間南 心光寺の南にあり、廣田山と號す、淨土宗高巖寺の末山なり、明應三年玉譽と云僧開基す、其後堂宇頽破せしを、天文年中智鏡再興すと云、本尊彌陀の銅像を客殿に安ず、背後に、奉鑄金銅善光寺阿彌陀如來、右志爲父母二親、并常顯藤原氏、乃至法界平等利益也、建治貳年丙子二月時正初番と彫附あり、長一尺六寸、又大黒の像あり、彌陀・大黒ともに、寛文中伊佐須美神社の境内より移す、大黒は運慶作と云、長二尺計、

○長光寺 境内東西三十四間南 村西一町にあり、山號を眞弘山と云、相模國藤澤清淨光寺の末山、時宗なり、文安の頃此村の住義原左京義元と云者、當寺を建て、此

爲に滅されしにか詳ならず、土人の口碑には、葦名盛高田氏を滅さんとて、其隙を窺ふに、盛高の家人鹽田某と云者の家童に、此高田氏の家人と男色の知音ありしを幸に、家童をして語らばせければ、高田氏の家人一議にも及ず領掌し、彼一族宮川に漁に出て、備なき由を報ず、盛高其虚に乗じ、俄に襲てこれを滅せりと云、【太平記】に葦名二階堂小侯とあり、【舊事雜考】に葦名は會津、二階堂は磐瀬のことなれば、此地小侯に近きゆえ、高田氏は小侯氏の事なるべしとあり、○寺跡三 一は徳林寺とて、村西にありしを後、會津郡南青木組閻川村に移す、一は村東にあり、光明寺と云、會津郡中荒井組小澤村に移す、又伊佐須美神社の境内に、神宮寺と云社僧あり、本郡南青木組大石村に移す共に天台の道場なりしと云、

○釋門 ○天海 父を船木道光と云、清龍寺の文珠堂に祈て、天文十七年正月朔旦に誕生せり、永祿三年龍興寺現住舜幸を師とし、十三歳にて剃髮す、後天海僧正と號し、東照宮御歸依の僧にて、東叡山を開き慈眼大師と謚す、行狀は世の知る所なれば此に略す、

○舊家 ○坂内丹四郎 世々此村の檢斷なり、先祖を坂内參河憲政と云、兵庫信房と云ものの三男にて、伊勢

國より會津に來り、葦名家に仕て小山村を領す、其子左馬承憲勝、天正己丑の亂に義廣を送て常陸に往く別に臨て義廣佩刀を與へしと云、慶長八年此佩刀を携へ行き、江府に奉獻す、其時賜はりし傳馬證文、今猶家に傳ふ、左に録す、

御朱印 傳 馬登疋、江戸の會津まで可出之者也、仍如件、

卯正月七日

右宿中

○吉原源之丞 世々此地に住して先祖より商人の司を勤しと云、昔は吉原を義此村の長光寺も文安の頃、彼が先祖左京義元建立せしとぞ、今猶毎年正月十四日には家の前に市神の假屋を作り市祭を行ひ、同廿日には組子の商人を集め酒饗せり、昔よりのならはしと云、古文書を藏む、左に出す、

商人衆御中之事

一他國之商人衆、村々之ふり賣ふり買相留申、自然參候は、御中にしらへ可申事、
一相津賣物は相中之談合ニ而買可申、若わき相中え相談不申賣買候は、御中おはつし可申、買申金子調不申候は、御中ニ而急度才覺可申事、

云、家系を失て世次を詳にせず、家に古文書數通を藏む、左に録す、

(花押)

依有要用、大沼之郡高田之村御供田之内、年貢四貫五百所御判形を申請、永代賣渡處實也、縱如何様之儀候共、於子と孫と不可有違亂之狀如件、

天文拾三年甲辰十二月晦日 平田五良左衛門尉 宗 範(花押)

澁河源左衛門尉殿

(花押)

大沼之郡高田村其身城之内、棟役并公事永代宥免候、仍會津之於内成者、縱餘之村居候共相違有間敷也、爲後之狀如件、

天文廿二年癸丑二月廿日 澁河源左衛門

(彼カ)

(二字虫喰)他付は藏人間答申候條、自御館乞置申、仍其身ニ恩ニいたし候、おき目(虫喰)くつれ候よし申上候間、御地をおき目ニさしそへ、此度よりおんニいたし候、向後者如在なく陣參等の奉公きくとたしなみ可申、永代相違有間敷候、仍爲後日狀如件、

一駄賃之儀拾五里に付而荷物三拾貳貫目ニて三十文宛、山川ハ四十文宛相定申事、

一惣御中之内へ不參候て、わき宿へ參候商人衆は、賣物買物はおなかにて曲事可申付事、

一御中へ入不申候て、れんちやくかけ申候者於有之は、見付次第否可申事、

右條と相背人御座候は、おなかなはつし、かたち取上可申事、以上、

元和九年十月廿二日 黒谷村 神家十郎左衛門

黒石 正右衛門(書判) 同 勘解由印

同 治部印 同 六郎左衛門印

荒井村 八郎左衛門印 同 彌兵衛印

同 清左衛門印 同 長右衛門印

小川村 兵右衛門(花押) 十郎左衛門印

甚八郎(略押) 外六(略押) 藤八印 八七郎印

奈良戸村 與三左衛門(花押) 同 空助印

同 宇右衛門印 甚右衛門印

新右衛門印 長崎村 はや之助印

太郎右衛門印 吉原左京助様

○喜三太 此村の農民なり、先祖を澁河源左衛門某と

天正元年癸酉八月五日

氏 常(花押) 不及齋(花押)

澁河源左衛門尉殿

被歸候以來者手之様如何候哉、無手透ま、不及書札候、雖無申迄候、養生簡用候、此元之義床敷可被存候御無事半に候、定而落着可申候様殊有之可申候、恐々謹言、

七月十三日

(金上カ) 成 備(花押)

澁河源左衛門尉殿

澁河源左衛門尉殿 金上

五貫四百三十くほ、永代相違有間敷候也、仍如件、

花押 天正十七年己丑

七月六日

澁河源左衛門尉

○褒善

○次右衛門 母老て痰を患へしを介抱し、寢所にも藁をもみて是を敷き、病強く發る時は夜も障子を隔て守り居つつ終夜快寝せず、晝も人來て物語するに咳嗽の聲聞ゆる時は色を變じて聞すまし、頓て往て安否を問、又外に出ても母が病をうれへて、顔色に見はるるばかりなりしとぞ、或夜風痛く吹て前栽の栗の實を

墮せしを、母病に侵され強て出て扱はんと云へば、止
 ことを得ず其意に任せ、我身は内に入て身を清め、佛神
 に向ひ、偏に此風の病に害なからんことを祈りしと云
 元祿五年賞して米を與へり、○利三郎 弟を吉十郎と
 云、共に孝心深し、父餅を嗜みしかば、曉より餅賣る
 家に行、さめぬ爲とて懐にし來てこれを進む、常に鍛
 冶を業とせり、父は眼翳み手足弱かりしかど、折にふ
 れ鍛冶の庭に出相槌をうたんと云に、兄弟共に厭ふ氣
 色もなく、打寄て其心を慰めけり、一年父痲病を患へ
 しに、老の身にて醫藥効なれば、醫師も食物は病者
 の心に任せよと云、然るに兄弟共にさり共と思ひこみ
 食物を撰び妻にも固く戒め保養させしかば、至孝の驗
 にや病癒しと云、元祿五年兄弟を賞して米を與へり、
 ○市太郎 家極て貧しく父は八十に近くして病に臥せ
 り、市太郎箒籬を作り世を渡りしが、此程は遅く出早
 く歸て介抱せり、されば次第に貧しくなり、父の心を
 痛めんことを患へ、糲糠などを俵にし、米貯へしさま
 に見せ、其心を安じ、食物も兎角して病者の望に叶は
 んことを謀りければ、人も其孝心に感じ錢を與て扶助
 せしと云、其後父は癒へずして終りしが、世に在し頃
 乏しくして、心よきさまを見せざることを歎きしとぞ

享保五年賞して米を與へり、○忠七 此村の農民なり
 家世々豊なれども奢侈を省き殊勝の行多し、常に質物
 をとり金錢を貸與へしが、正直にして横利を食らず、
 又貧しきものには定りし利息をゆるし、償はざるもの
 あれども用度に苦むを聞けば呼迎へて更に貸與ふ、尤
 年さきに我家火災に罹りしが、同時に延焼せし貧窮孤
 獨のものには、米味噌などを與て救ひしと云、常に孝
 心深く八十に餘れる祖母に事て日夜に力を盡し、又一
 人の姉他に嫁して男子ありしに、如何なることにかあ
 りけん、夫跡を匿しければ、二人を迎取て姉を母と尊
 び、甥をば弟の列になして事へ養へり、或時富岡村の
 農民金次郎と云者、重荷を負て宮川を涉り誤て水中に
 溺れぬ、忠七斯と聞よりもありあふ藥を懷にし、下部
 には衾などもたせ頓て彼所に往て介抱せしが、甲斐な
 くて死失せしを金次郎極て貧しければ、後の事まで調
 て家に送りしと云、斯る奇特のこと共多ければ、寛政
 三年米若干を與へ、且脇指上下を免許して是を賞せり
 ○孝行者次右衛門 元祿五年米を與て賞せり、○孝行
 者つき 農民平助妻なり、明和六年米を與て賞せり、
 ○忠義者しち 農民新七妹なり、天明五年米を與て賞
 せり、

●竹原村 府城の西南に當り行程二里十二町、家數二十
 四軒、東西一町十二間、南北二町四間、下野街道に住す、
 四方田圃にて、西は宮川に近し、東五町北二町共に本郡
 橋爪組下中川村の界に至る、其村は丑に當り五町、西三
 町五間高田村に界ひ宮川を限とす、其村は戌に當り五町
 四十間餘、南一町四十八間西勝村の界に至る、其村は辰
 に當り十一町、又未の方三町上中川村の界に至る、其村
 まで十二町二十間餘、申の方五町永井野組永井野村の界
 に至る、其村まで十四町四十間餘、

○山川 村西三町餘にあり、上中川村の境内よ
 り來り、北に流ること七町十間餘、下中川村の界に
 入る、冬は橋を架す、

○神社 大沼神社 境内東西四十六間
 南北十七間免除地 村の未の方にあり
 祭神詳ならず、大同元年の草創と云、本社西に大沼
 とて七間四方計の沼あり、郡名の從て起る所にて、昔は
 大なる沼なりしと云、今は小池となれども旱歲にも涸
 れず、鳥居・幣殿・拜殿あり、高田村渡邊伊豫是を司る、

○寺院 今泉寺 境内東西十八間南
 北三十二間年貢地 村中にあり、天台宗
 竹原山と號す、寛平二年の建立にて圓覺と云僧の開基
 なりと云、昔は代々大沼明神の別當職を勤しとぞ、天
 正の頃圓見と云者中興せり、圓見が後住圓寧が時、松

本太郎が叛逆により兵火に逢ひ、堂舎殘なく焼亡し佛
 像緣起をも此時に失へり、其後佐瀬不及齋が祈願所と
 なり、其資力に因り、堂舎再び築て稍古に復せり、是よ
 り住職絶て圯廢せしを、會津郡南青木組湯本村東光寺
 の住僧秀長來て再建す、因て今に東光寺の門徒なり、
 本尊彌陀客殿に安す、

○墳墓 古塚 村南にあり、高六尺、周十六間、上に地
 藏の石像を安す、由ある者の墓にや、土人越中壇と稱
 し、歲時の祭を修して今に怠らず、

○褒善 忠義者彦三郎 延享四年賞して米を與へり、
 ○善行者儀左衛門 此村の肝煎なり、明和二年賞して
 米を與へり、○忠義者藤右衛門 文化二年賞して米を
 與へり、

●西勝村 此村昔は今の地より一町計北にありて、月ご
 とに六度の市ありしかば、西河市と書しとぞ、府城の西
 南に當り行程二里十八町、家數四十七軒、東西四町二十
 間南北一町、西は富岡村の端村新屋敷に續き、三方田圃
 なり、東四町本郡橋爪組橋爪村の界に至る、其村は寅に
 當り六町、南三十四間本郡橋爪組領家村の界に至る、其
 村は未に當り三町、北九町本郡橋爪組下中川村の界に至
 る、其村まで十一町、又戌の方九町竹原村の界に至る、

其村まで十一町、村の戌亥の方下野街道に一里塚あり、

○山川 ○津島清水 村北一町餘にあり、周五町計、乳の出ざる婦人、此水にて粥を炊き食すれば乳出ると云、

○土産 ○紙 質厚く堅強にして蠶ます、手形證文の用に充つ、俗に西勝紙と云、

○倉廩 ○米倉 村北にあり、本組の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西四間南 村北一町五十間餘にあり、鎮座の初を詳にせず、鳥居・幣殿・拜殿あり、安樂寺是を司る、

○寺院 ○安樂寺 境内東西十五間南 村中にあり、榮壽山と號す、上野國世良田長樂寺の末山天台宗なり、昔西林寺善宗寺とて此地に二字の道場あり、湯本村東光寺の住僧春盛と云者、其妃廢せるを悲み此寺を建立すと云、何の頃の僧にか詳ならず、本尊彌陀客殿に安ず、

○正覺寺 境内東西十三間南 村の北にあり、淨土眞宗、西派府下徒町淨光寺の末山なり、元和二年宗善と云僧建立す、本尊彌陀客殿に安ず、

○古蹟 ○館跡 村北一町四十間にあり、何の頃にか佐瀬若狹諱を失ふと云もの住せりとぞ、今は畠となり内城と云字残り、○光福寺跡 村北にあり、淨土眞宗にて文祿三年道清と云僧の開基なりとぞ、何の頃にか廢し

て今は畠となる、

○褒善 ○長四郎 田宅をも持たざる貧民にて、父死し母老しに因り世わたる便なく、新九郎と云者の下部となり、主家の暇には起居を伺ひ、旨甘を進め孝を盡しければ、主人も怒て母をば己が裏屋に住ましめ、猶も長四郎が身請のためにとて若干の田を作らせしを、長四郎みな母を養ふ料とす、母これを聞、村長の許に行き、我子の心はさることなれども、斯ては身を贖ふに便なし、哀れを救をも給はらばやと云ければ、村長も貧人扶持を願ひ出んと長四郎に語りしを、農民の數にも入ざる身の願ひ出んこと恐ありとて聞ず、其後も忠孝彌厚かりければ、村長頓て府に告んと云に、吾等如き賤き身の忠とも孝とも云事いかで知るべき、親の惠限なく主の恩亦深ければ、身を動さで月日を送るべきやうなし、忠孝といはれんは本意に非ずとて、只管にいなみしとぞ、寶永三年米を與て褒賞せり、○忠義者山三郎 明和五年米を與て褒賞す、

○富岡村 端村 新屋敷 府城の西南に當り行程二里二十町、家數二十三軒、東西一町二十四間、南北一町四十五間、下野街道に住す、四方田圃なり、東二十九間、南二町二間、共に本那橋爪組領家村の界に至る、其村は東に當り一町餘、西五町二十六間上中川村の界に至る、其村まで八町五十間餘、北五町二十一間西勝村の界に至る、其村は寅に當り一町五十間餘、又未の方二町二十一間東尾岐組北村の界に至る、其村まで十町二十間餘、申の方九町二十四間胃組下杉原村の界に至る、其村まで十二町二十間餘、

○端村 ○新屋敷 本村より四十間餘寅の方にあり、家數七軒、東西一町二間、南北四十三間、下野街道に住す、東は西勝村に續き三方田圃なり、

○山川 ○清水 村南にあり、周五間餘、嚴冬の頃下流に水苔を生ず、

○神社 ○二渡神社 境内東西九間南 村より五町餘亥の方にあり、鎮座の年月を詳にせず、祭神は十八よ魂命なり、鳥居あり、高田村渡邊伊豫是を司る、【相殿十三座】△伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座は西勝村より移す、△三島神二座 一座は本村より移し、一座は西勝村より移せり、△稻荷神二座 共に西勝村より移せり、△雷神二座 一座は西勝村より移し、一座は上中川村より移せり、△若宮八幡二座 一座は西勝村より移し、一座は竹原村より移せり、△幸神 上中川村より移せり、△權現 同上 △伊豆神 竹原村より移せり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西三十間南 村中にあり、何の頃の草創と云こと詳ならず、十一面觀音の木像を安ず、會津三十三所順禮の一なり、應永中の鰐口をかく、近來損せしに因て寛政九年改め鑄る、古名左に録す、

○觀世音御寶前鰐口 應永三十三年丙午夏願主本願聖人 重範 光成 別當 舜成

△別當福生寺 境内東西十八間 本堂の北にあり、天台宗高田村龍興寺の門徒なり、昔妙福寺と云別當あり、久く廢せしに因り、慶長十年舜亮と云僧當寺を建立し、日用山福生寺と號し、別當職をつくと云、彌陀を本尊とす、

○上中川村 此村昔は所々に散居す、後此に移すと云、府城の西南に當り行程二里二十四町、家數二十七軒、東西一町四十二間南北二町四十四間、四方田圃なり、東三町二十八間富岡村の界に至る、其村まで八町五十間餘、西三町永井野組永井野村に界ひ宮川を限とす、其村まで六町、南二町四十一間胃組下杉原村の界に至る、其村は未に當り四町四十間餘、北八町十五間竹原村の界に至る、其村は丑に當り十一町十間餘、又申の方十五町十八間胃組松岸村の界に至る、其村まで十七町、

○新編會津風土記卷之七十四 陸奥國大沼郡之四

二二

二二

二二

二二

○山川 ○宮川 村西三町にあり、下杉原村の境内より

來り、北に流ること十九町餘、竹原村の界に入る、

○寺院 ○成徳寺 境内東西十八間南 村中にあり、陽岩山

と號す、府下南町常慶寺の末山曹洞宗なり、文龜年中

陽徳と云僧開基すと云、本尊地藏客殿に安ず、

○古蹟 ○館跡 村より十四町申の方にあり、何の頃に

か佐藤佐渡介吉廣と云者住せりと云、今は河原となり

其形なし、

○褒善 ○忠義者徳右衛門 寶曆四年賞して米を與へり

○忠義者武右衛門 寛政十年同上

●境新田村 此地昔は伊佐須美神社の宮林なり、寛永十

三年高田村焼じす、因て加藤氏宮林を伐らしめ其跡を開

て新田とす、高田・永井野兩村の境なる故村名とす、府城

の西南に當り行程二里十六町、家數九軒、東西二十六間

南北一町三十三間、北に永井野村の民家二軒雜居し、三

方田圃なり、東は村際にて高田村に界ふ、其村は北に當

り二十間餘、西四十六間南四町七間餘共に永井野村の界

に至る、其村は南に當り四町餘、

●屋敷村 端村 天神堂 此村は本組の地に續かず、永井

野組諸村の中に住す、昔葦名の家臣松本氏世々住し、彼

が郎等どもの居りし所故屋敷村と名くと云、府城の西南

新編會津風土記卷之七十五

陸奥國大沼郡之四

高田組下十五箇村

安田村 サブカ 端村 コヒラキ 古新田 中新田 天満新田

佐布川村 サキカ 端村 ニケンサカヒノ 出新田

境野村 サカヒ 端村 ニケンサカヒノ 出新田

寺崎村 スズキ 端村 下村

雀林村 スズキ 端村 檜目新田

檜目村 ヒノメ 端村 檜目新田

米澤村 メサ 端村 檜目新田

根岸中田村 ネガシ 端村 長尾新田(今廢)

沖中田村 オキナカ 端村 長尾新田(今廢)

阿久津村 アキツ 端村 長尾新田(今廢)

新屋敷村 ニクヤク 端村 向新田

新屋敷新田村 ニクヤク 端村 向新田

立行事村 タチギヤウジ 端村 出新田

逆瀬川村 サカセガハ 小名 松坂新田 端村 佛澤

に土居隍の形存し、一町四方計あり、外郭の迹北に廻り、是は杉内村に屬す、此館は松本氏代々の居所なり、其先は信州の松本氏にて葦名家の臣たりしより、禮遇他に異に四天宿老の第一と稱せり、塔寺村八幡宮長帳に天將 古文書往往天正を天將に作る者あり 三年松本圖書助安積郡にて討死せし由見ゆ、其子太郎同十二年生十六歳にて聊恨の子細ありて葦名家を亂さんと企て、其頃男色の和音なる河沼郡箕川村の地頭栗村下總を語ひ、葦名盛隆城東羽黒山にて舞樂の遊覽ありし隙を伺ひ、松本と栗村と八百餘人を引卒し、黒川の館へ打入しが事成ずして共に討ると云、

○褒善 ○忠義者千之助 寶曆六年米を與て賞せり、

新編會津風土記卷之七十四終

輕井澤村 小名 銀山 端村 市野 上平 大谷地

●安田村 府城の西に當り行程二里六町、家數四十六軒 東西二町三十八間南北二町三十一間、四方田圃にて、東は宮川に近し、東六町十八間會津郡橋爪組大島村の界に至る、其村まで七町三十間餘、西六町二十間南二町五十二間、共に高田村の界に至る、其村は未申に當り九町、北五町五十六間佐布川村の界に至る、其村まで七町二十間餘、又辰の方七町二十間、本郡橋爪組新堀村の界に至る、其村まで十町十間餘、

○山川 ○宮川 村東二町にあり、高田村の境内より來り東北に流ること十一町餘、村東にて濁川に合し、これより下流を會津郡橋爪組西麻生村の界に入る、俗に鶴沼川と云、

○濁川 村より三町餘丑寅の方にあり、會津郡橋爪組西後庵新田村の境内より來り、斜に戌の方に流ること十二町餘、宮川に合す、廣八間

○關梁 ○橋 村より四町餘丑寅の方濁川に架す、長七間の土橋なり、府下に通る路なり、

○神社 ○熊野宮 境内東西十四間南 村より戌亥の方一町二十間餘にあり、草創の年月詳ならず、鳥居あり、普門寺司なり、

○寺院 ○普門寺 境内東西二十三間 村中にあり、安樂山

○清水 村より二町亥の方にあり、周五間餘、

○神社 ○諏訪神社 境内東西三十七間南 村より巳の方一町にあり、鎮座の始を詳にせず、鳥居・拜殿あり、修驗光明院是を司る、

○寺院 ○觀音寺 境内東西十九間南 村中にあり、圓通山と號す曹洞宗、曹組尾岐窪村龍門寺の末山なり、文永二年の草創と云、誰人の開基せるに不知、其後堂宇頽破せしを、寛永元年越後國より雲藝と云比丘來て中興す、本尊觀音客殿に安す、△觀音堂 境内にあり、

○不動堂 境内東西六間南 村より辰巳の方二十間にあり、草創の年月詳ならず、光明院これを司る、

●境野村 端村 二軒界野 出新田 此村もと石坂とて、六町計南にあり、何れの頃にか今の地に移せり、此地の字を境野と云し故、村名とす、府城の西に當り行程二里九町、家數六十八軒、東西二町十七間、南北四町十一間、下野街道にあり、四方田圃なり、東二十七間佐布川村の界に至る、其村は巳に當り十町二十間、西六町四間雀林村の界に至る、其村まで十八町五十間餘、南六町二十間高田村の界に至る、其村まで十七町餘、北七町三十二間沖中田村の界に至る、其村は亥に當り十八町、又戌の方八町四十間檜目村に隣り、其際を界とす、申の方六町三

と號す、元和二年寶藏と云僧開基す、高田村龍興寺の門徒天台宗なり、本尊正觀音客殿に安す、

●佐布川村 端村 古開新田 中新田 天満新田 此村昔は寒川と書しとぞ、府城の西に當り行程二里六町、家數二十八軒、東西五十間南北三町二十間、四方田圃なり、東四町會津郡橋爪組西麻生村の界に至る、其村まで十五町三十間、西は村際にて境野村に界ふ、其村は亥に當り十町二十間、南一町三十間安田村の界に至る、其村まで七町二十間餘、北十三町會津郡中荒井組宮袋村の界に至る、其村は丑寅に當り七町四十間餘、

○端村 ○古開新田 本村より一町三十間亥の方にあり、家數八軒、東西一町二十八間、南北二町三十四間散居す、四方田圃なり、○中新田 本村より六町二十間餘西にあり、家數二軒、東西二十間南北三十間四方田圃なり、○天満新田 本村より六町三十間餘寅の方にあり、家數二軒、東西二十間南北八間、西は宮川に傍ひ三方田圃なり、又二町餘東に一區あり、家數六軒、東西十一間、南北一町十五間四方田圃なり、

○山川 ○宮川 俗に鶴沼川 村東五町にあり、西麻生村の境内より來り、北に流ること十六町、宮袋村の界に入る、冬月は橋を架す、

十間寺崎村の界に至る、其村まで十町五十間、

○端村 ○二軒界野 本村より二町餘辰の方にあり、家數二十七軒、東西一町四十一間餘、南北五十二間四方田圃なり、○出新田 本村の北二町餘にあり、家數六軒、東西二十五間、南北一町五十八間、此より二十間巳の方に一區あり、家數六軒、東西三十六間南北一町十六間、共に四方田圃なり、

○山川 ○宮川 端村出新田の東二町三十間餘にあり、會津郡中荒井組宮袋村の境内より來り、北に流ること四町三十間餘、檜目村の界に入る、

○赤澤川 村西六町にあり、寺崎村の境内より來り、北に流ること八町餘、檜目村の界に入る、

○水利 ○牛澤堰 村より三町餘丑の方に宮川を引き檜目村の方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西二十間南 村の辰巳の方三町にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿六座】△白幡八幡宮二座 一座は本村より移し、一座は安田村より移す、△天王神 本村より移せり、△伊勢宮 安田村より移せり、△稻荷神 同上 △幸神 同上

○御館神社 境内東西六間南 村北にあり、祭神及鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、渡邊伊豫是を司る、

○寺院 ○天宗寺 境内東西二十五間 村中にあり、平傳山と號す、永祿元年河原田豊前某と云者草創し、永井野組松澤村、松澤寺三世の僧三室が弟子間悦を請て住持とし、一町の田地を寄附せしと云、今に松澤寺の末山曹洞宗なり、本尊地藏客殿に安す、

○光正寺 境内東西十間南 村中にあり、此地昔三間四面の彌陀堂あり、荒廢して修理する者なかりしに、天正十三年下總國より教傳と云僧來り、村民等と力を勦せて一字の梵刹を造立し、即彌陀を安置し、境立山光正寺と號す、淨土宗府下五之町高巖寺の末山なり、本尊彌陀客殿に安す、恵心作と云、長九寸、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、今は民居となり、其形なし河原田豊前居りしと云、【舊事雜考】に豊前はもと松本氏の郎等なりしが、後伊達政宗に屬せりと云、

○寺崎村 端村 下村 此村もと六町計北にあり、其地に巨宏の梵宇ありし故名くと云、寛文四年今の地に移せり府城の西に當り行程二里六町、家數三十一軒、東西一町二十九間、南北二町四十二間、四方田圃なり、東六町二十間高田村の界に至る、其村は辰巳に當り十四町五十間、

西五十四間永井野組八木澤村に界ひ、赤澤川を限とす、其村は未に當り七町、南は村際にて高田村に界ふ、南四町二十間境野村の界に至る、其村まで十町五十間、又戊の方六町五十間、雀林村の界に至る、其村まで十四町二十間餘、

○端村 ○下村 本村より一町四十間北にあり、家數九軒、東西一町八間南北一町五間、四方田圃なり、昔は上村と云、本村を今の地に移して後下村と改む、

○山川 ○赤澤川 村西五十間餘にあり、高田村の境内より來り、北に流ること二十二町、境野村の界に入る、

○土産 ○單席 此村多く織出す、八木澤村の産と同く總て俗に八木澤表と云、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十二間南 村より三町五十間 丑寅の方にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿六座】 △稻荷神二座 共に本村より移せり、△諏訪神 同上 △聖神 同上 △御稔神 同上 △姫神 同上

○寺院 ○佛照寺 境内東西十間南 村中にあり、開基詳ならず、會津郡中荒井組下荒井村蓮華寺の末寺眞言宗なり、山號を堅實山と云、本尊大日客殿に安す、

に及て箱に入て氷らしめ、裁て數片となし、薬に編て再風雪に曝し、春月温風稍至るに及て氷餅となる、其質束針の如く色極て清白なり、同寺の中に、倉三屋を構へてこれを納る所とす、昔は法用寺より、禁廷に貢せしと云、今毎年府より江戸に貢す、○煙草 此村多く種て産業の資とす、氣味やはらかなり、

○雀林村 此村の西に林あり、雀林と云、因て名とす、中頃法用寺と云しが、寛文中舊名に復せり、府城の西に當り行程二里十八町、家數九十六軒、東西二町十三間南北三町五十八間、西は山に傍ひ三方田圃なり、東十町十一間寺崎村の界に至る、其村は辰に當り十四町二十間餘、西十六町、逆瀬川村の山に界ふ、南三町二十三間永井野組八木澤村の界に至る、其村まで五町三十間餘、北二町米澤村の界に至る、其村は丑に當り五町十間餘、又寅の方九町二十五間檜目村に隣り其村を界とす、

○山川 ○古方沼 村より二十町餘申の方山中にあり、此村及八木澤村の境内なり、東西二町三十間、南北一町、又三町計北に蓋沼と云あり、此所もと數頃の凹地なりしが、何れの頃にか古方沼春水の溢れし時、水湛て一夜の中に此沼となりしとぞ、水草一面に浮び、蓋の如し、故に名けり、今に水に隨て浮沈す、古方沼は此沼を産するとて雌沼と云、因て蓋沼をば雄沼と稱す其周二十町餘、明暦元年土居を築て用水の備とす、又早歲に雨を祈れば驗ありと云、

○土産 ○氷餅 法用寺の境内に、春屋とて一屋を構へこれを製す、其製糯の新に熟する者を擇び、冬月に精け嚴寒の節に至て白餅に製し、熱湯に和し、能黏する

○土産 ○氷餅 法用寺の境内に、春屋とて一屋を構へこれを製す、其製糯の新に熟する者を擇び、冬月に精け嚴寒の節に至て白餅に製し、熱湯に和し、能黏する

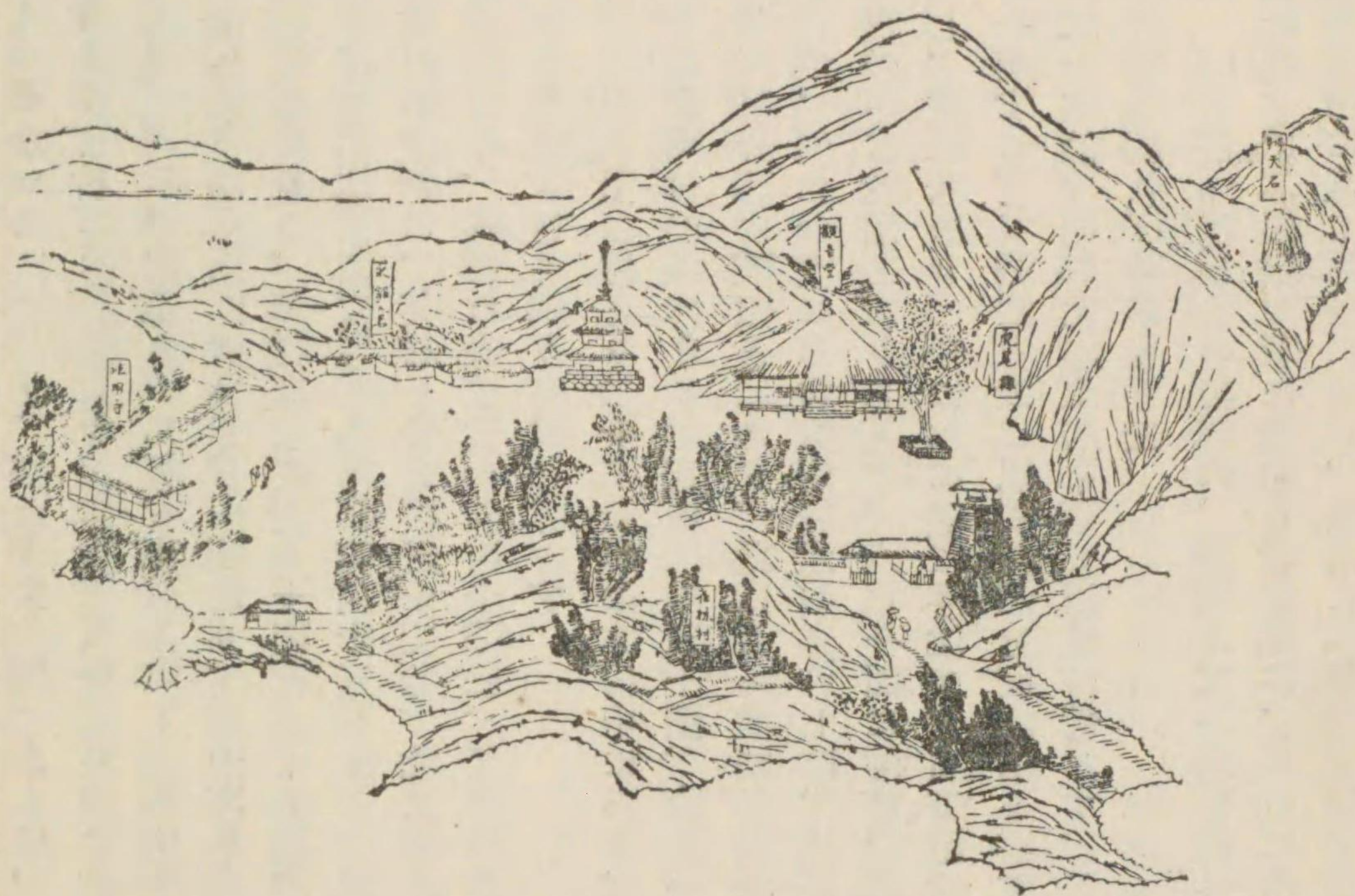
○水利 ○掘拔堰 村西十七町坊澤と云處より三町五十間餘、山腰を掘拔き古方沼の下流と坊澤堤の水を通す山中を流れ前坂堤に入り、下流を田地の養水とす、享保三年に築けり、○堤二 一は村西一町三十間にあり前坂堤と云、東西四十間餘、南北二十間餘、慶安年中築く、一は村西十七町にあり、坊澤堤と云、東西十八間、南北四十二間、寛政二年に築けり、

○神社 ○麓山神社 境内東西十七間南 村より四町五十間餘申の方山上にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、高田村渡邊伊豫が司なり、

○龍像神社 境内東西四間南 村西山にあり、祭神は五龍王神なり、何の頃の草創と云ことを知らず、鳥居・拜殿あり、法用寺是を司る、

○寺院 ○觀音堂 境内東西三十八間 村西山麓にあり、縁起を按ずるに養老四年得道此堂を建立し、十一面觀音

觀音堂之圖



を安置すと云、昔この像材雷雨の後洪水ありて、近江國高島郡三尾崎に流れ出づ、其時俄に疫癘行れしに因り、所の者共其祟を畏れ、大和國葛下郡神河浦に移す時に出雲大満と云者この靈材を見て大願を發し、この木にて十一面の像を造らば、定て利益多からんとて繩を繫でこれを牽しに、思の外輕々と漂動して、大和國城下郡當麻郷に至る、然れどもいまだ因縁や至らざりけん、彫刻すべき資力なくして、大満も世を辭しぬ、其後八十餘年過て疫癘又起りしにより、所の者共其祟を畏れ、此木を引て長谷の川上に至る、それより三十餘年を経て、得道出で此木を長谷の峰頂に移し、藤原房前公の執奏により官租を賜はり、稽文會稽主動と云佛工に仰て、一木三體の靈像を刻めり、時に供養の導師は菩提にして、開眼導師は行基なりしとぞ、因て此堂を建立し、本木の靈像を安置し、中身の靈像を大和の長谷寺に勸請し、木末の靈像を讚岐國志渡寺に安置せしと云、〔元亨釋書〕には長谷寺觀音の事のみにて此堂と志渡寺の事見えず 其後八十餘年を経て、大同年中に得溢此所に於て修法すること多年、勅を受けて三十三神の靈像を刻し、此に勸請す、これより四民の歸依益多くして、三重塔・二王門・三十三坊舎一時に功成りしと云、靈像は今に恙なく靈驗多しとぞ

法用寺是を司る、△二王門 三間に二間、左右に力士の像あり、極て古物と見ゆ、各長七尺餘、堂舎皆新なれども、此門のみ昔の儘にて今に存すと云、柱梁朽損し、其製頗古りたり、△鐘樓 二王門を入、石階を升て道の右にあり、二間四面、鐘徑二尺一寸、銘あり、其文如左、

於奥州會津大沼郡 法用寺奉鑄鐘一口 大旦那平朝臣盛□ 別當法印權大僧都儼海比丘 本願聖人長岡先達頼圓 小聖智□ 大工越後國蒲原郡大崎住 妙實 火玉大工相合奉鑄也、文明六年甲午六月廿一日 諸旦那等敬白

【舊事雜考】に平朝臣盛之とあり、今之の字見え、又小聖智範とあれども、範の字詳に辨じ難し、

△本堂 七間四面東向、一木三體の十一面觀音を安置す即稽文會稽主動が作と云、崇敬の餘別當といへども、親く見すと云、會津三十三所順禮の一なり、外に前立脇立八大童子守護の番屬及三十三身と得道の像を安ず、三十三身は得溢の作と云、厨子の戸板に朱書あり、其文如左、

佛且塗旦那梁田住仁、源性珠禪尼、葦田輔行次郎衛門、延徳二年庚戌三月吉日、別當長滿敬白、令法久

住、利益人天故也。

△虎尾櫻 本堂の前にあり、古木にして枝葉數歩の外に庇ひ、春月には花香寺堺に滿ち、希代の佳觀なるゆえ、花を賞する者多く此に集れり、△辨天石 本堂の北にあり高四尺計、昔得溢ある夜の夢に、天女天降り此花の下にたたずむと見る、夢覺て怪しく思ひ、晨を待て花下に至り、見れば一の奇石あり、因て辨天石と名く、婦人の子なき者、或は子育なき者、此石に祈て驗ありしとぞ、△三重塔 本堂の南にあり、高九丈餘二間半四面東向、本尊釋迦脇立文珠普賢、もと大同三年得溢の建立にて、安永の頃までありしが、頽破に及びし故、別當亮椿再建し、同九年に造畢、

○法用寺 境内東西三十間南北四十三間免除地 觀音堂の南にあり、山號を電々山と云、養老四年得道當寺を創造し、十一面觀音を安置すと云、堂是なり 昔は左計の大刹にて寺領も又少からず、葦名盛舜の頃まで猶盛なりしに、世の亂に因次第に衰へぬ、されども天正の頃までは、坊舎猶十六ありしが、文祿に至り殘らず退轉し、今僅に二字を遺せり、上野國世良田長樂寺末山天台宗なり、

△制札 觀音堂にゆく道の右にあり、△客殿 九間半に五間半、東向本尊彌陀、此より四間に一間半の廊下あり

りて庫裏に通ず、又客殿の前に四建門あり、△庫裏十一間半に五間 ○地藏堂 客殿の北にあり、中古退轉し、地藏をば客殿に安置す、正徳年中住持教海靈夢を蒙り、日光山大悲院より別に地藏を勧請し、此堂を建つ、孕婦安産を祈て験ありとて、いつとなく子安地藏と云、鏡の鉢あり、徑一尺九寸五分、銘文如左、
法用寺 鉢常住 大旦那 新國又七 長谷川 四郎 衛門 大工彦次 卓山次郎左衛門 永正八天辛未十一月一日

△喜見院 當寺の衆徒なり、今は廢せり、△大乘院 同上

【寶物】 △不動畫像二幅 一福は慈覺筆といひ、一幅は慈眼筆と云、

△緣起 一軸觀音堂、本尊彫刻の始より當時草創までのさまを圖し、其事を上註す、書畫共に拙けれども古代の物と見ゆ、裏書あり、其文如左、

天正乙丑年、伊達政宗打入、彼緣起亂物ニ申、白川へ罷越候、惠日寺ノ住物成上に申乞請申候得者、法用寺之住物ニ御座候、右爲末代之新寄進ニ飯令進候ウラ打イタシ申候、
文祿癸巳二年壬九月吉日

惠日寺 法印玄弘(花押)
從得一大師四十六代也
△古文書 三通、其文如左、
陸奥國會津大沼郡法用寺別當職事、任相傳之旨、寺務管領不可有相違、彌可被致祈禱精誠狀如件、
觀應三年十月廿四日 右京大夫(花押)
葦名禪師御房

陸奥會津法用寺 別當職事者 右彼所權大僧都法印長源爲寺務知行、不可有相違於御祈禱者、任先例、可被致丹誠狀如件、
天文八年八月三日 遠江守盛舜(花押)

法用寺別當權大僧都法印

御寺領之内、依有闕所、少々家風中に宛行候、彼者共事茂衆徒中被勤候寺役ニ不可相替候、若於有相違背之族者、審愚所え可承候、急度可申斷候、仍爲後日一行如件、
元龜元年十二月十六日 松本圖書助氏輔(花押)

法用寺 御同宿中
△番板 一枚二尺に八寸計、其墨痕年を経て消滅せん

ことを恐れ、近年住持これを彫刻せしむ、其文如左、

晝夜不退番帳筋次不同 一番 良泉坊
二番 澤之坊 三番 玉水坊 四番 桐下坊
五番 杉下坊 六番 安樂坊 七番 竹内坊
八番 大巽坊 九番 普門坊 十番 梅下坊
十一番 妙行坊 十二番 大井坊 十三番 玉藏坊
十四番 淨水坊 十五番 池之坊 十六番 寶持坊
右所定若斯

天正十八年庚寅正月一日

○褒善 ○善行者又三郎 此村の肝煎なり、明和二年米を興て賞せり、○孝行者辰藏 文化二年同上

●檜目村 端村 檜目新田 府城の西に當り行程二里二十六町、家數十九軒、東西一町五十間、南北一町三十六間四方田圃なり、東南共に村際にて境野村に界ふ、其村は辰に當り八町四十間、西一町五十間米澤村の界に至る、其村まで五町十間餘、北六町沖中田村の界に至る、其村まで十三町、又亥の方三町、根岸中田村の界に至る、其村まで七町、申の方村際にて雀林村に界ふ、其村まで九町二十間餘、

○端村 ○檜目新田 本村より八町丑寅の方にあり、家數十二軒、東西三十間南北一町三十二間、東は宮川に

傍ひ三方田島なり、寛永二年に開く、

○山川 ○宮川 端村檜目新田の東にあり、境野村の境内より來り、北に流ること四町三十間餘、會津郡中荒井組本多村の界に入る、○赤澤川 境野村の境内より來り、檜目新田の西を北に流ると五町五十間餘、沖中田村の界に入る、

○水利 ○牛澤堰 境野村の方より來り、米澤村の方に注ぐ、

○寺院 ○觀音寺 境内東西十間半南北十八間半年貢地 村中にあり、稻荷山と號す、開基詳ならず、天台宗雀林村法用寺の門徒なり、本尊彌陀客殿に安ず、△觀音堂 境内にあり、

●米澤村 府城の西に當り行程二里十八町、家數五十七軒、東西二町四間南北二町十一間、四方田圃にて、西は山に近し、東四町二十四間檜目村の界に至る、其村まで五町十間餘、西十二町計逆瀬川村の山界に至る、其村は戌亥に當り十二町四十間、南一町十八間雀林村の界に至る、其村は未に當り五町十間餘、北四町十四間根岸中田村の界に至る、其村まで六町、

○水利 ○牛澤堰 檜目村の方より來り、根岸中田村の方に注ぐ、○堤 村より戌亥の方にあり、東西一町三十間、南北五十五間慶安三年に築く、

○神社 ○伊佐須美神社 境内東西三十二間南
北二十七間免除地 村より四十
間、戊亥の方にあり、創立の年月詳ならず、鳥居あり、
高田村渡邊伊豫是を司る、【相殿十五座】 △伊勢宮二
座 一座は本村より移し、一座は檜目村より移せり、
△熊野宮二座 一座は本村より移し、一座は雀林村よ
り移せり、△諏訪神 本村より移せり、△白山神 同
上 △天王神 同上 △稻荷神三座 一座は檜目村よ
り移し、二座は根岸中田村より移せり、△伊豆神二座
一座は根岸中田村より移し、一座は雀林村より移せり、
△山神 雀林村より移せり、△羽黒神 同上 △箱形
神 同上

○寺院 ○寶幢寺 境内東西二十七間南
北三十六間年貢地 村中にあり、天台
宗、雀林村法用寺の門徒なり、開基の僧を蓮藏と云、
縁起に弘仁元年山下に道場を創め、不動を安置し溪流
の名に因り、米澤山と號し、仁王般若の寶幢を建、村
里の繁榮を祈りし故、寶幢寺と號すと云、應永二十五
年榮觀と云僧、村中に造營し、不動の像を移せり、寛
正二年回祿に罹りて後、智榮と云僧修造せしとぞ、本
尊地藏客殿に安ず、

●根岸中田村 府城の西に當り行程二里十八町、家數三
十七軒、東西一町三十四間南北二町二十七間、西は山に

傍ひ、三方田圃なり、東六町沖中田村の界に至る、其村
は寅に當り六町、西十一町逆瀬川村の山界に至る、其村
は戌に當り十七町、南一町四十六間米澤村の界に至る、
其村まで三町、北八町二十五間立行事村の界に至る、其
村まで十三町四十間餘、又巳の方四町檜目村の界に至る
其村まで七町、

○山川 ○長尾山 村西にあり、平山にて松樹多し、上
に壇あり、金滓壇と云、江川常俊と云者弘安寺の觀音
の像を鑄させし時、金滓を埋めし壇なりとぞ、

○水利 ○牛澤堰 米澤村の方より來り、沖中田村の方
に注ぐ、○堤 村より二町申の方にあり、東西一町十
間南北二十八間、元祿十年に築く、

○寺院 ○觀音堂 境内東西十六間半
南北十五間免除地 村中にあり、五間五
尺四面、十一面觀音を安ず、長六尺二分、文永十年六
月十七日、佐布川村の住、江川常俊一人の女子を喪ひ
悲哀に堪へず、菩提のため觀音の像を鑄させ、四間四
面の堂を創立して安置し、不動地藏を脇士とす、各長
四尺又彌陀竈燒黑地藏、名の起る所 伊勢八幡春日の堂
社及二王門鐘樓等を造立して供養し、末代修補のため
田島百畝井に山林若干を寄附すと云、今は堂舎廢して
只觀音堂と二王門のみなり、然れども星霜久しく破壊

せし故、此堂は寶曆七年當寺九世無明再造し、二王門
は享和二年修補す、△二王門 三間二尺に二間、△辨
天堂 二王門を入れて右にあり、

△別當弘安寺 境内東西十七間南
北二十間年貢地 本堂の北にあり、縁起
を按ずるに、文應元年下野國那須郡雲岩寺より巖知と
云洞家の僧此地に來り、一字を結び中田庵と號す、弘
安二年本村の住富塚盛勝村より六町申の方に富臨濟宗に
歸依し、巖知をして濟家たらしめ、境内の觀音堂と其
時の年號とに取り、普門山弘安寺と號し、田圃及山林
を寄附しければ左計の大刹たりしと云、正安二年盛勝
死して當寺に葬り、弘安寺殿玄翁宗頓と號す、明年二
月二十日、巖知遷化してより諸宗の僧侶住し、師壇の
寄進等漸衰へ、院宇破壊す、寛永十九年會津郡南青木
組天寧村天寧寺會下通巖來て再興し、天寧寺の末山曹
洞宗となる、客殿に竈燒黑地藏彌陀の二像を安ず、古
物なり、共に長一尺二寸五分、

●沖中田村 府城の西に當り行程二里十五町、家數四十
二軒、東西三町二十四間南北二町十間、四方田圃にて村
東に下野街道あり、東七町會津郡中荒井組宮袋村の界に
至る、其村は辰に當り二十町餘、西十四町逆瀬川村の界
に至る、其村まで十九町、南七町五十四間檜目村の界に

至る、其村まで十三町、北一町六間阿久津川村の界に至

る、其村まで二町三十間餘、又亥の方四町四十二間、立
行事村の界に至る、其村まで十町、申の方一町五十間根
岸中田村の界に至る、其村まで六町、巳の方十町二十八
間境野村の界に至る、其村まで十八町、舊十町餘西に長
尾新田と雲端村あり、今は廢す、

○山川 ○逆瀬川 村北一町餘にあり、立行事村の境内
より來り、東に流ること十一町四十間餘、會津郡中
荒井組本田村の界に入り、赤澤川に合して宮川に注ぐ
○赤澤川 村より巳の方四町二十間餘にあり、檜目村
の境内より來り、北に流れ東に轉じ、八町二十間餘流
れ本田村の界に入り逆瀬川に合す、

○水利 ○牛澤堰 根岸中田村の方より來り、阿久津村
の方に注ぐ、

○神社 ○春日神社 境内東西九間南北
二十六間免除地 村より三十間餘亥
の方にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、高田村
渡邊伊豫是を司る、【相殿三座】 △伊勢宮 本村より
移せり、△正八幡宮 同上 △若宮八幡 同上

○寺院 ○正念寺 境内東西四十間半南
北二十六間年貢地 村中にあり、高尾山
と號す、淨土宗、五之町高巖寺の末山なり、開基詳な
らず、昔は東照寺と號し、村西にあり、天文年中火災

に罹り、春甫と云僧再與す、文祿中如問と云僧此に移し、寺號を改めしと云、本尊彌陀客殿に安ず、

山と號す、弘治の頃傳説と云僧此に來り阿彌陀堂の舊跡に此寺を創立すと云、五之町高巖寺の末山淨土宗なり、本尊彌陀客殿に安ず、△地藏堂 境内にあり、

○褒善 ○忠義者孫四郎 寛政六年米を與て賞す、

○褒善 ○孫右衛門 子三人あり、兄を清十郎、次を孫四郎、末を市三郎と云、各妻を娶て一家に住み、父は能く子を教へ、子は懇に父に事へけり、農事の暇には戒て素綯の業をなさしめ、交はりには必信を以てしければ、其教の驗にや、稚き子共も朝夕の食時に序を亂さず、常に父の勞に代り其教を守り、慈愛孝悌の行みな著しければ、元祿二年父子四人を賞して米を與へり、

●阿久津村 此村もと悪津に作る、寛文中今の文字とす府城の西に當り行程二里十八町、家數二十六軒、東西二町二十間南北二町、四方田圃にて南に逆瀬川あり、東五町會津郡中荒井組本多村の界に至る、其村は辰に當り、十九町五十間餘、西四町立行事村の界に至る、其村は戌に當り七町二十間、南一町三十間沖中田村の界に至る、其村まで二町三十間餘、北三町十間新屋敷村の界に至る、其村まで八町五十間、此村越後國より下野國に通る道なり、

○悌順者彦右衛門 寶曆六年米を與へて賞せり、○悌順者惣三郎 彦右衛門弟なり同上 ○貞節者某 和兵衛妻なり、寛政六年米を與て賞せり、

○山川 ○逆瀬川 村南一町にあり、沖中田村の境内より來り、東に流ること七町本多村の界に入り、宮川に注ぐ、

●新屋敷村 昔は中島とて三町計丑寅の方にあり、此に移してより新屋敷村と稱すと云、府城の西に當り行程二里十八町、家數五十二軒、東西三町五十八間南北二町三十八間、四方田圃なり、東四町十八間新屋敷新田村の界に至る、其村まで五町二十間餘、西三町本郡中荒井組梁田村の界に至る、其村まで八町、南五町四十間阿久津村の界に至る、其村まで八町五十間、北二町二十五間本郡中荒井組澤田村の界に至る、其村まで七町三十間餘、又丑の

○水利 ○牛澤堰 沖中田村の方より來り、新屋敷村の方に注ぐ、

○水利 ○五郎助 一人の母あり、家貧しければ高田村田中彌三郎と云郷頭がもとに奉公せしが、常に寒暑を避けず、朝は疾く起て田畠を耕し、夜は飲食を調べ、携へ往て母に羞め、其夜の中に起き歸り、又主人の用をきき常に遊びの日をも徒にせず、草を交り塵を掃ひ聊も主家の助となるを心とす、或年彌三郎召仕を省きしに五郎助一際思ひこみて働きしかば、田圃の收納常年に劣らざりけり、斯て定りし給分の外に僅の田畠を貸て作らせしも聊己が料とせず、皆母を養ふ扶とす、主人愈渠が志を感じ、年期未だ充ざるに暇を與て家に歸しまた初め作らせし田地をも與へ、且其事を府に告げれば寶永五年米を與て褒賞せり、○忠義者かる 農民丑之助妻なり、寛延二年同上

○神社 ○稻荷神社 境内東西十八間南北十四間免除地 村より亥の方四十間餘にあり、鎮座の初を詳にせず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿二座】 △若宮八幡 本村より移せり、△權現 同上

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○山王神社 境内十間四方免除地 村北一町三十間餘にあり、草創の年代を傳へず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿六座】 △伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神 同上 △熊野宮 同上 △幸神 同上 △十里神 同上 △若宮八幡 同上

○寺院 ○阿彌陀寺 境内東西十二間南北十三間年貢地 村中にあり、一心

○寺院 ○常福院 境内東西二十二間南北二十一間年貢地 村中にあり、若宮山と號す、開基詳ならず、中頃頽破し住持の僧もなかりしに、慶長二年下野國より實順と云密侶來て再興せり、會津郡中荒井組下荒井村蓮華寺の末寺、眞言宗なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○新屋敷新田村 端村 向新田 元和八年本郡中荒井組蕎麥目村の農民開くと云、府城の西に當り行程二里十町、家數十七軒、東西二町南北一町、四方田圃なり、東四町會津郡中荒井組宮下村の界に至る、其村まで八町四十間餘、西一町四間北一町三十四間、共に新屋敷村の界に至る、其村は西に當り五町二十間餘、南三町阿久津村の界

○藥師堂 境内東西四十二間南北二十間免除地 村北一町四十間餘にあり、藥師長三尺餘、木佛座像なり作者を知らず、昔何の頃にか此村に田子道宥と云地頭あり、聊宿願の事ありて此堂を草創し、持傳へし藥師を安置せしとぞ、因て田子

方五町四十間、本郡中荒井組和泉新田村の界に至る、其村まで七町四十間餘、申の方二町二十七間立行事村の界に至る、其村まで六町十間、此村下野街道にて、村界に一里塚あり、

藥師と稱す、もとは此より五町餘東北にありしと云、常福院是を司る、

○水利 ○牛澤堰 阿久津村の方より來り、澤田村の方に注ぐ、

○褒善 ○五郎助 一人の母あり、家貧しければ高田村田中彌三郎と云郷頭がもとに奉公せしが、常に寒暑を避けず、朝は疾く起て田畠を耕し、夜は飲食を調べ、携へ往て母に羞め、其夜の中に起き歸り、又主人の用をきき常に遊びの日をも徒にせず、草を交り塵を掃ひ聊も主家の助となるを心とす、或年彌三郎召仕を省きしに五郎助一際思ひこみて働きしかば、田圃の收納常年に劣らざりけり、斯て定りし給分の外に僅の田畠を貸て作らせしも聊己が料とせず、皆母を養ふ扶とす、主人愈渠が志を感じ、年期未だ充ざるに暇を與て家に歸しまた初め作らせし田地をも與へ、且其事を府に告げれば寶永五年米を與て褒賞せり、○忠義者かる 農民丑之助妻なり、寛延二年同上

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○新屋敷新田村 端村 向新田 元和八年本郡中荒井組蕎麥目村の農民開くと云、府城の西に當り行程二里十町、家數十七軒、東西二町南北一町、四方田圃なり、東四町會津郡中荒井組宮下村の界に至る、其村まで八町四十間餘、西一町四間北一町三十四間、共に新屋敷村の界に至る、其村は西に當り五町二十間餘、南三町阿久津村の界

○神社 ○稻荷神社 境内東西十八間南北十四間免除地 村より亥の方四十間餘にあり、鎮座の初を詳にせず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿二座】 △若宮八幡 本村より移せり、△權現 同上

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○山王神社 境内十間四方免除地 村北一町三十間餘にあり、草創の年代を傳へず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿六座】 △伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神 同上 △熊野宮 同上 △幸神 同上 △十里神 同上 △若宮八幡 同上

○寺院 ○常福院 境内東西二十二間南北二十一間年貢地 村中にあり、若宮山と號す、開基詳ならず、中頃頽破し住持の僧もなかりしに、慶長二年下野國より實順と云密侶來て再興せり、會津郡中荒井組下荒井村蓮華寺の末寺、眞言宗なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○藥師堂 境内東西四十二間南北二十間免除地 村北一町四十間餘にあり、藥師長三尺餘、木佛座像なり作者を知らず、昔何の頃にか此村に田子道宥と云地頭あり、聊宿願の事ありて此堂を草創し、持傳へし藥師を安置せしとぞ、因て田子

方五町四十間、本郡中荒井組和泉新田村の界に至る、其村まで七町四十間餘、申の方二町二十七間立行事村の界に至る、其村まで六町十間、此村下野街道にて、村界に一里塚あり、

○水利 ○牛澤堰 阿久津村の方より來り、澤田村の方に注ぐ、

藥師と稱す、もとは此より五町餘東北にありしと云、常福院是を司る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○褒善 ○五郎助 一人の母あり、家貧しければ高田村田中彌三郎と云郷頭がもとに奉公せしが、常に寒暑を避けず、朝は疾く起て田畠を耕し、夜は飲食を調べ、携へ往て母に羞め、其夜の中に起き歸り、又主人の用をきき常に遊びの日をも徒にせず、草を交り塵を掃ひ聊も主家の助となるを心とす、或年彌三郎召仕を省きしに五郎助一際思ひこみて働きしかば、田圃の收納常年に劣らざりけり、斯て定りし給分の外に僅の田畠を貸て作らせしも聊己が料とせず、皆母を養ふ扶とす、主人愈渠が志を感じ、年期未だ充ざるに暇を與て家に歸しまた初め作らせし田地をも與へ、且其事を府に告げれば寶永五年米を與て褒賞せり、○忠義者かる 農民丑之助妻なり、寛延二年同上

○神社 ○稻荷神社 境内東西十八間南北十四間免除地 村より亥の方四十間餘にあり、鎮座の初を詳にせず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿二座】 △若宮八幡 本村より移せり、△權現 同上

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○山王神社 境内十間四方免除地 村北一町三十間餘にあり、草創の年代を傳へず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿六座】 △伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神 同上 △熊野宮 同上 △幸神 同上 △十里神 同上 △若宮八幡 同上

○寺院 ○常福院 境内東西二十二間南北二十一間年貢地 村中にあり、若宮山と號す、開基詳ならず、中頃頽破し住持の僧もなかりしに、慶長二年下野國より實順と云密侶來て再興せり、會津郡中荒井組下荒井村蓮華寺の末寺、眞言宗なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○藥師堂 境内東西四十二間南北二十間免除地 村北一町四十間餘にあり、藥師長三尺餘、木佛座像なり作者を知らず、昔何の頃にか此村に田子道宥と云地頭あり、聊宿願の事ありて此堂を草創し、持傳へし藥師を安置せしとぞ、因て田子

方五町四十間、本郡中荒井組和泉新田村の界に至る、其村まで七町四十間餘、申の方二町二十七間立行事村の界に至る、其村まで六町十間、此村下野街道にて、村界に一里塚あり、

○水利 ○牛澤堰 阿久津村の方より來り、澤田村の方に注ぐ、

藥師と稱す、もとは此より五町餘東北にありしと云、常福院是を司る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○褒善 ○五郎助 一人の母あり、家貧しければ高田村田中彌三郎と云郷頭がもとに奉公せしが、常に寒暑を避けず、朝は疾く起て田畠を耕し、夜は飲食を調べ、携へ往て母に羞め、其夜の中に起き歸り、又主人の用をきき常に遊びの日をも徒にせず、草を交り塵を掃ひ聊も主家の助となるを心とす、或年彌三郎召仕を省きしに五郎助一際思ひこみて働きしかば、田圃の收納常年に劣らざりけり、斯て定りし給分の外に僅の田畠を貸て作らせしも聊己が料とせず、皆母を養ふ扶とす、主人愈渠が志を感じ、年期未だ充ざるに暇を與て家に歸しまた初め作らせし田地をも與へ、且其事を府に告げれば寶永五年米を與て褒賞せり、○忠義者かる 農民丑之助妻なり、寛延二年同上

○神社 ○稻荷神社 境内東西十八間南北十四間免除地 村より亥の方四十間餘にあり、鎮座の初を詳にせず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿二座】 △若宮八幡 本村より移せり、△權現 同上

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○山王神社 境内十間四方免除地 村北一町三十間餘にあり、草創の年代を傳へず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿六座】 △伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神 同上 △熊野宮 同上 △幸神 同上 △十里神 同上 △若宮八幡 同上

○寺院 ○常福院 境内東西二十二間南北二十一間年貢地 村中にあり、若宮山と號す、開基詳ならず、中頃頽破し住持の僧もなかりしに、慶長二年下野國より實順と云密侶來て再興せり、會津郡中荒井組下荒井村蓮華寺の末寺、眞言宗なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○藥師堂 境内東西四十二間南北二十間免除地 村北一町四十間餘にあり、藥師長三尺餘、木佛座像なり作者を知らず、昔何の頃にか此村に田子道宥と云地頭あり、聊宿願の事ありて此堂を草創し、持傳へし藥師を安置せしとぞ、因て田子

方五町四十間、本郡中荒井組和泉新田村の界に至る、其村まで七町四十間餘、申の方二町二十七間立行事村の界に至る、其村まで六町十間、此村下野街道にて、村界に一里塚あり、

○水利 ○牛澤堰 阿久津村の方より來り、澤田村の方に注ぐ、

藥師と稱す、もとは此より五町餘東北にありしと云、常福院是を司る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○褒善 ○五郎助 一人の母あり、家貧しければ高田村田中彌三郎と云郷頭がもとに奉公せしが、常に寒暑を避けず、朝は疾く起て田畠を耕し、夜は飲食を調べ、携へ往て母に羞め、其夜の中に起き歸り、又主人の用をきき常に遊びの日をも徒にせず、草を交り塵を掃ひ聊も主家の助となるを心とす、或年彌三郎召仕を省きしに五郎助一際思ひこみて働きしかば、田圃の收納常年に劣らざりけり、斯て定りし給分の外に僅の田畠を貸て作らせしも聊己が料とせず、皆母を養ふ扶とす、主人愈渠が志を感じ、年期未だ充ざるに暇を與て家に歸しまた初め作らせし田地をも與へ、且其事を府に告げれば寶永五年米を與て褒賞せり、○忠義者かる 農民丑之助妻なり、寛延二年同上

○神社 ○稻荷神社 境内東西十八間南北十四間免除地 村より亥の方四十間餘にあり、鎮座の初を詳にせず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿二座】 △若宮八幡 本村より移せり、△權現 同上

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○山王神社 境内十間四方免除地 村北一町三十間餘にあり、草創の年代を傳へず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿六座】 △伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神 同上 △熊野宮 同上 △幸神 同上 △十里神 同上 △若宮八幡 同上

○寺院 ○常福院 境内東西二十二間南北二十一間年貢地 村中にあり、若宮山と號す、開基詳ならず、中頃頽破し住持の僧もなかりしに、慶長二年下野國より實順と云密侶來て再興せり、會津郡中荒井組下荒井村蓮華寺の末寺、眞言宗なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○藥師堂 境内東西四十二間南北二十間免除地 村北一町四十間餘にあり、藥師長三尺餘、木佛座像なり作者を知らず、昔何の頃にか此村に田子道宥と云地頭あり、聊宿願の事ありて此堂を草創し、持傳へし藥師を安置せしとぞ、因て田子

方五町四十間、本郡中荒井組和泉新田村の界に至る、其村まで七町四十間餘、申の方二町二十七間立行事村の界に至る、其村まで六町十間、此村下野街道にて、村界に一里塚あり、

○水利 ○牛澤堰 阿久津村の方より來り、澤田村の方に注ぐ、

藥師と稱す、もとは此より五町餘東北にありしと云、常福院是を司る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○褒善 ○五郎助 一人の母あり、家貧しければ高田村田中彌三郎と云郷頭がもとに奉公せしが、常に寒暑を避けず、朝は疾く起て田畠を耕し、夜は飲食を調べ、携へ往て母に羞め、其夜の中に起き歸り、又主人の用をきき常に遊びの日をも徒にせず、草を交り塵を掃ひ聊も主家の助となるを心とす、或年彌三郎召仕を省きしに五郎助一際思ひこみて働きしかば、田圃の收納常年に劣らざりけり、斯て定りし給分の外に僅の田畠を貸て作らせしも聊己が料とせず、皆母を養ふ扶とす、主人愈渠が志を感じ、年期未だ充ざるに暇を與て家に歸しまた初め作らせし田地をも與へ、且其事を府に告げれば寶永五年米を與て褒賞せり、○忠義者かる 農民丑之助妻なり、寛延二年同上

○神社 ○稻荷神社 境内東西十八間南北十四間免除地 村より亥の方四十間餘にあり、鎮座の初を詳にせず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿二座】 △若宮八幡 本村より移せり、△權現 同上

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○山王神社 境内十間四方免除地 村北一町三十間餘にあり、草創の年代を傳へず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿六座】 △伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神 同上 △熊野宮 同上 △幸神 同上 △十里神 同上 △若宮八幡 同上

○寺院 ○常福院 境内東西二十二間南北二十一間年貢地 村中にあり、若宮山と號す、開基詳ならず、中頃頽破し住持の僧もなかりしに、慶長二年下野國より實順と云密侶來て再興せり、會津郡中荒井組下荒井村蓮華寺の末寺、眞言宗なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○藥師堂 境内東西四十二間南北二十間免除地 村北一町四十間餘にあり、藥師長三尺餘、木佛座像なり作者を知らず、昔何の頃にか此村に田子道宥と云地頭あり、聊宿願の事ありて此堂を草創し、持傳へし藥師を安置せしとぞ、因て田子

方五町四十間、本郡中荒井組和泉新田村の界に至る、其村まで七町四十間餘、申の方二町二十七間立行事村の界に至る、其村まで六町十間、此村下野街道にて、村界に一里塚あり、

○水利 ○牛澤堰 阿久津村の方より來り、澤田村の方に注ぐ、

藥師と稱す、もとは此より五町餘東北にありしと云、常福院是を司る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○褒善 ○五郎助 一人の母あり、家貧しければ高田村田中彌三郎と云郷頭がもとに奉公せしが、常に寒暑を避けず、朝は疾く起て田畠を耕し、夜は飲食を調べ、携へ往て母に羞め、其夜の中に起き歸り、又主人の用をきき常に遊びの日をも徒にせず、草を交り塵を掃ひ聊も主家の助となるを心とす、或年彌三郎召仕を省きしに五郎助一際思ひこみて働きしかば、田圃の收納常年に劣らざりけり、斯て定りし給分の外に僅の田畠を貸て作らせしも聊己が料とせず、皆母を養ふ扶とす、主人愈渠が志を感じ、年期未だ充ざるに暇を與て家に歸しまた初め作らせし田地をも與へ、且其事を府に告げれば寶永五年米を與て褒賞せり、○忠義者かる 農民丑之助妻なり、寛延二年同上

○神社 ○稻荷神社 境内東西十八間南北十四間免除地 村より亥の方四十間餘にあり、鎮座の初を詳にせず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿二座】 △若宮八幡 本村より移せり、△權現 同上

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○山王神社 境内十間四方免除地 村北一町三十間餘にあり、草創の年代を傳へず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿六座】 △伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神 同上 △熊野宮 同上 △幸神 同上 △十里神 同上 △若宮八幡 同上

○寺院 ○常福院 境内東西二十二間南北二十一間年貢地 村中にあり、若宮山と號す、開基詳ならず、中頃頽破し住持の僧もなかりしに、慶長二年下野國より實順と云密侶來て再興せり、會津郡中荒井組下荒井村蓮華寺の末寺、眞言宗なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○藥師堂 境内東西四十二間南北二十間免除地 村北一町四十間餘にあり、藥師長三尺餘、木佛座像なり作者を知らず、昔何の頃にか此村に田子道宥と云地頭あり、聊宿願の事ありて此堂を草創し、持傳へし藥師を安置せしとぞ、因て田子

に至る、其村は未申に當り十町二十間餘、
 ○端村 向新田 本村の二町にあり、家數十軒、東西五十間南北四十間、四方田畝にて東は宮川に傍ふ、
 ○山川 ○宮川 村東四町にあり、會津郡中荒井組本多村の境内より來り、東に流れ北に折れ、十三町流れ、本郡中荒井組和泉田村の界に入る、
 ○關梁 ○橋 村東四町府下に通る路にあり、宮川に架す長十二間土橋なり、

○褒喜 ○忠義者仁助 寶曆十三年米を與て賞せり、
 ●立行事村 端村 出新田 此地に昔伊豆神社ありて立行寺と云社僧ありし故立行寺村と云、寛文中今の文字とす、府城の西に當り行程二里二十一町、家數十軒、東西二町六間南北一町一間、四方田圃なり、東四町六間北二町十二間、共に新屋敷村の界に至る、其村は寅に當り六町十間、西五町十八間沖中田村の界に至る、其村は巳に當り十町、南五町十九間根岸中田村の界に至る、其村まで十三町四十間餘、又辰の方一町阿久津村の界に至る、其村まで七町二十間、昔此村の草刈場及養水を争ひし事あり、肝煎長右衛門が家に其時の文書三通を藏む左に録す、
 ●以上
 中田村と其方と草刈場之出入双方申分、數度遂糺明

聞届候所、全氏郷様御代に、色々申分は候つれ共、御年貢は一年も不辨と相聞候、然者立行寺に草場一切に無之由、互に合點に候間、氏郷様如御代草を可被刈候、此旨相背重て申事於仕には曲事之段、堅可被相通候様にと十ヶ村申付候間、不可有相違候其心得候て申事無之様に百姓中へ可申付候、自然申事於仕出者、肝煎百姓可爲越度候間、可得其意者也、

五月十六日

- 小左兵 (花押)
 - 志與三右 (花押)
 - 重然 (花押)
 - 池和泉 安知 (花押)
 - 外甚五左 雄 (花押)
 - 河讚岐 兵 (花押)
 - 山余兵衛 滿内丞 (花押)
 - 結十兵衛 貞重 (花押)
- 五ヶ村 肝煎百姓中

以上
 十ヶ村と井水之儀に急相越候様にと切々催促に候、内々此比可相越と存候へ共、十ヶ村々六ヶ敷申候、幸二三日之内に平田源介此方へ被相越事に候間、其以前之様子相尋可罷越と各申事に候、其間之儀は水當分に任せ候者也、

- 小倉喜八郎 (花押)
 - 川北新介 (花押)
 - 神田修理 成 (花押)
 - 滿田内丞 (花押)
- 立行寺 肝煎百姓中

墨付貳枚
 以上
 今度拾ヶ村と五ヶ村井水之儀、双方以目安被申上候、則兩方申分又者目安之通遂糺明候、然者先年氏郷様御代に平田源助、町田吉五爲御奉行被罷出分水に被申付候、又當御代に申事に罷成候之處に、御代官衆御給人衆、双方々平田源助被頼、則誓昏被仕被罷出、

如先年分水に被申付候、以來之儀如今迄不相替分水に可被申付候、石開築留水不溜様に仕、其上分水に可仕之旨被仰付候、則慶長拾年之平田源助被罷出割、以誓昏被申付候通、此度右の起請文拾ヶ村々持參候に付て、以其旨分水に被仰付候間、可得其意者也、
 四月十四日 外池甚五左衛門尉 確庵 (花押)

- 河北讚岐守 (花押)
 - 山田余兵衛 志賀與三右衛門尉 高就 (花押)
 - 池田和泉守 安利 (花押)
 - 滿田内丞 (花押)
 - 緒解十兵衛尉 返重 (花押)
 - 小倉左兵衛 (花押)
- 五ヶ村 立行寺村 あくつ村 新屋敷村
 根岸中田村 沖中田村 肝煎百姓中上る

○端村 ○出新田 本村より三町餘亥の方にあり、家數二軒、東西一町餘南北二町四間、四方田圃にて西は逆瀬川に近し、寛永二年に開く、

○山川 ○兵庫林 村西三町餘にあり、地形高く一堆の丘の如く、雜木多し昔兵庫と云者住せし所故、此名遺ると云、今何人なることを詳にせず、沖中田村の境内に長者清水と云あり、彼が園中なりしとぞ、

○逆瀬川 村より三町二十間戌亥の方にあり、本郡中荒井組梁田村の境内より來り、戌亥の方より南に回り凡八町餘流れ、沖中田村の界に入る、

○衣崎 村西逆瀬川の涯の出崎なり、昔空海逆瀬川村の山上に伽藍を造立し、此地の殺生を禁ぜんとて、此にて法衣を焼き流せしとぞ、

○水利 ○堤 村より三町餘申の方にあり、周百十五間萬治元年に築く、

○神社 ○稻荷神社 境内東西四間南 村西三町餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿五座】 △伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神 同上 △伊豆神 同上 △宗像神 同上 △幸神 同上

○寺院 ○長傳寺 境内東西九間南 村中にあり、立行山と號す、永正中伊豆權現の社僧立行寺の僧草創せりとぞ五之町高巖寺の末山、淨土宗なり、本尊彌陀客殿に安す

●逆瀬川村 小名 松坂新田 府城の西に當り行程二里三十三町、家數五十三軒、東西三町五十間南北一町三十間南は山に傍ひ、東北は田圃にて、西を逆瀬川流る、東五町沖中田村の界に至る、其村まで十九町、西五町本郡中荒井組小澤村の山に界ふ、南五町根岸中田村の山界に至る、其村は辰に當り十八町、北八町二十八間小澤村の界に至る、其村は丑寅に當り十六町二十間餘、又申の方一里四町二十間輕井澤村の界に至る、其村まで一里三十三町、村西に石努古瓦出る處あり、來由を傳へず、

○小名 ○松坂新田 本村より二十四町申の方にあり、家數六軒、東三十間南北四十二間、兩山の間に住す、東に逆瀬川あり、

○端村 ○佛澤 本村より一里十四町未申の方にあり、家數十一軒、東西一町南北五十間、山腰に住す、

○山川 ○松坂峠 小名松坂新田の西にあり、昔は今の道より西北を往來し、大沼・河沼二郡の界なりしに後新に今の道を開く、麓より頂まで十三町計、輕井澤村にゆく道なり、

○逆瀬川 上流を二岐川と云、輕井澤村の境内より來り、端村佛澤の西北を経て山間を回り、本村の西北を流れ北に轉じ東に折れ、凡一里二十町計流れ小澤村の界に入る、此川の涯に埋木あり、色黒潤なり、人多く採て玩ぶ、

○水利 ○堤 村南六町にあり、東西十七間南北一町餘、

○神社 ○八幡宮 境内東西四十四間南 村より二町未の方山腰にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿三座】 △熊野宮 本村より移す、△山神 同上 △聖神 同上

○白山神社 境内東西三間南 村より申の方八町大日と云山の中腹にあり、草創の年月詳ならず、興隆寺是を司る、

○寺院 ○興隆寺 境内東西十六間南 村中にあり、黒岩山と號す、弘仁元年空海當寺を草創し、大日・不動の二像を安じ、又白山權現を勸請して當時は塔頭十二字ありしと云、天正中回祿に罹りしを、雀林村法用寺の徒來り再興す、法用寺の門徒天台宗なり、本尊彌陀客殿に安す、△大日堂 客殿の南にあり、△稻荷神社 大日堂の西北にあり、

○褒善 ○忠義者又兵衛 寛政十年米を與て賞せり、

●輕井澤村 小名 銀山 府城の西に當り行程五里、家數二十六軒、東西一町二十八間南北四十間、山中に住す、東二十四町永井野組赤留村に界ひ、二岐川を限とす、其村は辰に當り一里三十三町五十間餘、西七町河沼郡牛澤組鹽野村の山界に至る、其村は戌に當り八

町、南二十一町瀧谷組田代村の山界に至る、其村は未申に當り一里六町、北二十一町牛澤組大野村の山に界ふ、又寅の方二十八町四十間逆瀬川村の界に至る、其村まで一里三十三町、

○小名 ○銀山 キンザン 本村より十二町申の方にあり、家數五軒、東西三十間南北一町十間、山間に住す、元和元年本村の農民善吉と云者、始て坑を穿ち、銀を掘採る、年を経て出ること彌々多し、諸國よりも人多く集り、小屋千軒かけわたし、毎月四十貫づゝ出でしといふ、寛文の頃まで小屋數猶七十軒あり、いまは僅の小屋存するのみなり、昔繁榮の時は、本村及逆瀬川等は驛所にて往來も多かりしとぞ、今八町四方の地を此に屬し免除地とす、又昔は寺院もありしとて、其遺跡處々に残れり、

○端村 ○市野 本村より十八町南にあり、家數八軒、東西五十三間南北四十二間山間にあり、○上平 本村より二十四町巳の方にあり、家數十六軒東西一町二十五間南北五十一間、山上にあり、○大谷地 本村より三十一町午未の方にあり、家數七軒、東西五十間南北一町十間山間にあり、

○山川 ○龍嶽 リウガク 端村大谷地の東にあり、頂まで三町餘

麓を溪水流れ、満山みな石壁にて極めて峻なり、○屏風坂 村より二十町餘辰の方にあり、赤留村にゆく道なり、側に屏風の如き岩あり、○西勝峠 小名銀山の申の方一町にあり、登ること九町、金山郷の諸村に通る路なり、左右に銀坑の跡多く遺り、數町の間石屑のみにて草木を生ぜず、絶頂より東に顧みれば、重山を隔て居平の諸村葉布し、長流練を曳き、遠樹薺の如く眺望頗る佳なり、

○二岐川 源二あり、一は永井野組蛇食村の境内、明神嶽東澤より出、端村上平の東南を二十五町餘流る、東二岐川と云ふ、一は明神嶽西澤より出、上平の西北を三十町計流る、西二岐川と云、二流合して、逆瀬川村の界に入り、逆瀬川となる、○銀山川 村西三町にあり、此村の山中より流れ出、西北に流ること一里五町計、鹽野村の界に入る、廣二間計、
○不動瀧 上平の西十三町、西二岐川の上流にあり、高三丈計、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十間南 村より一町五十間餘辰の方山上にあり、草創の年代を傳へず、鳥居あり、高田村渡邊伊豫が司なり、【相殿一座】△明神 本村より移す、

○熊野宮 境内東西十一間南 端村大谷地の西山麓にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、渡邊伊豫が司なり、

○銀山神社 境内東西七間南 小名銀山より戌亥の方一町山中にあり、創立の年代詳ならず、祭神は金山彦命なり、鳥居あり、渡邊伊豫是を司る、

○明神社 境内東西十間南 端村市野より三十間計西にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○明神社 境内東西三間南 端村上平より一町二十間餘丑の方にあり、草創の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○愛宕神社 境内東西三間南 銀山より八町計西にあり、鎮座の初を詳にせず、村民の持なり、

○寺院 ○慶福寺 境内東西二十四間 村中にあり、松巖山と號す、天正十八年越後國より峯月と云僧來て草舎を造立し、其後住持なく破壊せり、元和四年高順と云僧住し、天寧村天寧寺十三世善堯を請て開山とし、即其末山曹洞宗となる、本尊地藏客殿に安す、

新編會津風土記卷之七十五終

新編會津風土記卷之七十六

陸奥國大沼郡之五

中荒井組九箇村 中荒井組は會津大沼二郡に跨る本郡に屬する者此に出す、

和泉新田村 澤田村 蕎麥目村 小名 槻會根
大石目村 梁田村 小澤村 西原村
出戸田澤村 端村 沼山 入田澤村

●和泉新田村 府城の西に當り行程二里六町、家數十一軒、東西二町二間南北一町二十間、又西の方一町二十間を隔て、家數八軒あり、東西二十七間南北三十二間、共に四方田圃なり、東五町二間會津郡本組和泉村の界に至る、其村まで八町二十間餘、西二町十間和泉村の端村橋本の地に界ふ、南四町十六間高田組新屋敷新田村の界に至る、其村まで八町四十間餘、北二町五十四間河沼郡坂下組上金澤新田村の界に至る、其村は戌亥に當り七町四十間餘、又辰の方五町二間、會津郡本組臺村の界に至る、其村まで八町餘、未の方二町四間、高田組新屋敷村の界に至る、其村まで七町四十間餘、此村は寛永元年山内四

郎右衛門と云者、和泉村の境内にて開發せし所なり、其子孫與市と云もの今に此村の肝煎を務む、家に蒲生氏より渡せし板札を藏む、其文如左、

定

大沼郡和泉村・宮野下村・新屋敷村・鷺林村・宮袋村・上茅津村・上金澤村・新田宿相建候、御代官給人共ニかまひ無之もの、望次第罷出開作可仕候、御年貢之儀三年作取被下候、御役義末代被成御用捨者也
元和九年閏八月廿八日 稻田數馬助 判 福西吉左衛門 判 外池信濃 判

○山川 ○宮川 俗に鶴沼 村東五町十間餘にあり、新屋敷新田村の界より來り、五町五十間餘北に流れ、河沼郡牛澤組上茅津村の界に入る、

○水利 ○栗村堰 村より二町餘辰巳の方にて、宮川を引き上金澤新田村の方に注ぐ、

○褒善 ○善行者莊左衛門 此村の肝煎なり、享保五年褒賞して米を與へり、○善行者莊左衛門 此村の肝煎なり、寶曆五年同上 ○善行者與市 此村の肝煎なり 明和五年同上
澤田村 府城の西に當り行程二里十八町、家數二十七

軒、東西一町四十七間南北一町二十四間、四方田圃なり
東一町會津郡本組和泉村の端村橋本の地に界ふ、西一町
四間蕎麥目村の界に至る、其村まで四町二十間餘、南五
町十三間、高田組新屋敷村の界に至る、其村まで七町三
十間餘、北五町十二間河沼郡牛澤組上下金澤兩村の界に
至る、上金澤村は北に當り五町五十間餘、又未申の方三
町四間大石目村の界に至る、其村まで十四町餘、

○水利 ○牛澤堰 新屋敷村の方より來り、蕎麥目村の
方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○稻荷神社 境内東西六間半
南北六間免除地 村より未申の方一町
にあり、何れの時の勸請と云ことを知らず、鳥居あり

會津郡本組宮下村渡部出羽是を司る、【相殿五座】△
伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座は和泉新田村
より移す、△熊野宮 本村より移す、△諏訪神 △御
稷神 同上

○寺院 ○多勢寺 境内東西十七間半
南北十三間年貢地 村中にあり、元龜二
年岩碩と云僧草創せりと云、山號を澤田山と云、府下
五之町高巖寺の末山淨土宗なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○古蹟 ○物見壇 村南二町五十間餘にあり、小高き所
なり、來由詳ならず、近頃この所より瓶一箇、大小刀

十餘口を掘出す、瓶中に短刀一口ありしと云、
○褒善 ○忠義者清三郎 延享三年賞して米を與へり、
蕎麥目村 小名 槻曾根 府城の西に當り行程二里十八
町、家數十七軒、東西二町十一間南北一町四間、丑寅の
方四十間を隔て一區あり、家數十三軒、北蕎麥目と云、
東西五十二間南北一町二十六間、共に四方田圃なり、東
三町二十間澤田村の界に至る、其村まで四町二十間餘、
西三町小澤村の界に至る、其村まで三町三十間、南一町
大石目村の界に至る、其村は未申に當り五町、北四町十
八間河沼郡牛澤組矢目村の界に至る、其村まで七町十間、
○小名 ○槻曾根 本村より三十五町、未申の方數村の
境内を隔て、入田澤村の未の方山中にあり、家數二軒、
東西四十間南北二十間、山間に住す、地面東西四町南
北二町、東は入田澤村の山に接し、南は高田組逆瀬川
村の山に界ひ、西北共に出戸田澤村の端村沼山の山に
續く、

○水利 ○牛澤堰 澤田村の方より來り、牛澤組上下金
澤兩村の方に注ぐ、○堤二 一は村西二町にあり、周
百三十六間、寶曆中築く、一は村より戌の方三町にあ
り、周八十八間享和三年に築けり、

○寺院 迎接寺 境内東西十二間半
北二十二間年貢地 村中にあり、紫雲

山と號す、淨土宗、五之町高巖寺の末山なり、開基詳
ならず、もとは眞言の道場なり、天正四年より高巖寺
に屬せりと云、本尊大日客殿に安ず、座像長七寸五分
作者をしらず、臺座に永正五年戊辰六月十七日造之と
書附あり、又大日の座像あり、長三尺運慶作と云、も
と村東一町餘に堂あり、此像を安置す、天文中に北蕎
麥目に移し、寛文の頃まであり、昔此堂中に時々讀經
の音ありしとぞ、

○褒善 ○小吉 弟を留之助といひ一家に住す、兄弟共
に算算の道を心がけ、遊樂を好まず、或時同村の者彼
が年頃飼置ける馬を見て、今は農作の助にもなるべか
らず、此馬を賣てよき馬を求めよと云、小吉此馬壯な
るとき、その力を用ること多し、今更情なくすべきに
あらずと云て、農月には他の馬をやとひ、老馬をば其
まゝに飼置けり、又彼が父母は年久く病に染み、家も
豊ならざるに、萬につけて老養を盡しけり、寶曆十二
年兄弟を賞して米を與へり、○忠義者義助 延享三年
同上

○大石目村 府城の西に當り行程二里十八町、家數八軒、
東西一町四十四間南北三十四間、四方田圃なり、東六町
四十間高田組新屋敷村の界に至る、其村は辰巳に當り八

町五十間餘、西二間小澤村の界に至る、其村は申に當り
二町二十間餘、南は村際にて、梁田村に界ふ、其村まで
五十間餘、北一町六間蕎麥目村の界に至る、其村は丑に
當り五町、又寅の方七町十六間澤田村の界に至る、其村
まで十四町餘、

○梁田村 府城の西に當り行程二里十八町、家數十八軒、
東西一町六間南北一町三十六間、四方田圃なり、東四町
十間高田組新屋敷村の界に至る、其村は寅に當り八町、
西二町十八間小澤村の界に至る、其村は辰に當り七
町十八間高田組立行事村の界に至る、其村は辰に當り七
町三十間、北四十八間大石目村に隣り、其村際を界とす、
○山川 ○逆瀬川 村の未の方五十間餘にあり、小澤村
の境内より來り、二町餘東に流れ、立行事村の界に入
る、廣十間餘、

○神社 ○登我和乃神社 境内東西十八間南
北二十八間免除地 村中にあり、
鎮座の始詳ならず、祭神は大己貴命なり、鳥居あり、
宮下村渡部出羽是を司る、【相殿二十座】△伊勢宮四
座 一は小澤村より移し、一座は大石目村より移し、
二座は蕎麥目村より移せり、△熊野宮二座 一座は小
澤村より移し、一座は蕎麥目村より移せり、△八幡宮
二座 共に小澤村より移せり、△若宮八幡二座 一座

は本村より移し、一座は小澤村より移せり、△稻荷神二座、一座は大石目村より移し、一座は西原村より移せり、△宗像神二座、一座は大石目村より移し、一座は蕎麥目村より移せり、△御稔神、小澤村より移せり、△山神、大石目村より移せり、△石神、同上、△富士神、蕎麥目村より移せり、△白山神、△關神、同上、○寺院、○六地藏堂境内東西十四間半、南北十間半、免除地、登我和乃神社の北にあり、創立の年代詳ならず、河沼郡坂下組坂下村定林寺是を司る、

○古蹟、○館述、村中にあり、東西四十間、南北四十間、餘、民家となれり、千代和泉守と云者住せしと云、今村西一町墓所の中に石塔二あり、一には慶雲院殿徳嚴源祐居士、天文十八月二日千代和泉守包直、一には光岸院殿沿正機居士、慶長七年八月十日、千代和泉守包家と彫附あり、

○褒善、○忠義者紋三郎、寛政三年米を與て賞せり、●小澤村、府城の西に當り行程二里十八町、東西二區に住す、其間二町四十間を隔つ、南を上小澤と云、家數三十四軒、東西二町十間、南北一町五十一間、北を下小澤と云、家數二十五軒、東西二町十八間、南北一町三十間、共に四方田圃なり、東二町二十四間、大石目村に隣り、其村

際を界とす、西一町四十間、出戸田澤村の界に至る、其村は亥に當り十町三十間餘、南七町五十四間、高田組逆瀬川村の界に至る、其村は未に當り十六町二十間餘、北六町二十四間、河沼郡牛澤組水島村の界に至る、其村まで九町十間餘、又寅の方村際にて蕎麥目村に界ふ、其村まで三町三十間、辰の方四十間、梁田村の界に至る、其村まで三町、

○山川、○逆瀬川、村南三町三十間にあり、逆瀬川村の境内より來り、六町餘、丑寅の方に流れ、梁田村の境内に入る、○寺院、○光明寺境内東西十二間半、北二十三間、貢地、上小澤にあり、泉龍山と號す、天台宗、高田組高田村龍興寺の門徒なり、何れの頃にか亮圓と云僧創立し、永祿十二年弘範と云僧住せりと云、聖徳太子を本尊とし、客殿に安ず、

●西原村、府城の西に當り行程二里十九町餘、家數三軒、東西二十四間、南北五十間、四方田圃なり、東西南は村際北二町四間、共に出戸田澤村の界に至る、其村は戌に當り七町十間、●出戸田澤村、端村、沼山、府城の西に當り行程二里三十町、家數三十八軒、東西三町十二間、南北二町三間、西南は山に傍ひ、東北は田圃なり、東八町十一間、小澤村の界

に至る、其村まで十一町五十間餘、西十三町十五間、河沼郡牛澤組勝方村の山に界ふ、其村は戌亥に當り十一町餘、南十一町、小澤村の山に界ふ、北四町、牛澤組日度村の界に至る、其村は丑寅に當り六町、

○端村、沼山、本村より未申の方一里十町、入田澤村の境内を隔て山中にあり、家數十一軒、東西一町五間、南北五十二間、山上に住す、地面東西二十町、南北二十町、東は蕎麥目村の小名槻會根の山に界ひ、西は牛澤組大野村の山に連り、南は高田組逆瀬川村の山に隣り、北は勝方村の山に交はる、

○山川、○田澤川、村西三町にあり、入田澤村の境内より來り、七町北に流れ、勝方村の境内に入る、○水利、○堤三、一は村南二町にあり、周三百間餘、元祿中これを築き、日度村の養水とす、一は村西八町にあり、周二百四十間餘、又元祿中に築き、牛澤組牛澤村の養水とす、一は村より五町未申の方にあり、周百六十間餘、

○神社、○八幡宮境内東西十六間、南北八間、免除地、村西八町にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、宮下村渡部出羽が司なり、【相殿三座】、△八幡宮、本村より移す、△稻荷神、同上、△白山神、入田澤村より移す、

○寺院、○龍澤寺境内東西九間半、北十八間、貢地、村中にあり、米白山と號す、天台宗、高田村龍興寺の門徒なり、開基の年月詳ならず、亮源と云僧建立すと云、其後堂宇頽破して遺跡僅に存せり、寛永十三年亮中と云僧中興すと云、本尊彌陀客殿に安ず、△地藏堂、境内にあり、

○褒善、○右衛門、會津郡本組二日町村の産にて淳直なるものなり、貞享の頃此村の肝煎とす、此頃は此村に貧きもの多く争論絶へず、右衛門は愛憐深く農事に委しければよろづ懇に諭し、その教に服し、風義も改まり、生産も稍饒に成けり、又この村にては鎮守の祟なりとて塗籠を造らす、右衛門氏人の富榮ふるは、神も喜給ふべき事なりとて、先づ自ら造りはじめしに、何の障なく子孫彌増に榮て、一村の惑もおのづから解けしとぞ、享保五年米を與へてこれを賞せり、○孝行者喜右衛門、端村沼山の農民なり、寶曆七年賞して米を與へり、

●入田澤村、府城の西に當り行程三里六町、家數二十二軒、東西二町二十五間、南北四十三間、山間に住す、村西に河沼郡牛澤組柳津村にこゆる裏道あり、東四十八間、西九町四十八間、南二十間、北は村際にて共に出戸田澤村の山に界ふ、其村は丑寅に當り八町、

し、凡て八箇村あり、此組及東尾岐・瀧谷・大谷・野尻・大石・大鹽組にては、八月の初より村民山上に篝火を焚き、或は鐘鼓を鳴し、或は鳥銃を放ち、鹿・猿・野猪の害を防ぎ、二月十日・十月十日地神を祭り、三月中の霜祭は會津郡の山村に同じ、

永井野組八箇村

永井野村 小名 正月田 漆原
上戸原村 杉内村 萩窪村 小名 中村
蛇食村 松澤村 小名 南松澤 赤留村 端村 中山
八木澤村 小名 沖在家

●永井野村 小名 正月田 漆原 府城の西南に當り行程二里十八町、家數七十三軒、東西四十三間南北六町、尾岐郷の諸村より高田組高田村に通る道を夾み、東西兩頬に連る、村中に宮より令せらるゝ掟條目の制札あり、西南北は田圃にて、東は宮川に傍ふ、又丑の方五町四十間餘を隔て、家二軒あり、高田組境新田村と高田村の間に夾り、一村の如し、東二町二十二間、高田組上中川村に界ひ宮川を限とす、其村は辰に當り六町、西二町五十間高田組屋敷村の界に至る、其村は申に當り十一町、南三十七間上中川村に界ふ、北六町二十三間、高田村の界に至る、其村は丑に當り六町十間餘、又丑の方村際にて境

新田村に界ふ、其村まで四町餘、寅の方三町三十五間、高田組竹原村に界ひ宮川を限とす、其村まで十四町四十間餘、未の方九町二十八間、冑組松岸村の界に至る、其村まで十九町、戌の方五町五十六間、上戸原村に界ひ赤澤川を限とす、其村まで六町三十間餘、

○小名 ○正月田 本村より戌亥の方三町四十間餘にあり、家數五軒、東西三町七間、南北二町二間散居す、四方田圃なり、○漆原 正月田より戌亥の方四町餘にあり、家數七軒、東西五十間南北二町十二間、四方田圃なり、

○山川 ○宮川 村東一町餘にあり、上中川村の境内より來り、丑の方に流ること十五町、高田村の界に入る、廣二十間、

○赤澤川 村西二町五十間にあり、廣三間屋敷村の方より來り、北に流ること十七町計、赤留村の界に入る、

○水利 ○堰二 一は上堰と云、一は下堰と云、共に松岸村の方より來り、田地の養水となり、下堰は村中を過、御手洗川と云、共に下流敷派となり、高田村の田地に灌ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社

○鬼渡神社 境内東西十間南北九間免除地 村より未の方二町にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、八木澤村横山左仲が司なり、【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移せり、△稻荷社 △熊野宮 同上

○寺院 ○長福寺 境内東西二十間南北二十六間年貢地 村中にあり、山號を虎嶽山と稱す、開基の年月詳ならず、長順と云僧越後國より來り草創すと云、後廢頽せしを寛永中天積と云僧再興す、冑組尾岐窪村龍門寺の末寺、曹洞宗なり、本尊釋迦客殿に安ず、△阿彌陀堂 境内にあり、

○褒善 ○孝行者平左衛門 寛政十年米を與て賞せり、

○上戸原村 府城の西南に當り行程三里、家數二十軒、東西一町三十間南北一町二十三間、四方田圃なり、東一町五間永井野村に界ひ、赤澤川を限とす、其村まで六町三十間餘、西八町十六間松澤村の界に至る、其村まで十四町五十間餘、南三町杉内村に界ひ赤澤川を限とす、其村は申に當り八町五十間、北五町二十五間赤留村の界に至る、其村は戌に當り十三町三十間餘、又未の方四町三十間、高田組屋敷村の界に至る、其村まで六町、申の方六町十五間萩窪村の界に至る、其村まで十二町、

○山川 ○赤澤川 村より辰の方四十間にあり、屋敷村の境内より來り、屈曲して北に流ること十四町、赤

留村の界に入る、

○原野 ○上戸原 村より戌亥の方一町にあり、東西五町餘、南北六町四十間、此村の秣場なり、小松茂てうるはし、

○水利 ○大上戸堤 村より未申の方七町四十間にあり、周七十間計、寛文三年に築く、

○神社 ○稻荷神社 境内東西八間南北五間免除地 村西二町にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、冑組松岸村生田伊勢が司なり、【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移せり、△熊野宮 同上 △諏訪神 同上

○古蹟 ○館迹 村北にあり、四十五間四方四面に土居繞り南に隍の跡あり、村北を赤澤川流れ、何人の住せしを知らず、古館と稱て内に水田を闢く、

○褒善 ○善行者忠兵衛 明和二年褒賞して米を與へり
○杉内村 府城の西南に當り行程三里、家數二十一軒、東西一町四十間南北一町、東は高田組屋敷村の小名新屋敷の民居に續き、三方田圃なり、西五十間萩窪村の界に至る、其村まで五町餘、南五十二間屋敷村の界に至る、其村は巳に當り三町、北は村際にて萩窪村に界ふ、又寅の方四町四十八間、上戸原村の界に至る、其村まで六町、

○山川 ○赤澤川 村南一町にあり、萩窪村の境内より

來り、東に流るゝこと七町、屋敷村の界に入る、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十六間南 村の未申の方にあり
元和三年勸請すと云、鳥居・拜殿あり、松岸村生田伊勢
が司なり、

○荻窪村 小名 中村 府城の西に當り行程三里十八町、
家數二十七軒、東西二町二間南北一町四十間、西は山に
傍ひ、三方田圃なり、東三町四十二間杉内村の界に至る
其村まで五町餘、西三十町蛇食村の山界に至る、其村は
申に當り一里八町、南一町三十間、冑組松岸村の界に至
る、其村は辰に當り五町餘、北三町二十五間松澤村の界
に至る、其村は戌亥に當り七町三十間、又丑寅の方五町
五十五間上戸原村の界に至る、其村まで十二町、辰巳の
方三町高田組屋敷村の界に至る、其村まで八町、村東一
町に家居一軒あり、田尻と云、

○小名 ○中村 本村より辰巳の方三町にあり、家數五
軒、東西一町南北三十間、四方田圃なり、

○山川 ○赤澤川 村中にあり、上流を前澤と云、松澤
村の境内より來り、東に流るゝこと五町餘、杉内村の
界に入る、

○水利 ○堤二 一は村南六町にあり、周一町寛文四年
に築く、一は村西四町にあり、周百間計本村及び杉内

村は寅に當り一里八町、西三十町計、北十八町共に高田
組輕井澤村の山に界ふ、南十五町計冑組沼村の山界に
至る、其村は巳に當り十七町、

○山川 ○雷電岩山 村より申の方六町計にあり、明神
嶽の峯に續き、西北に引たる山にて、巖峙ち攀べき途
なし、西は瀧谷組鳥屋村の山に連る、

○蛇食川 村西一町餘にあり、源は明神嶽の北より出
丑の方に流るゝこと三十町餘、赤留村の界に入る、廣
二間半、

○水利 ○品窪堤 ソナクサ 村東二十町にあり、慶長中の地震に
地裂け、水涌出て沼となる、後修築して堤とす、東西
百間南北二十八間、荻窪村冑組松岸村の田地に灌ぐ、

○神社 ○山神社 境内東西七間南 村より辰巳の方一町山
腰にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、村民の
持なり、

○松澤村 小名 南松澤 此村に松澤寺あり、因て村の名
とす、府城の西南に當り行程三里十八町、家數十七軒、
東西一町二十五間南北五十間、西南は山に倚り、東北は
田圃なり、東七町二十二間餘、上戸原村の界に至る、其
村まで十四町五十間餘、西一里二十四町計高田組輕井澤
村の山に界ふ、南三町十八間荻窪村の界に至る、其村は

村の田地に灌ぐ、寛政七年に築く、

○神社 ○鹿島神社 境内東西十間南 村西三十間餘山麓に
あり、鎮座の始詳ならず、石鳥居・拜殿あり、松岸村生
田伊勢が司なり、【相殿一座】 △伊勢宮 本村より移
せり、

○山神社 境内東西二間南 村西二町山中にあり、鎮座の
年月詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○高藏寺 境内東西十七間半 村中にあり、舊此地
に虚空藏堂あり、永祿中眞言の徒善秀院と云もの府下
石塚より來りて一字を建立し、萬寧山高藏寺と名けし
とぞ、密宗の徒相續て住すること五世にして、慶安中
より曹洞宗となる、會津郡南青木組天寧寺の末山なり
客殿に本尊虚空藏を安ず、△地藏堂 境内にあり、

○蛇食村 此村舊二十町東山間にあり、慶長十六年地震
にて山崩れ地埋れしにより、今の地に移すと云、府城の
西南に當り行程四里二十六町、家數五軒、東西五十間南
北四十二間、深山の中に住す、西は川に臨めり、境内極
めて幽僻にして、明神嶽の北の半腹なれば、嵐氣常に
甚しく、種殖の利最少し、炭燒薪を賣て生計の助とす、
此村雪深く、冬春の際往々人の往來絶ゆ、東十六町松澤・
荻窪兩村の界に至る、松澤村は丑に當り一里七町、荻窪

巳に當り七町三十間、北四町一間餘赤留村の界に至る、
其村は寅に當り十二町五十間餘、又申の方二十八町蛇食
村の界に至る、其村まで一里七町、

○小名 ○南松澤 本村の南一町卅間にあり、家數十四
軒、東西二町南北廿五間、三方山繞り北に茶圃あり、

○山川 ○前澤 南松澤の南にあり、村西山中の諸溪往
々流を合し、巳の方へ流るゝこと二町三十間、荻窪村
の界に入る、

○神社 ○熊野宮 境内三間四 村より申の方一町三十間
にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、八木澤
村横山左仲是を司る、

○山神社 境内五間四 村より申の方四町三十間にあり
鎮座の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○白山神社 境内三間四 村西一町四十間餘、山麓にあり
勸請の始を知らず、松澤寺司なり、【相殿一座】 △稻
荷神 本村より移せり、

○寺院 ○松澤寺 境内東西五十間南 村西一町四十間餘山
麓にあり、山號を寶珠山と云、越後國村上耕雲寺の末
山、曹洞宗なり、永享中肅芳と云僧創建し、第二世大
應・第三世三室が時までは松本圖書同實輔 此人の名詳な
考には伊豆實輔と云圖書が父と、父子百貫文の寺領を寄
し又此父子當寺を建立せしと云、

附し、第四世盛庵が時天正十八年、伊達政宗三貫文の地を寄附せしと云、△客殿 八間に六間南向本尊釋迦、

【寶物】 △古文書 一通其文如左、松澤寺々領うち門前八人の手作三貫文の所、さきわけ山屋敷差添付置候、永代不可有相違者也、仍證文如件、

天正十八年庚寅四月十四日

(伊達) 政宗印

松澤寺

△松本圖書父子畫像 一幅左は父圖書像なり、徳巖源祐居士としるし、右は子實輔像なり、活正照殺居士としるす、中央に當寺開基とあり、縁起の載る所と異なり、【舊事雜考】これに因れり、又寛文の頃までは、父子の石塔當寺にありしよし、縁起に見ゆ、今の石塔は法名年月等誤あり、後人の附會せしものなり、

○墳塔 ○五輪一基 村南二町にあり、高三尺六寸大永二年六月十七日と彫付あり、外に文字あれども剝落して讀べからず、當村名主治右衛門が先祖佐藤筑後某と云者の墓なりと云、

●赤留村 端村 中山 府城の西南に當り行程二里二十三町餘、家數九十一軒、東西四町十間南北一町四十間、四方田圃にて、西は山に近し、東六町四十間餘、高田組高

田村に界ひ赤澤川を限とす、其村まで十六町、西一里六町高田組輕井澤村に界ひ二俣川を限とす、其村は成に當り一里三十三町、南三町四十八間餘松澤村の界に至る、其村は未申に當り十二町五十間餘、北三町五間餘八木澤村の界に至る、其村まで三町二十間、又巳の方四町五十四間上戸原村の界に至る、其村まで十三町三十間餘、

○端村 ○中山 本村の西四十三町山奥にあり、家數十三軒、東西五十間南北四十間餘、三方山繞り、西は二俣川に臨む、

○山川 ○赤留坂 村西三町二十間にあり、頂まで十七町、此を越て輕井澤村に行く、

○赤澤川 村東六町四十間にあり、上戸原村の境内より來り、北に流るゝこと九町、八木澤村の界に入る、

○二俣川 端村中山の西にあり、上流を蛇食川と云、蛇食村の方より來り、北に流るゝこと十四町餘、輕井澤村の境内より大谷地川來り合し、又北に流るゝこと二町餘、高田組逆瀬川村の界に入る、廣四間、

○瀧 村西十五間、瀧野澤と云溪流にあり、高二丈餘早歲に雨を祈る所なり、

○水利 ○堤二 瀧野澤堤は村西四町十間餘にあり、東西一町三十二間南北三十三間、本村及八木澤村の田地

を潤す、寛永二十年より築始め、慶安三年其功成れり

寶作堤は村南五十間餘にあり、東西一町南北三十六間、

○倉原 ○米倉二屋 村中にあり、共に本村の米を納む、

○神社 ○鹿島神社 境内東西十六間南 村西二町山麓にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、八木澤村横山左

仲が司なり、【相殿二座】 △明神 地主神なり、

△三島神 本村より移せり、

○伊勢宮 境内三間四 村西二町十間餘にあり、勸請の始

を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○稻荷神社 境内三間四 村南一町二十間にあり、鎮座の

始詳ならず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、

○磐梯神社 境内東西二十四間 村北三町にあり、鎮座の

始め詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○山神社 境内七間四 端村中山より辰巳の方一町にあ

り、勸請の年月を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○常明寺 境内二十二間 村西五十間にあり、舊

此地に觀音堂ありて久く破壊せしを、文祿中長運と云

僧一寺を建立し、光照山常明寺と名けしとぞ、眞言宗、

會津郡中荒井組中荒井村千葉寺の末山なり、客殿に本

尊十一面觀音を安ず、

○東照寺 境内東西十間南北 村中にあり、松澤村松澤寺

の末山、曹洞宗なり、永正中邑人彦左衛門と云者子を

僧となし、尊堯と稱す、此地に阿彌陀堂ありしを寺と

なし、號を松澤寺二世大應に請ひ、赤留山東照寺と名け

しと云、因て大應を開山とす、客殿に本尊彌陀を安ず、

○不動堂 境内東西三十六間 鹿島神社の南にあり、草建

の始を知らず、二王門あり、修驗大寶院是を司る、

○古蹟 いしあひ 村南にある茶圃の字なり、此邊往古

はよしあるものゝ住せしにや、まゝ古瓦石碯曲玉等を

拾得しものあり、又この頃此地より古代の陶器を掘得

しものあり、内に鐵器と石十枚あり、いかなるものに

か詳ならず、陶器高一尺五寸、徑口五寸五分、肩一尺

四寸餘、底六寸五分、素焼なれども堅硬なり、内外に

縦横に細密の彫文あり、共に圖左に載す、

鐵器は朽損して全形を存せず、大なるは三に折たるを

合すれば長一尺餘、他は圖の如し、

○褒善 ○忠義者ゆき 農民甚兵衛妻なり、享保二年米

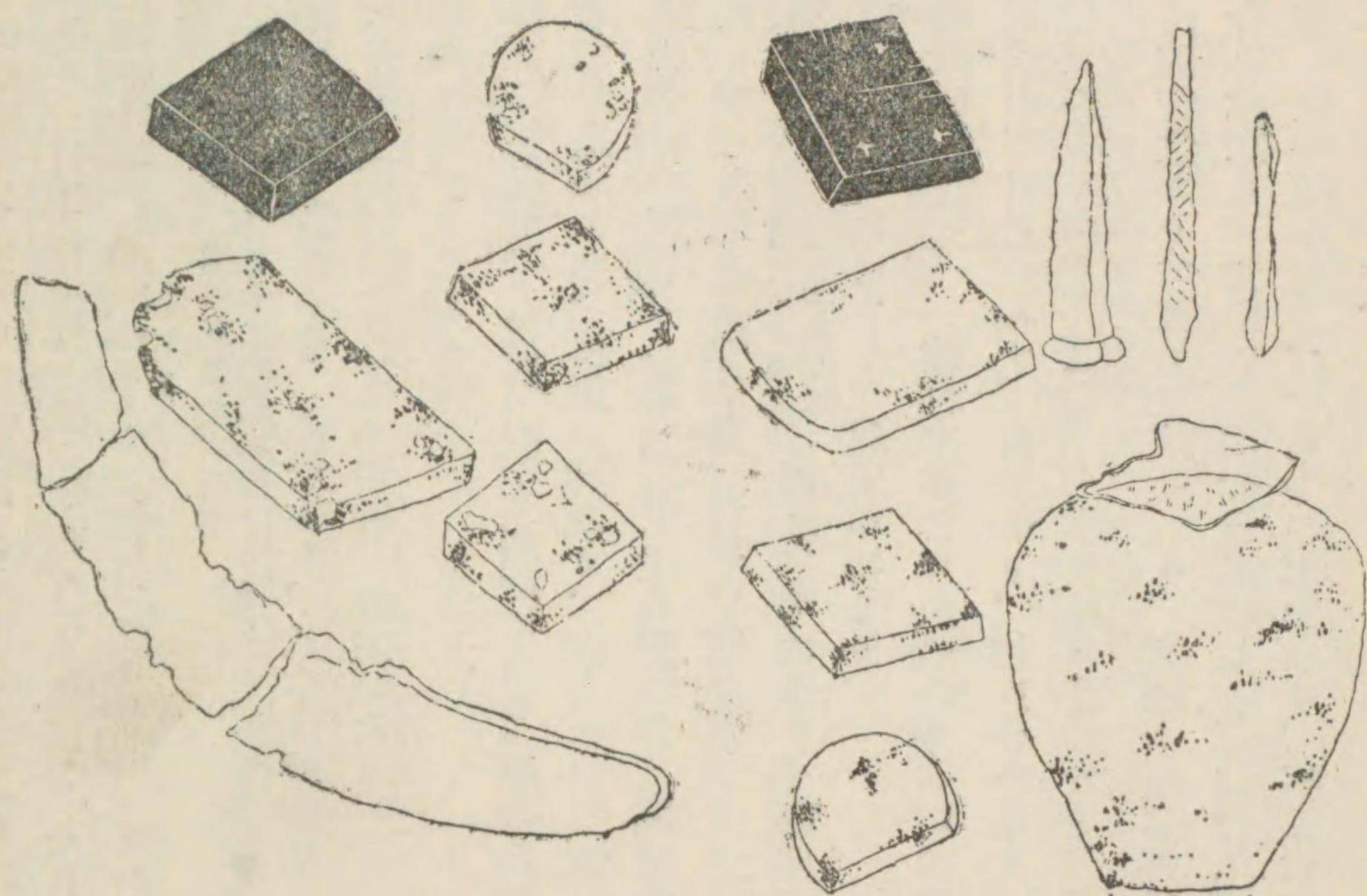
を與て賞せり、○善行者孫平 寛政五年同上

●八木澤村 小名 沖在家 此村舊矢木澤と書けり、寛文

中改て今の文字とす、府城の西に當り行程二里十八町、

家數百二十四軒、東西二町四十間、南北十三町二十間散

品土出ひあしい



居す、西は山に傍り、三方田圃なり、東六町四間高田組高田村に界ひ赤澤川を限とす、其村は辰に當り二十一町餘、西三十町餘高田組逆瀬川村の山に界ふ、南五間餘、赤留村の界に至る、其村まで三町二十間、北一町四十五間高田組雀林村の界に至る、其村まで五町三十間餘、又寅の方七町二十間、高田組寺崎村に界ひ赤澤川を限とす其村まで九町五十間餘、

○小名 ○沖在家 本村より寅の方八町にあり、家數五軒、東西一町南北四十五間、四方田圃なり、

○山川 ○赤澤川 村東六町餘にあり、赤留村の境内より來り、北に流ること十五町二十間、寺崎村の界に入る、

○古方沼 村より戌の方二十七町山奥にあり、雀林村の地に跨れり、雀林村の條下に詳なり

○原野 ○大門原 村西一町五十間にあり、東西三十間南北二町、芝原にて秣を採る、

○土産 ○單席 八木澤表とて近村よりも出す、上品の物にあらざれども民用に便あり、

○水利 ○堰 村南赤留村の境内にて赤澤川を引き、此村の田地を潤し下流雀林村の方に注ぐ、○堤二 一は村西四町十間にあり、東西五十間南北二十六間、足洗

澤堤と云明暦元年に築く、一は村より戌の方二十七町山中にあり、目開谷地堤と云、東西百三十八間、南北三十五間鷹打場と云山ありて、麓を西より東へ、百四十間餘掘抜て水を通ず、

○倉廩 ○米倉二屋 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○白幡神社 境内東西三十四間南村西四町十間餘山腰にあり、鎮座の年代詳ならず、石鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿七座】 △伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神 △熊野宮 △山神 △聖神 △雷神 △東宮 同上 △神職横山左仲 父を大和依弟と云、寛政中當社の神職となる、

○白山神社 境内二十二間四方免除地 村より戌亥の方、五町十間餘にあり、鎮座の初詳ならず、石鳥居あり、横山左仲が司なり、【相殿四座】 △諏訪神 本村より移せり、

△富士神 △山神 △天神 同上

○西宮神社 境内東西十四間南村中にあり、祭神は蛭兒神なり、鎮座の始詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、横山左仲是を司る、

○三島神社 境内東西五間南村より申の方七町餘にあり、鎮座の始を知らず、鳥居あり、横山左仲が司なり、【相殿一座】 △稻荷神 本村より移せり、

新編會津風土記卷之七十七終

○山王神社 境内東西十一間南村東五町三十間にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○福泉寺 境内二十間四方年實地 村中にあり、天台宗、三台山と號す、雀林村法用寺の末寺なり、開基詳ならず、舊は村西權現堂山と云處にありて、曹洞宗なりしが、何の頃にか此地に移せりと云、妙圓と云僧住せし時、慶長八年回祿に罹り、傳記を失り、因て妙圓再建す、當寺往昔は府下五之町實相寺に隸せしにや、貞治五年に其事を記せし文書の寫、實相寺にあり、實相寺の條下を照見るべし 本尊彌陀客殿に安ず、△藥師堂 境内にあり、往古權現堂山にありし時より堂ありて安ぜし藥師佛なりとぞ長三尺七寸座像なり、相傳て行基の作とす、又十二神將の像をも安ず、

新編會津風土記卷之七十八

陸奥國大沼郡之七

東尾岐組

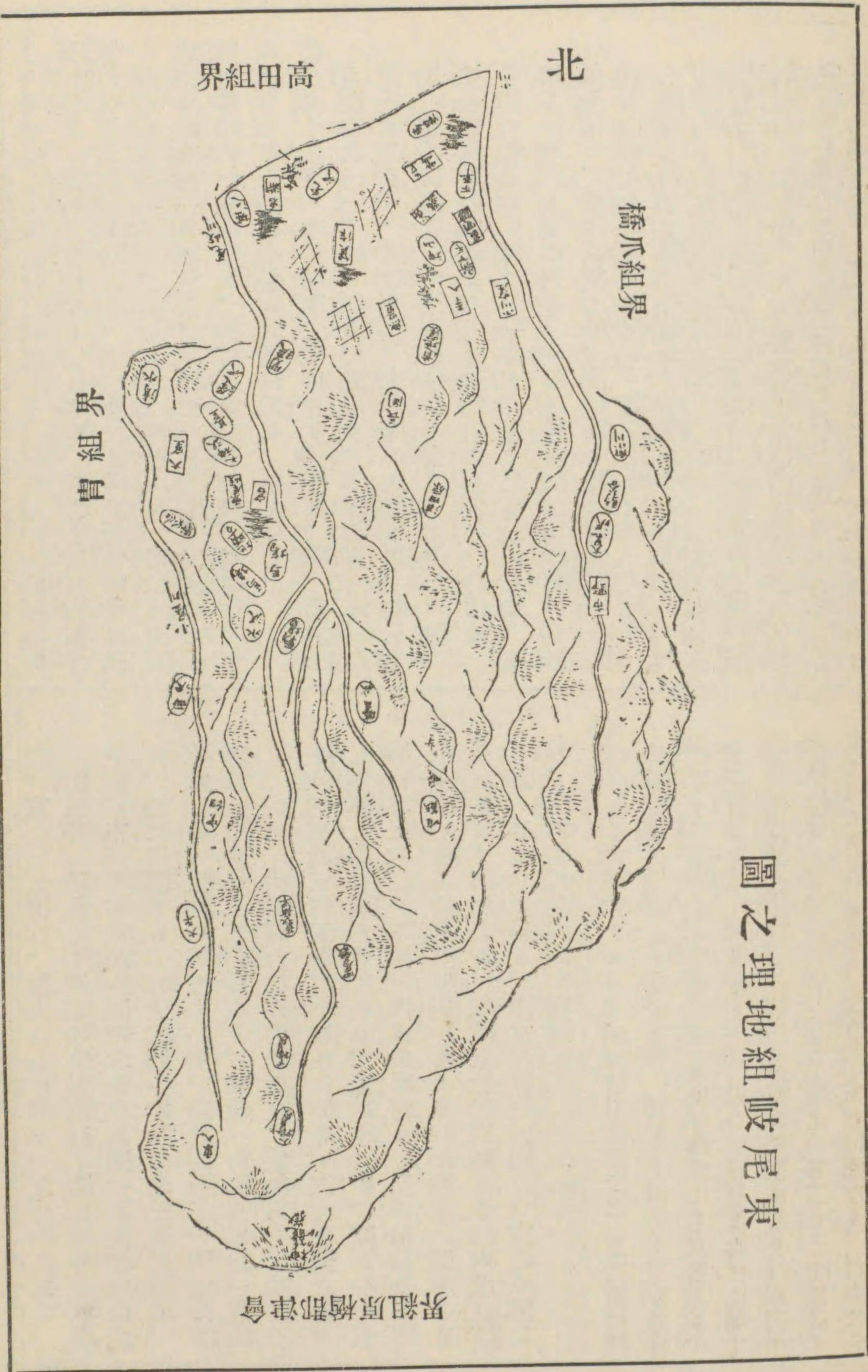
此地府城の西南に當り本郡の東にあり、東は橋爪組に接し、西は胃組に隣り、南は會津郡檜原組に連り、北は高田組に交はる、東西一里三十町、東は橋爪組領家村の界より南北二里十七町、南は檜原組大内村の山界より北に至る、村落多くは山に傍て住し、溪流を引て田地に灌ぐ、北村長岡館村は平野にありて耕地多し、東尾岐・大空・無量寺・入市野等の諸村は極て山中なれば人氣稍朴なり、風俗氣候大抵橋爪・高田等の諸組に同じ、農隙に薪を採り、或は炭を焼き、紫萁を採り、府下及高田村に鬻ぐ本村及胃組山中の村里は雪殊に深く、冬春あい雪類會津町組の條下の患あり、又野猪多く夜々田圃に來て害をなす、故に里人鳥銃を放ち鐘鼓を鳴して逐退く、冬に至れば熊を獵て餘産とす、共に尾岐郷と稱し、十一箇村あり、

東尾岐組十一箇村

- 東尾岐村 小名 宮 地頭方 馬場 水澤 戰場 勝
- 負澤 大神澤 臺 遅澤 關根 端村 若荷平 檜皮 唯能
- 清水 西澤 大平 小屋(今廢) 木地小屋 東入
- 長岡館村 小名 下平 北村 小名 馬墓 端村 兔澤
- 岩淵村 小名 堀込 箕作村 池端村
- 無量村 端村 長岡 沼田原
- 寺入村 小名 新屋敷 道地窪 端村 袖山
- 小川窪村 市野村 端村 大黒澤 駒谷 向小川
- 大室村

●東尾岐村 小名 宮 地頭方 馬場 水澤 戰場 勝 負澤 檜皮 唯能 清水 西澤 遅澤 關根 端村 若荷平 木地小屋 東入 村南に神籠嶽あり、北に引たる峯わかれて三となり、東の谷を尾岐川流れ、西の谷を小屋川流る、二十餘區の民居田圃川に傍て二箇所に開け、共に北は廣く、其奥は漸々に狭し、中にも東の谷は田島多く、奥に至れば谷二となり、其間にも民居あり、因て近里に勝れて境内廣く、一組の地面半は此村に屬す西端の山は胃組諸村と界ふ、府城の西南に當り行程四里家數八軒、東西一町二十三間、南北三町二十三間散居す東は川に傍ひ、西は山に倚り、南北田圃なり、村中に官

東尾岐組地理之圖



より令ぜらる、掟條目の制札あり、東五町計無量村の山界に至る、其村は丑に當り三十四町、西二十町計胃組魚淵村に界ひ宮川を限とす、南二里二十町計會津郡檜原組大内村の山界に至る、其村まで二里十九町、北二十八町胃組尾岐窪村の界に至る、其村まで三十町、又戌の方十町大窪村の山界に至る、其村まで二十四町、舊端村大平の南七町五十間に小屋と雲端村あり、今はなし、

○小名 ○宮 本村の東二町にあり、家數二軒、東西十町九間南北三十二間、四方田圃なり、○地頭方 本村の南三町にあり、家數九軒、東西四十八間南北一町三十間、三方田圃にて南は山に倚り、東は川に近し、何の頃にか地頭の宅地ありし故、此名ありとぞ、○馬場 昔何の頃にか此地に馬場あり、因て此名ありと云、地頭方の南三十間にあり、東西二區に住し、其間五十間餘を隔つ、西は家數二軒、東西四十間、南北四十八間西は山に近く四方田圃なり、東は家數六軒、東西四十八間南北五十七間、東南は川に傍ひ西北は田圃なり、○水澤 馬場より未の方二町三十間にあり、家數六軒東西三十八間、南北二町東は川に傍ひ、西は山に倚り南北に田圃あり、○戰場 馬場の南七町十間餘にあり家數二十三軒、東西四十八間、南北五町二十五間散居

す、東は川に傍ひ、西南は山に傍り、北は田島なり、○勝負澤 戰場より辰巳の方五町四十間にあり、家數十軒、東西二町三十一間南北三十八間、東西北は山繞り、西に田圃あり、○大神澤 本村の北三町にあり、家數四軒、東西一町三十一間、南北一町三十間散居す西は山を負ひ三方田圃なり、又東一町隔て家数一軒あり、○臺 大神澤の北四町にあり、家數六軒、東西三十八間南北三町五間、西は山に連り、三方田圃なり、○遲澤 臺の北三町にあり、家數十七軒、東西一町五間南北三町二十四間、西は山に倚り、三方田島なり、又丑寅の方五町隔て家数一軒あり、○關根 遲澤より丑寅の方六町にあり、家數三軒、東西三十間南北一町十間、東は山に倚り、西は尾岐川に臨み、南北田圃なり、何の頃にか此地に關所ありしと云傳ふ、

○端村 ○茗荷平 小名水澤より未の方二十五町にあり家數九軒、東西一町南北一町、又巳の方七町二十間を隔て一區あり、中屋敷と云、家數三軒、東西四十八間南北四十八間、共に山間に住し南北に菜圃あり、○檜皮 中屋敷の南六町にあり、南北二區に住し、其間五十町四十間を隔つ、北を下檜皮と云、家數三軒、東西二十六間南北一町、南を入檜皮と云、家數三軒、東西一

町二十間南北一町十間、四方に山繞り、南は殊に高山なり、其間に菜圃を開く、又檜皮の西三十間に家数一軒あり、○唯能 小名勝負澤より辰巳の方十町三十間にあり、家數十軒、東西一町三十七間南北四十間、山間に住す、東西北に菜圃あり、○清水 小名遲澤の西山を隔て十町三十間にあり、家數三軒、東西四十四間南北十八間餘、山中に住し、北は山に倚り、三方に田圃あり、○西澤 小名水澤より、申の方山を隔て十四町二十間にあり、家數九軒、東西四十二間南北二町十二間、東は川に傍ひ、西は山に近し、南北に菜圃あり

又北十四町五十間に家数一軒あり、源太谷と云、○大平 西澤の南二十町三十間餘にあり、家數九軒、東西二十七間南北二町四十間、東南は川に臨み、西北に菜圃あり、又北十一町を隔て一區あり、中白と云、家數五軒、東西十八間南北三十六間、東は山に倚り、西は川に近し、南北菜圃なり、

○木地小屋 ○東入 大平の南十七町四十間重山の中にあり、家數十四軒、東西四十二間南北四十五間餘、寶曆中野尻組小野川村の境内より此地に來ると云、

○山川 ○神籠嶽 村南二里にあり、本郡の條下に詳なり ○虚空藏岩 小名臺の東二町山の中腹にあり、何の頃にか此

山上に虚空藏堂ありし故、此名ありとぞ、○稻荷森 端村唯能より辰巳の方一町にあり、周五町計、數株の喬木林をなせり、土人傳へて那須野の殺生石缺て此地に飛來ると云、因て昔より往來する者なしとぞ、側より硯ふに巨石往々樹間にあり、○坂二 一は端村檜皮の南にあり、頂まで二十三町、檜皮峠と云、一は唯能の南にあり、頂まで二十八町餘、共に大内村に行道なり、○石 小名宮の南路の傍にあり、高三尺計の野面石なり、土人石神と呼ぶ、其故を詳にせず、

○尾岐川 水源三あり共に石籠嶽より發す、一は唯能の奥入大澤より出唯能川と云、西北に流るゝこと一里二十七町、戰場川に入る、一は戰場川と云ふ、小名戰場の奥より諸溪合して流出、北に流るゝこと一里二十町計、村南にて唯能川に合し、又北に流るゝこと十町計檜皮川に合す、一は端村檜皮の奥大神籠と云所より出檜皮川と云、屈曲して北に流るゝこと一里二十町計小名馬場の東にて戰場川を得て尾岐川となり、北に流るゝこと一里六町、尾岐窪村の界に入る、廣五間餘、○小屋川 源を神籠嶽の北三澤より發し、北に流るゝこと二里二十町、胃組魚淵村の界にて宮川に入る、廣五間計、

○關梁 ○橋二 一は小名大神澤にあり、所坂橋と云、尾岐川に架す、長六間幅六尺、一は端村大平の南八町四十間にあり、綱取橋と云、長七間幅六尺、小屋川に架す、木地小屋東入へ通る路なり、

○水利 ○堰二 一を向田堰と云、小名關根の北にて尾岐川を引、田地の養水となり、尾岐窪村の方に注ぐ、尾岐窪村にて一を龍門寺堰と云關根の西にて尾岐川を引、田地を潤し、下流尾岐窪村の田地に灌ぐ、

○倉廩 ○米倉 小名臺の村中にあり、本組の米を納む、
○神社 ○熊野宮 境内三間四 村より未申の方五十間山中腹にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、寺入村佐藤日向是を司る、

○稻荷神社 境内東西二間南 村より五十間戌亥の方山麓にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
○朝立神社 境内東西二十間南 小名宮の南一町三十間にあり、祭神詳ならず、神像二軀あり、長各一尺五寸、鎮座の年代詳ならず、往昔は當社に若干の社料ありて神職も數員ありしに、何の頃よりか衰敗して今に至ると云、△隨神門 二間に一間半、△石鳥居 兩柱の間八尺、△本社 六尺に五尺東向、△幣殿 二間に一間半、△拜殿 四間半に二間、△別當常法院 本山派の

修驗なり、華藏院明敬と云者より十一世を経て現住主馬丸に至る、

○日光神社 境内三間四 小名地頭方の西一町十間餘にあり、二荒山神を祭れり、下これに倣ふ勸請の年月詳ならず、鳥居あり、佐藤日向が司なり、【相殿四座】△山神二座 共に本村より移せり、△熊野宮 △日光神 同上

○天王神社 境内東西二間南 小名馬場より未申の方五十間餘、山中にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、佐藤日向が司なり、

○山神社 境内東西二間半 小名戰場の南三十間にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
○御稔神社 境内東西十五間南 戰場より巳午の方四十間にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○船越神社 境内東西十六間 戰場の西四十間山麓にあり、祭神及び鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
○熊野宮 境内東西十一間 小名勝負澤の北一町二十間山腰にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、佐藤日向が司なり、

○太神社 境内東西一間半 小名大神澤の戌亥の方一町にあり、祭神は大己貴命なり、鎮座の初を知らず、佐藤

日向が司なり、【相殿二座】△山神 本村より移す、△幸神 同上

○稻荷神社 境内東西二間南 小名臺の西一町四十間山麓にあり、鎮座の初知らず、鳥居あり、鰐口一口を懸く徑三寸、應永廿三年十一月十六日敬白と彫付あり、村民の持なり、

○伊豆神社 境内二間四 臺の西四十間にあり、鎮座の年月詳ならず、村民の持なり、
○熱田神社 境内東西三間半 小名遲澤の東二町山の半腹にあり、祭神は天照大神の尊靈・素盞鳴尊なり、勸請の初を知らず、鳥居あり、佐藤日向是を司る、

○山神社 境内一間四 遲澤より一町未申の方にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
○山神社 境内東西四間南 小名關根の東一町山腰にあり、勸請の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○熊野宮 境内東西十四間 端村若荷平の北一町二十間にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、佐藤日向が司なり、
○山神社 境内東西十四間 若荷平の北六町三十間にあり、鎮座の始を傳へず、鳥居あり、村民の持なり、

○山神社 境内東西一間半 端村檜皮より戌亥の方一町四

十間にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○唯能神社 境内東西十間南 端村唯能の北五十間にあり、祭神及鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
○熊野宮 境内東西六間南 端村西澤の西四十間にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、佐藤日向が司なり、

○日光神社 境内東西十間南 西澤の小名源太谷の東三十間にあり、勸請の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
○山神社 境内東西六間南 西澤の西四十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○山神社 境内東西三間南 木地小屋東入の北八町四十間にあり、勸請の始を知らず、鳥居あり、村民の持なり、此地東西三間計南北十五間計の岡にて、東南北に小屋川の清流匝り林木繁蔭して幽邃の勝地なり、

○山神社 境内東西三間南 大平の西二十間餘にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
○山神社 境内東西三間南 大平の小名中白にあり、草創の年月を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○三島神社 境内十間四 端村清水の北にあり、鎮座の始を知らず、鳥居あり、佐藤日向が司なり、

○寺院 ○長泉寺 境内東西二十八間半 南北十二間半 貢地 小名遲澤の村中にあり、草創の始詳ならず、山號を遲澤山と稱す、尾岐窪村龍門寺の末山、曹洞宗なり、本尊虚空藏客殿に安ず、

○觀音堂 境内東西十四間 南北十間 免除地 端村大平より三十間餘午未の方であり、草創の初詳ならず、正觀音の像を安ず、長一尺六寸、此堂舊は太平の北三町壇原と云所にあり、寛永十四年今の地に移すと云、村民の持なり、

○藥師堂 境内東西十間 南北十一間 免除地 小名大神澤の西四十間山腰にあり、創建の始を知らず、十二神將の像あり、村民の持なり、

○墳墓 ○五輪二基 小名關根より戊亥の方二町山麓にあり、共に高七尺餘、梵文の彫付あり、其制近代のものとは見えず、如何なる者の墓にか土人只大五輪と稱す、

○古蹟 ○陣屋敷 小名戦場の南卅町餘山奥にて、東西一町四十間、南北三町餘の地を云、此地古戰場と云傳ふれども、何れの時何人の戦ひしと云ことを傳へず、又此より北十町計を隔て、遲澤と云所に鐵滓あり、明應元年長嶺越中某 或は佐藤何某とも云 と云者、鐵華表を鑄て高田村伊佐須美大明神へ獻ぜし迹と云傳ふ、○館迹 四一は小名水澤の西十二町山上にあり、東西十二間、南

んことを願ふ、又親にも孝ありて夫の介抱に暇なければど朝夕勤怠らず、田島野山の業もとら一人の稼にて何れも飢に至らしめず、或時親を始親しき者とらに云ひしは善右衛門が病癒る期も有まじ、離別せば五ひの爲にも然るべしと云けれど、とらは斯く有も天命なり、暇を給はればとて此末よき事の有べきにも非じ、夫の命有ん程は介抱せんとて従はず、後妹に聲を取て家を譲り、己夫婦は別屋に住て愈貞節を盡せり、元文三年米を與て褒賞せり、○善行者源左衛門 木地小屋東入の本地挽なり、寛政元年同上 ○善行者又左衛門 端村清水の農民なり、寛政七年同上

○長岡館村 小名 下平 府城の西南に當り行程三里、家數二十軒、東西一町二十間南北一町十間、四方田圃なり東三町二十二間本郡橋爪組領家村の界に至る、其村は寅に當り十三町十間餘、西三十五間池端村の界に至る、其村まで一町五十間餘、南九町一間寺入村の界に至る、其村は未に當り十四町餘、北一町十六間北村の界に至る、其村は亥に當り一町二十間餘、又巳の方七町四十三間小川窪村の界に至る、其村まで十一町十間餘、

○小名 ○下平 此地本村より稍卑し因て斯く名けしとぞ、本村の北一町二十間餘にあり、家數十軒、東西一

北十間東に並て的場と云所あり、東西一町南北八間、又此邊りを城戸澤と云、今は木立茂りて館の形とも見えず、何の頃にか長峯越中某と云者住せしと云、一は小名勝負澤の東七町にあり、中館と云、東西三十間南北十五間、何の頃にか佐藤大藏丞吉近と云者住すと云一は入檜皮より戊亥の方二町にあり、東西一町二十間南北一町、何の頃にか河島右京某と云者住すと云、今は島となれり、一は小名戦場の西三町にあり、二十間四方山中にて木立茂れり、何の頃にか川島伊豫某と云者住せしと云、○醫恩寺迹 小名大神澤にあり、天台宗、曹組仁王村仁王寺の末山にて山號を淨靈山と云しが寛文九年故ありて廢す、○長福寺迹 小名地頭方の西にあり、宗旨山と號、廢せる年月詳ならず、○觀音寺迹 端村大平より丑寅の方四町にあり、山號宗旨及何の頃廢せしと云ことを傳へず、其地今猶林木茂りて梵宇のありしあと著し、

○褒善 ○善右衛門妻とら 父は新右衛門とて、小名關根の農民なり、男子なく善右衛門を聲養子とせり、善右衛門九年前より癩疾に罹り見苦敷さまなれど、とら其穢はしきを厭はず、朝夕の食事には禁ずべきと羞むべきを撰び好みを遂させ、善く勞はりて晝夜其快から

町十五間南北二十間、四方田島なり、
○山川 ○前川 下平の北にあり、池端村の境内より來り東に流るゝこと十五町計、北村の界に入、廣三間餘、
○清水七 共に村中にあり、周二間計より六間計に至る、清冽なり、

○原野 ○柗原 村より辰巳の方三町にあり、四町四方芝原にて松樹雜木茂れり、因て柗原林と云、又秣場とす、舊柗木ありし故此名ありとぞ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○八幡宮 境内東西十五間 南北三十二間 免除地 村東一町三十間餘にあり、鎮座の始詳ならず、石鳥居・拜殿あり、寺入村佐藤日向これを司る、【相殿一座】△諏訪神 本村より移す、

○寺院 ○館泉寺 境内東西十五間 南北四十間 貢地 村中にあり、山號を寶峯山と云、天台宗、曹組仁王村仁王寺の門徒なり、開基の年月詳ならず、木村隼人某と云者建立せしと云本尊地藏客殿に安ず、

○墳墓 ○塚 村東四町菜圃の中にあり、北より南に並び、中にて西に折れ都て十五列れり、土人十五壇と稱ふ、大抵高七尺餘、周十間計、傳云何れの時にか此地に合戦ありて戦死の者を埋し塚なりと、或は傳ふ高倉

宮此地に落給ひし時高倉宮の事は越後國蒲原郡上 頼政の四男四郎頼兼と云者従來り、此地の住人某と云者に托し宮を隠しまゐらせしを城四郎資長長茂な 聞て河沼郡柳津の住人石川刑部某本郡大谷村にも石川刑部が をして討しむ、因て某此地に防ぎ戰て共に死せしと、此塚は斯かる時築しもしるべからず、又北に並て塚一あり、經壇と云、大さ佗の塚に齊し、文字を書せし小石出づ、由來を知らず、戰死せし者の供養に築しにや、

○古蹟 ○館迹 村中であり、東西一町南北一町二十間土居隍の形僅に残れり、何れの頃にか木村隼人住せしとぞ、今は民居となれり、

○褒善 ○忠義者長五郎 安永二年米を與て褒賞せり、
 ●北村 小名 馬墓 府城の西南に當り行程三里、家數十軒一軒は池端村の境内一軒 東西二町南北一町二十間、 七軒は長岡館村の境内にあり、
 四方田圃なり、東一町十二間長岡館村に界ふ、西二町八間箕作村の界に至る、其村は未申に當り十町四十間、南は村中にて長岡館・池端兩村に界ふ、池端村まで一町十間餘、長岡村は已に當り一町二十間餘、北四町高田組上中川村の界に至る、其村まで五町餘、又寅の方五町十三間高田組富岡村の界に至る、其村まで十町二十間餘、戌の方五町十四間冨組上杉原村の界に至る、其村まで十町餘

亥の方二町十八間冨組下杉原村の界に至る、其村まで三町、

○小名 ○馬墓 本村の北二町餘にあり、家數三軒、東西一町三間南北二十間、北は下杉原村の小名馬墓に對し金山郷に涌る道を夾み、一村の如く三方田圃なり、

○端村 ○兎澤 本村の西七町餘にあり、家數七軒、東西三町二間、南北一町散居す、南は山に倚り、三方田圃なり、

○山川 ○前川 村より寅の方八町にあり、長岡館村の界より來り、寅の方へ流るゝこと八町、富岡村の境内に入る、

○倉廩 ○米倉二屋 一屋は村中にあり、一屋は端村兎澤にあり、共に本村の米を納む

○神社 ○熊野宮 境内東西二間南 北五間免除地 端村兎澤の村中にあり 勸請の始詳ならず、鳥居あり、寺入村佐藤日向が司なり、

○寺院 ○阿彌陀堂 境内東西五間南 北七間貢地 村中にあり、建立の始を傳へず、村民の持なり、

●岩淵村 小名 堀込 府城の西北に當り行程三里六町、 家數五軒、東西三十間南北五十間、三方に山繞り、北は田圃なり、東二町三間北村の界に至る、其村まで三町十

間餘、西四町十八間冨組尾岐窪村の界に至る、其村は未に當り七町、南七町十間尾岐窪村の山に界ふ、北二町四十四間冨組上杉原村の界に至る、其村は丑に當り七町、

○小名 ○堀込 本村より戌の方一町五十間餘にあり、家數七軒、東西四十五間南北五十八間餘、南に山を負ひ、三方田圃なり、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内三間四 方免除地 村より寅の方一町餘山麓にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、寺入村佐藤日向が司なり、【相殿一座】△日光神 本村より移す、

○古蹟 ○館迹 村西一町五十間餘山上にあり、東西三十八間南北四十五間、赤館と云何人の住せしと云ことを知らず、今は木立茂れり、

○褒善 ○作兵衛 名主嘉右衛門が譜代の名子なり、嘉右衛門が父を市右衛門祖父を傳五郎と云、祖父の時困窮に及び田地をも質に典り、僅に名主を勤て死せり、市右衛門幼く、家貧く母一人にて養ひ難ければ親族打寄て商議し、母子離散すべきに決せしを、作兵衛聞て是を憂へ、命の限りはごくむべしと云へば、皆其志に感じ此事やみぬ、斯て程なく市右衛門名主となりしかば作兵衛耕作の業を教へ、手跡算術まで指南し、共に粉

骨を盡し、質地をも漸々に取戻し、先祖よりの持高に復せり、市右衛門其忠誠に感じ、別家に住ましむ、其後市右衛門病に罹りしかば、農事の暇に力を盡し佛神に祈り限なく介抱すれども、驗なく次第に重りければ親族を集め其子嘉右衛門を託し、公私の事皆作兵衛に任せよとて身まかれり、されば能喪事を勤め毎朝の墓參怠らず其遺言を奉じ、嘉右衛門を見立しとぞ、延享四年賞して米を與へり、

●箕作村 府城の西南に當り行程三里八町、家數二十軒 東西一町十四間南北三町四十二間、三方に山繞り、北は田圃なり、東二町五十六間池端村の山界に至る、其村は寅に當り十一町四十間、西二町三十間長岡館村の山に界ふ、南二町五十二間無量村の界に至る、其村は巳に當り九町五十間餘、北五町三十間北村の界に至る、其村は丑に當り十町四十間、

○水利 ○堤 村南四十間餘にあり、東西二十七間、南北三十間寛文四年に築く、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○鬼渡神社 境内東西十二間 南北十間免除地 村中にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、寺入村佐藤日向を司る、

○古蹟 ○寺跡 村中にあり、妙箕山龍藏寺とて寛永十

三年の頃にや、曹洞の徒吞昌と云僧開基し、尾岐窪村龍門寺の末山なりしに、天和三年故ありて廢せり、

●池端村 府城の西南に當り行程三里、家數二十六軒、東西一町十一間南北二町四十八間、四方田圃にて、西は山に近し、東一町二間長岡館村の界に至る、其村まで一町五十間餘、西一町箕作村の界に至る、其村は申に當り十一町四十間、南三町寺入村の界に至る、其村まで十二町餘、北一町十七間北村に隣り、其村中を界とす、
○山川 村中に入り前川と云、
より發し、兩村の境内より來り、東に流るゝこと五町長岡館村の界に入り前川と云、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、
○神社 ○熊野宮境内東西二間半 南北三間免除地 村より戌亥の方二町餘山上にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、寺入村佐藤日向が司なり、【相殿二座】△鹿島神 北村より移せり、△赤城神 同上

●無量村 端村 長岡 沼田原 府城の西南に當り行程三里十八町、家數二十五軒、東西一町二十九間南北三町十間、西は山に倚り、三方田圃なり、東五町寺入村の山界に至る、其村まで八町餘、西十二町南一里五町計、共に東尾岐村の山界に至る、其村は未に當り三十四町、北八

町五間寺入村に界ふ、又戌亥の方五町箕作村の山界に至る、其村まで九町五十間餘、

○端村 ○長岡 本村の南三町五十間餘にあり、南北二區に分る、其間一町を隔つ、北は家數二十二軒、東西四十二間南北三町二十四間、南は家數三軒、東西十六間南北四十六間、共に山間に住す、○沼田原 長岡より已の方十一町二十間餘、山奥にあり、家數五軒、東西四十一間南北一町三間、三方に山を負ひ、南に菜圃あり、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、
○神社 ○日光神社境内東西八間南 北九間免除地 村西山上にあり、鎮座の年月詳ならず、石鳥居・拜殿あり、寺入村佐藤日向が司なり、【相殿四座】△山神二座 一座は本村より移し、一座は端村沼田原より移す、△熊野宮 本村より移せり、△鬼渡神 同上

○熊野宮境内二間半 四方免除地 端村長岡の西三十間にあり、勸請の年代知らず、鳥居あり、佐藤日向が司なり、
○稻荷神社境内東西二間半 南北二間免除地 沼田原の東にあり、鎮座の始知らず、鳥居あり、村民の持なり、
○寺院 ○無量寺境内東西十八間半 南北二十二間半免除地 村中にあり、開基を詳かにせず、山號を永壽山と稱す、尾岐窪村龍門寺の

末山曹洞宗なり、此寺は舊は眞言の道場なり、萬治中全宗と云僧住してより洞家となれり、客殿に本尊彌陀を安ず、

○長福寺境内東西八間南北 二十四間免除地 端村長岡の村中にあり、開基詳ならず、山號を久月山と云、眞言宗、山城國御室仁和寺の末山なり、何の頃にか災にかゝりて什器法系も失せしと云、永祿中宥範と云僧再建して今に至る、因て宥範を中興開山とす、本尊地藏客殿に安ず、

●寺入村小名 道地窪 袖山 新屋敷 府城の西南に當り行程三里、家數二十九軒、東西四十間南北三町十五間、西南は山に倚り、東北は菜圃なり、東二町二十間小川窪村の界に至る、其村は寅に當り三町十間餘、西一町十五間南十二町三十八間、共に無量村の山界に至る、其村は西に當り八町餘、北三町三十五間池端村の界に至る、其村まで十二町餘、又丑の方五町二間長岡館村の界に至る、其村まで十四町餘、

○小名 ○道地窪 本村より未の方三町十間餘にあり、家數二十一軒、東西二十五間南北一町二十間、西南は山に倚り、東北は田圃なり、○新屋敷 本村より丑の方三町三十間にあり、家數五軒、東西十八間南北三十間、四方田圃なり、

○端村 ○袖山 本村の北五町二十間餘にあり、家數二十一軒、東西二十五間南北二町、四方田圃なり、南は山に近し、

○山川 ○檜木澤山 村南十町にあり、元文の頃此地より銀を出し、寛延中も又掘採りしとて其跡残り、
○水利 ○堤 村より辰巳の方三町にあり、東西四十二間南北一町二十三間、寛文四年に築く、本村及無量村池端村の田地に灌ぐ、

○倉廩 ○米倉二屋 一屋は村中にあり、一屋は端村袖山にあり、共に本村の米を納む、
○神社 ○金跨神社境内東西十八間南 北十六間免除地 村中にあり、祭神は鹽土翁神なり、嘉元元年に創建す、舊高田村伊佐須美神社の寶物に上代の火箸なりとて、鏡杖の首の兩岐なるありしを移して神體とせり、長一尺九寸伊佐須美神社の條と併見、△鳥居 兩柱の間一丈、△本社 九尺五寸に八尺餘、△幣殿 三間に一間四尺、△拜殿 五間に二間半、【相殿四座】△諏訪神 本村より移す、△山神 △鬼渡神 △若宮八幡 同上

○神職 ○佐藤日向 先祖を備中某と云、此社草創の時神職たりと云傳ふ、其後數世の間詳ならず、元文中伊賀道吉と云者あり、今の日向道安が四世の祖なり、

○鬼渡神社 境内二間 方免除地 端村袖山の南四十間山上にあり、鎮座の年月知らず、鳥居あり、佐藤日向が司なり、

【相殿一座】 △伊勢宮 袖山より移す、

○寺院 ○慈徳寺 境内東西十二間 北二十間 年貢地 村中にあり、曹洞宗、山號を保呂山と稱す、開基の年月詳ならず、もと村を離れて南の山中にあり、いつの頃にか良徳と云僧越後國より來り住せしとき今の地に移せりと云、天正十二年閏察と云僧住せし時、會津郡南青木組天寧寺の末山となり、天寧寺十世曇吉を請て開山とす、本尊地藏客殿に安ず、

○法藏寺 境内東西十三間 北十一間 年貢地 小名道地窪の南一町山麓にあり、曹洞宗天寧寺の末山なり、昔此村に一字の寺あり、寺號傳

はらず、久しく廢せしに因り元和五年遠江國より堯傳と云僧來て再興し、庭渡山法藏寺と名け、天寧寺の僧天菴を請て開山とせしと云、客殿に本尊地藏を安ず、○地藏寺 境内東西十二間 北十間 年貢地 端村袖山にあり、山號を天森山と云、開基詳ならず、會津郡南青木組北青木村惠倫寺の末山曹洞宗なり、舊は淨土或は眞言の徒住せしと云、慶長中呑鐵と云僧再興せり、本尊地藏客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者留次郎 寛政五年褒賞して米を與へり

●小川窪村 府城の西南に當り行程三里、家數三十七軒、

東西二町十六間南北一町二十三間、越後より下野に通る道にあり、東は小川に傍ひ、三方田圃なり、東二十二間北一町十二間、共に本郡橋爪組領家村の端村小川の地に

界ひ小川を限とす、其村は子丑に當り十一町、西五十五間南一町三十二間、共に寺入村の界に至る、其村は申に當り三町十間餘、又巳の方一町四十六間市野村の界に至る、其村まで二十九町餘、戌の方四町五十六間長岡館村の界に至る、其村まで十一町十間餘、亥の方十町四十八間高田組富岡村の界に至る、其村まで十八町三十間、

○山川 ○小川 村東にあり、市野村の境内より來り北に流る、こと十一町餘、領家村の界に入る、廣四間、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○八幡宮 境内東西五間 北六間 免除地 村北一町十間餘小山の上にある、鎮座の年月詳ならず、文明十九年三月、遠藤四郎左衛門次義と云者當社を修造せしとて、寛文中まで棟札あり、寺入村佐藤日向是を司る、

○寺院 ○光福寺 境内東西十四間 北十八間 年貢地 村中にあり、眞言宗、大林山と號す、開基詳ならず、文祿中蓮眞と云僧再興す、河沼郡笈川組濱崎村通照寺の末山なり、客殿に本尊不動を安ず、

●市野村 端村 大黒澤 駒谷 向小川 府城の南に當り行

あり、

○山川 ○富士嶽 村より戌の方にあり、頂まで八町計近隣の諸山より稍高く、松樹雜木茂れり、巔に富士神社あり、因て此名ありとぞ、○沼平峠 村より丑の方一里二町餘、下野街道にあり、登ること十八町餘、此を越て大内村にゆく、

○小川 村南諸山の溪流合して村中を過、北に流る、こと一里餘、小川窪村の界に入る、

○神社 ○稻荷神社 境内東西二間 北二間 免除地 村東一町餘山腰にあり、石階百餘級、鎮座の始詳ならず、石鳥居あり、寺入村佐藤日向が司なり、【相殿一座】 △山神二座 共に本村より移す、

○富士神社 境内東西五間 北三間 半免除地 富士嶽の巔にあり、勸請の年月を知らず、鳥居あり、佐藤日向が司なり、【相殿一座】 △熊野宮 本村より移す、

○八幡宮 境内東西二間 北四間 半免除地 端村大黒澤の北一町餘山麓にあり、鎮座の年月を傳へず、石鳥居・拜殿あり、佐藤日向是を司る、

○寺院 ○藥師寺 境内東西十五間 北十二間 年貢地 村中にあり、舊此地に藥師堂ありしを、慶長元年長覺と云僧來り藥師を本尊とし、一字を建立し芳明山藥師寺と名けしとぞ、天

程四里、家數三十七軒、東西四町南北六町十四間、兩山の間にあり、南北に田圃あり、下野街道驛所にて高田組高田村驛より二里一町三十間、又本郡橋爪組藤田村驛より一里十五町五十四間、共に此に繼ぎ、此より二里四町會津郡橋原組大内村驛に繼ぐ、村中に宮より令せらる、掟條目の制札あり、東八町本郡橋爪組關山村の山界に至る、其村は寅に當り一里二町、西十八町無量村の山に界ふ、南二十九町大内村の山界に至る、其村は巳に當り二里一町五十間餘、北二十一町計本郡橋爪組藤田・福光兩村の山界に至る、藤田村まで一里、又亥の方二十九町小川窪村の界に至る、其村まで二十九町餘、村南に一里塚あり、

○端村 ○大黒澤 本村の北八町十間餘にあり、家數七軒、東西二町南北三町、兩山の間にあり、南北は田圃にて、村東に下野街道あり、○駒谷 大黒澤より丑の方八町十間にあり、家數四軒、東西四十間南北五十間下野街道に住す、東西は山に傍ひ、南北に田圃あり、此村舊は三町計、東の山中駒谷と云處にあり、火災に罹り天明六年此地に移る、○向小川 駒谷の北五町餘にあり、家數七軒、東西二町南北二町、兩山の間に下野街道の東頬にあり、南北は田圃なり、村南に一里塚

新編會津風土記卷之七十九

陸奥國大沼郡之八

胃組

此地府城の西南に當り本郡の東南にあり、東は東尾岐組に隣り、西は瀧谷組に界ひ、南は會津郡檜原組に連り、北は永井野組に續く、又丑寅の方高田組の地に交はる、東西一里三十三町、東は東尾岐組東尾岐村の山界より西、北四里十八町、南は檜原組戸石村の山界より北、西に博士山明神嶽並秀て、東に宮川流れ二十餘區の村落、兩岸に傍て南北に連れり、四面に翠巒層出し水田少く、只東北の隅のみ廣平の地に續て僅に坦夷なり、下谷地・中在家・中村・入谷地の四箇村は南端の奥にて、俗に谷地郷と稱し、最幽僻なり、霜雪の候稍早し、大岩・菅沼は西北の山中に住し、海老山村最其奥にありて地勢極て高し、寒強く暑弱く、幽陰の地にて五稼能熟すること稀なり、諸村たゞ山林の利饒く炭を焼き薪を採り、或は鋏柄盤槽シツリ、盥洗の器なシツリて水を受る所とす、徑二尺餘、深こそすきナシツリの木を以て製す、形四五寸許多く「ブナ」の木を用ゆ

○古跡 ○館迹 富士嶽の上にある、佐々川館と云、昔何の頃にか宇田川民部某と云者住すと云、今は木立茂りて四方の間敷さだかならず、隍の迹とて往々窪き處残り、

●大室村 府城の西南に當り行程四里、家數十軒、東西一町三十間南北一町、山中にあり、四方に田圃あり、東四町計、南三町五十間餘、共に東尾岐村の山に界ふ、西二町十九間胃組沼平村の界に至る、其村は戌に當り四町北二間東尾岐村の界に至る、其村は辰に當り二十四町、又未申の方六町胃組魚淵村の界に至る、其村まで十二町、

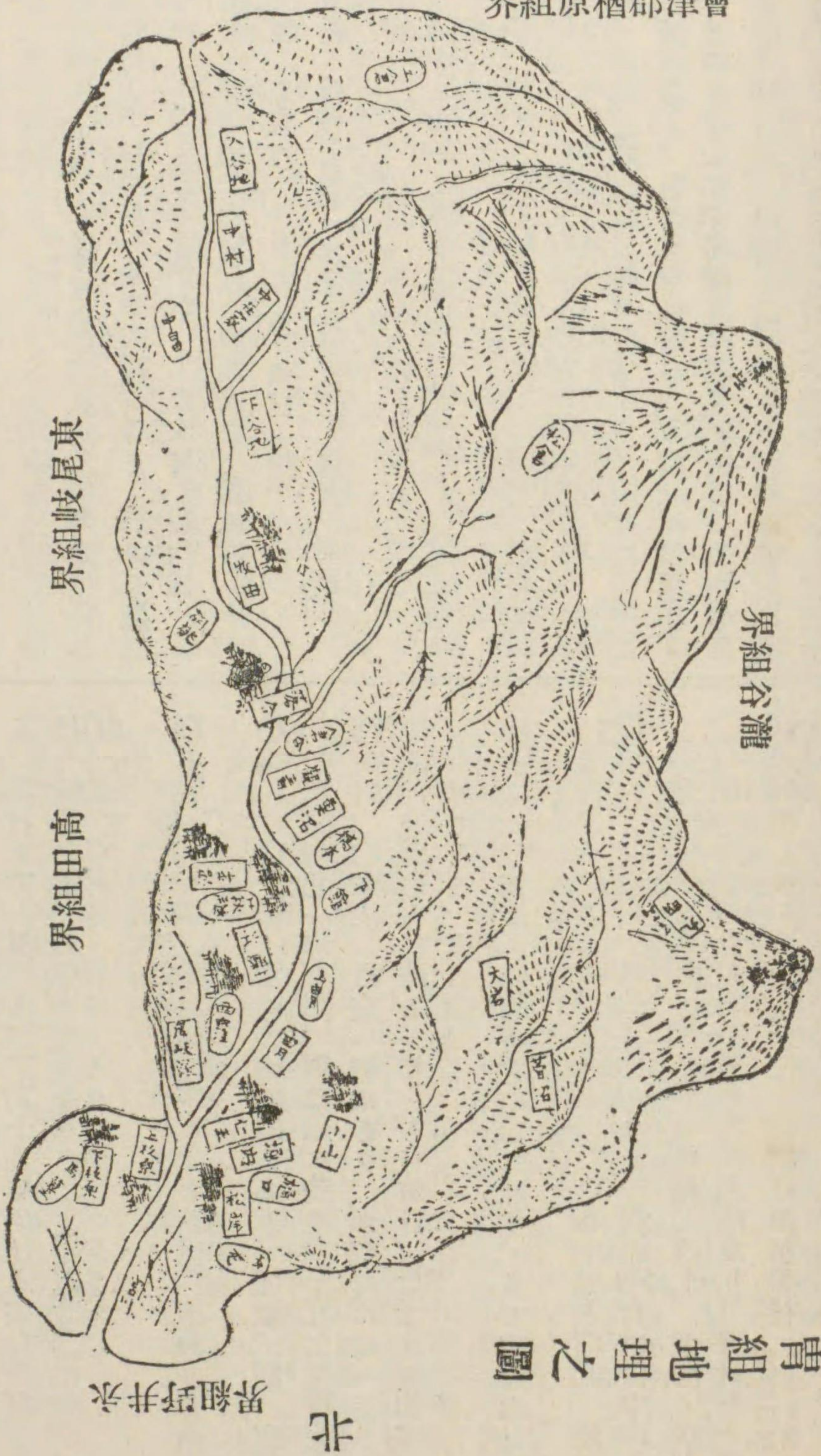
○水利 ○堤 村南三町にあり、周七十間、

○神社 ○熊野宮 境内東西十六間 南北十間免除地 村東一町山中にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、寺入村佐藤日向が司なり、【相殿一座】△伊豆神 本村より移す、

○寺院 ○地藏堂 境内東西四間 南北五間半年貢地 村中にあり、創建の年月を傳へず、村民の持なり、

新編會津風土記卷之七十八 終

會津郡檜原組界



鋤の如し、柄の長二木屐多く杵を問計に至る者あり 木屐もて製す等を製し、又紫萁獨活を採り、麻を植て共に府下及高田村の方に鬻ぎ出し生計とす、此組の諸村尾岐郷と稱す、凡て二十一箇村あり、

胃組二十一箇村

- 胃村 端村 上胃 尾岐窪村 小名 西窪
- 上杉原村 下杉原村 小名 馬墓
- 松岸村 小名 竹花 樋口 仁王村 堀内村
- 小山村 菅沼村 大岩村 海老山村 藤江村
- 沼平村 魚淵村 小名 下館 端村 橋本
- 観音村 端村 倉谷 松倉 落合村 端村 森越
- 牧内村 小名 胡桃 下谷地村
- 中在家村 小名 中島 中村 入谷地村 木地小屋

胃村 端村 上胃 此村もと安太村と云又姑戸に今の名に改む、府城の西南に當り行程四里五町、家數三十五軒、東西二町南北三町、府下より金山郷に通る道を夾み山麓にあり、東は宮川に臨み、東南北に田圃あり村中に官より令ぜらる、掟條目の制札を懸け、又南の方二町に家居一軒あり、中胃と云、東五十間尾岐窪村に界ひ宮川を限とす、其村まで五町三十間餘、西十三町三十間大岩村の界に至る、其村まで十五町、南四町三十間藤

江村の界に至る其村まで五町、北四町小山村に隣り、其村際を界とす、又丑寅の方五町三間仁王村の界に至る、其村まで七町三十間、申の方二十八町海老山村の界に至る、其村まで一里八町、天正十八年伊達政宗會津郡梁取村へ糧米を運びし時の文書なりとて【舊事雜考】に載す、其文如左、
俵物八十荷無相違可相通者也如件、
三月二十八日 政宗 小俣通

- 端村 ○上胃 本村の南四町にあり、家數三間、東西廿五間南北一町十間、西は山に倚り、三方に田圃あり、
- 山川 ○宮川 村東一町にあり、魚淵村の境内より來り、丑寅の方に流る、こと十三町計、仁王・尾岐窪兩村の界に入る、廣六間、
- 土産 ○獨活 此組諸村の山に産す、凡て胃獨活と稱して多くひさぎ出す、味佳なり、
- 水利 ○堰二 一を三貫堰と云、村東にて宮川を引き仁王村の方に注ぐ、一を水上堰と云、村より戌亥の方にて溪流を引き田地に灌ぎ、下流小山村・仁王村・堀内村の田地を潤す、
- 倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、
- 神社 ○熊野宮 境内東西二十六間南 村西一町山腰にあ

り、鎮座の始詳ならず、石鳥居・拜殿あり、仁王村高橋相模是を司る、【相殿一座】△稻荷神 本村より移す、
○日光神社 境内東西十一間南 村西三町山腰にあり、勸請の始を知らず、二荒山神を祭れり同鳥居あり、高橋相模が司なり、

- 御稔神社 境内東西二十六間南 熊野宮の南に並ぶ、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、高橋相模が司なり、
- 甘金神社 境内一町四 端村上胃の南十五町山の半腹にあり、祭神及鎮座の始を知らず、鳥居あり、高橋相模が司なり、【相殿一座】△荒人神 本村より移す、
- 山神社 境内東西七間南 村より未の方八町山中にあり勸請の年月詳ならず、村民の持なり、
- 稻荷神社 境内二間四 上胃の南にあり、鎮座の始を知らず、石鳥居・幣殿・拜殿あり、村民の持なり、
- 尾岐窪村 小名 西窪 府城の西南にあり、行程三里三十町、家數二十六軒、東西一町十間南北二町十間、南は山に倚り、三方田圃なり、東二町二十五間東尾岐組北村の界に至る、其村は寅卯に當り十六町、西四町二十二間胃村の界に至る、其村まで五町三十間餘、南五町六間東尾岐組東尾岐村の界に至る、其村まで三十町、北一町十

八間仁王村の界に至る、其村は亥に當り五町四十間餘、又丑の方三町二間東尾岐組岩淵村の界に至る、其村まで九町餘、

- 小名 ○西窪 本村の西四十間にあり、家數七軒、東西四十五間南北四十間、四方田圃なり、
- 山川 ○宮川 村西五町にあり、胃村の境内より來り丑寅の方に流る、こと六町計、尾岐川を経て仁王村の界に入る、
- 尾岐川 村東二町にあり、東尾岐村の界より來り、北に流る、こと十一町、村北にて宮川に入る、廣五間計、
- 關梁 ○橋二 一は村西七町にあり、窪橋と云長七間半、土橋なり、宮川に架す、一は村北一町十間餘にあり、小高橋と云、長六間幅七尺、尾岐川に架す、共に隣村の通路なり、
- 水利 ○東堰 東尾岐村の方より來り、田地の養水となり、下流宮川に注ぐ、
- 倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、
- 神社 ○山神社 境内東西四間南 本村より未申の方三町山上にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、仁王村高橋相模が司なり、【相殿一座】△御稔神 本村より移す、
- 稻荷神社 境内東西二間南 村東二町山の中腹にあり、

鎮座の始を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○龍門寺 境内東西二十九間南 村より未申の方二

町山麓にあり、山號を興雲山と云、下野國宇都宮成高

寺の末山曹洞宗なり、何の頃にか日果と云僧草造すと

云、寛永十一年回祿に罹り古器什物燒失し、藥師の像

のみ災を免れしと云、△客殿 十間に六間半、北向本

尊藥師の座像古物なり、長一尺二寸、△觀音堂 境内

にあり、

○墳墓 ○石塔一基 村東田畝の中にあり、高五尺二寸

横二尺二寸、野面石なり、星越中守墓元久二乙丑年と

彫付あり、後人の建しものと見ゆ、本村の名主源左衛門

と云者の祖なりと云傳ふれども詳なることを知らず、

○古蹟 ○寺跡 村西にあり、文祿中宗見と云僧草建し

延明寺と號して、龍門寺の塔頭なりしが、天和中故あ

りて廢す、

○褒善 ○寅之助妻いね 舅はさきに中風の病に臥し行

歩かなはず、寅之助も七年前より癩病を煩ひ幼子二人

あり、いねよく耕作の業を勤め、八石餘の田地を始末

して年貢を納め、舅夫を介抱し、好める食物あれば力

を盡して調進し、髪をゆひ月額をそること迄も見にく

からぬ程に心を用ひけり、寅之助いねに向ひ我かゝる

病にかゝり癒んこと覺束なし、何方へも再嫁して心を

安すべし、さらば吾此ほとりに小屋を作り、汝には

後夫をむかへ此家を相續せしむべしとまで云けれど、

いね一向に肯はず、いよ／＼孝貞を盡しけり、舅うせ

ければ追善供養怠らず、生るに事るが如し、かゝる事

共聞えければ安永二年褒賞して米を與へり、

●上杉原村 同稱の村並べり、因て上下の字を以て分つ

府城の西南に當り行程三里二町餘、家數十七軒、東西二

町南北一町十間、四方田圃にて、北は宮川に近し、村南

に府下より金山郷に通る道あり、東五十間下杉原村の界

に至る、其村まで二町五十間、西八町仁王村に界ひ、宮

川を限とす、其村まで十二町四十間、南二十二間東尾岐

組北村の界に至る、其村は辰に當り九町十間、北四町高

田組上中川村に界ひ宮川を限とす、其村は寅に當り十町

又未の方二町東尾岐組岩淵村の界に至る、其村まで七町

二十間、戌の方十町二十間松岸村の界に至る、其村まで

十一町二十間、

○山川 ○宮川 村北三町餘にあり、仁王・松岸兩村の境

内より來り、丑寅の方に流るゝこと九町、下杉原村の

界に入る、

○水利 ○柴堰 村より八町、申の方にて宮川を引き、

來り、丑寅の方へ七町流れ、上中川村の界に入る、廣

八間、

○水利 ○柴堰 上杉原村の方より來り田地に灌ぎ、下

流數派となり、東尾岐組・高田組・橋爪組數村の田地を

潤す、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西七間南 村中にあり、鎮座の初

詳ならず、石鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿二座】△稻

荷神 本村より移す、△日光山 同上 △別當相原院

本山派の修驗なり、現住元眞が九世の祖を成善と云し

と云、

●松岸村 小名 竹尾 樋口 府城の西南に當り行程三里

十五町、家數二十三軒、東西一町五十間南北一町二十間

四方田圃にて、西は山に近し、東二町十二間高田組上中

川村の界に至る、其村まで十七間、西二十町十六間永井

野組蛇食村の山界に至る、其村は戌に當り一里十五町、

南十四間仁王村に隣り、其村際を界とす、北六町二十間

高田組屋敷村に隣り、其村際を界とす、又寅の方二町五

十四間、永井野組永井野村の界に至る、其村まで十九町、

辰の方四十間上杉原村の界に至る、其村まで十一町二十

間、未の方村際にて堀内村に界ふ、其村まで一町十間餘

田地の養水とし、下杉原村の方へ注ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西三間南 村中にあり、鎮座の始

を知らず、石鳥居・拜殿あり、仁王村高橋相模が司なり

【相殿一座】△石神 本村より移せり、

○寺院 ○長福寺 境内東西十一間 村中にあり、曹洞宗、

福壽山と號す、開基の年月詳ならず、尾岐窪村龍門寺

の末山なり、客殿に本尊地藏を安す、臺座に天文四稔

乙未と書付あり、

●下杉原村 小名 馬墓 府城の西南に當り行程三里、家

數二十三軒、東西一町十間南北一町二十間、四方田圃な

り、東三町二十七間南五間、共に東尾岐組北村の界に至

る、其村は巳に當り三町、西五十間上杉原村の界に至る

其村まで二町五十間、北三町三十七間高田組上中川村の

界に至る、其村は丑に當り四町四十間餘、

○小名 ○馬墓 本村の東一町二十間にあり、家居一軒、

北村の小名馬墓と府下より金山郷に通る道を夾み、南

北にあり、三方田圃なり、天明六年に始めてこゝに家を

構ふ、昔義家朝臣の乗馬の殞しを埋めし故、此名あり

とぞ、

○山川 ○宮川 村北五町にあり、上杉原村の境内より

申の方三町三十四間小山村の界に至る、其村まで六町二十間餘、亥の方三町三十間永井野組荻窪村の界に至る、其村まで五町餘、

○小名 ○竹花 本村の北一町にあり、家數十軒、東西一町四十間南北二十間、四方田畠なり、○樋口 本村より一町、未の方にあり、家數十軒、東西一町南北二町三十間、四方田圃なり、

○山川 ○宮川 村東三町餘にあり、仁王村の境内より來り丑寅の方に流るゝこと二町餘、上杉原村の界に入る、

○水利 ○堰三 一を三貫堰と云、仁王村の方より來り田地に灌ぎ、下流屋敷村の田地を潤す、一を上堰と云一を下堰と云、共に村東にて宮川を引き、永井野村の方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○手兒神社 境内東西四十五間南北一町北五町三十間にあり、欽明天皇十三年、高田村伊佐須美明神と同一く明神嶽より勸請せりと云、其後年を経て破壊せしを享祿二年宗輔と云もの再興せり、古木繁蔚してもの古りたり、祭神は素盞鳴尊なりと云、二月七日・八日、八月二十日・二十一日祭禮あり、△鳥居 兩柱の間一丈

同上 △天王神 同上 △鬼渡神 同上

△神職生田伊勢 先祖を高橋喜大夫某と云、延寶中當社の神職となる、相續て四世今の伊勢宗將に至り、高橋を改て生田とせり、

○寺院 ○松岸寺 境内東西三十間南北三十五間年貢地 小名竹花にあり、天文十九年神尾丹波と云者草創し、永井野組松澤村松澤寺の二世大應を請て開山とす、山號を白雲山と云、初は陽雲庵と號す、正保中今の名に改む、曹洞宗、松澤寺の末山なり、本尊釋迦客殿に安置す、△觀音堂 境内にあり、鰐口一口あり、徑八寸五分、奉寄進手子宮御神前靈寶也、于時元和三年丁巳卯月廿八日、天神村松子敬白と彫付あり、

○古蹟 ○法藏寺跡 村中にあり、寛永元年に草創し、洞家の僧住せしと云、廢する年月詳ならず、今は民家となる、○館蹟 村中にあり、東西二十九間南北三十一間、文明の頃、神尾丹波賴春と云者居しと云傳ふ、土居障形僅に存す、今は民家となれり、

○仁王村 此村舊仁王寺村と云しに、寛文中より寺の字を省けり、府城の西南に當り行程三里十七町、家數十軒東西三町十五間南北一町十間、東南は宮川に近く、北は府下より金山郷に通る道を隔て、堀内村に隣り、三方田

一尺 △本社 五尺餘に四尺餘、東向額一枚を藏む、長一尺六寸、表に大宮山と篆書し手兒大明神と草書に記し、裏に奏素盞鳴牛頭天王天文二十辛酉冬十二月權少僧都智鏡と彫付あり、△幣殿 二間に一間 △拜殿 五間に三間、

△棟札 聖主天中天 大旦那宗輔大工藏助殿小工十餘人 結縁 迎慶頻伽聲 本願當社主成田助左衛門山取□人

右當社番匠二百六十餘人鍛冶左衛門 哀慈衆生者 五郎衆等封 我等今敬禮 時享祿二年己丑九月廿七日敬白

同封 聖主天中天 大旦那菅彦左衛門殿 ねき 迎慶頻伽聲 本願成田助左衛門尉

參天 爲悅衆生故 時元和五年己未十一月九日旦那 現無量神力 助右衛門 清右衛門

同 諸佛救世者 奉上葺手子之宮本願成田忠右衛門尉 住於大神道 但當社禰宜也

△手古兒神社 境内にあり、破壊して造営未だならず【相殿四座】 △伊勢宮 本村より移せり、△諏訪神

圃なり、東二町上杉原村に界ひ宮川を限とす、其村まで十二町四十間、西一町五十四間小山村の界に至る、其村まで三町二十間、南一町四十三間尾岐窪村の界に至る、其村まで五町四十間餘、又丑の方村際にて松岸村に界ふ、其村まで十間餘、未申の方一町十五間冓村の界に至る、其村まで七町三十間、

○山川 ○宮川 村南一町十間餘にあり、冓村の境内より來り丑寅の方に流るゝこと七町、松岸村の界に入る、

○關梁 ○高橋 村東二町にあり、長十四間幅一間半、勾欄あり、宮川に架す、府下より金山郷に通る道なり、

○水利 ○三貫堰 冓村の方より來り、田地の養水となり、松岸村の方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○稻荷神社 境内東西四十五間南北一町東丹岡山と云丘の上にあり、鎮座の始を知らず、尾岐郷の總鎮守にて毎年八月十二日・十三日祭禮あり、相傳て此神の使獸に白狐あり、尾分れて二岐となる、故に郷名も是に因ると云、其地宮川の北岸にありて、舟を覆せる形に似たり、因て此名ありとぞ、喬木數株繁陰し、眼下に清流漲り高橋これに横はれり、東北の方府城及居平の村落を望み風景愛すべし、△石鳥居 兩柱の間一丈、

△隨神門 三間に二間、△本社 一間四面北向、△幣殿 二間に一間半、△拜殿 五間半に二間半、

△神職高橋相模 先祖は民彌富壽とて承應の頃、當社の神職となる、今の相模富直は六世の孫なり、

○稻荷神社 境内東西二十六間 村南一町にあり、草創の初詳ならず、鳥居あり、仁王寺司なり、

○寺院 仁王寺 境内東西五十間南 村中にあり、上野國世良田長樂寺の末山天台宗なり、縁起に據に、大同二年德溢の開基にて、造營の始西尾岐の深山より材木を運びしに、其牛化して石となる、因て山號を牛伏山と稱すと云、牛石とて今に門前田圃の中に存せり、△本堂 四間四面庇縁あり、南向藥師の像を安ず、當寺往古よりの本尊にて秘佛なり、毎歲元三に仁王經藥師經を讀誦し國土安穩を祈る、又十二神將各長一尺九寸五分及力士の像を安ず、各長七尺、みな古物なり、【舊事雜考】に藥師及十二神將の像は德溢が作なりと云、

△客殿 九間に六間南向本尊彌陀鐘徑二尺一寸、享保二丁酉稔八月二十五日、當院四十四代現住法印堅者辨亮願主曹邑金田權右衛門等勝と彫付あり、銘あれども煩しければ略す、

【寶物】 古文書三通 二通は寺領寄附の狀、一通は卷

の民家に續き、西北は田圃なり、西一町五十四間小山村の界に至る、其村まで三町四十間餘、北一町九間餘松岸村の界に至る、其村まで一町十間餘、

○寺院 地藏堂 境内東西八間南 村中にあり、創立の始詳ならず、村民の持なり、

○小山村 府城の西南に當り行程三里二十町、家數十六軒、東西三町南北一町、金山郷に通る道に住す、西は山に倚り、三方田畠なり、東一町四間餘曹村の界に至る、其村は南に當り四町、西七町三十間菅沼村の山界に至る、其村まで一里、南は村際にて曹村に界ふ、北四町五十四間餘松岸村の界に至る、其村は丑に當り六町四十間餘、又寅の方一町二十五間餘仁王・堀内兩村の界ひに至る、仁王村まで三町二十間、堀内村まで三町四十間、舊松倉と云端村あり、寶曆十二年より觀音村に屬す、

○水利 堤 村より戌亥の方一町にあり、周百四十間計、本村及び仁王村・堀内村の田地の養水とす、

○倉廩 米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 八幡宮 境内東西二十四間 村西三十間山麓にあり、鎮座の初詳ならず、石鳥居・幣殿・拜殿あり、仁王村高橋相模是を司る、【末社一座】 △幸神社 境内にあり、

數を、朝に獻ぜし時賜はりし傳馬證文なり、其文左に錄す

（花押） 右大沼の内おまたの村仁王寺門前家五之事御むねやく六まはり之分藥師へ御立願所なり、別而抽精誠御祈禱專要に候、

天文三年甲七月晦日

（花押） 右仁王寺分千仁百かり致御免きしん申候、乍去公方へ三度御田錢は相すまし可被申候、於爲御免申請□又三度もめんきよ可申候、きしんの分にて毎月八日は十人しくかう十方疋つゝ永代弓矢名賀正印和合候、きねん御油斷不可有候者也、仍如件、

永祿五壬戌年二月三日□ 佐大（花押） 御事 氏意刻

仁王寺 參 云付常光院 此外不申候

傳馬 傳馬壹疋京より會津まで可出也、仍如件、 慶長十一年午四月 右宿中

堀内村 府城の西南に當り行程三里十七町、家數十軒、東西二町五間南北一町三間、東南は共に道を隔て仁王村

○寺院 龍淵寺 境内東西十三間南 村東にあり、大永の頃、邑主坂内參河と云者創立し、曹洞の徒圓清と云僧を開山とす、山號を峯小山と云、尾岐窪村龍門寺の末山曹洞宗なり、客殿に本尊大日を安ず、

○墳墓 五輪二基 共に村北一町にあり、高五尺計、各臺石に法名を彫れり、坂内參河夫婦の墓と云傳ふ、

○舊家 五郎三郎 世々此村の名主なり、先祖を坂内參河憲政と云、葦名家に仕て此村を領せり、憲政が子左馬承憲勝が時、葦名家亡て所領を失へり、子孫分れて高田組高田村に住する者あり、憲勝より七世相繼て今に至ると云、

○菅沼村 舊此村の境内に雄沼とて二の沼あり、其總稱を菅沼と云、共に潰て今其形なし、村名是に因りしと云、府城の西南に當り行程四里十町、家數四軒、東西一町南北一町十間、高山の半腹に住す、嵐氣常に絶えず五稼の實り勝れず、東二十一町小山村の界に至る、其村まで一里、西三十五町計瀧谷組鳥屋村の山に界ふ、南五町大岩村の山界に至る、其村まで十八町、北十町永井野組蛇食村の界に至る、其村まで十八町、

○山川 御身澤山 村より未の方二町にあり、高三十丈計、明神嶽の支峯なり、東南は大岩村の山に連り、

西は鳥屋村の山に續く、雜木茂れり、

○神社 ○沼御前神社境内周七十間免除地 村南一町にあり、祭神及び鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、仁王村高橋相模が司なり、

●大岩村 此村の南に岩山あり、村名これに因りしと云府城の西南に當り行程四里、家數八軒、東西三町南北一町、山中に住す、東五町冓村の界に至る、其村まで十五町、西一里二十町餘瀧谷組澤中村に界ひ、魚留川を限とす、其村まで二里十三町、南一町冓村の山に界ふ、北六町菅沼村の山界に至る、其村まで十八町、村西一里十八町に九九明村とて家數二軒あり、瀧谷組に屬す、

○山川 ○明神嶽ミヤウツガ 村より戌亥の方本郡の條下を併見るべしにあり、

○巖山 村南三十間餘にあり、頂まで五町計、南は冓村の山に連る、北の半腹に巨巖あり、高十丈餘幅九丈計、石壁峭立し攀べからず、巔に松樹あり、形貌秀麗にして頗る奇觀なり、村名の起る所と云、○狭間峠 村西にあり、登ること十八町、金山郷に通る道なり、

○魚留川 村西一里二十町餘にあり、海老山村の境内より來り、冓村の地を過ぎ、北に流るゝこと十五町計瀧谷組鳥屋村の界に入る、廣三間、

○神社 ○熊野宮境内東西二十六間南北五間免除地 村南巨岩の下にあり

殿あり、村民の持なり、

●藤江村 府城の西南に當り行程四里十五町、家居一軒、東西二十間南北三十間、山腰に住す、西南北に田圃あり、又南二町餘に家居一軒あり、東二町計、尾岐窪東尾岐組東尾岐兩村の山に界ふ、西二町冓村に界ひ宮川を限とす、南二町十五間落合村の端村森越の地に界ふ、北一町十間冓村の山界に至る、其村まで五町、

○山川 ○宮川 村西二町にあり、落合村の境内より來り北に流るゝこと三町、冓村の界に入る、

○關梁 ○橋 村西二町にあり、宮川に架す、長八間幅五尺、鹽坂橋シホノサカと云、冓村に通る道なり、

○神社 ○稻荷神社境内東西十二間南北六間免除地 村東にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、仁王村高橋相模が司なり、

【相殿一座】 △總社 本村より移す、

●沼ノ平村 府城の西南に當り行程四里十八町、家數八軒、東西三十間南北五十間、東は山に連り、三方田圃なり、東二町三十間計、東尾岐組東尾岐村の山に界ふ、西二町十間魚淵村に界ひ宮川を限とす、其村は申に當り五町十間餘、南三町東尾岐組大室村の界に至る、其村は已に當り四町、北四町三十間落合村の端村森越の地に界ふ、

○山川 ○宮川 村西三町四十間餘にあり、魚淵村の境

鎮座の初を詳にせず、仁王村高橋相模が司なり、

○寺院 ○觀音堂境内東西二十間南北十五間年貢地 熊野宮の北にあり、何の頃の草創なるやを知らず、會津三十三所順禮の一なり、舊側に岩にかけし棧閣ありしに、寛永十三年巖より積雪落て破壊せり、因て寛文六年新に今の地に造營す、鰐口一口あり、徑九寸五分、奉鑄錫杖山觀音御寶前鑄口鰐口な永享十年戊午六月一日、大勸進聖賢大檀那比丘尼大工と彫付あり、仁王村仁王寺司なり、

○古蹟 ○寺跡 村南にあり、錫杖山法輪寺とて天台宗なりしと云、創建及廢せし年月詳ならず、

●海老山村 府城の西南に當り行程五里十三町、家數六軒、東西二町南北二町、深山の間に住す、東十三町冓村の界に至る、其村は丑寅に當り一里八町、西十五町瀧谷組高森村の界に至る、其村まで一里、南三十五町計魚淵村の山に界ふ、北一里餘瀧谷組澤中村の山に界ふ、

○山川 ○魚留川 村西八町にあり、源は村より西南の方博士山の北より出、北に流るゝこと二里十町計、冓村の地を過て大岩村の境内に入る、

○神社 ○聖神社境内東西五十間南北一町免除地 村東一町山中にあり、草創の初詳ならず、寛文の頃まで當山住持垂海于時明應六年二月二十二日と記せし棟札ありしと云、鳥居・拜

内より來り北に流るゝこと三町四十間、落合村の界に入る、

○神社 ○若宮八幡宮境内東西十間南北八間免除地 村北にあり、勸請の年月を傳へず、鳥居・拜殿あり、仁王村高橋相模是を司る、【相殿一座】 △鷲神 本村より移す、

●魚淵村小名 下館 端村 橋本 村東の宮川に魚淵とて常に魚集れる深き淵あり、村名これに因れり、府城の西南に當り行程四里十三町、家數八軒、東西一町南北五十間、西は山に傍ひ三方田圃なり、東一町東尾岐組東尾岐村に界ひ宮川を限とす、西二十一町計、海老山村の山に界ふ、南二町四十間觀音村の界に至る、其村まで五町五十間、北十二町冓村の界に至る、其村まで二十町、又寅の方三町四十三間沼平村の界に至る、其村まで五町十間餘、

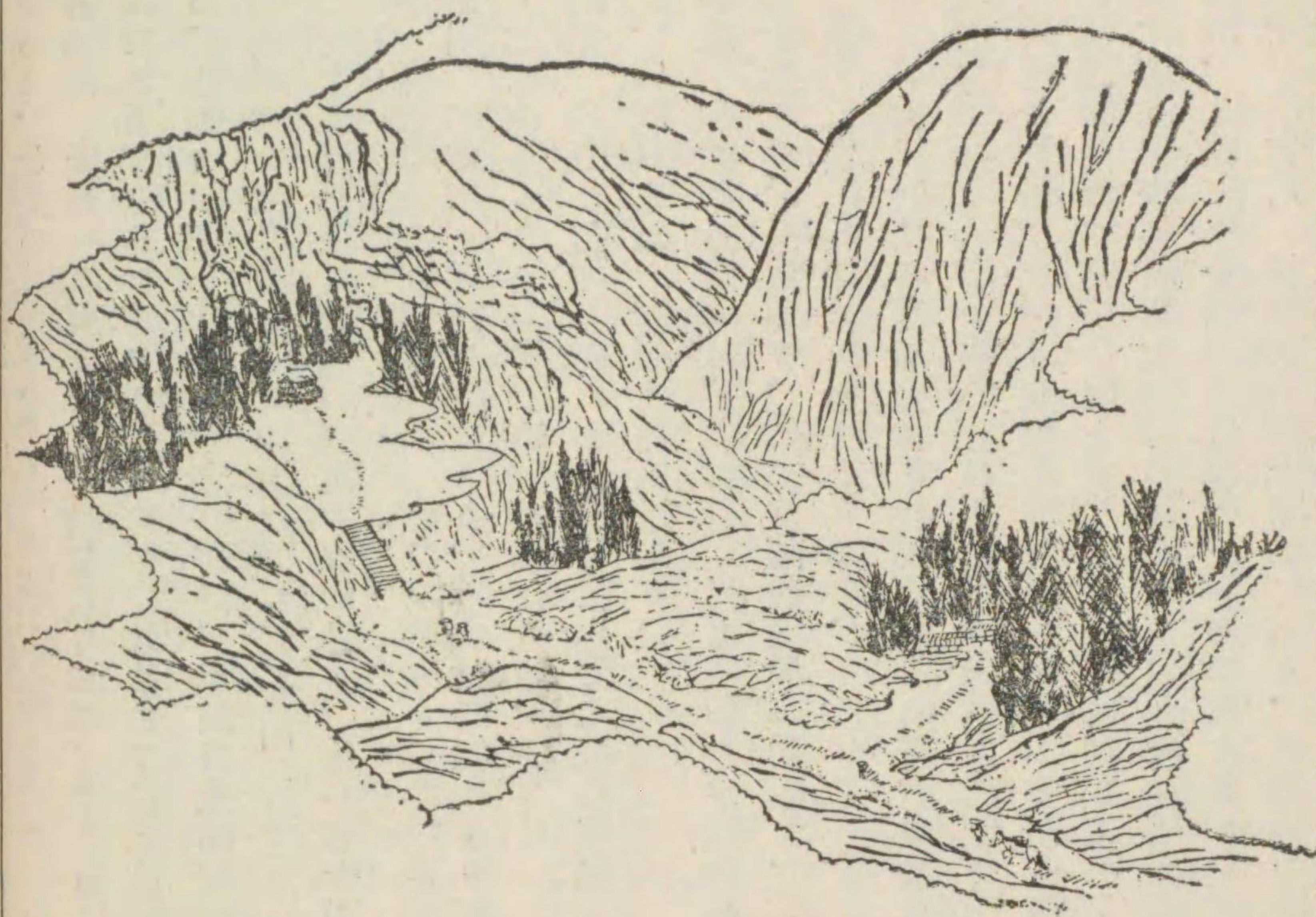
○小名 ○下館 本村の北八町にあり、家數三軒、東西四十間南北二十五間、西南は山に倚、東北に田圃あり、

○端村 ○橋本 本村の北四町にあり、家數六軒、東西一町五間南北五十間、東は宮川に臨み、三方田圃なり、

○山川 ○宮川 村東一町にあり、觀音村の境内より來り丑寅の方に流るゝこと十四町計、冓村の界に入る、

○關梁 ○橋 端村橋本の寅の方にあり、長十二間幅一間、金山郷の通路宮川に架す、

大岩觀音之圖



○神社 ○若宮八幡宮境内東西六間南 村西一町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、仁王村高橋相模が司なり、【相殿三座】△熊野宮二座 一座は本村より移し、一座は端村橋本より移せり、△稻荷神 橋本より移せり、

○若宮八幡宮境内東西十四間南北七間免除地 橋本の西一町山上にあり鎮座の始を知らず、鳥居あり、高橋相模が司なり、

○觀音村 端村 倉谷 松倉 此村舊は觀音堂村と云、寛文中より堂の字を省けり、府城の西南に當り行程四里二十八町、家數十八軒、東西一町五間南北二町、金山郷に通る道にあり、四方田圃にて、東は宮川に臨み、西は山に近し、東一町二十間落合村に界ひ宮川を限とす、其村は已に當り一町、西二十町計海老山村の山に界ふ、南二里二十町計、野尻組小野川村の山に界ふ、北三町五十二間魚淵村の界に至る、其村まで五町五十間餘、

○端村 ○倉谷 本村より未申の方にあり、家居一軒、山麓に住す、○松倉 舊は小山村の端村なり、寶曆十二年此村に屬す、本村より未申の方一里十二町にあり家數六軒、東西二十間南北二十七間、深山の間に住し本地を挽て生計とす、

○山川 ○宮川 村東一町二十間にあり、落合村の境内より來り、五町二十間北に流れて魚淵村の境に入る、

○松倉川 村南一町にあり、上流は龍澤・白澤とて二條の溪流なり、未申の方一里二十町計、山奥にて二派合し此川となり、丑寅の方に流るゝこと一里二十町餘、落合村の界にて宮川に入る、廣四間、

○關梁 ○橋 村より辰の方五十間餘にあり、長七間幅五尺、落合村の界松倉川に架す、

○神社 ○山神社境内東西十間南北十四間免除地 村南一町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、仁王村高橋相模が司なり、

【相殿二座】△稻荷神 本村より移せり、△石神 同上

○寺院 ○觀音堂境内東西五間南北六間免除地 村中にあり、建立の年月詳ならず、落合村長福寺司なり、

○落合村 端村 森越 此村の北端にて宮川松倉川の二流合す、因て落合村と名く、府城の西南に當り行程四里二十九町、家數十三軒、東西四十間南北一町、宮川を夾み山間にあり、村中に金山郷に通る道あり、東三町十五間東尾岐組東尾岐村の山界に至る、其村まで一里、西四町觀音村の山に界ふ、南十一町牧内村の界に至る、其村まで十八町、北は村際にて觀音村に界ふ、其村は亥に當り一町、

○森越 本村より丑寅の方觀音村魚淵村沼平村

○地藏堂境内東西五間南北七間免除地 村中にあり、創建の年月を知らず、長福寺司なり、

○松倉川 村南一町にあり、上流は龍澤・白澤とて二條の溪流なり、未申の方一里二十町計、山奥にて二派合し此川となり、丑寅の方に流るゝこと一里二十町餘、落合村の界にて宮川に入る、廣四間、

○境内を隔て十八町にあり、家數二軒、東西七間南北一町、東は山を負ひ三方に田圃あり、地面東西八町、南北五町四十間、東は東尾岐村の界に接し、西は宮村に界ひ、南は沼平村に隣り、北は藤江村に連る、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、東西三十間南北二十間、何の頃にか上野土佐某と云者住せりと云、今は民家となれり、

●牧内村 小名 胡桃 府城の西南に當り行程五里十町、家數五軒、東西二十間南北五十間、西は山に傍ひ、東南北に田圃あり、東は宮川に近し、東五町計東尾岐組東尾岐村の山に界ふ、西四町計觀音村の山に界ふ、南八町下谷地村の界に至る、其村まで十五町、北七町落合村の界に至る、其村まで十八町、

○小名 ○胡桃 本村より四町寅の方にあり、家數二軒、東西十間南北三十間、東は山に傍ひ三方田圃なり、
○山川 ○宮川 村東一町にあり、下谷地村の境内より來り、北に流ること十二町、落合村の界に入る、

○關梁 ○橋 村より三町丑の方にあり、長七間幅一間金山郷の通路、宮川に架す、
○神社 ○山神社 境内東西八間南北十四間免除地 村南にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○舊家 ○義左衛門 先祖を目黒七郎光重とて、葦名遠江守盛員に仕て、建武中前代蜂起の時、盛員に隨ひ片瀨にて討死せり、其子勘解由光春と云者、葦名直盛に隨て會津に來り此地を領せしとぞ、光春が四世の孫勘

解由重安が時、永祿中長沼豊後守と云者、葦名家に叛きしを討て功ありければ、賞して米澤村を與へしとぞ葦名家滅て後農民となれり、舊は武器家系も家に藏めしに、元和二年、寛永四年兩度の火災に罹り、皆焼失せしとて今槍一筋を持傳ふ、

●下谷地村 府城の西南に當り行程五里二十四町、家數十六軒、東西五十間南北一町十間、金山郷に通る道にあり、東に宮川流れ、西は山に連る、南北は菜圃なり、東二十町計、東尾岐組東尾岐村の山に界ふ、西十八町計觀音村の山に界ふ、南七町中在家村の界に至る、其村まで九町、北八町牧内村の界に至る、其村まで十五町、

○山川 ○博士山 本郡の條下に詳なり 村西にあり、頂まで三里計、
○博士峠 村より申の方一里餘、金山郷に通る道にあり、登ること三十町計、野尻組小野川村と峯を界ふ、林木路を蔽ひ、霖雨の折は泥土深く路頗る惡し、

○宮川 村東にあり、中在家村の境内より來り、博士川を受け、北に流ること十町牧内村の界に入る、
○博士川 源は博士山天狗岩の邊より流出山間を二里計東に流れ、村南にて宮川に入る、廣四間、○瀧 村より一里十町、未甲の方にあり、高十丈博士川の上流これに注ぐ、土人早歲に雨を祈る所なり、

○關梁 ○橋 村より未の方三町餘、隣村の通路博士川に架す、長八間、土橋なり、

○神社 ○山神社 境内東西十五間南北十二間免除地 村南三十間山麓にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、仁王村高橋相模が司なり、【相殿一座】△稻荷神 本村より移せり、

●中在家村 小名 中島 府城の西南に當り行程五里三十三町、家數五軒、東西二十五間南北三十五間、東は宮川に臨み、西は山に倚り、南北菜圃なり、東五町計東尾岐組東尾岐村の山に界ふ、西三町計下谷地村の山に界ふ、南三町中村の界に至る、其村まで五町二十間餘、北一町四十間下谷地村の界に至る、其村まで九町、

○小名 ○中島 本村の東三町にあり、家數三軒、東西十五間南北十九間、東は山に連り、西は宮川に傍ひ、
○山川 ○宮川 村東一町にあり、中村の境内より來り北に流ること七町、下谷地村の界に入る、

○關梁 ○橋 村東一町宮川に架す、長八間、土橋にて隣村の通路なり、
○神社 ○熊野宮 境内東西三十四間南北十八間免除地 村南十町山中にあり勸請の年月詳ならず、鳥居あり、仁王村高橋相模が司なり、【相殿一座】△山神 本村より移せり、

●中村 府城の南西に當り行程六里、家數三軒、東西五

十間南北五十間、東は川に傍ひ、西北に山遶れり、東六間北二町、共に中在家村の界に至る、其村は北に當り五町二十間餘、西八町計下谷地村の山に界ふ、南四十間入谷地村の界に至る、其村まで三町餘、

○山川 ○宮川 村東にあり、入谷地村の境内より來り北に流ること五町、中在家村の界に入る、
○關梁 ○橋 村東にあり、隣村の通路宮川に架す、長七間、土橋なり、

○寺院 ○高福寺 境内東西十七間南北十五間年貢地 村中にあり、山號を松岩山と稱す、開基の年代詳ならず、下野國大澤圓通寺の末山淨土宗なり、舊は眞言の道場にて境内に藥師堂ありしに、天文中地震にて堂舎破壊せしに【舊事雜考】には天

文九年八月十一日夜大風吹て東尾岐中村藥師堂倒るとあり、檀越の助成に依て再び寺を營み、かりに藥師を安ぜしが、後又屢衰へけるを天正七年淨土の徒、良秀と云僧住してより圓通寺に隸し、再び廢れたるを興せり、慶長十四年七月回祿に罹り藥師の像のみ災を免れて今に客殿に安ず、俗に此寺を尾岐の古御堂と稱す、本尊彌陀客殿に安ず、

●入谷地村 木地小屋 土倉 府城の西南に當り行程六里六町、家數八軒、東西五十間南北一町、山間にあり、東に川を擁す、東八町計中在家及東尾岐組東尾岐兩村の山

に界ふ、西五町中村の山に界ふ、南二里二十五町會津郡
橋原組戸石・磯上兩村の山に界ふ、北二町十五間中村の界
に至る、其村まで三町餘、又巳の方一里三十町橋原組桑
取火村の山界に至る、其村まで三里、

○木地小屋 ○土倉 本村より申の方一里にあり、家數
十五軒、東西三十五間南北一町十間、深山の間に住す、

○山川 ○明王山 村より未申の方三里餘、山奥にあり
雜樹茂れり、南は戸石村に屬し、西は野尻組喰丸村大
芦村に屬す、

○宮川 源は未申の方明王山朝日森と云所より流出、諸
山の溪流合して二里餘、丑寅の方に流れ、東に轉じて
大瀧に瀉ぎ、又折て北に流るゝこと一里計、村東を過
て中村の界に入る、廣六間、○瀧 村東一里宮川にあ
り、懸流激瀉すること十二丈餘、響山谷を撼す、俗に
大瀧と云、旱歲雨を祈れば驗ありと云、○清水 村東
にあり、周六間餘、

○關梁 ○橋三 一は村南八町にあり、其間一町計づゝ
を隔て二あり、共に山中の通路にて宮川に架す、丸木
橋なり、長七間、

○古蹟 ○館跡 村より辰巳の方三町にあり、周三町計
應永の頃、本多平藏某と云もの住せしとぞ、今は畑とな

りし、

○舊家 ○勇藏 先祖は公家土佐守時房と云、應永三十
三年濃州大垣より此地に來り、正長元年葦名の家人と
なれり、五世土佐守某が時葦名の家滅て農民となりし
と云傳れども家系詳ならず、家に天正十八年・文祿三年
の檢地帳を持傳るを見るに、土佐と云者あり、
○褒善 ○善行者兵右衛門 木地小屋土倉の木地挽なり
寛政七年米を與て褒賞せり、○孝行者兵左衛門 兵右
衛門子なり、同上 ○孝行者伊勢吉 兵左衛門弟なり
同上 ○孝行者小三郎 伊勢吉弟なり、同上

新編會津風土記卷之七十九終

新編會津風土記卷之八十

陸奥國大沼郡之九

瀧谷組

此地府城の西に當り本郡の北にあり、東は高田組に隣り
西は大谷組に接し、南は胃組に交はり、北は河沼郡牛澤
組に界ひ、西北の端屈曲して大石・大谷・牛澤三組の間に
挿入す、東西五里十五町計、東は高田組輕井澤村の界西勝峠よ
南北五里三十町計、南は胃組觀音村の山界より北、東南は明神
嶽・博士山峙ち、戌亥の方には葡萄倉山登ゆ、村里山谷に
住し、寒強く暑弱く雪最深し、農務の候も種るは遅く、
收るは早し、里民大抵蠶を養ひ、紙を漉き産業を贍はせ
り、此組の諸村金山郷と稱す、凡て十五箇村あり、

瀧谷組十五箇村

瀧谷村 繪原村 西方村 小名 巢江 端村 沼田
大石田村 端村 中野
名入村 端村 小山 高清水 飯岡 湯八木澤村
大嶺村 田代村 小名 南田代 端村 松下

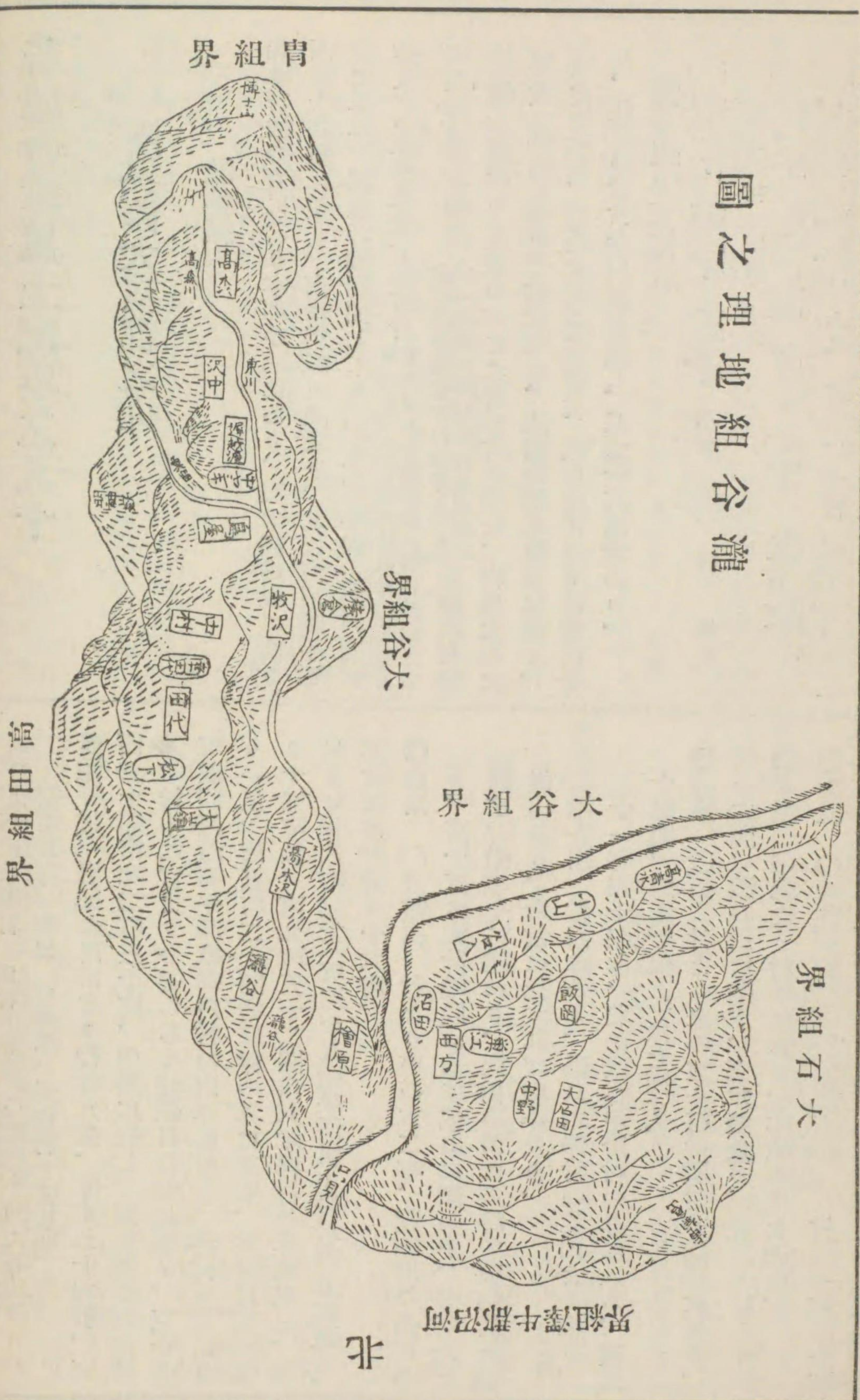
中村 牧澤村 端村 猿倉 鳥屋村 九九明村
遅越渡村 端村 中屋敷 澤中村 高森村

●瀧谷村 府城の西に當り行程八里、家敷三十四軒、東
西三十間南北二町三十間、山間に住し、西は瀧谷川に傍
ふ、村中に官より令ぜらるゝ掟條目の制札あり、東十九
町五間河沼郡牛澤組郷戸村の山界に至る、其村は寅に當
り一里、西五町二十間繪原村の界に至る、其村は戌に當
り十五町餘、南九町五十二間湯八木澤村の界に至る、其
村まで廿八町、北六町四十五間牛澤組中野村の界に至る、
其村は丑に當り十六町、

○山川 ○大館山 村より申の方二町、瀧谷川の西にあ
り、高十五丈計巉巖にして他山に續かず、昔年鉛を
産す、鉛壘今に遺れり、此山の西に並峙て天狗岩と云
巖山あり、大館に比すれば稍小なり、
○瀧谷川 村西にあり、湯八木澤村の境内より來り、
二十一町四十間餘、北に派れ中野村の界に入る、廣二
十五間、鱒・鯉・鮒・年魚を産す、

○關梁 ○橋 村より未の方一町、隣村の通路にあり、
長十六間、瀧谷川に架す、丸木橋なり、
○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、
○神社 ○諏訪神社 境内東西二十八間南 村西一町三十間
北二十五間免除地

國之地理組谷瀧



林中にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、名入村二瓶大和が司なり、【相殿一座】△伊勢宮 本村より移せり、

○寺院 ○金龍寺 境内東西二十間南 村中にあり、岸谷山と號す、開山を久藏主と云、元和元年總州長柄より來て當寺を創建せしとぞ、臨濟宗、京師妙心寺の末寺なり、本尊彌陀客殿に安ず、○藥師堂 境内にあり、

○古蹟 ○館迹 村北山上にあり、巖石壁立し西の方瀧谷川に臨めり、高一町計巖谷城と稱す、東西四十二間南北三十一間、中に老松兩三株あり、永正年中横田の城主山内秀俊二男攝津守長俊一名はと云者、住せりと云、

○舊家 ○山内吉右衛門 此組の郷頭なり、先祖は山内攝津守長俊とて葦名氏の旗下となり、此村に住せり、其子を内匠俊基と云、今の吉右衛門が九世の祖なりとぞ、

○褒善 ○孝行者治助 延享二年褒賞して米を與へり、

●繪原村 府城の西に當り行程八里、家數四十二軒、東西四十二間南北二町三十間、南は山に傍三方田圍なり、東十町四十五間、瀧谷村の界に至る、其村は辰に當り十五町餘、西八町四十八間西方村に界ひ只見川を限とす、

其村まで十六町三十間餘、南十二町三十間大谷組河井村の界に至る、其村は未に當り二十九町三十間、北十一町五間河沼郡牛澤組持寄村の界に至る、其村は丑に當り十七町十間、

○山川 ○上峠山 村の巳の方五町三十間にあり、高百五十間、又村東九町三十間に下峠山と云山あり、高九十間、共に松樹雜木多し、○駒鳴峠 村南五町にあり頂まで八町、此を越て河井村に至る、伊北郷より府下に通る路なり、

○只見川 村西五町にあり、河井村の境内より來り北に流れ東に轉じ、又北に流れて持寄村の界に入る、境内を經ること二十二町、

○瀧谷川 村の東北十八町にあり、瀧谷村の境内より來り北に流ること八町三十間、牛澤組小野川村の界に入る、

○水利 ○堤 村の亥の方九町にあり、下卷堤と云、周百間餘、元祿九年に築く、

○神社 ○春日神社 境内東西十四間南 村より辰巳の方三町三十間にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、名入村二瓶大和が司なり、

○墳墓 ○石塔二基 一基は村中にあり、高三尺五寸幅

八寸、前に山内豊前守之墓と彫り、後に故檜野原領主豊前守者首藤刑部俊通之末葉也、寛文九年己酉十月十五日曾孫横田三友齋俊益建と刻めり、一基は村の東南一町三十間にあり、高三尺五寸幅八寸、前に山内左京亮之墓と刻み、後に故檜野原領主左京亮者首藤刑部俊通之末葉豊前守之嫡男也とあり、是も前の石塔と同時に建しものなり、

○古蹟 ○館迹 村南四町丸山と云山の頂にあり、頂まで三町、天正の頃、山内氏の支族豊前守俊範と云者住せりと云、樹木生茂て其形さだかならず、

○褒善 ○力田者幸之助 寛政三年褒賞して米を與へり ○忠義者萬次郎 同上

○西方村 小名 巢江 沼田 府城の西に當り行程八里、家數九十軒、東西一町南北三町二十間、西北は山に傍、東南は田圃なり、村中に官より令せらるゝ提條目の制札あり、東七町二間檜原村に界ひ只見川を限とす、其村まで十六町三十間餘、西十町十二間大石田村の界に至る、其村は亥に當り二十町十間餘、南四町五間名入村の界に至る、其村まで七町二十間餘、北十九町十四間河沼郡野澤組黒澤村の界に至る、其村まで一里六町、又丑寅の方一町五十八間河沼郡牛澤組麻生村の界に至る、其村まで三十町、

○小名 ○巢江 本村の西一町にあり、家數四軒、東西五十間南北四十一間、四方田圃なり、

○端村 ○沼田 本村の辰の方二町にあり、家數五軒、東西二十四間南北二十五間、四方田圃にて、東に只見川あり、

○山川 ○岩倉山 村の亥の方一町三十間餘にあり、頂まで五町餘、雜木多し、

○只見川 村東三町三十間にあり、名入村の境内より來り十町北に流れ、東北に轉じ檜原村の界に入る、

○土産 ○紙 本組の諸村にて多く製す、此村の産殊に勝れしとて總て西方紙と稱す、

○關梁 ○船渡場 村東にて只見川を渡し檜原村に通ず

○水利 ○堤 村西七町三十間にあり、周九十間元祿二年に築く、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○稻荷神社 境内東西一町三十間南北一町免除地 村の巳の方三町十間小阜の上にある、鎮座の初知す、鳥居・拜殿あり、名入村二瓶大和が司なり、【相殿一座】△熊野宮 本村より移す、

○伊夜彦神社 境内東西五十二間南北十六間免除地 村南二町五十間にあり 鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、二瓶大和が司なり、

り、【相殿一座】△伊夜彦神 大石田村より移す、

○羽黒神社 境内東西二十四間南北二十間免除地 村東三町三十間餘、只見川の西岸上山にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、二瓶大和が司なり、

○山神社 境内東西十三間南北三十五間免除地 村より辰の方一町にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○西隆寺 境内東西五十三間南北四十五間年貢地 村西一町にあり、山號を寶澤山と云、永正元年安竹と云僧常州より來て開基し、慶長四年越後國大室洞雲寺の僧寒翁再興すと云、會津郡南青木組天寧村天寧寺の末山曹洞宗なり、本尊釋迦客殿に安ず、

【寶物】○聖德太子像 一軀、立像にて背後に維時弘仁二年辛卯二月作之と彫付ありと云、厨子に納れ秘して人に示さず、

○古蹟 ○館迹 村西六町山上にあり、本丸東西七間、南北十五間、二丸東西九間南北十七間、天文十四年大石組沼澤村の地頭山内彦次郎俊興二男左馬丞氏信と云者始て居住す、氏信が四代の孫右近重勝天正六年大槻太郎左衛門に語らはれ、上杉謙信に内應し、葦名盛氏に叛んとす、事就すして自殺す野澤組野澤本町の條下に村南に重勝が墓として一堆の古墳あり、石塔は後人の建

しものなり、

○褒善 ○善行者彌右衛門 寛政三年褒賞して米を與へり、

○大石田村 端村 中野 府城の西に當り行程九里、家數四十軒、東西一町六間南北二町三十間散居す、東西は山に傍、南北は田圃なり、東十町五間西方村の界に至る、其村は巳に當り二十町十間餘、西三十町五間北十町五十八間名入村の界に至る、其村は辰に當り二十二町二十間餘、又未申の方一里二十八町、大石組水沼村の山に界ふ、

○端村 ○中野 本村の東五町にあり、家數五軒、東西三十間南北三十四間、西北は山に倚東南は菜園なり、

○山川 ○葡萄倉山 村西一里七町にあり、頂まで十町餘西は水沼村に屬し、北は麻生村に屬し、共に頂を限とす、

○逆瀬川 村西一里七町山奥にある谷川なり、麻生村の境内黒牀山より出て、山間を南に流るゝこと二十三町、大石組早戸村の界に入る、廣三間、

○原野 ○秣場 村より辰の方六町二十間にあり、東西一町二十間南北一町、高尾原と稱ふ、

○水利 ○堤 村より巳の方十三町にあり、周二百間、

享保十四年に築けり、

○寺院 ○延命寺 境内一町四 村中にあり、眞言宗、長久山と號す、府下道場小路觀音寺の末山なり、開基の年

代詳ならず、永祿七年上州沼田より見眞と云僧來て再建す、因て見眞を中興とす、本尊虚空藏客殿に安す、

又鰐口一口を藏む、徑一尺、大石澤虚空藏御寶前、奉懸鰐口一面、勸進比丘明德大工鹽又七郎敬白、于時寶

德二天庚午八月十日誌之と彫付あり、

○觀音堂 境内七間四 村西一町にあり、草創の年月詳ならず、延命寺是を司る、

○名入村 端村 小山 高清水 飯岡 府城の西に當り行

程八里十八町、家數三十八軒、東西五町南北三十間、北

は山を負、南は只見川に臨み、東西田圃なり、東廿三町

一間檜原村に界ひ只見川を限とす、其村は寅に當り二十

四町餘、西一里十六町大石組早戸村の界に至る、其村ま

で一里二十三町餘、南一町十間大谷組河井村に界ひ只見川を限とす、其村まで七町、北三町十八間西方村の界に至る、其村まで七町二十間餘、

○端村 ○小山 本村の西十四町五十間餘にあり、家數八軒、東西一町南北四十間、北は山に倚り、南は只見川に傍ふ、○高清水 小山の西八町十間餘にあり、家

數十六軒、東西二町南北三十四間、北は山に倚り、南

は只見川に傍ふ、○飯岡 本村の西北にあり、家數二軒、東西五十間南北二十間、南北は山に傍ひ、東南は茶圃なり、

○山川 ○御坂山 村南二十三町五十間餘にあり、山色麗はしく遠方よりも見ゆ、頂まで三十五町、西は早戸村に屬し、北は大石田村に屬す、

○只見川 村南一町二十間にあり、早戸村の境内より來り、東に流れ北に轉じ西方村の界に入る、此村の境内を經ること一里二十八町、

○原野 ○秣場 村西九町四十間餘にあり、東西一町三十間南北一町餘、

○關梁 ○渡船場 村南にて只見川を渡し河井村に通ず

○橋 村西四町三十間にあり、長六間餘、赤谷澤と云溪流に架す、村中の通路土橋なり、

○水利 ○堤 村西二十三町四十間餘にあり、周九十間

享保七年に築けり、

○神社 ○諏訪神社 境内東西十三間南 村東一町五十間にあり、鎮座の年代詳ならず、石鳥居・拜殿あり、【相殿二座】△稻荷神 本村より移せり、△山神 同上

△神職二瓶大和 其先詳ならず、元文中近江治富と云

者あり、今の大和春治は治富が曾孫なり、

○諏訪神社 境内東西二十七間 端村小山の西一町只見川の岸上にあり、鎮座の年代詳ならず、二瓶大和是を司る

○春日神社 境内東西十六間南 端村高清水の西山足にあり、鎮座の初を知らず、石鳥居あり、二瓶大和が司なり、

○寺院 ○龍昌寺 境内東西二十八間 村中にあり、山號を靈淵山と云、曹洞宗、天寧村天寧寺の末山なり、何頃の開基なるや詳ならず、慶長二年仁昌と云僧住せり、正保四年天寧寺十三世八高を請て開山とす、本尊彌陀客殿に安す、

○湯八木澤村 府城の西に當り行程六里二十二町、家數二十八軒、東西五十間南北一町十二間、瀧谷川を夾み、山間に住す、東十町二十五間大嶺村の界に至る、其村は辰に當り二十四町、西十三町大谷組砂子原村の山界に至る、其村は申に當り十八町、南八町大谷組五疊敷村の界に至る、其村まで十四町餘、北十八町八間瀧谷村の界に至る、其村まで二十八町、

○山川 ○湯嶽 村より申の方一町三十間にあり、満山巖石にして瀧谷川に臨めり、又此山の西に切伏と云山あり、雜木多し、

○東川 五疊敷村の境内より來り、西に流れ中川南よ

り來り注ぎ、瀧谷川となり、北に折れ村中を過て瀧谷村の界に入る、此村の境内を經ること三十一町、廣十五間、

○關梁 ○橋 村中にあり、長十九間、瀧谷川に架す、丸木橋なり、

○神社 ○伊夜彦神社 境内東西十間南 村東山足にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、名入村二瓶大和が司なり、

○褒善 ○忠孝者金八郎 明和四年米を與て褒賞せり、

○大嶺村 府城の西に當り行程六里、家數十四軒、東西一町三十間南北十五間、東北は山に倚、西南は田圃なり

東十四町五間高田組輕井澤村の界に至る、其村は寅に當り一里三町、西七町四十七間瀧谷村の山界に至る、其村は戌に當り三十町四十間餘、南十五町三十八間田代村の界に至る、其村まで二十四町、北五町二十四間河沼郡牛

澤組郷戸村の山界に至る、其村は亥に當り五町二十間餘、

○山川 ○沼 村東七町にあり周一町二十五間、

○神社 ○伊夜彦神社 境内東西八間南 村北にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、名入村二瓶大和が司

なり、【相殿一座】△山神 本村より移せり、

○寺院 ○圓明寺 境内東西十五間 村中にあり、曹洞宗峯清山と號す、天寧村天寧寺の末山なり、開基詳ならず、

慶長十六年天寧寺の僧侶宗龍と云者來り住せり、此時今の寺號山號に改めしと云舊號詳本尊釋迦客殿に安ず

●田代村 小名 南田代 府城の西に當り行程六里、家數二十二軒、東西五十間南北一町二十五間、東は山に倚、三方田圃なり、東一里高田組輕井澤村の山に界ふ、西十二町十間湯八木澤村の界に至る、其村まで二十五町、南十一町五十三間中村の界に至る、其村まで十二町、北八町二十二間大嶺村の界に至る、其村まで二十四町、

○小名 ○南田代 本村の南四町にあり、家數十六軒、東西一町九間南北三十五間、東は山に倚三方田圃なり、

●端村 ○松下 本村より丑の方八町にあり、家數六軒、東西三十五間南北三十間、東北は山に倚、西南は茶圃なり、

○山川 ○杉山 村より巳の方十町二十間にあり、頂まで二十町餘雜木多し、又村より十町東に高尾嶺と云山あり、○西勝峠 村より寅の方にあり、登ること二十五町、北の方輕井澤村に界ひ頂を限とす、此邊の諸村より府城に通る道なり、俗に銀山街道と稱す、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○伊夜彦神社 境内東西十三間南 村西にあり、鎮座の年代詳ならず、石鳥居・拜殿あり、名入村二瓶大和

が司なり、【相殿一座】△稻荷神 本村より移せり、

○熊野宮 境内東西十間南 村より巳の方十五町にあり、鎮座の年代詳ならず、二瓶大和が司なり、

○寺院 ○正徳寺 境内東西十五間南 村中にあり、永祿十年、弘繁と云僧下野國那須より來て草創し、田松山と號す、淨土宗、府下西名子屋町秀翁寺の末山なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○褒善 ○忠孝者吉太郎 天明六年米を與て賞せり、

●中村 府城の西に當り行程六里十二町、家數五軒、東西五十間南北二十間、南北は山に傍、東西は田圃なり、東一町西五町北七間、共に田代村の界に至る、其村は北に當り十二町、南二町四十三間牧澤村の界に至る、其村は申に當り十四町、

○神社 ○伊夜彦神社 境内東西七間南 村南二町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、名入村二瓶大和が司なり、

●牧澤村 端村 猿倉 府城の西に當り行程六里、家數十一軒、東西二町南北一町、散居す、東は山に倚、三方田圃なり、東一町十五間南七町、共に鳥屋村の界に至る、其村は辰に當り十四町餘、西三町大谷組五疊敷村の界に至る、其村まで十二町餘、北十二町十七間中村の界に至る、

其村は寅に當り十四町、

○端村 ○猿倉 本村の西一町十間餘にあり、家數九軒、東西一町南北四十間、散居す、東は東川に傍、西南は山を負、北は田圃なり、

○山川 ○猿倉嶽 村南二十町にあり、巖石壁立し、東川に臨めり、險絶にして人跡通ぜず、鷲巢を營むことありと云、南の方は遅越渡村に屬す、○菖蒲澤峠 村より寅の方二町にあり、中村に往く路なり、屈曲して登ること五町、

○東川 村西五十間にあり、鳥屋村の境内より來り、北に流るゝこと十町、五疊敷村の界に入る、廣七間、

○沼 村西五十町十間餘にあり、周六町三十間、

○關梁 ○橋二 一は村西五十間にあり、長十一間土橋なり、東川に架す、端村猿倉の通路なり、一は村西二町にあり、隣村の通路東川に架す、長九間丸木橋なり、

○神社 ○伊夜彦神社 境内東西十一間南 村西一町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、名入村二瓶大和が司なり、

○春日神社 境内東西三間南 端村猿倉の西三十間山足にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、村民の持

○寺院 ○猿澤寺 境内東西二十五間南 村北にあり、山號を峯圓山と云、永井野組松澤村松澤寺の末山なり、開基詳ならず、應永の頃は太子守宗の僧住せりと云、寛文元年天寧村天寧寺より堯呑と云僧來り住し、是より曹洞宗となれり、本尊地藏客殿に安ず、

●鳥屋村 府城の西に當り行程五里三十三町、家數八軒、東西一町二十間南北四十八間、散居す、東は山に倚り、三方田圃なり、東三十町冑組大岩村の山に界ふ、西二十町北十四町十間、共に牧澤村の界に至る、其村は戌に當り十四町餘、南四町五十四間遅越渡村の界に至る、其村まで十八町餘、

○山川 ○明神嶽 村東三十町にあり、本郡の條下に詳なり

○東川 村より申の方一町にあり、遅越渡村の境内より來り、北に流るゝこと二十町、牧澤村の界に入る、廣五間、

○神社 ○伊夜彦神社 境内東西二十四間南 村東一町山腰にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、名入村二瓶大和が司なり、

●九九明村 府城の西に當り行程五里二十五町、家數二軒、東西四十間南北十九間、冑組大岩村の境内明神嶽の麓に住す、兩山の間を介り、南は魚留川に臨む、大岩村

は寅に當り一里十八町、此村は大岩、澤中、鳥屋三村の境内を開作し、此村に隸せる地なし、

○神社 ○山神社 境内東西七間南 北五間免除地 村北二十間山麓にあり 鎮座の年月詳ならず、村民の持なり、

○遅越渡村 端村 中屋敷 府城の西に當り行程五里三十町、家數二十六軒、東西一町六間南北二町八間、散居す 東は山に傍、三方田圃なり、東二十町澤中村の山に界ふ、西二十五町牧澤村の山界に至る、其村は亥に當り三十町南五町十間澤中村の界に至る、其村は巳に當り六町十間餘、北十三町十一間鳥屋村の界に至る、其村まで十八町餘、

○端村 ○中屋敷 本村の北五町餘にあり、家數十軒、東西四十三間南北四十一間、山麓に住し、西は東川に傍ふ、

○山川 ○後嶽 ウシロ 村東にあり、頂まで三十二町、綿延して九九明村の前に至る、

○東川 村西一町にあり、澤中村の境内より來り、北に流るゝこと二十二町、鳥屋村の界に入る、○魚留川 村北十六町二十間にあり、澤中村の境内より來り、西北に流るゝこと十九町、東川に注ぐ、廣五間、此川の邊村より十八町、北に御腰岩と云巖あり、兩巖川を夾

て對峙す、土人傳て昔伊須美明神博士山より明神嶽に遷座の時、神輿の休みし所と云、北を男巖と稱し、南を女巖と稱す、兩巖の間に瀑布あり、此瀑布より上に魚登らず、因て魚留の名ありとぞ、

○水利 ○堤 村より辰の方二十一町にあり、周百二十間享保二年に築く、

○神社 ○伊夜彦神社 境内東西八間南 北十二間免除地 村中にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、名入村二瓶大和が司なり、

○寺院 ○善應寺 境内東西十三間南 北十八間年貢地 村中にあり、山號を巖前山と云、府下徒町一乘寺の末山淨土宗なり、慶長十八年、鎮西派の沙門善龍と云者創建せり、本尊彌陀客殿に安す、

○變善 ○宇兵衛 人となり質樸にして上を重んずることおほかたならず、他の農民の中には歳暮までにやうやく收納し、或は餘債を負者ある中に、宇兵衛はひとり春夏の頃より鬻物などして、纒の錢を得ても家に留めず、其儘莊屋に預置て公納の資とし、大凡秋の内に納め畢り、一年として滞ることなかりしかば、寶永三年米を與て賞せり、

澤中村 府城の西に當り行程六里、家數三軒、東西三

十間南北二十五間、東は山に倚り、西は東川に傍ふ、東二十町冑組大岩村の山に界ふ、西廿二町大谷組漆峠村の山界に至る、其村は申に當り廿八町、南九町廿一間高森村の界に至る、其村まで十八町、北一町六間遅越渡村の界に至る、其村は亥に當り六町十間餘、

○山川 ○貉畑山 ムジナガタ 村より未の方十五町にあり、頂まで十四町、○幣剝會禰山 村の辰の方十五町にあり、此山の北に續き高平と云山あり、○大澤 村より未の方一里二町にあり、高森村の境内より來り、七町北に流れ、大谷組大成澤村の界に入る、廣四間、

○高森川 村より未の方一町三十間にあり、高森村の境内より來り、北に流るゝこと十町、遅越渡村の界に入り東川と稱ふ、○魚留川 村の辰の方三十二町、山奥にあり、高森村の境内より來り、北に流るゝこと二十二町、遅越渡村の界に入る、

○水利 ○堤 村西五町にあり、周四十間元祿元年築けり、

○神社 ○山神社 境内東西十七間 南北十間免除地 村南一町にあり、鎮座の年代詳ならず、名入村二瓶大和が司なり、

なり、東二十八町三十二間、冑組海老山村の界に至る、其村まで一里、西三十五町大谷組大成澤村の界に至る、其村まで一里四町、南一里十町冑組觀音村の山に界ふ、北八町三十九間澤中村の界に至る、其村まで十八町、

○山川 ○博士山 村南一里五町にあり、本郡の條下に詳なり ○大澤 村より巳の方二十三町にあり、博士の支峯松會禰と云山の西より流れ出、北に流るゝこと一里十町澤中村の界に入る、

○高森川 村東二町にあり、松會禰より源を發し北に流るゝこと一里、澤中村の界に入る、○魚留川 村東一里山奥にあり、博士山より源を發し、一里十八町北に流て澤中村の界に入る、

○神社 ○伊夜彦神社 境内東西二十一間南 北三十九間免除地 村西二町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、名入村二瓶大和が司なり、

新編會津風土記卷之八十終

新編會津風土記卷之八十一

陸奥國大沼郡之十

大谷組

此地府城の西に當り本郡の中央にあり、東北は共に瀧谷組に隣り、西は大石組に界ひ、南は野尻組に接す、東西三里計、東は瀧谷組牧澤村の山界より西、南北三里十八町計、南は野尻組小野川村の山界より北、疊山亂峙ち中に二條の谷あり、東の谷を中川流れ、西の谷を大谷川流る、人家多くは其兩岸に住し、土地薄く田畠少し、常に麻を植へ蠶を飼て生計の資とす、此組の諸村皆金山郷と稱す、凡て十六村あり、

大谷組十六箇村

- 大谷村 小名 中居 端村 鳥海 河井村 大登村
- 宮下村 桑原村 淺岐村 間方村 端村 入間方
- 小野河原村 砂子原村 小名 上湯
- 五疊敷村 小名 下湯 荒湯 黒澤村 冨中村

- 芋子屋村 大成澤村 漆峠村 琵琶首村 木地小屋
- 下平

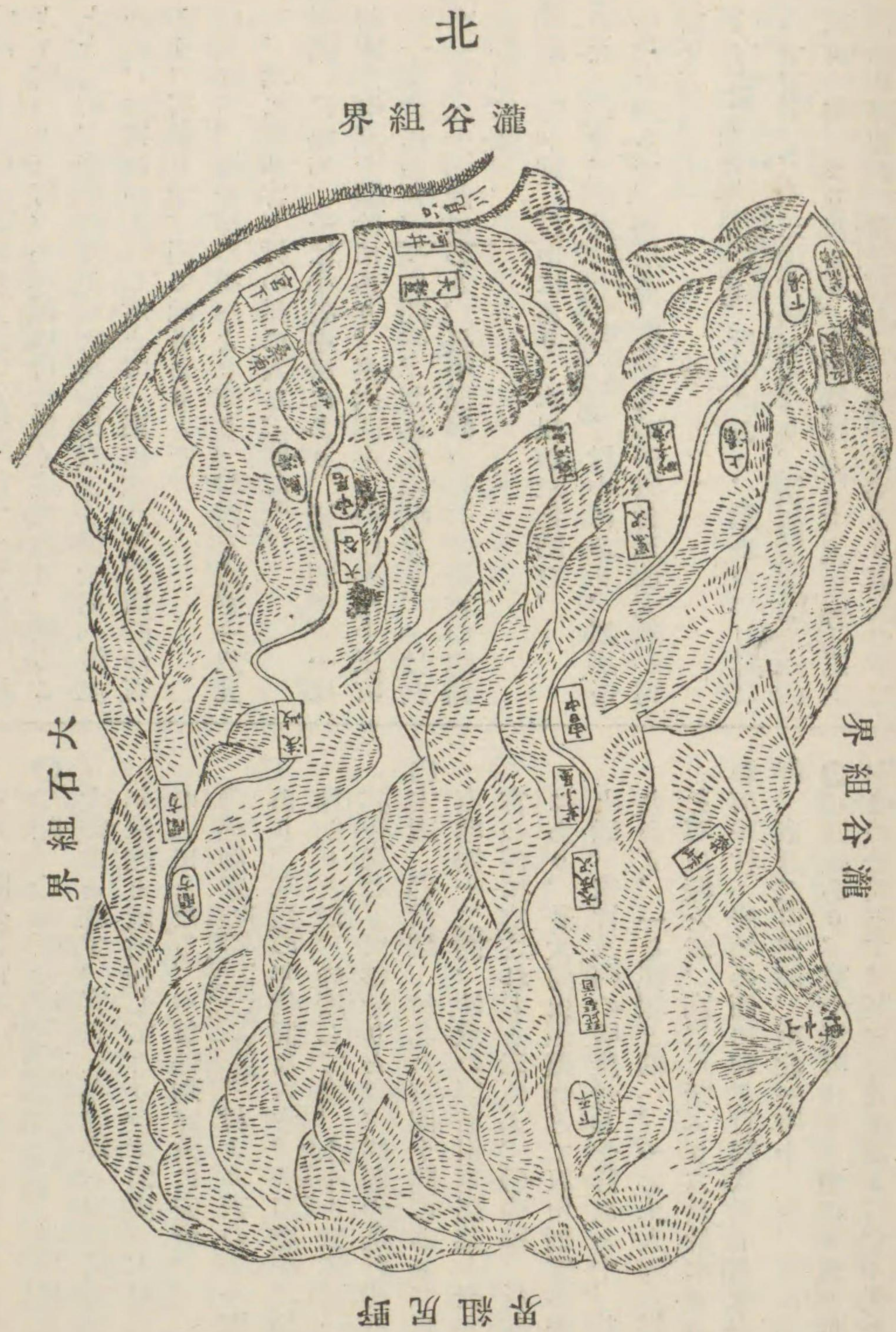
●大谷村 小名 中居 府城の西に當り行程十里餘、家數三十軒、東西三十二間南北三町二十四間、山間に住す、西は大谷川に臨み、南北に田圃あり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東十五町四十五間、黒澤村の山界に至る、其村は辰に當り三十町餘、西十四町十五間宮下村の山に界ふ、南二十二町二十間、淺岐村の界に至る、其村は未に當り二十六町五十間餘、北十三町五十七間宮下村の界に至る、其村は戌亥に當り二十六町十間餘又寅の方十九町四十間小野河原村の界に至る、其村まで二十七町、

○小名 ○中居 本村の北四町にあり、家數十五軒、東西四十八間南北一町二十四間山間に住す、西は大谷川に傍ひ、南北に田圃あり、

○端村 ○鳥海 本村より戌の方十町にあり、家數十八軒、東西十六間南北一町十六間、山間に住り、東北は大谷川に傍ひ、南に田畠あり、

○山川 ○柄倉山 村より未の方二十五町餘にあり、頂まで十町計、宮下村と峯を界ふ、○不動會根山 村より未申の方六町二十間にあり、頂まで五町、上に高三

大谷組地理之圖



丈周二十六間の石あり、土人不動石と云、○石神峠 村より寅の方三町、小野河原村に往く道にあり、登ること十三町、昔伊佐須美明神御神樂嶽より博士山へ遷座の時、神輿のいこひし所とて、頂に高八尺周四間の石あり、石神と云、因て此名ありとぞ、

○大谷川、淺岐村の境内より來り、村西を過ぎ一里九町、北に流れ宮下村の界に入る、廣六間、

○關梁 ○橋四 一は小名中居にあり、長六間半、一は村南二町三十間餘にあり、長六間半、一は其南十三町五十間計にあり、長六間半、共に丸木橋なり、一は其南三町三十間計にあり、長十間幅六尺、皆隣村の通路大谷川に架す、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○十二神社 境内東西三間南 村中にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居・拜殿あり、砂子原村三浦大隅が司なり、

○山神社 境内東西十間南 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、三浦大隅が司なり、【相殿三座】△伊豆神 本村より移せり、△赤城神 同上 △幸神 同上 ○春日神社 境内東西二十六間 端村鳥海より丑寅の方山麓にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり

三浦大隅是を司る、

○寺院 ○圓福寺 境内東西二十間南 村中にあり、曹洞宗、大谿山と號す、寛正五年春海と云僧開基せり、天正元年寒堯と云僧住してより會津郡南青木組天寧村天寧寺の末山となる、本尊釋迦容殿に安ず、

○藥師堂 境内東西十二間 村より亥の方一町五十間餘にあり、草建の年代詳ならず、昔源道寺 古蹟の條下と併見るべし 本尊なりと云、寺廢して後、上平と云所に一字を建立し其後又こゝに移せりと云、圓福寺是を司る、

○古蹟 ○館迹 村北八町四十間にあり、東西四十八間南北四十二間、治承の頃石川刑部某と云者住し、高倉宮の爲に亡されしと云傳ふ、○寺跡 村北六町四十間にあり、昔大同山源道寺とて石川刑部が菩提所ありしと云、宗旨及何の頃廢せしや詳ならず、此地に古き塚九あり、一を經塚と稱へ、一を土人塚と稱し、餘の七を石川塚と云、高二尺餘より六尺計に至る、

●河井村 府城の西に當り行程八里十八町、家數二十七軒、東西二町三間、南北一町十二間、東は山に傍ひ、三方に田圃あり、東十三町八間、瀧谷組榎ノ原村に界ひ、駒鳴峠を限とす、其村は丑に當り二十九町三十間、西三町三十間南三十三間餘、共に大登村の界に至る、其村は

南に當り六町四十間餘、北五町三十二間餘瀧谷組名入村に界ひ、只見川を限とす、其村まで七町、

○山川 ○猪嶽 村より辰の方十六町四十間餘にあり、頂まで八町計、小野河原村及瀧谷組湯八木澤村と峯を界ふ、○駒鳴峠 村東七町餘にあり、登ること六町榎原村と頂を界ふ、

○只見川 村北五町三十間餘にあり、大登村の境内より來り、東に流れ北に折れ、總て一町四十間流れて榎原村の界に入る、廣七十間、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○伊豆神社 境内東西三間南 村南一町十間にあり、鎮座の初知らず、鳥居・拜殿あり、砂子原村三浦大隅が司なり、

○寺院 ○松音寺 境内東西十九間南 村より巳の方二十間にあり、曹洞宗、長壽山と號す、開基の年月詳ならず、天寧村天寧寺の末山なり、本尊觀音客殿に安ず、△藥師堂 境内にあり、

○褒善 忠義者左七 天明四年米を與て賞せり、

○大登村 府城の西に當り行程八里二十九町、家數三十一軒、東西二町二十五間南北二町三間、南は山に倚り、三方に田圃あり、東十二町五間小野河原村の界に至る、

其村は辰に當り二十九町、西八町二十八間宮下村に界ひ大谷川を限とす、其村まで九町五十間餘、南五町四十六間宮下村に界ふ、北六町十六間河井村の界に至る、其村まで六町四十間餘、

○山川 ○只見川 村より亥の方八町餘にあり、宮下村の境内より來り、東に流ること七町三十間、河井村の界に入る、○大谷川 村西八町廿間餘にあり、宮下村の境内より來り、北に流ること六町十間餘、只見川に入る、

○關梁 ○橋 村西八町二十間餘、宮下村の通路大谷川に架す、長九間土橋なり、

○神社 ○多加於呂志神社 境内東西三十間南 村西五十間にあり、祭神及鎮座の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、砂子原村三浦大隅が司なり、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、周二町計、天正中まで山内氏の臣渡部長門綱孝と云者住す、此村の名主十郎右衛門と云者、彼が子孫なりとて今館迹に住す、舊家の條に併見るべし、又村西の菜圃に馬場の字残り、

○舊家 ○十郎右衛門 祖先是渡部長門綱孝とて代々山内の重臣にして、大登・桑原・河井三村を領す、伊達政宗會津に亂入し、山内氏勝政宗を方便て在所に歸るに及

て政宗怒て大波支蕃に五百騎を附て布澤河口野尻を案内者とし、河沼郡柳津より沼澤を経て、河口に到、横田を攻めんとす、綱孝一族郎等を集て左^{ヒタリウツボ}に據て是を防ぐ、大波嚴く攻れども破ること能はず、道を枉て砂子原・大谷・野尻を経て河口に到、氏勝と戦ひ、又兵を分て綱孝を攻む、綱孝微勢と雖どもよく防て境に入れず、因て綱孝が後にあるを憚り、一向に氏勝を攻ることを得ず、氏勝漂泊の後綱孝仕官を求めず家に終る、綱孝が嫡孫十郎左衛門綱泰と云者村長となり、九代相續て今に至りしと云、

○褒善 ○貞節者かむ 此村の農民太右衛門娘なり、寛政六年褒賞して米を與へり、

●宮下村 府城の西に當り行程九里十四町、家數四十四軒、東西三町五十間南北一町二十三間、南は山に傍ひ、北は只見川に近く、東西に菜圃あり、東一町二十六間大登村に界ひ大谷川を限とす、其村まで九町五十間餘、西七町南十六間、共に桑原村の界に至る、其村は南に當り五町二十間餘、北二町四十間、瀧谷組名入村に界ひ只見川を限とす、其村まで二十四町餘、

○山川 ○大曾根山 村南十四町にあり、頂まで七町五十間、松樹雜木多し、○東松山 村より未申の方二十

○寺院 ○宮昌 寺境内東西十七間南村南一町山麓にあり北十六間年貢地 曹洞宗、洞巖山と號す、慶長十五年芳泉と云僧越後國より來り創建す、萬治元年間忠と云僧中興し、天寧村天寧寺に隸せりと云、本尊正觀音客殿に安ず、△觀音堂 境内にあり、

○古蹟 ○館迹 村西三町にあり、東西五十間、南北二十九間、山内氏の支族大膳俊久と云者住し、氏を宮下と稱す、其子を宮左衛門忠常と云、其子太郎右衛門俊長天正中まで住せりと云、其子孫當家に仕て今に存す、

○褒善 ○彌助 妻を鹽と云、家極て貧しければ、夫婦身を賣て農民莊吉が下部となり、親を養ふ料とす、共に孝心深く、中にも鹽が孝養勝れ、遠近これを稱せり父死して後は心を盡して老母に事へ、主家の用終れば必ず歸て安否を問ふ、され共毎夜の事なれば憚る色もありしに、莊吉夫婦其志に感じ心のままに孝養すべしと許せしかば、彌孝養を盡せしが主の用は聊もかかざりしとぞ、斯る善行多ければ、明和五年夫婦を賞して身の代金を與へ、郡奉行をして莊吉をも賞せしめき、

●桑ノ原村 府城の西に當り行程九里二十一町、家數二十二軒、東西二町十四間南北一町、南は山に傍ひ、三方に菜圃あり、東二町宮下村の山に界ふ、西十町七間南六町

一町にあり、頂まで八町雜木多し、○左鞆坂 村より申の方十町、大石組沼澤村に往く道に屏風岩とて大岩あり、此を鑿て道を通ず、此邊二三町の間怪巖峙ち覆ひ、下は數丈の斷崖にて只見川の碧流に臨む、道狭く極て難所なり、昔兵士の弓箭を帶せる者此を踰る時、巖に礙へられ鞆を左につけて通りし故、此名ありしとぞ、

○只見川 村北二町四十間にあり、沼澤村の界より來り、桑原村の境内を経て、東に流れ大登村の境内に入る、此村の境内を經ること三十町四十間、○大谷川 村東一町二十間餘にあり、大谷村の境内より來り、北に流ること十七町只見川に入る、

○關梁 ○橋 村東一町二十間餘、大谷川に架す^{大登村に詳なり}の條下に詳なり、

○水利 ○堤 村南六町にあり、周六町餘、寶永八年に築く、

○神社 ○三島神社 境内東西十三間南村南二町餘山麓にあり、鎮座の初知ず、鳥居・拜殿あり、砂子原村三浦大隅が司なり、

○山神社 境内六間四^{方免除地} 村西三町にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

二十五間北四町三十三間、共に宮下村の界に至る、其村は北に當り五町二十間餘、此村の名主次郎左衛門と云者慶長中宮下村と爭論せしときの證文一通を藏む、其文如左、

桑原與宮下田畠出入之儀、無事ニ付て覺書之事、
一 高土山上小屋兩所之山者、桑原宮下立合開申候、去文祿三年之御檢地ニ、桑原之雅樂助なわおやにて、下畠貳反に付宮下の帳え入候間壹反分之年貢桑原より宮下え可相辨事、
一 高土山之儀者、從先規立合之儀候間、向後も可爲立合間も、双方手柄次第等に可有開作、互に違亂有間敷事、
一 まほりの宮の焼畑下畠貳反、宮下源兵衛と付桑原之帳え入候間、年貢宮下より桑原え可相辨事、
一 少分つゝ五ヶ所構之内、四ヶ所宮下え付候間四ヶ所之年貢桑原より宮下え可相辨事、
一 右の出入共、以本帳せんさくの上にて、如此申果金相澄候間、向後自然出入の儀候は、申出方可爲非分事、
一 右之年貢とりやりの儀、此以前之事者、双方以算用立用候て相濟候、來秋より者嚴重にとりやり可在候

事、
一作職者可爲如先事、
以上 慶長二年六月廿一日

滿田長左衛門(不詳花押) 安田勘助 吉次(花押)
大谷村之肝煎 李丞(印) 大のほり村之肝煎
與左衛門大入(花押) 河井村之肝煎 周防(印)
西方村肝煎 太兵衛(印) ないり村之肝煎 帶刀(印)
あさまた村肝煎 與右衛門(印) すなこ原肝煎
掃部介(印) 同ゆもとの肝煎 與右衛門(印)
やき澤村肝煎 八郎左衛門(印)

○山川 ○萱場山 村南七町にあり、頂まで三町、松樹
雑木あり、

○只見川 村西十町にあり宮下村の境内より來り、北
に流ること三町十間、又宮下村の界に入る、

○神社 ○三島神社 境内東西二十六間南
北二十一間免除地 村西にあり、鎮
座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、砂子原村三浦大隅
が司なり、

●淺岐村 府城の西に當り行程十里三十五町、家數二十
六軒、東西五十五間、南北二町七間大谷川を夾み山間に
住す、東二十八町黒澤村の山に界ふ、西十一町五十間間

方村の界に至る、其村は申に當り三十五町餘、南十八町間
方村の山に界ふ、北四町十二間大谷村の界に至る、其村
一丑に當り二十六町五十間餘、

○山川 ○高堂畑山 カドツツ 村南一町五十間にあり、頂まで三
町雑木多し、

○大谷川 間方村の境内より來り、北に流ること十
九町大谷村の界に入る、

○關梁 ○橋二 共に大谷川に架す、一は村中にあり、
長十間丸木橋なり、一は村北四町十間餘、大谷村に往
く道にあり 大谷村の條
下に詳なり

○神社 ○伊豆神社 境内東西十四間南
北二十四間免除地 村中にあり、鎮座
の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、砂子原村三浦大隅是
を司る、【相殿一座】 △山神 本村より移せり、

●間方村 端村 入間方 府城の西に當り行程十二里、家
數二十二軒、東西四十二間南北二町三十間、山間に住す
東は大谷川に臨み、南北に菜圃あり、東二十三町十二間
淺岐村の界に至る、其村は寅に當り三十五町餘、西二十
一町野尻組野尻村の山間に至る、其村は申に當り二里二
町、南三十四町琵琶首村の山に界ふ、北三十町淺岐村の
山に界ふ、

○端村 入間方 本村の南九町にあり、家數四軒、東西

三十六間南北四十七間、山間に住す、

○山川 ○志津倉山 村より未の方二十二町にあり、頂
まで八町、此山に巨巖あり高百間計横八十間計、屏風
を立るが如し、巖の中腹に周十間計の池あり、又傍の
岩に狛犬の形あり、早歲に雨を祈る所とす、琵琶首村
野尻組下中津村と峯を界ふ、○前坪山 村南十六町四
十間にあり、頂まで八町計、半腹に十三佛岩とて岩に
十三體の佛像あり、又少し登れば疊三疊敷計の石窟あ
り、土人不動堂と云、○高森山 村西十二町四十間に
あり、頂まで八町計、雑木多し、

○大谷川 志津倉山より源を發し、村東を過、北に流
ること一里十町淺岐村の界に入る、廣四間、

○神社 ○箱根神社 境内十六間
四方免除地 端村入間方より寅の方
五町四十間餘にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居・拜殿
あり、砂子原村三浦大隅が司なり、【相殿一座】 △伊
豆神 本村より移せり、

○褒善 ○善行者儀兵衛 此村の名主なり、寛政三年米
を與て賞せり、

●小野河原村 府城の西に當り行程七里十八町餘、家數
八軒、東西十七間南北一町二十七間、東北は山に倚り、
西南は田圃なり、東六町六間餘砂子原村の界に至る、其

村まで二十一町、西七町二十六間大谷村の界に至る、其
村は申に當り二十七町餘、南七町黒澤村の山に界ふ、北
六町河井村の山に界ふ、

○山川 ○湯嶽 村北五町三十間にあり、頂まで二町計
砂子原村河井村と峯を界ふ、

○神社 ○諏訪神社 境内東西十二間南
北十八間免除地 村西四十間餘にあ
り、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、砂子原村三
浦大隅是を司る、

●砂子原村 小名 上湯 府城の西に當り行程六里三十町、
家數二十四軒、東西五十七間南北三町二十間、西は山に
傍ひ、三方田圃なり、村中に官より令せらるる掟條目の
制札あり、東十二町三十九間五疊敷村の界に至る、其村は
寅に當り十七町十間餘、西十三町一間小野河原村の界に
至る、其村は戌に當り二十一町、南二町黒澤村の界に至
る、其村は未に當り五町、北十七町瀧谷組湯八木澤村の
山界に至る、其村は丑に當り十八町、

○小名 ○上湯 本村の東六町二十間餘にあり、家居一
軒、山麓に住し北は中川に傍ふ、

○山川 ○湯嶽 村北四町二十間餘にあり、頂まで八町
計、湯八木澤村・河井村・小野河原村と峯を界ふ、
○中川 ナカ 黒澤村の境内より、小名上湯の北を過、廿八

町餘北に流れ五疊敷村の界に入る、廣十間、
 ○沼 村東十四町二十間餘にあり、東西三十間、南北二十五間、○温泉 上湯の南三十間にあり、此湯味酸鹹、腫物・痰飲・中風・脚氣を治すと云、
 ○關梁 ○橋 小名上湯の北三十間餘、中川に架す、長六間幅七尺、隣村の通路なり、
 ○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、
 ○神社 ○熊野宮 境内東西十間南、北十七間免除地、村西にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、【相殿二座】△赤城神本村より移す、△荒神 同上 △神職三浦大隅 延寶四年日向重久と云者當社の神職となる、今の大隅重雄は五世の孫なりと云、
 ○湯泉神社 境内三間、方免除地、小名上湯の東三十間餘にあり、鎮座の初を知らず、三浦大隅これを司る、
 ○寺院 ○神照寺 境内東西十五間、南北九間、年貢地、村中にあり、淨土宗、湯瀧山と號す、府下五之町高巖寺の末山なり、天文元年玄譽と云僧開基せり、本尊彌陀客殿に安す、
 ○西念寺 境内東西十一間、南、北三十五間、年貢地、村中にあり、淨土眞宗、西派府下千軒道福證寺の末山なり、元和二年正善と云僧創建す、本尊彌陀客殿に安す、
 ○褒善 ○孝行者傳左衛門 享和元年褒賞して米を與へ

り、○孝行者勇吉 傳左衛門弟なり、同上
 ●五疊敷村 小名 下湯 荒湯 府城の西に當り行程六里十三町餘、家數十七軒、東西二町三十間、南北一町十二間、東南は山に傍ひ、西北に菜圃あり、東八町瀧谷組田代村の界に至る、其村まで八町十間餘、西五町砂子原村の界に至る、其村は申に當り十七町十間餘、南十一町瀧谷組牧澤村の界に至る、其村まで十二町餘、北八町瀧谷組湯八木澤村の界に至る、其村まで十四町餘、
 ○小名 ○下湯 本村より亥の方七町にあり、家數二軒、東西七間、南北十九間、山間に住し、西北は中川に臨む、
 ○荒湯 本村の北八町にあり、家數二軒、東西二十一間、南北六間、山間に住し、北は東川に臨む、
 ○山川 ○中川 砂子原村の境内より來り小名下湯の西北を過、北に流ること九町、湯八木澤村の界に入る、
 ○東川 牧澤村の境内より來り、小名荒湯の北を過、北に流ること十町、湯八木澤村の界に入る、廣三間、
 ○温泉二 一は下湯にあり、眼病濕痺瘰癧を治す、湯小屋二軒あり、一は荒湯にあり、湯小屋東西二箇所に設く、筋骨の痛・腹中の冷疾・婦人の病に驗ありと云、
 ○神社 ○稻荷神社 境内東西十五間、南、北二十八間免除地、村東一町餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、村氏の持なり、

【相殿一座】△伊勢宮 本村より移す、
 ○湯泉神社 境内三間、方免除地、小名下湯にあり、勸請の初知ず、村民の持なり、
 ○褒善 ○孝行者又吉 明和四年米を與て賞せり、
 ●黒澤村 府城の西に當り行程七里五町餘、家數三十一軒、東西二十四間、南北一町五十五間、西は山に傍ひ、三方に菜圃あり、東二十四町五十二間、瀧谷組牧澤村の山に界ふ、西十三町五十二間、大谷村の山界に至る、其村は戊に當り三十町餘、南四町八間、冑中村の界に至る、其村まで十一町五十間餘、北二町四十五間、砂子原村の界に至る、其村は丑に當り五町、
 ○山川 ○入山 村より申の方十七町五十間餘にあり、頂まで六町大谷村と峯を界ふ、
 ○中川 村より辰の方三町にあり、冑中村の境内より來り、十一町四十間、北に流れ砂子原村の界に入る、
 ○關梁 ○橋 村より未の方五町中川に架す、長九間幅三尺、隣村の通路なり、
 ○神社 ○赤城神社 境内東西十八間、南、北十一間免除地、村西四十間餘、山麓にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、砂子原村三浦大隅が司なり、
 ○古蹟 ○館迹 村東四十間餘にあり、東西十八間、南北

二十一間、往古伊藤駿河某と云者住せりと云、又黒澤和泉某と云者住せしとも云、○寺迹 村より亥の方三十間にあり、昔松山薬師寺と云寺ありしと云、宗旨及何の頃廢せしか知るべからず、
 ●冑中村 府城の西に當り行程七里二十一町餘、家數二十三軒、東西一町、南北一町五十間、山間に住す、西は中川に傍ひ、南北に菜圃あり、東十九町二十二間、西十九町三十九間、共に黒澤村の山に界ふ、南十一町五十九間、茅小屋村の界に至る、其村まで廿町十間餘、北七町五十五間、黒澤村の界に至る、其村まで十一町五十間餘、此村の名主彌總右衛門と云者、慶長中の證文一通を藏む、其文如左、
 大沼郡ノ内甲中村
 高百四拾四石九斗七升八合
 慶長拾六年八月廿一日之ちしんに付而は、たてつれ迷惑仕候間、めん一つ六分にゆふしや申候間、右の通味進なく相まし可申候、仍如件、
 慶長拾六年九月廿三日 横平太 金時(花押)
 甲中村 きもいり百姓中 參
 ○山川 ○九美澤山 村より申の方十三町十間餘にあり、頂まで七町、雜木多し、

○中川 村西三十間餘にあり、芋小屋村の境内より來り、北に流ること三十町、黒澤村の界に入る、

○瀧 村南九町計中川にあり、高五丈餘、○沼三一 は村より未申の方二十六町二十間餘にあり、東西百間南北三十間長沼と云、一は村南十九町二十間餘にあり、東西三十間南北十間、芋畑沼と云、一は其南二町計にあり、東西七十間南北五十間、丸沼と云、

○關梁 ○橋 村南二町中川に架す、長十二間幅八尺、芋小屋村に往く道なり、

○神社 ○三島神社 境内東西二十間南北十間免除地 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、石鳥居・拜殿あり、又鰐口一口あり、徑五寸、大沼莊神山村赤木大明神、天文七戌戌卯月日、平盛幸と彫付あり、砂子原村三浦大隅が司なり、【相殿一座】△鬼渡神 本村より移せり、

○寺院 ○眞光寺 境内東西十三間南北十八間年貢地 村南四十間餘にあり、曹洞宗、長花山と號す、天寧村天寧寺の末山なり、開基の僧を宗岑と云、天文十六年に寂すと云、本尊十一面觀音客殿に安ず、

○古蹟 ○館迹 村西六町三十間餘、館山と云山の八分目にあり、東西七十間南北八十間、何人の住せしにや詳ならず、

隣村の通路なり、

○神社 ○赤城神社 境内東西三十間南北三十六間免除地 村中にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、砂子原村三浦大隅を司る、

○寺院 ○地藏堂 境内東西四間南北六間年貢地 村中にあり、創建の年月詳ならず、村民の持なり、

●大成澤村 府城の西に當り行程七里八町餘、家數十軒、東西一町十三間南北一町三十八間、山間にあり、西は中川に臨み、南北に田圃あり、東三町四十五間漆峠村の界に至る、其村まで十町四十間餘、西十五間芋小屋村に界ひ中川を限とす、南二十一町琵琶首村の界に至る、其村まで三十五町餘、北三町七間芋小屋村の界に至る、其村まで六町十間餘、又辰の方二十四町瀧谷組高森村の界に至る、其村まで一里四町、

○山川 ○博士山 村より辰の方三十二町にあり、本郡下に詳なり、

○中川 琵琶首村の境内より來り村西を過、北に流ること二十町、芋小屋村の界に入る、

○關梁 ○橋 村より三町餘亥の方中川に架す、芋小屋下に詳なり、

●芋小屋村 府城の西に當り行程七里十七町餘、家數十軒、東西三十三間南北一町二十間、山間に住す、東は中川に傍ひ、南北に田圃あり、東二町七間大成澤村の山に界ふ、西八町四十八間冑中村の山に界ふ、南三町七間大成澤村の界に至る、其村まで二十町十間餘、此村の名主市之丞と云者、上杉氏蒲生氏加藤氏の時の證文三十八通を藏む、今其一二を下に出す、

大沼郡八重山の内いものこうや村 上漆上蠟事
合拾三盃は 但木數千三百本也
同九貫百文目

右九月中に若松の御藏え可被納者也、
慶三 八月四日 城郷印 籠島印 宇津郷印
きも入 雅樂介との

納いものこや村年貢錢之事
同貳百文者 きも入雅樂介辨
右可請取如件

○山川 ○中川 村東二十間にあり、大成澤村の境内より來り、北に流ること廿九町、冑中村の界に入る、
○關梁 ○橋 村南三町餘中川に架す、長九間幅八尺、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○住吉神社 境内東西十間南北八間免除地 村より丑の方三町にあり、草創の年代傳らず、鳥居・拜殿あり、砂子原村三浦大隅が司なり、【相殿一座】△第六天神 本村より移せり、

○寺院 ○地藏堂 境内東西七間南北五間年貢地 村中にあり、創建の年代詳ならず、村民の持なり、

●漆峠村 府城の西に當り行程六里三十二町餘、家數十軒、東西四十六間南北三十三間、山間にあり、南は溪流に臨み三方に菜圃あり、東八町瀧谷組澤中村の界に至る、其村まで三十五町、西七町大成澤村の界に至る、其村まで十町四十間餘、南二町澤中村の山に界ふ、北三町大成澤村の山に界ふ、

○神社 ○山神社 境内東西十間南北十五間免除地 村東五十間餘山麓にあり、鎮座の初を知らず、村民の持なり、

●琵琶首村 本地小屋 下平 府城の西に當り行程八里七町餘、家數十軒、東西四十間南北一町五十二間、山間にあり、西は中川に臨み西北に菜圃あり、東四町二十四間大成澤村の山に界ふ、西九町五十間淺岐村の山に界ふ、南一里四町六間野尻組小野川村の界に至る、其村まで一里二十三町、北十四町八間大成澤村の界に至る、其村ま

で三十五町餘、
○木地小屋 ○下平 本村の南十八町にあり、家數五軒、東西二十六間南北三十八間、山中に住し、西は中川に界ふ、

○山川 ○志津倉山 村西二十五町にあり、頂まで三町間方村及野尻組下中津川と峯を界ふ、

○中川 上流を六澤川と云、小野川村の境内より來り村西をすぎ北に流ること一里十六町、大成澤村の界に入る、

○神社 ○第六天神社 境内東西十五間南 村より未の方一町にあり、勸請の年代詳ならず、烏居・拜殿あり、村民の持なり、

○寺院 ○地藏堂 境内東西五間南 村中にあり、草創の初詳ならず、村民の持なり、

新編會津風土記卷之八十二

陸奥國大沼郡之十一

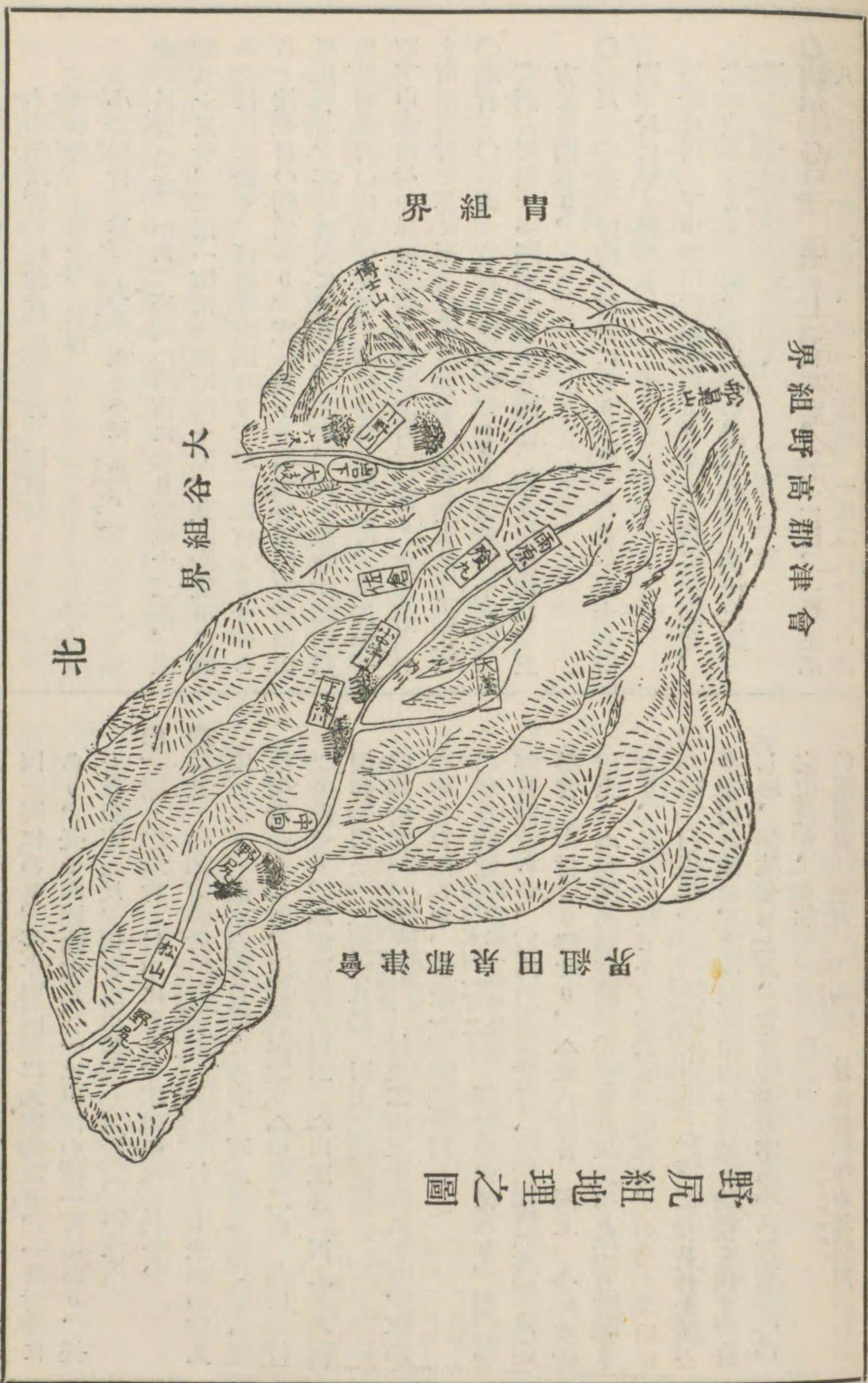
野尻組

此地府城の西南に當り本郡の南端にあり、東は胃組に界ひ、西は會津郡和泉田組に隣り、南は會津郡高野組に交はり、北は大谷組に連り、東西四里十八町 東は胃組下谷り西は和泉田組布 南北三里十町 南は高野組大豆渡村の山界より北は大谷組琵琶首村の山界に至る 四方に山繞り、博士・船鼻の二山東南に秀で、大芦・兩原・小野川等の村々其麓に住し、殊に深山なり、されば大谷・瀧谷の兩組よりは寒氣勁く、雪深く、大抵十月の初より雲積て三月の末に漸く消盡す、然れども近郷の諸組に比すれば、稍平地ありて水田乏しからず、村民耕作を業とし、又麻を植て餘産とす、山中より多く諸菌を出す、此組の諸村野尻郷に隸す、凡て九箇村あり、

野尻組九箇村

野尻村 端村 中向 松山村 下中津川村

新編會津風土記卷之八十一終



小中津川村 佐倉村 殮丸村 兩原村

大芦村 木地小屋 松澤

小野川村 端村 大岐 木地小屋 岩下

野尻村 端村 中向 府城の西南に當り行程十三里、家數五十五軒、東西一町南北四町四十間、東は野尻川に臨み北は山に倚り、西南は田圃なり、村中に官より令ぜらる、掟條目の制札あり、東一里十七町大谷組間方村の山界に至る、其村は寅に當り二里二町、西一里會津郡和泉田組布澤村の山界に至る、其村まで三里三町、南二十一町下中津川村の界に至る、其村は辰巳に當り二十九町、北九町松山村の界に至る、其村は戌亥に當り十五町十間餘、
○端村 ○中向 本村の南六町にあり、家數四十八軒、東西五町四十一間南北五十六間餘、東は山に傍ひ、三方に田圃あり、
○山川 ○美女歸峠 村東にあり、登ること一里十八町間方村にゆく道なり、

○野尻川 下中津川村の境内より來り、村東を過ぎ、北に流るること一里、松山村の界に入る、廣十三間、鱒・岩魚・鰍・杜父魚を産す、
○關梁 ○橋五 一は村北にあり、長二十間、一は村北八町三十間餘にあり、長十五間餘、一は端村中向の南

四十間にあり、長十四間共に丸木橋なり、一は村中にあり、長十四間幅七尺、一は中向の西一町にあり、長十五間幅九尺、皆野尻川に架し、農民の便とす、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十八間南 村より未申の方九町にあり、鎮座の年月詳ならず、石鳥居・拜殿あり、菊池信濃是を司る、【相殿六座】 △山神二座 共に本村より移せり、△稻荷神 同上 △山王神 同上 △糠塚神 同上 △若宮八幡 同上

○熊野宮 境内東西五間南 村東二町三十間にあり、草創の年月を知らず、修驗一動院是を司る、

○春日神社 境内東西一町二十 端村中向にあり、勸請の年月詳ならず、石鳥居・拜殿あり、【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移せり、△正八幡宮 同上 △稻荷神 同上 △神職菊池信濃 元祿中若狭光次と云者神職となり、五世を経て今の信濃義次に至る、

○寺院 ○徳林寺 境内東西三十間南 村中にあり、曹洞宗、多寶山と號す、文明五年山内信濃某と云者此村を領せし時、創建せしと云、會津郡南青木組小田村寶積寺の末山なり、木尊彌陀客殿に安す、

○藥師堂 境内東西二十六間 村より辰の方二町十間にあり

大石組玉梨村の山界に至る、其村は亥に當り一里二町三十間、
○山川 ○於妻嶽 村より戌の方十一町にあり、頂まで十八町、玉梨村及和泉田組布澤村、大鹽組山入村と峯を界ふ、○馬追峠 村北七町にあり、登ること十五町、玉梨村の條下

○野尻川 野尻村の境内より來り、一里十町亥の方に流れ玉梨村の界に入る、
○關梁 ○橋二 一は村中にあり、長十六間幅一間餘、一は村の西北二十七町、玉梨村にゆく道にあり、長十七間、土橋なり、共に野尻川に架す、
○神社 ○三島神社 境内東西二十四間 村南二十間餘にあり、鎮座の年月詳ならず、石鳥居・拜殿あり、下中津川村鈴木伊勢が司なり、【相殿三座】 △住吉神 本村より移せり、△幸神 △於都麻神 同上

り、草創の年月詳ならず、一動院司なり、
○古蹟 ○館迹 村西十三町山上にあり、東西五十六間南北一町二十五間、中丸城と云、三方は谷深く、南一方山に續く、文明の頃山内信濃築き住せしと云、又村中に信濃が宅趾あり字を館内と稱す、今民居となれり、
○褒善 ○甚十郎妻まつ 家極て貧く頻に凶喪に逢ひ、公私の債多かりき故、甚十郎は會津郡田島組田島村の農民小左衛門と云者の許に奉公す、或時甚十郎妻まつに向ひ我身を人に委ね汝獨に田宅を任せ、艱難の營いづを限と云事なし、されば夫婦の縁を絶ち暇を得さすべし、何方へも再嫁せよと云へしを、縦ひ辛苦を累るとも夫に事へ、女の操を保んとて聞かず、兎角して宿債を償ひ、自ら田島を耕し怠ることなし、甚十郎は生質虚弱なれば主家の勤も心に任せず、身請の金を減すべき便なく年を逐て増りしに、まつ是をも償ひ返せしとぞ、天明三年米を與て賞せり、

○松山村 府城の西に當り行程十三里二十町、家數二十六軒、東西二町十七間南北一町三十間、野尻川を夾み、山麓に住し、東北に田圃あり、東十一町、南七町二十間共に野尻村の山界に至る、其村は辰巳に當り十五町十間餘、西一里十八町大鹽組越河村の山に界ふ、北三十一町

○松山村 府城の西に當り行程十三里二十町、家數二十六軒、東西二町十七間南北一町三十間、野尻川を夾み、山麓に住し、東北に田圃あり、東十一町、南七町二十間共に野尻村の山界に至る、其村は辰巳に當り十五町十間餘、西一里十八町大鹽組越河村の山に界ふ、北三十一町

○松山村 府城の西に當り行程十三里二十町、家數二十六軒、東西二町十七間南北一町三十間、野尻川を夾み、山麓に住し、東北に田圃あり、東十一町、南七町二十間共に野尻村の山界に至る、其村は辰巳に當り十五町十間餘、西一里十八町大鹽組越河村の山に界ふ、北三十一町

○松山村 府城の西に當り行程十三里二十町、家數二十六軒、東西二町十七間南北一町三十間、野尻川を夾み、山麓に住し、東北に田圃あり、東十一町、南七町二十間共に野尻村の山界に至る、其村は辰巳に當り十五町十間餘、西一里十八町大鹽組越河村の山に界ふ、北三十一町

り三十間亥の方を宿原と云、家數九軒、東西二十五間南北三十五間、此より三十間餘、未申の方を新田と云、家數十二軒、東西一町三十五間南北十間、又宿原より三十間餘、戌亥の方を阿久登と云、家數二十二軒、東西一町二間南北一町三十間、此より一町二十間餘、亥子の方を氣多淵と云、家數二十軒、東西一町四十間南北二町二間共に内川に傍ひ、兩山の間に在り、東一町小中津川村に界ひ折橋川を限とす、其村は辰に當り三町五十間餘、西三十二町會津郡和泉田組布澤村の山に界ふ、南三十一町大芦村の山に界ふ、北八町四十六間野尻村の界に至る、其村まで二十九町、

○山川 ○猿館山 村より丑の方十一町にあり、頂まで二十町雜木多し、○志津倉山 村北三十町餘にあり、頂まで二十五町計、大谷組間方村琵琶首村と峯を界ふ
○内川 小中津川村の境内より來り、村南にて玉川これに注ぎ、野尻川となり、宿原と新田の間を過ぎ、北に流ること二十九町、野尻村の界に入る、廣十間、
○玉川 大芦村の境内より來り、一里二町北に流れ、内川に注ぐ、廣九間、○折橋川 村より辰の方一町にあり、小中津川村の山中より流れ出、二十町申の方に流れ、内川に入る、廣四間、

○沼二 一は村南二十町大芦村の界にあり、周十五町矢原沼と云、一は村西二十一町にあり、周十二町、川戸沼と云、

○關梁 ○橋二 一は町より辰の方一町、隣村の通路折橋川に架す、長五間幅七尺、一は宿原の南野尻川に架す、長十一間幅八尺、村中の通路なり、

○倉廩 ○米倉 新屋敷にあり、本組の米を納む、
○神社 ○熊野宮 境内東西五十間 新屋敷にあり、鎮座の年月詳ならず、【舊事雜考】に永祿七年八月二十四日、大沼郡中津川下村熊野權現社造營邑主佐瀬源兵衛及代官入善三郎右衛門本願也とあるは此社の事にや、石鳥居・拜殿あり、△神職鈴木伊勢 何の頃にか權大夫某と云者當社の神職となりし、今の伊勢義廣が六世の祖なりと云、

○若宮八幡宮 境内東西五十間南 町の南一町餘にあり、鎮座の初を知らず、拜殿あり、鈴木伊勢が司なり、
【相殿六座】 △稻荷神 本村より移せり、△住吉神 △三島神 △山神 △七所權現 △婆神 同上
○山神社 境内東西十二間南 新田の西一町三十間餘にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、
○山神社 境内東西六間南 新屋敷の南三町にあり、鎮座

の年月詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○正法寺 境内東西一町南 新屋敷の南一町にあり、曹洞宗、大雄山と號す、開基の年月詳ならず、天正十七年、會津郡南青木組天寧寺の僧惣察と云者住してより天寧寺の末山となりし、本尊釋迦客殿に安ず、
○褒善 ○孝行者與五右衛門 明和三年米を與て賞せり、

●小中津川村 府城の西南に當り行程十里三十四町、家數二十四軒、東西二町南北四十五間、此より北一町餘に一區あり、上田と云、家數十五軒、東西一町六間南北五十七間、其北五十間餘に一區あり、折橋と云、家數二軒、東西三十一間南北六間、共に東北は山に倚り、西南は内川に傍ふ、東三十五町佐倉村の山界に至る、其村は辰に當り、六町三十間餘、西四町下中津川村の山に界ふ、南二十五町大芦村の山に界ふ、北二町五十八間下中津川村に界ひ、折橋川を限とす、其村は戌に當り、三町五十間餘、

○山川 ○草履山 村北一里にあり、頂まで二十五町、下中津川村及大谷組大成澤村・琵琶首村・間方村と峯を界ふ、○喰名峠 村東三十町計にあり、頂まで十五町雜木多し、
○内川 村の西南一町にあり、佐倉村の境内より來り

十二町、戌亥の方に流れ、上中津川村の界に入る、廣六間、○折橋川 村北二町五十間餘にあり、此村の山中より流れ出、申の方に流ること二十町、内川に注ぐ、
○關梁 ○橋 村北二町五十間餘、折橋川に架す、津川村の條下に詳なり、

○神社 ○氣多神社 境内東西二十間南 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、【相殿一座】 △山神 本村より移せり、△神職東原石見 延寶二年伊豫長吉と云者、當社の神職となる、今の石見長正が六世の祖なりと云、
○山神社 境内東西八間南 折橋の東北五町二十間にあり、勸請の初を知らず、村民の持なり、

○褒善 ○孝行者徳兵衛 天明七年米を與て賞せり、
●佐倉村 府城の西南に當り行程十里二十六町、家數十五軒、東西五町南北五十三間、散居す、北は山に倚り、三方に田圃あり、東二十一町南十九町、共に殮丸村の山界に至る、其村は巳に當り九町四十間、西八町北二十二町、共に小中津川村の山界に至る、其村は戌に當り六町三十間餘、
○山川 ○大佛山 村より寅の方二十五町にあり、頂ま

で九町、殭丸村と峯を界ふ、

○内川 村より未申の方二町十間にあり、殭丸村の境内より來り、戌亥の方に流ること十四町、小中津川村の界に入る、

○神社 ○稻荷神社 境内周八十間免除地 村北一町山麓にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、殭丸村五十嵐山城是を司る、

○諏訪神社 境内周百二間免除地 村より辰の方一町三十間にあり、勸請の年代を知らず、鳥居・拜殿あり、五十嵐山城が司なり、

○熊野宮 境内東西三十間南 村東四町山麓にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○觀音寺 境内十六間免除地 村中にあり、曹洞宗、示現山と號す、開基の年代詳ならず、元和四年より下中津川村正法寺の末山となる、本尊十一面觀音客殿に安す、

○殭丸村 府城の西南に當り行程十里、家數三十三軒、東西五町南北五十間、北は山に倚り、南は内川に臨み、東西に田圃あり、東二十四町二十五間小野川村の山界に至る、其村まで一里三町二十間餘、西九町四十間大芦村の界に至る、其村まで二十一町五十間、南四町四十八間兩原村の界に至る、其村まで七町三十間、北四町三十八

間佐倉村の界に至る、其村は亥に當り九町四十間、

○山川 ○殭丸峠 村東十六町三十間にあり、登ること七町五十間餘、小野川村の頂を界ふ、

○内川 兩原村の境内より來り、村南を過ぎ戌亥の方に流ること十四町二十間餘、佐倉村の界に入る、

○關梁 ○橋二 一は村中にあり、長七間幅六尺、一は村西二町大芦村に行く道にあり、長七間幅六尺、共に内川に架す、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西三十間南 村北五十間にあり、鎮座の年代詳ならず、石鳥居・拜殿あり、【相殿四座】△稻荷神二座 共に本村より移せり、△三島神 △鹿島神 同上 △神職五十嵐山城 萬治二年左近正吉と云者當社の神職となりし、今の山城保雄は六世の孫なりと云、

○山神社 境内東西十五間南 村南一町二十間にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○幸神社 境内五間免除地 村中にあり、勸請の初を知らず、村民の持なり、

○寺院 ○延命寺 境内東西三十間南 村南一町にあり、曹洞宗、佛森山と號す、天正四年清宅と云僧信濃國より

來り造營す、寛文中建寮と云僧住し、天寧村正法寺の住侶斧山を請て開山とし、即正法寺の末山となれり、本尊釋迦客殿に安す、

○兩原村 此村昔佐倉村の端村なり、後格村となり、原村と云、其後殭丸村の端村原を合せて一村となし、それより斯く名けしと云、府城の西南に當り行程十里、家數二十七軒、東西一町三十五間南北二町、内川を夾む、東北は山に傍ひ、西南に田圃あり、東十町小野川村の山界に至る、其村は丑寅に當り一里五町、西九町四十間大芦村の界に至る、其村まで二十一町五十間、南二里四町會津郡高野組高野村の山界に至る、其村は辰巳に當り四里十八町、北二町十間殭丸村の界に至る、其村まで七町三十間、

○山川 ○明王山 村南十一町にあり、頂まで五町大芦村と峰を界ふ、

○内川 船鼻山の中白森と云所より源を發し、村中を過ぎ、一里十八町亥の方に流れ、殭丸村の界に入る、

○關梁 ○橋二 共に村中内川に架す、一は長六間幅六尺、一は長六間幅五尺、

○神社 ○八幡宮 境内東西十四間南 村東三十間餘にあり、鎮座の年月詳ならず、石鳥居・拜殿あり、村民の持なり、

○山神社 境内一四間免除地 村より未の方一町二十間にあり、勸請の年代を知らず、村民の持なり、

○大芦村 木地小屋 松澤 府城の西南に當り行程十一里四區にあり、東の端を中見澤と云、家數十二軒、東西一町四十二間南北五十間、此より一町二十間餘、西を山崎と云、家數十七軒、東西一町南北二町一間、此より二町十間餘、西を中組と云、家數二十一軒、東西一町四十三間南北二町十五間、此より三十間餘、西を赤田と云、家數十九軒、東西一町十六間南北一町、四方に山遶り、村中を見澤川流る、東十二町十間殭丸村の界に至る、其村まで二十一町五十間、西一里十八町會津郡和泉田組界村に界ひ鳥居峠を限とす、其村まで三里、南一里三十三町會津郡高野組大豆渡村に界ひ轉石峠を限とす、其村まで三里十三町、北一里下津川村の山に界ふ、

○木地小屋 ○松澤 本村の南一里八町にあり、家數六軒、東西三十間南北四十六間、山中に住す、

○山川 ○船鼻山 村より辰の方一里二十町にあり、會津郡の條下に詳なり、

○大山 村より未の方十八町にあり、頂まで一里三町、又村の巳の方二里に能山と云山あり、大山より稍卑し、共に鷹の巢を架する所なり、

○轉石峠 村南一里十八町にあり、登ること十五町、大豆

渡村にゆく道なり、○鳥居峠 村西三十四町にあり、登ること二十町、界村にゆく道なり、

○玉川 村西二町にあり、能山より源を發し、北に流るゝこと三里、下中津川村の界に入る、廣四間、○見澤川 村中にあり、船鼻山より流れ出、和泉澤・松澤の二水北より來り注ぎ、總て二里十八町、亥の方に流れ玉川に入る、廣三間、

○原野 ○小矢原 村より丑寅の方四町三十間餘にあり、東西五町南北六町餘、

○關梁 ○橋三 一は中見澤の西一町見澤川に架す、長八間幅六尺、一は山崎の村中和澤に架す、長六間幅六尺、一は中組の西松澤に架す、長七間幅六尺、共に村中の通路なり、

○倉廩 ○米倉 中組にあり、本村の米を納む、

○神社 ○山神社 境内東西十六間南 中見澤の東一町四十間にあり、勸請の年月詳ならず、石鳥居あり、小中津川村東原石見が司なり、【相殿一座】 △熊野宮 本村より移せり、

○山神社 境内東西三十八間 中組にあり、鎮座の年代を知らず、石鳥居・拜殿あり、村民の持なり、

●小野川村 端村 大岐 木地小屋 岩下 府城の西南に當

○原野 ○辻原 村西五町にあり、東西六町南北二町十間、此村の秣場なり、○檜布原 村より戌の方十三町にあり、東西八町南北四町、

○關梁 ○橋 村西二町六澤川に架す、長七間、隣村の通路丸木橋なり、

○倉廩 ○米倉 下坪にあり、本村の米を納む、

○神社 ○三島神社 境内東西一町二間南 上坪の東にあり、鎮座の年月詳ならず、石鳥居・拜殿あり、小中津川村東原石見が司なり、【相殿三座】 △稻荷神 本村より移せり、△若宮八幡 同上 △山神 端村大岐より移せり、

○雷神社 境内東西四十五間南 下坪より寅の方三十間餘にあり、勸請の初を知らず、鳥居あり、東原石見是を司る、【相殿一座】 △山神 大岐より移せり、

○山神社 境内東西十間南 上坪の東一里六町博士峠にあり、鎮座の年代詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○大乘寺 境内東西十六間 上坪より寅の方二十間餘にあり、曹洞宗なり、舊は地藏堂にて天文二十二年に創建す、其後法華の徒住して妙典山大乗寺と名く、寛文中龍門寺四世默岑を請て開山とし、それより龍門寺に屬せりと云、木尊地

り行程九里十五町、南北二區に住し其間一町餘を隔つ、南を上坪と云、家數九軒、東西二十間南北二町十三間、北を下坪と云、家數十一軒、東西十九町南北二町二十三間山中に在り、西南北に田圃を開く、下坪の村中に官より令ぜらるゝ掟條目の制札あり、東一里七町曹組下谷地村に界ひ博士峠を限とす、其村は辰に當り二里三十一町西十五町殫丸村の山界に至る、其村まで一里三町二十間餘、南三十一町兩原村の山界に至る、其村は未申に當り一里五町、北二十四町大谷組琵琶首村の界に至る、其村まで一里二十三町、

○端村 ○大岐 本村より亥の方十八町にあり、家數七軒、東西二十七間南北一町二十間、山中に在り、東は六澤川に傍ふ、

○木地小屋 ○岩下 本村の戌の方十二町にあり、家數三軒、東西二十七間南北九間、山中に在り、東北は六澤川に傍ふ、

○山川 ○博士峠 村端より東に登ること一里七町にして頂に至る、下谷地村にゆく道なり、

○六澤川 村南二町にあり、博士山の中朝日森と云所より流れ出、北に流ること一里三十町、琵琶首村の界に入り中川となる、廣七間、

藏客殿に安ず、

○褒善 ○孝行者佐兵衛 寛政二年米を與て賞せり、
○忠義者龜藏 ○悌順者藤吉 同上

新編會津風土記卷之八十二終

新編會津風土記卷之八十三

陸奥國大沼郡之十二

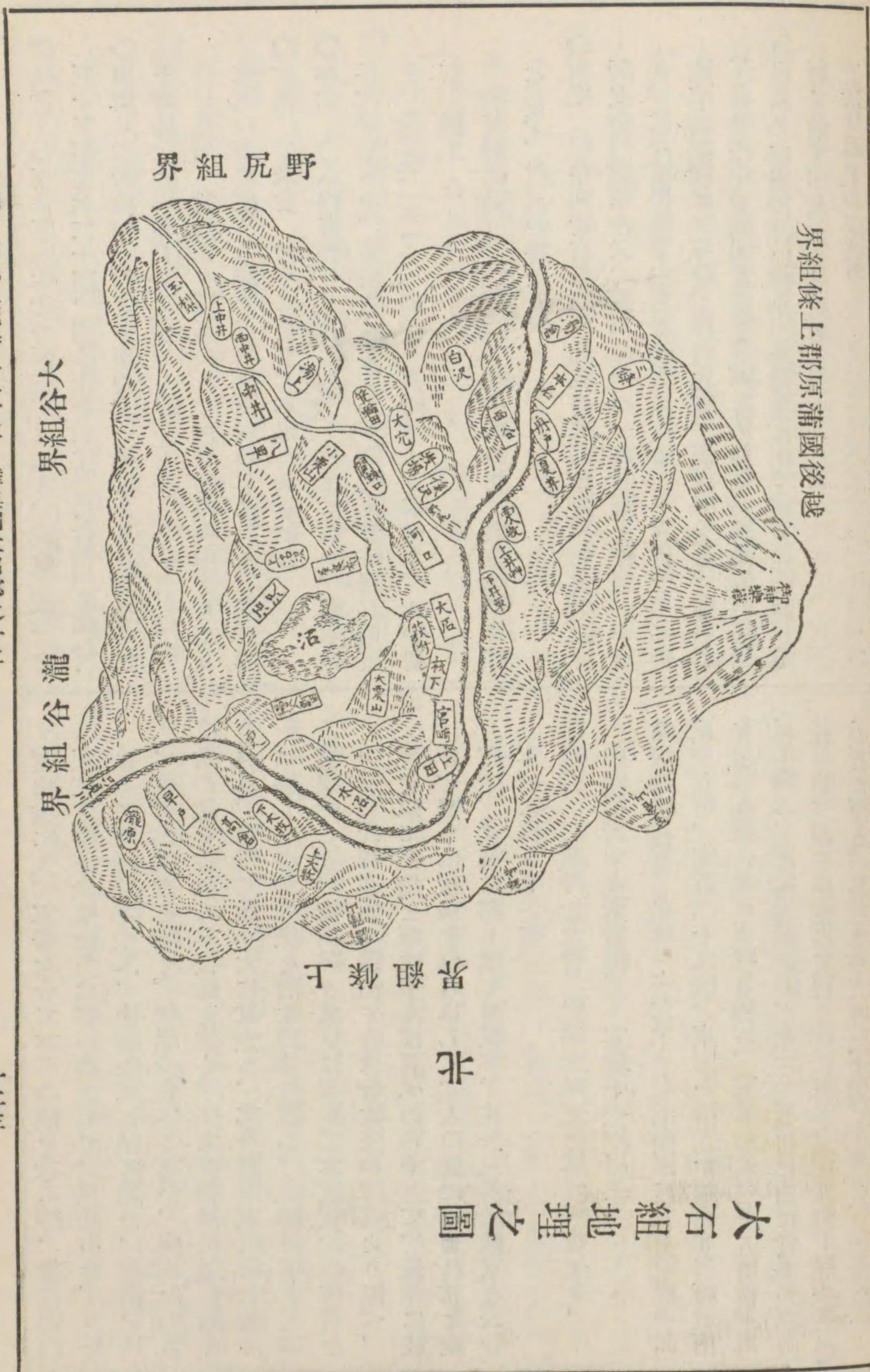
大石組

此地府城の西に當り本郡の西北隅にあり、東は大谷組に連り、西北は共に越後國蒲原郡上條組に界ひ、南は野尻組に接し、東北の隅は瀧谷組に隣る、東西七里計、東は大谷村の山界より西は上條組室谷村の山界に至る、南北五里十八町計、南は大谷組間村の山界に至る、人家みな山間に住し、多くは川に傍ふ道路險しく駄馬を通ぜず、常に牛を用てこれに代ふ、霜雪の候大抵野尻組に同く、冬月は居民往來に困む、又漁獵薪樵の便あれども、平田まれにして米穀乏し、因て紙を製し布を織り、多く府下に出して諸品に易へ、生計を資く、又山中の諸木を伐り、春夏の間水かさ増りし頃、筏に積て越後國蒲原郡小川莊の方に出す、此組の諸村河口郷と稱す、凡十七箇村あり、

大石組十七箇村

- 大石村 端村 下井草
- 河口村 端村 栗牧 上井草
- 西谷村 端村 白澤
- 本名村 小名 舟戸 夏井 端村 湯倉 三條
- 小栗山村 小名 大穴 端村 間瀬口 箕輪田 牧場
- 八町村 中井村 端村 上中井
- 玉梨村 端村 西中井 湯上 袖山(今廢)
- 多良布村 端村 上沼澤
- 沼澤村 福澤入新田村 三更村 大栗山村 板下村
- 宮崎村 小名 荻付
- 水沼村 端村 上田 上大牧 下大牧 高倉
- 早戸村 端村 瀧原

●大石村 端村 下井草 府城の西に當り行程十二里三十一町、家數二十八軒、東西一町三十間南北二町七間、西は只見川に傍ひ、東は山に倚り、南北田圃なり、村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、東二十五町南十町五十間、共に河口村の界に至る、其村は南に當り十三町五十間、西三里餘本名村の山に界ふ、北九町十間板下村の界に至る、其村まで九町三十間、



○端村 ○下井草 本村の西三町にあり、家數三軒、東西十三間南北二十間、西は山を負、東は只見川に臨む、
○山川 ○若杉山 村より申の方一里にあり、頂まで二十町餘、松杉多し、

○只見川 村西四十間にあり、河口村の境内より來り、
○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○八幡宮 境内東西四十五間 南北一町免除地 村北にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、河口村渡部丹羽が司なり、
【相殿二座】 △山神 宮崎村より移せり、△伊勢宮 同上

○稻荷神社 境内東西七間 南北五間免除地 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、村民の持なり、

○舊家 ○中丸新右衛門 此組の郷頭なり、九代の祖を新左衛門俊朝と云、横田山内の一族新藏人俊重が子なり、代々横田城下中丸と云所に住せり、天正十七年伊達政宗會津を攻る時、山内氏勝河沼郡塔寺まで出馬し、葦名没落の事を聞き、評議區なりしが、俊朝等が異見により一先在所に歸る、其後方便りて政宗に降り、逃歸て兵を起し、政宗が將大波玄蕃と戦ふに及で、軍謀密計與らざることなし、上杉の諸將來救ふ、氏勝再び

横田城に入、軍勢を分て本名の敵を攻る時、新左衛門須佐大膳石伏監物と水軍の將として、只見川を下り岸に上りて伊達勢と戦ふ、俊朝衆軍に抽て進む、敵鎗を以て俊朝が太股を突く、俊朝少もひるまず、突れながら當の敵を打取て其後鎗を抜く、味方俊朝が勇氣に勵まされ、奮戦て敵兵大に敗走る、其後豊臣家政宗を長井に移し、會津仙道を蒲生氏郷に賜ひ、氏勝舊領を失ひ流浪せし後、俊朝熟々思ひけるは、本家數代の傳領を失ひ、氏勝東西に漂泊するは皆政宗が所爲より出づ、死を以て此怨を報はずんば有べからずとて、長井に往き、密々に政宗をねらひしに、人の爲に怪まれ志を遂げず、故郷に歸り憤て自殺す、其子左馬承俊家と云者本村に移りしと云、

○褒善 ○孝行者太吉 天明六年米を與て褒賞せり、
○孝行者中丸新右衛門 寛政十一年同上

●河口村 端村 栗牧 上井草 府城の西に當り行程十二里十五町、家數二十九軒、東西一町二十間南北二町、南を上町と稱へ北を下町と稱ふ、南は山を負ひ、西は野尻川に傍ふ、東北田圃なり、東十七町多良布村の界に至る其村まで二十九町三十間、西三町四十間西谷村の界に至る、其村まで十七町五十間、南十町小栗山村の界に至る

其村は已に當り二十五町、北七町四十間大石村の界に至る、其村まで十三町五十間、

○端村 ○栗牧 本村の西北四町三十間にあり、家數七軒、東西三十八間南北四十間、西は山に倚り、東南は只見川に臨む、○上井草 栗牧より寅の方六町にあり家數六軒、東西十二間南北四十間、西は山に倚り、東は只見川に傍ふ、

○山川 ○只見川 村北五十間にあり、西谷村の境内より來り、東に流れ北に轉じ、十三町流て大石村の界に入る、○野尻川 村西四十間にあり、小栗山村の境内より來り、北に流るゝこと十三町、只見川に注ぐ、廣二十五間、

○土産 ○紙 近村よりも出す、中にも此村の産を最とす、質厚く堅強にして合羽に作ればよく雨に堪ふ、多く府下に鬻出す、俗に河口紙と稱す、

○關梁 ○橋 村の西北二十間にあり、長十八間幅一十二尺、野尻川に架す、伊北郷より府下に通る道なり、

○神社 ○熊野宮 境内二十間 四方免除地 村東にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、
【相殿一座】 △稻荷神 本村より移せり、△神職渡部丹波 何の頃にか大和某と云者初て神職となり、四世を経て今の丹波重政に至る、

○山神社 境内東西四間 南北五間免除地 端村栗牧の北にあり、鎮座の初を知らず、村民の持なり、

○寺院 ○川口寺 境内東西十間 南北十七間年貢地 村東にあり、鳳來山と號す、府下道場小路觀音寺の末寺、眞言宗なり、天文十七年山内左衛門と云者 河口左衛門佐が 宥榮と云僧をして此寺を創建せしむと云、慶長二年同祿に罹り同四年宥辨と云僧再興せり、本尊彌陀客殿に安す、

○古蹟 ○館迹 村西一町五十間、野尻川の西山上にあり、東西十八間南北二町、玉繩城と稱ふ、山内氏の支族河口左衛門佐某と云者住せり、天正六年葦名盛氏の爲に大槻太郎左衛門を討ち 河沼郡野澤野澤本町の條下に詳なり、同十八年伊達政宗に降り、伊達の將大波玄蕃に従て大鹽組横田の城主山内氏勝が討手に加はりしと云、

○褒善 ○忠義者與七 寛政五年米を與て賞せり、
○西谷村 端村 白澤 府城の西に當り行程十二里二十三町餘、家數四十四軒、東西一町二十間南北二町三十間、散居す、東南は山に倚り、西北は只見川に傍ふ、東十五町三十間河口村の界に至る、其村まで十七町五十間、西一町三十間北二町、共に本名村に界ひ只見川を限とす、其村は戌亥に當り七町、南八町小栗山村の界に至る、其村は辰に當り二十五町、

○端村 ○白澤 本村の南二十四町にあり、家居一軒、山間に住す、

○山川 ○高森山 村南十六町にあり、高六町餘、松樹雜木多し、此山の奥に深入峯と云山あり、西の方大鹽組横田村と峯を界ふ、

○只見川 村西一町にあり、本名村の境内より來り、屈曲して東北に流ること二十町、河口村の界に入る、

○關梁 ○橋 村の未申の方五町にあり、長五間白澤と云溪流に架す、村中の通路丸木橋なり、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○天滿宮 境内東西二十間南北三十間免除地 村中にあり、鎮座の初知す、鳥居・拜殿あり、河口村渡部丹波が司なり、

【相殿一座】△八幡宮 本村より移せり、

○舊家 ○善兵衛 山内氏勝が家臣宮崎善兵衛(諱をしらすか)後なり、先祖は山内の一族にて世々宮崎村に住す、天正十八年氏勝伊達政宗が勢と戦はんとて、松坂峠を越、境澤の邊にて敵の伏兵起て本陣散々に亂れ山内一族郎等六十餘騎打死せし時に、善兵衛等數人勇を奮て敵を防ぎ、氏勝に従ひ後殿して大鹽城に入る、氏勝舊領を失ひし後、子孫本村に移住せしと云、

○褒善 ○久七 母は人の許に奉公し、父も多病にして

家貧しければ、十五の時より身を賣て所々に奉公し僅に母の身を贖ひしかど、不幸にして其身はまだ奉公の中に母は空くなりぬ、斯りし後は父一人家であれば己が身は他にありながら、萬つ心をはこひて養ひけれど、老病の身なればあらぬ振舞多けれども、聊か父の心に逆はず、先に河口村に仕へ年期滿る頃、主人給金増して留め、請人も組合も留まるべしと勧めけれど、先に母俄に病で失し時近からぬ所であれば、命の中に歸らざりし恨み今に忘ること能はず、父は老病の身なれば一日の命もはかり難し、縦ひ身の代少しとも我村に仕て朝夕安否を問はましとて遂に同村の中に奉公し、益孝養を盡しければ寶曆元年米を與て賞せり、

●本名村 小名 舟戸 夏井 湯倉 三條 府城の西に當り行程十三里四町餘、家數四十六軒、東西五町南北三町、西北は山に倚り、東南は田圃にて只見川に近し、東八町南三町、共に西谷村に界ひ只見川を限とす、其村は辰巳に當り七町西二十八町大鹽組大鹽村の界に至る、其村まで一里三十五町、北三里十五町越後國蒲原郡上條組室谷村の山に界ふ、

○小名 ○舟戸 本村の東五十間餘にあり、家數七軒、東西二十三間南北二十五間、東南は只見川に傍ひ、西

は田圃なり、○夏井 本村より寅の方一町四十間餘にあり、家數五軒、東西十八間南北三十間、北は山に倚り、東南は只見川に傍ふ、

○端村 ○湯倉 本村の西南十六町にあり、家數五軒、東西五十間南北二十二間、西北は山に倚り、東南は只見川に傍ふ、川越より温泉湧出す、因て斯く名けしとぞ、○三條 本村より戌の方一里十町にあり、家數九軒、東西一町三間南北十二間、山間に住し、南に菜圃を開けり、

○山川 ○御神樂嶽 ミカケラガ 村より戌亥の方七里十八町にあり、頂に二の沼あり、一は東沼と稱へ一は西沼と稱ふ、此山奥越の二州に跨り峯を限とす、蒲原郡の條下に詳なり 又山續きに笠倉と云山あり、共に越後に跨る、○樋戸山 村西にあり、頂まで十五町巖山にして頂に松樹多し、

○只見川 村より巳の方三町にあり、大鹽村の境内より來り、東北に流ること一里一町、河口村の界に入る、○温泉 端村湯倉の西三町にあり、只見川の邊巖間より湧出づ、

○原野 ○秣場 村の辰巳の方一町にあり、東西三町二十間南北二町三十間餘、

○關梁 ○橋二 一は村中にあり、長十二間下澤と云溪

流に架す、一は村西十七町霧來澤と云溪流に架す、長十七間、共に村中の通路丸木橋なり、○舟渡場 二箇所あり、一は村より未の方大鹽組越河村の通路にあり一は村より辰の方西谷村の通路にあり、共に只見川を渡す、伊北郷より府下に通る路なり、

○水利 ○關口堰 村より西北の方にて下澤と云、溪水を引田地の用水となし只見川に注ぐ、寛文八年家士關藤右衛門成義と云者、此地に奉行たりし時、此堰を穿ちしより水田始て闢け、一村其利を蒙ること大方ならず、是に因て村民成義が徳を慕て、彼が成功の次第並に世系履歴を石に刻て堰の傍に立つ、其文左に載す、
君姓藤原氏關、諱成義、稱藤右衛門、曾祖大藏左衛門事武田信玄、住信州川中島、祖肥前守事上杉景勝、住川中島、父藤右衛門事鳥井左京亮、食祿三百石、成義始事鳥井家、寛永十三年丙子九月於羽州最上始事土津神君、食祿二百石、土津神君轉封於奥州會津、君從到會津、加賜祿百石領三百石、寬文中爲 官地之物吏、巡規南郡本名邑村居依山、流水過村下、隔村居二町許、村民甚苦水乏君患之、寬文八年戊申、大發土木、自率群吏群卒、開通溝洫十六町餘、新發田六十石餘、自是村民富饒而無水乏之患、自寬文八

年至寛政六年、凡百二十有八年、村民浴君之恩澤豈其窮哉、可謂其功大矣、君寛文十二年壬子二月九日病没于家、葬於會津城西名子屋町長命寺、村民思慕君之德澤、明和三年丙戌建碑、記其履歷、每月朔望及忌日、村民男女詣拜祭祀無懈也、碑文甚拙而履歷亦不詳、故村民請改記碑銘於予、予感君之功勞、村民思慕之無窮、記其梗概傳之於不朽矣、君三世之孫成明、得譴亡其爵祿、後有寛法復辱奉仕之命、領祿百石、改氏中村義右衛門成光、其五世之孫也、寛政六年甲寅冬十月、前經筵講西湖松本爲美撰、

ならず、天文十九年榮玄と云僧再興す、通場小路觀音寺の末寺眞言宗なり、山號を北林山と云、本尊正觀音客殿に安す、

出群之質、盡力渠溝、能守仕職、新發田疇、樂民之樂、憂民之憂、人仰其德、忘舊來愁、自是民富、地足水流、思慕是渥、斯神斯留、

○毘沙門堂 境内東西三十二間南 村東三町にあり、建立の年月を詳にせず、村民の持なり、

○倉廩 ○米倉 村中にあり本組の米を納む、

○舊家 ○藤左衛門 横田土佐某が子孫にて、此村の農民なり、土佐は山内氏勝の支族にて、氏勝に従て終始心を替す、攻戦の毎度戦功多し、天正十八年松坂峠の合戦に敵兵前後に起り、矢澤・河内等を始一族多く命を落し、後詰の越後勢も路險しくして急に來援くること能はず、大に難義に及びしが、土佐等力を振て防戦し氏勝遂に虎口を逃れて、大鹽・水窪の兩城に據ることを得たり、氏勝所領を失ふの後、土佐も浪々の身となり諸侯に仕んことを求めず、郷里に居て終れりとぞ、其後相續て本村に住し、藤左衛門まで八代なりと云、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十三間南 村北一町二十間餘にあり、草建の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、河口村渡部丹波が司なり、【相殿一座】△山神 端村湯倉より移せり、

●小栗山村 小名 大穴 端村 間瀬口 箕輪田 牧場 後澤 府城の西に當り行程十二里十七町、家數五軒、東西一町十間南北一町、東は山に倚、西は野尻川に傍ふ、東三町八間、村の界に至る、其村は辰に當り八町、西十七町西谷村の界に至る、其村まで二十五町、南六町玉梨村の界に至る、其村まで一里、北十五町河口村の界に至る、其村は亥に

○山神社 境内東西十三間 南北七間免除地 村西にあり、鎮座の初を知らず、村民の持なり、

○山川 ○白鳥山 村東六町にあり高三町、東は玉梨村に界ひ、北は多良布村に界ひ、共に峯を限とす、村の東北に與志留山と云あり、雜木多し、

○寺院 ○高現寺 境内東西二十一間 南北十五間年貢地 村中にあり、開基詳

北に當り二十五町、西二町玉梨村に界ひ、野尻川を限とす、其村は巳に當り十八町、南五町中井村の界に至る、其村まで七町、北十三町小栗山村の界に至る、其村は戌に當り八町、

○小名 ○大穴 本村より戌の方十町にあり、家居一軒、西は山に倚、東は只見川に傍ふ、

○野尻川 村西一町にあり、中井村の境内より來り、西北に流ること十町、小栗山村の界に入る、○温泉 村西一町十間にあり、野尻川の涯巖の間より湧出づ、

○端村 ○間瀬口 本村の北七町にあり、家數二十七軒、東西二町南北三町三十間、西は野尻川に傍、三方田圃なり、○箕輪田 本村の西五町にあり、家數四軒、東西一町南北二町、山腰に住し、東は野尻川に傍ふ、

○褒善 ○喜右衛門妻某 夫は七十六歳になり、十二年以前より中風を煩て行歩も自由ならず、長病に心亂れ故なき事にも怒罵りけるが、妻は是に事て貞節を盡し其勞を事とせず、二便の起居は云も更なり、暑には涼處に床を移し、寒には二便も繁く身の温まる間もなければ、焼火して温めなどして至らぬくまなく介抱せしが、子の勘六も其行に效て孝養を盡しけり、一日喜右衛門聲高く罵りけるに近隣の者ども外より窺見れば左もなきに妻を咎め、撲んとする氣色にて杖をとり、稍に追出しが妻は外の方に走り出で、頓てはきたる草履を脱ぎ、これをはき給へ徒跣にて痛み給はんとてさしむけ

○牧場 本村より亥の方十二町にあり、家數三軒、東西一町南北一町十間、西は山に倚、東は只見川に傍ふ、

○後澤 本村より亥の方二十町にあり、家數三軒、東西五十間南北一間、西は山に倚、東は野尻川に傍ふ、

○山川 ○磐石山 村より戌の方十五町にあり、頂まで七町西の方西谷村に界ひ峯を限とす、巖山にして雜木多し、

○野尻川 村西にあり八町、村の境内より來り、北に流ること三十町、河口村の界に入る、

○關梁 ○橋 村西九町野尻川に架す、長十八間幅四尺、端村往來の路なり、

○八町村 府城の西に當り行程十二里十一町、家數二十七軒、東西一町四十間南北四十五間、東は山に倚り、西は野尻川に傍ふ、東九町多良布村の山界に至る、其村は

てぞ出にける、外にある者共妻の志に感じ、喜右衛門を仰て引入れば、妻も歸て罪を謝し、とかく夫の心に順ひき、明和三年米を與て賞せり、

●中井村 端村 上中井 府城の西に當り行程十二里十九町、家數十四軒、東西五十二間南北一町五十間、東は山に倚、西は野尻川に傍、南北田圃なり、東三十間西一町南三町、共に玉梨村の界に至る、其村は南に當り十町、北二町八間村の界に至る、其村まで七町、

○端村 ○上中井 本村より巳の方七町にあり、家數八軒、東西五十間南北一町十間、東は野尻川に傍、西は山に倚、南北田圃なり、

○山川 ○野尻川 村西二十間にあり、玉梨村の境内より來り、北に流ること十三町、八町村の界に入る、

○温泉 村の西北三町にあり、野尻川の涯より湧出づ、

○關梁 ○橋 南一町野尻川に架す、長十七間幅一間餘隣村の通路なり、

○舊家 ○平四郎 先祖は中井山城秀詮とて、山内の一族にて此村に住せり、子孫改て佐藤氏と稱し、村長となり今に至ると云、家に天正文祿の檢地帳二冊を藏む又慶長中の證文一通あり、其文如左、
大沼郡中井八町村當物成相定事
高貳百八拾壹石七斗三升者 荒何成算違失人
何もなしこめて
貳つ壹分物成永樂五貫五百文者、右之通相定上は、不可有相違候、惣清へ申付候間、何如様之出入雖有之、少も無未進可入辨者也、
慶長貳年九月三日 倉垣修理(花押)
中井八丁 肝煎百姓中

○褒善 貞節者ひさ 此村の農民莊藏妻なり、寛政八年米を與て賞せり、

●玉梨村 端村 西中井 湯上 府城の西に當り行程十二里二十九町、家數十九軒、東西五十八間南北二町四十間東は山に倚り、三方田圃にて、西は野尻川に近し、又西北の方一町餘に家數四軒あり、東西十六間南北五十六間東一里大谷組間方村の山に界ふ、西一里十八町餘、大鹽組越河村の山に界ふ、南十七町二十間野尻組松山村の界に至る、其村は巳に當り一里二町三十間、北二町中井村の界に至る、其村まで十町、もと村西二十四町に袖山と

云端村ありしが今はなし、

○端村 ○西中井 本村より戌の方三町二十間にあり、家數十三軒、東西三十間南北一町、東は野尻川に傍ふ三方田圃なり、○湯上 西中井より戌亥の方八町にあり、家數十一軒、東西一町南北三十三間、山間に散居す、

○山川 ○於妻嶽 オウマツダケ 村より申の方九町にあり、巖石競峙て野尻川に臨み、巔に松樹あり、○大高森山 村東二十町にあり、高七町、雜木多し、北は多良布村沼澤村に界ひ、東は間方村に界ふ、○馬追峠 ウマオヒ 村南三町にあり、頂まで八町雜木多し、冬月に至り積雪徑を埋み、人馬の往來斷るときは此山の峯を攀ち松山村に通ず、

○野尻川 村西三十間にあり、松山村の境内より來り北に流ること一里餘、中井村の界に入る、○小川 源は野尻組野尻村の境内美女歸山より發し、西南に流ること一里餘、村西に至り野尻川に注ぐ、廣八間、○温泉 端村湯上の東三町にあり、野尻川の邊巖石の間より湧り出づ、熱湯にして瘡を治す、傍に小屋を設て浴客を待つ、

○關梁 ○橋 村の西北一町にあり、長十七間幅七尺、野尻川に架す、隣村の通路なり、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○鹿島神社 境内東西一町二十間南
北一町四十間免除地 村の西北五十間にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、【相殿二座】△日光神 八町村より移す、△白山神 小栗山村より移す、△神職栗山薩摩 小栗山村に住す、何の頃にか伊勢某と云者初て神職となり、十二世を経て今の薩摩重春に至りし、

○寺院 ○常樂寺 境内東西十三間南北
一町四十間餘年貢地 村中にあり、山號を米度山と云、何頃の開基にか詳ならず、元龜三年宥繁と云僧再興す、眞言宗、道場小路觀音寺の末寺なり、本尊彌陀客殿に安ず、

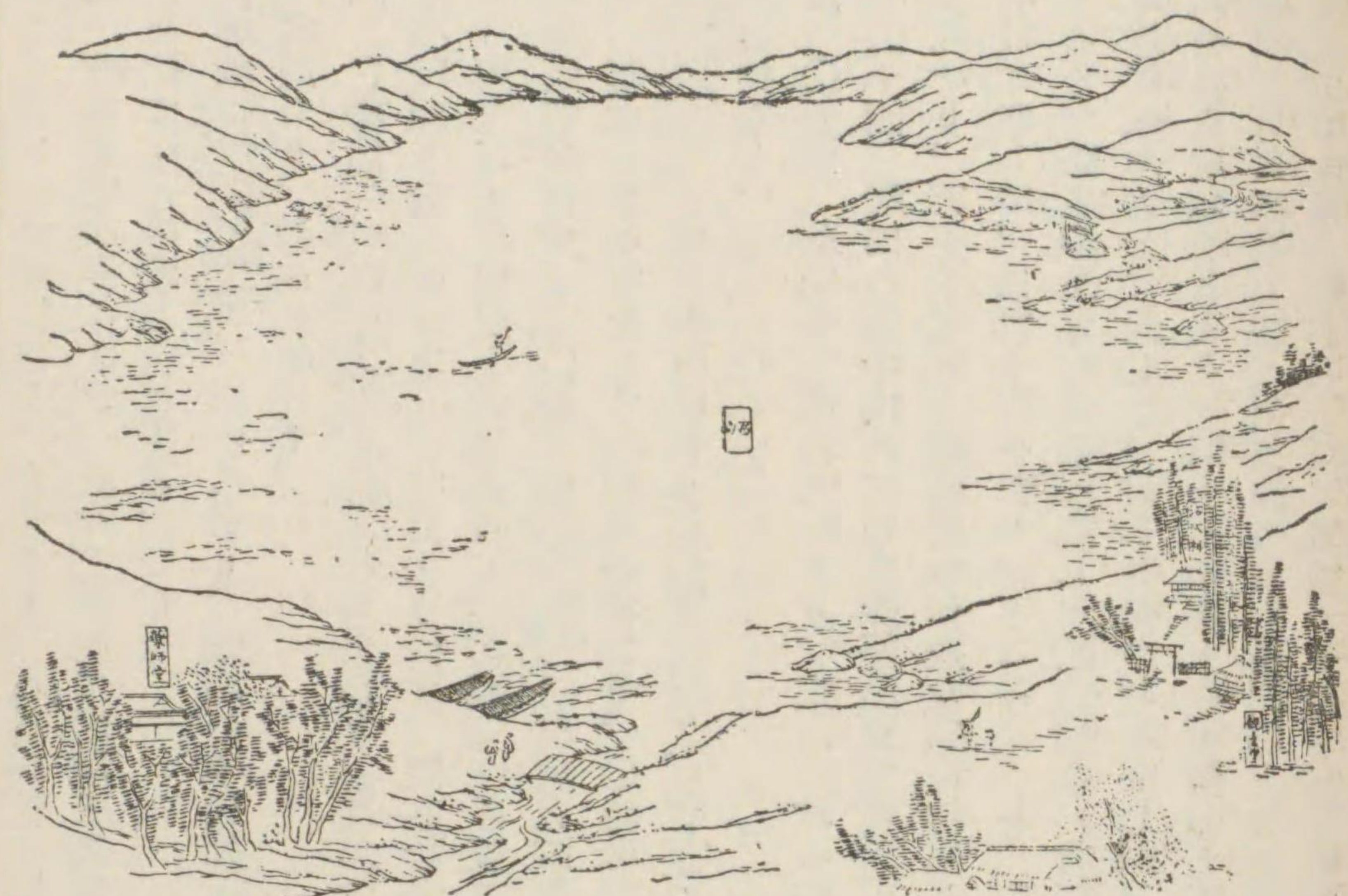
○褒善 ○吉三郎 家貧く二親は多病にて、世渡るべき便なければ十三歳の時より人に身を賣りしに、主家の事勤め怠らず、頓て身の代をつぐのひ家に歸りしに、伯父の高金に身を賣り、病に罹れると聞て弟と共に再び身を賣て伯父に代り、所々に仕ること二十年餘、其間には親里へ山川遙に隔てしことも多かりしに、時々家に歸て二親をかへりみ、病重りし後は親里近き村にのみ奉公し、主の事畢れば毎夜暇を乞て家に來り、四方山の事語り聞せ、二親寢に就て後野山へ出て薪をとる或は家の破れなど繕ひぬ、冬は二親にのみ綿入し衣

を着せ、已は肌かくすまでの薄衣ながら屋上の雪うち拂ひ、夜明て歸るさには必菩提寺の門前をも拂ひしとぞ、常に雪くつ草鞋などつくりて近邊の者に贈り、二親の介抱を謝しけり、かかる貧き者なれば糧足らざる日には主人より與る一飯の半を分て親に贈り、又は其身は食せずして親にのみ贈りし事あれども飽ぬ色もなかりしかば、主人も其志に感じ、親の料をば別に得させんなど云しかど固く辭して受ざりしとぞ、されば所々の主人も彼が所行に感じ、其孝行を遂げしめ、親の世にありしうち身を贖て家に歸しこと孝心のいたせる故ならん、親歿して後は厚く其追福をいとなみけりと聞えければ、寶永三年米を與て賞せり、

●多良布村 端村 上沼澤 府城の西に當り行程十一里二十一町、家數二十四軒、東西一町三十間南北四十間、南は山に倚り、三方田圃なり、東十二町沼澤村の界に至る其村まで二十二町、西十三町河口村の界に至る、其村まで二十九町三十間、南二十二町玉梨村の山界に至る、其村は已に當り一里七町、北十二町大栗山村の界に至る、其村は亥に當り三十二町、又未申の方十四町小栗山村の界に至る、其村まで三十一町、

四軒、東西三十間南北二十五間、西南は山に倚り、東北は菜圃なり、
○山川 ○白鳥山 村南一町にあり、頂まで十三町、雜木多し、此山の奥に大高森と云山あり、○袴腰山 村より四町丑の方沼澤村の南にあり、高四町、高山ならざれども數里の外より望めば蒼翠明媚群峯の上に秀づ因て此邊地勢の高きこと知べし、○清水 村より辰の方一町、伊北郷より府下に通る路の傍にあり、周一丈五尺、水清冽なり、
○原野 ○秣場 村北四町にあり、五町四方、
○水利 ○堤 村より丑の方一町にあり、周三百間、此堤の下流を木冷澤と云、亥の方に流て大栗山村の界に入る、
○神社 ○諏訪神社 境内東西三十間 村西四町五十間にあり、創建の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、小栗山村栗田薩摩が司なり、【相殿一座】△山神 本村より移せり、
●沼澤村 府城の西に當り行程十一里、家數三十五軒、東西二町十間南北一町十三間、又寅の方五十間に家數二十三軒あり、東西一町五十間南北一町二十間、原と云、此より辰の方一町に家數五軒あり、東西一町十間南北十二間根峯と云、四方田圃にて南は山に倚り、北に大なる沼

沼澤沼圖



あり、東三十四町大谷組宮下村の界に至る、其村まで一里三十二町、西九町十間多良布村の界に至る、其村まで二十二町、南一里餘大谷組間方村の山に界ふ、北八町福澤入新田村の界に至る、其村まで二十町、
○山川 ○大高森山 村南一里餘にあり、頂まで十七町西は多良布村玉梨村に界ひ、南は間方村と峯を界ふ、
○鞍掛山 村東十二町にあり、形状に因て名づく、
○境澤 村東三十四町にあり、大毛無と云山より源を發し、北に流るゝこと一里餘、只見川に注ぐ、○沼村北三町にあり、周一里餘、昔は霧窪と稱へ、大蛇棲て人を害す、何れの頃にか大蛇人の爲に誅せられ、其後此邊に人家を營みしと云、小山四方に圍て、鏡水其中に開け、積翠澄波の間に浮動し、山中には少なる勝境なり、東の涯を鑿て渠を通じ、數村の田畝に灌ぐ、鮒魚・海老・杜父魚多し、鮒魚味尤美にして猪苗代の湖水の産につぐ、又あさ魚と云小魚あり、此沼と河沼郡野澤組安座村の沼にのみありとぞ、
○只見川 村の東北二十町にあり、三更村の境内より來り、一里三町東北に流れ、宮下村の界に入る、
○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、
○神社 ○沼神社 村北五町五十間、沼の涯にあり、祭

神詳ならず、社前老樹多し、鳥居あり、△神職佐久間美濃 先祖を若狭景次と云、貞享二年始て神職となる五世を経て今の美濃元次に至る、

○山神社 境内東西五間南 村中にあり、鎮座の年代知らず、拜殿あり、村民の持なり、

○寺院 藥師寺 境内東西四十五間 村中にあり、眞言宗、道場小路觀音寺の末寺なり、能眞山と號す、開基詳ならず、天文二十年宥慶と云僧再興し、相繼で今に至る本尊藥師客殿に安ず、○觀音堂 境内一町四 村北五町にあり、草創の時代詳ならず、村民の持なり、○地藏堂 境内東西五間南 北四間年貢地 原の村中にあり、何頃の建立か知らず、村民の持なり、

○古蹟 村南十八町山上にあり、東西一町十間 南北二十間、横田の城主山内氏の支族沼澤出雲實通と云者住せり、天正十三年、關柴備中伊達政宗に内應し葦名氏に叛し時、出雲も討手に加はりけるが、黒川を發すると葦名龜王丸の母儀に謁し、逆賊備中が首斬て厚恩に報んと云て起しが、果して備中を討取しかば伊達の兵も敗績せしとぞ、同十七年麿上の役散して葦名義廣佐竹に奔りし時、出雲澁川助右衛門等と共に義廣に従て常陸國に赴きしと云、出雲が子孫當家に仕て

漸々と開發し、寛文中に建て一村とす、府城の西に當り行程十一里十九町、家數八軒、東西二町南北二十間、南は山に倚、三方田畝なり、東八町沼澤村の界に至る、其村は南に當り十九町、西四町南三町、共に大栗山村の界に至る、其村は西に當り十九町、北五町水沼村の界に至る、其村は丑に當り八町、

○水利 堰 村より辰の方にて、沼澤沼の水を引き田地の養水とし、二派に分れ、一は水沼村の方に注ぎ、一は大栗山村の方に注ぐ、

●三更村 府城の西に當り行程十一里十八町、家數十五軒、東西三十五間南北五十間、西南は山に倚り、只見川に臨み、東は菜園なり、東二町北五間、共に早戸村に界ひ只見川を限とす、其村は丑に當り八町、西七町福澤入新田村の界に至る、其村は申に當り十町、南十町沼澤村の界に至る、其村まで十八町、

○山川 梅木坂 村の西際より登る坂なり、頂まで八町福澤入新田村に行く路なり、

○只見川 村の東北にあり、水沼村の境内より來り、東に流ること四町、沼澤村の界に入る、

○神社 山神社 境内東西三十五間 村の西北山足にあり 鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

今に存す、此村の醫師玄純と云者出雲より先祖に與し書なりとて古書文一通を藏む、因に載す、

追々ちよさい候ば、兩人へきふへ申つかし(は脱カ) 心へ尤候、

返々ちゆせいにねんとくへの、かたかくこし候へく候、ちよさいあるましく候、

ないくそこともへより候て、ねんくの儀、申つけへきよしおもひ候へとも、いそきの用所候あいた、すくにかへり候、いせんなどのやうにおもひては、くちおしく候、よろつてつまりにて候間、とうねんなどすこしもかけ候事なるましく候、ちよさいに候は、十人も二十人もこしてしちをひかせ候へく候、こめの事はしたいにたかくなり候へく候、さうくのほり候て、さへはい申へく候、とうねんあたらしきふく申やうにおもひと間、たゞいまよりきふく申候、ちうせきのもの共、何もいまにきりふをもいたし候はす候、ちゆせいをこし候間、ねんとくへのかたかくこし候へく候、ちよさいあるましく候、かたかくとぞ、

霜月九日

いせ殿 とさ殿

つつも 實通(花押)

●福澤入新田村 此村は萬治年中より沼澤村の水を引て

●大栗山村 府城の西に當り行程十二里二町、家數二十一軒、東西五十間南北二町、西南は山に倚り、東北は田圃なり、東十八町福澤入新田村の界に至る、其村まで十九町、西七町宮崎村の界に至る、其村は戌に當り十九町南十九町多良布村の界に至る、其村は巳に當り三十二町北三町水沼村の界に至る、其村は丑に當り七町四十間、

○山川 木冷澤 村西一町にあり、多良布村の境内より來り八町、北に流れ水沼村の界に入る、○杉下沼 村の東南二町にあり、周二百四十間、

○原野 石原 村東二町にあり、東西五十間南北三町二十間餘、何頃にか沼澤沼の邊なる山崩しとき飛來りしとて一面に亂石布置して草木を生ぜず、

○神社 熊野宮 境内東西二十八間 村の西南四十間にあり、草建の初を知らず、鳥居・拜殿あり、河口村渡部丹波が司なり、

○山神社 境内東西四間南 村より辰巳の方にあり、鎮座の年代詳ならず、村民の持なり、

○褒善 貞節者つよ 此村の農民傳四郎妻なり、文化二年米を與て賞す、

●板下村 府城の西に當り行程十二里二十二町、家數二十四軒、東西五十間南北二町三十間、東は山に倚り、西

は只見川に傍ふ、南北田圃なり、東一町南三十五間北一町、共に宮崎村の界に至る、其村は北に當り二町、西三里大石村の山界に至る、其村は南に當り九町三十間、

○山川 ○銚峠 村の西北一里十二町にあり、越後國蒲原郡上條組柴倉村に通る徑路にて、奥越の界なり、

○只見川 村西二町三十間にあり、大石村の境内より來り十町、北に流れ宮崎村の界に入る、

○關梁 ○橋 村北一町にあり、隣村の通路、溪流に架す、長五間、丸木橋なり、

○神社 ○諏訪神社 境内十五間 四方免除地 村東にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、○別當大壽院 本山派の修驗なり、十世の祖東泉院元春と云しより、相續て今の大壽院元譽に至ると云、

○寺院 ○瀧谷寺 境内東西五十間南 村南にあり、山號を中丸山と云、曹洞宗なり、何の頃にか宮崎右近某と云

者父の菩提のため創建すと云、文祿三年源官と云僧再興し、會津郡南青木組天寧村天寧寺十一世藍室を請て開山とし、是より其末山となる、本尊釋迦客殿に安ず、

○褒善 ○孝行者重太郎 安永二年米を與て褒賞せり、○忠義者次郎吉 寛政二年同上

○宮崎村 小名 荻付 府城の西に當り行程十二里二十一

町、家數三十七軒、東西一町二十五間南北二町、西は只見川に傍ふ、三方田圃なり、東十三町大栗山の界に至る、其村は辰に當り十九町、西四町板下村に界ひ只見川を限とす、南一町北五町、共に板下村の界に至る、其村は南に當り二町、

○小名 ○荻付 本村の南五町にあり、家數十軒、東西三十間南北五十間、東は山に倚り、三方田圃なり、

○山川 ○只見川 村西二町にあり、板下村の境内より來り、北に流ること二十三町、水沼村の界に入る、

○關梁 ○橋 村南一町にあり、隣村の通路なり、板下村の

○神社 ○鹿島神社 境内東西五間南 北七間免除地 村より未の方三町にあり、鎮座の年月知らず、鳥居・拜殿あり、板下修驗大壽院が司なり、

○古蹟 ○柵跡 村中にあり、東西三十五間南北四十間 天正中山内氏の支族宮崎右近某と云者居りしとぞ、今は農民の居となれり、

○水沼村 端村 上田 上大牧 下大牧 高倉 府城の西に當り行程十二里九町餘、家數二十七軒、東西一町四十間 南北一町七間、小溪を夾て東西にあり、三方は山に傍、北は只見川に近し、東三十一町早戸村の界に至る、其村

戸村に通ず、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西二十一間 南北十八間免除地 村南三十間にあり、造立の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、高林寺是を司る、

【相殿一座】 △宗像神 端村上田より移せり、

○稻荷神社 境内東西十間南 北七間免除地 端村下大牧の西北山足にあり、造立の年月詳ならず、村民の持なり、【相殿一座】 △稻荷神 本村より移せり、

○山神社 境内東西十三間南 北三十二間免除地 端村上大牧の東一町四十間にあり、造立の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○高林寺 境内東西二十五間 南北二十間年貢地 村中にあり、赤岩山と號す、眞言宗、府下大和町金剛寺の末寺なり、開基の年代詳ならず、文祿二年宥盛と云僧武州より來り住し、これより相繼で今に至る、本尊大日客殿に安ず、

○早戸村 端村 瀧原 府城の西に當り行程十里三十五町餘、家數二十二軒、東西五十八間南北一町二十間、山腰にあり、南は只見川に傍ふ、東十八町五十四間瀧谷組名入村の界に至る、其村まで一里二十三町餘、西十五町二十間水沼村に界ひ只見川を限とす、其村まで一里十町、

南六町三更村に界ひ只見川を限とす、其村は未に當り八町、北一里餘瀧谷組大石田村の山に界ふ、

まで一里十町、西三十町板下村の山に界ふ、南四町大栗山村の界に至る、其村は未に當り七町四十間、北一里二十四町河沼郡野澤組安座村の山に界ふ、

○端村 ○上田 本村の西十七町三十間にあり、家數八軒、東西五十間南北三十二間、北は只見川に傍ふ、三方田畝なり、○上大牧 本村より丑の方三町四十間にあり、家數七軒、東西四十三間南北五十七間、北は山に倚り、三方は菜圃にて、南は只見川に近し、○下大牧 本村より寅の方十一町にあり、家數十一軒、東西四十三間南北一町十四間、山麓に住し、南は只見川に傍ふ、○高倉 下大牧より寅の方四町にあり、家數十五軒、東西一町二十一間南北一町、山腰に散居し、南は只見川に近し、

○山川 ○高陽山 村より亥子の方一里十八町餘にあり、東は河沼郡に屬し、西は越後國蒲原郡に屬し、峯を限とす、○木冷澤 村西九町にあり、大栗山村の境内より來り四町、北に流れ只見川に注ぐ、

○只見川 村北四十間にあり、宮崎村の境内より來り村北を過ぎ、屈曲して東南に流ること一里餘、三更村の界に入る、

○關梁 ○舟渡場 村より寅の方にて、只見川を渡し早

○端村 ○瀧原 本村の東十二町にあり、家數二十三軒
東西一町南北一町二十間、西北は山を負、東南は菜圃
にて只見川に近し、

○山川 ○只見川 村南六町にあり、水沼村の境内より
來り、東に流ること三十三町、名入村の界に入る、

○逆瀬川 村の西北十一町にあり、大石田村の境内よ
り來り、山谷の間を屈曲して西に流ること一里餘、
只見川に注ぐ、廣二間、

○温泉 村より未の方六町只見川の岸上にあり、味鹹
澁にして積氣・金瘡・臂痛を癒やす、山間僻遠の地なれ
ども、遠近より來り浴する者少からず、湯守家一軒を
構て浴客を待つ、如何なる故にか土人寶龜湯と稱す、

○神社 ○山神社 境内周一町 村東山足にあり、鎮座の初
を知らず、石鳥居・拜殿あり、河口村渡部丹波が司なり、

【相殿二座】 △伊勢宮 本村より移す、

○山神社 境内東西四十間南 端村瀧原の西三十間餘山足
にあり、鎮座の初を知らず、鳥居・拜殿あり、渡部丹波
が司なり、

○褒善 ○忠義者久次郎 寛政七年米を與て賞せり、

新編會津風土記卷之八十二終

新編會津風土記卷之八十四

陸奥國大沼郡之十三

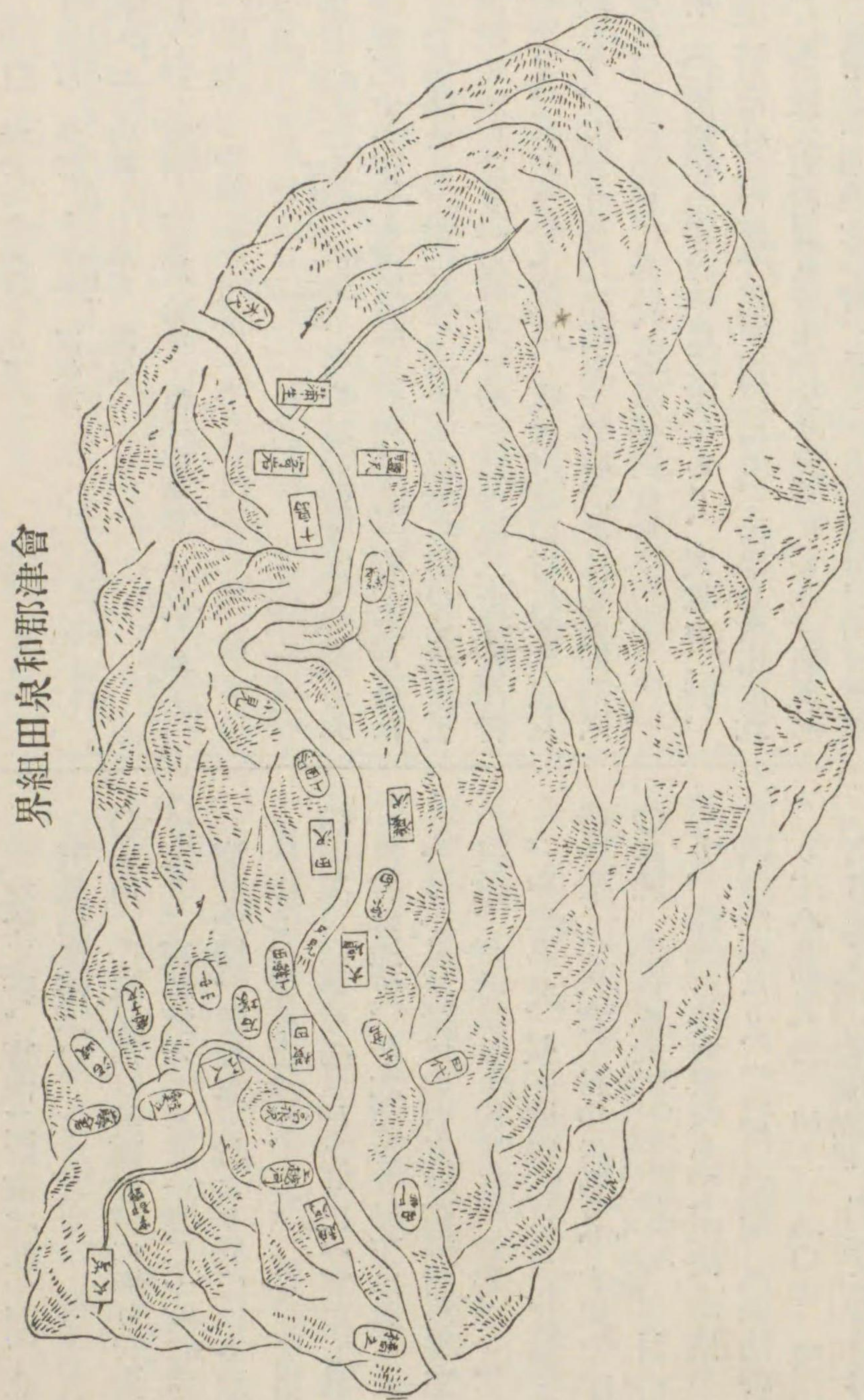
大鹽組

此地府城の西に當り本郡の西南と會津郡西北の端と此組
に隸す、東は大石組に隣り、西は會津郡黒谷組に續き、
南は會津郡和泉田組に接し、北は越後國蒲原郡上條組に
界ひ狸々森山の峯を限とす、東西六里 東は大石組本名村の
津村の界 南北六里餘 南は和泉田組布澤口村の山界より 南北に
に至り 北は上條組室谷村の山界に至る 南北に
高山連り中を只見川流れ、民家其兩岸に在り、大岐・藤
倉・沼岐・鹿子澤の村々は稍深山なり、野尻・大石組々に比
すれば田畝少く、たゞ漁釣採薪の利蠶織の餘業あり、此
組の諸村本郡に屬するものは河口郷と稱し、會津郡に隸
するものは伊北郷と稱す、凡て十一箇村あり、
の部に 中四箇村
載す、 は會津郡

大鹽組七箇村

大鹽村 小名 原新田 田代 端村 土倉 西郡

會津郡黒谷組界



大鹽組地理之圖

大石組石大

會津郡和泉田組界

越後國蒲原郡上組界

北

瀧澤村 端村 瀧
 田澤村 端村 上田澤 小見
 横田村 端村 上横田 高根澤
 越河村 端村 上越河 橋立
 山入村 端村 石塚 山中 鹿子澤新田 沼岐 鮭立
 藤倉 宇津野
 大岐村

○大鹽村 小名 原新田 田代 府城の西に當り行程十六里、家數三十一軒、東西二町三十間南北一町、北は山に傍、三方田圃なり、東一里三町大石組本名村の山界に至る、其村は寅に當り一里三十五町、西七町三十間瀧澤村の界に至る、其村まで十五町、南五町横田村に界ひ只見川を限とす、其村は辰巳に當り十六町、北は越後國蒲原郡上條組室谷村の山に界ひ、界域分明ならず、

○小名 原新田 本村の西二町にあり、家數十二軒、東西二町南北三十間、四方田圃にて、南は只見川に近し、○田代 本村より丑寅の方十九町にあり、家數三軒、東西二十間南北一町、三方は山に傍ふ、西は田畝なり、

○端村 土倉 本村の東十六町三十間にあり、家數八軒、東西一町三十間南北二十五間、北は山に倚、南は

只見川に近し、○西部 土倉より寅の方二十町にあり家數十五軒、東西二町南北五十間、北に山を負、南は只見川に傍ふ、

○山川 只見川 村南七町にあり、瀧澤村の境内より來り、東に流ること一里二十町、本名村の界に入る廣五十間、○温泉 村より辰巳の方三町二十間にあり味鹹し、微瘡を治す、

○關梁 船渡場 村より巳の方にて只見川を渡し、横田村に通ず、伊北郷より府下に通る道なり、○橋二

一は小名原新田の西五町瀧澤川に架す、長七間餘幅七尺餘、伊北郷より府下に通る路なり、一は端村土倉の村中にあり、長五間幅六尺餘、田代澤と云溪流に架す、

○倉廩 米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 山神社 境内東西十八間南 村の丑の方一町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、横田村雪澤攝津が司なり、【相殿三座】 △諏訪神 本村より移せり、△若宮八幡 同上 △山神 田澤村より移せり、○山神社 境内東西四間南 端村土倉の北二十間にあり、鎮座の年代詳ならず、村民の持なり、

○山神社 境内東西十八間南 端村西部の北にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 毘沙門堂 境内三十間 村より辰巳の方一町にあり、草創の初詳ならず、村民の持なり、

○古蹟 館迹 村北七町山上にあり、東西一町十二間南北一町二十一間、中山城と稱ふ、山内氏此地を領せし時、菅家太郎左衛門善高と云者城代せしとぞ、天正十八年伊達氏横田を攻し時、山内氏勝が猶子横田左馬助某と云者此城に據りしと云、

○舊家 太郎左衛門 山内譜代の臣、菅家太郎左衛門善高が十一代の後なり、菅家・伊藤・齋藤・目黒は世々山内氏の重臣にて四天と稱す、善高天正の頃氏勝に仕越後の押として此所に住せり、伊達政宗が將大波玄蕃横田を攻るに及て氏勝布澤に逆寄し、松坂峠にて敵の伏兵起立ち、味方散々に敗れし時、善高諸卒を勵し奮戦ひ、氏勝死地を出て横田に歸る、氏勝舊領を失ひし後善高憂憤して死せしと云、○長右衛門 山内家臣横山帶刀道吉が二男能右衛門道信が八代の孫なり、道信氏勝が時六十里越・八十里越兩口を固めしと云、家に古文書あり、其文如左、

右兩關奉行之事無油斷可申付、爲一筆相渡、仍如件、
 天正十六年戊子書是十二月七日 (山内) 氏勝(花押)
 横山能右衛門殿

○利左衛門 山内家臣新國右京義方より八代の後なり天正十八年氏勝松坂峠にて伊達方の代兵に逢、前後に敵を受、郎等多く打せ危急に逼りし時、右京後軍にありしが横山帶刀瀧澤河口と共に敵陣をつき、氏勝を救中山城に入しと云、

○瀧澤村 端村 村東に瀧澤川と云溪流あり、村名の因る所と云、府城の西に當り行程十六里十五町、家數四十二軒、東西三町南北三十間、北は山に傍、南は只見川に近く、東西田圃なり、東四町大鹽村の界に至る、其村まで十五町、西一里二町會津郡本組鹽澤村の界に至る、其村は申に當り一里二十四町、南一町田澤村に界ひ只見川を限とす、其村まで十町、北は越後國蒲原郡上條組室谷村の山に界ひ、界域分明ならず、

○端村 瀧 本村より申の方二十四町にあり、家數七軒、東西四十間南北十三間、東北は山に傍、南は只見川に臨み西は菜圃なり、

○山川 狸々森山 村北四里十八町にあり、高二百九十五丈、一に十二嶽と稱ふ、近頃村民狸ヶ森と稱ふ字體の遠く望めば郡山の上に秀出し、積翠空に浮び、御神樂嶽と並峙つ、又西に續て馬尾瀧と云山あり、共に奥越二州に跨て峯を限り、蒲原郡に界ふ、○巖窟 村北四

里餘現燈山の頂にあり、方五尺計、中央に梵字三を彫付、側に大同二年七月二十五日とあり、土人熊野宮の奥院と稱す、

○只見川 村南一町にあり、鹽澤村の境内より來り、東に流れ端村瀧の南を過ぎ、南に轉じ又東北に流れ村南を経て大鹽村の界に入る、此村の境内を經ること一里十八町、○瀧澤川 村東四町にあり、源は狸々森山より發し、南に流るゝこと四里餘、只見川に注ぐ、廣七間、此川に不動瀧と云瀑布あり、

○關梁 ○橋 村東四町瀧澤川に架す、大鹽村の條、下に田す、

○倉廩 ○米倉 村南五十間にあり、本組の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西三十八間、南北二十四間、免除地、村北三十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、修驗瀧澤院司なり、

○田澤村 端村 上田澤 小見 府城の西に當り行程十六里十六町、家數二十軒、東西二町南北一町、四方田圃にて南は山に傍、北は只見川に近し、東十二町横田村の界に至る、其村まで三十二町、西一里六町會津郡本組十島村の山界に至る、其村まで一里十六町、南二里會津郡黒谷組小川村の山に界ふ、北二町二十間瀧澤村に界ひ只見川を限とす、其村まで十町、

○端村 ○上田澤 本村の西四町にあり、家數二軒、東

川に近し、○高根澤 本村の東八町にあり、家數四軒、東西一町南北一町、四方田圃にて南は山に傍、北は只見川に近し、

○山川 ○只見川 村北二町にあり、田澤村の境内より來り、東に流るゝこと一里四町、越河村の界に入る、

○山入川 村東にあり、山入村の境内より來り、東北に流るゝこと九町、只見川に注ぐ、廣四間、此川に寶捨瀧と云瀑布あり、高二間計、天正中山内氏此地を去し時、家寶を此所にすてしと云、

○關梁 ○且過橋 村東入口にあり、山入川に架す、昔此川を且過川と稱へしにより名くと云、長十間幅一間伊北郷より府下に通る道なり、此橋もとは此より一町計下流、山内氏居館の前に架せしが、後此に移しき、

○倉廩 ○米倉 村北一町にあり、本組の米を納む、

○神社 ○伊夜彦神社 境内東西三十五間、南北二十八間、免除地、村東三町にあり、鎮座の年代詳ならず、北は只見川に臨み、三方に山入川良子澤の二水環る、毎年八月三日より同五日まで恒例の祭あり、何の頃にか再興のとき沙中より掘出せし鰐口一口あり、徑一尺一寸五分、奉寄進彌彦大明神奥州會津横田山内越前守藤原俊泰、于時永祿十年丁卯十一月吉日、願主敬白と彫付あり、△鳥居 兩柱の間三

西三十間南北十間、北は只見川に傍ふ、三方田圃なり
○小見 上田澤の西二十二町にあり、家數三軒、東西四十五間南北十間、東は山に傍、西北は只見川に近し、
○山川 ○難所倉 村南一里十町にあり、頂まで一里、雜木多し、○松坂峠 村東四町にあり、頂まで三町横田村に往く路なり、坂を下り松坂川と云谷川あり、
○只見川 村北二町二十間にあり、十島村の境内より來り、屈曲して東に流るゝこと一里十八町、横田村の界に入る、小船を以て瀧澤村に通ず、
○關梁 ○橋 村西三町隣村の通路にあり、田澤澤と云溪流に架す、長五間餘、丸木橋なり、
○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、
○横田村 端村 上横田 高根澤 府城の西に當り行程十五里二十町、家數三十軒、東西三町南北一町、四方田圃にて南に山を負ひ、北は只見川に傍ふ、東十四町越河村の界に至る、其村は寅に當り十六町、西二十町田澤村の界に至る、其村まで三十二町、南七町山入村の界に至る、其村まで三十町、北二町大鹽村に界ひ只見川を限とす、其村は戌亥に當り十六町、

○端村 ○上横田 本村の西八町にあり、家數二十四軒、東西三町南北一町、四方田圃にて南は山に傍、北は只見

間 △本社 一間四面辰巳に向ふ、△拜殿 五間に三間、△神職雪澤攝津 庄大夫重氏と云者より先は詳ならず、今の攝津重春は重氏より五代の孫なり、

○熊野宮 境内東西三十間、南北三十六間、免除地、端村上横田より申の方二町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、雪澤攝津が司なり、

○神社 境内東西二十五間、南北四間、免除地、端村高根澤より未の方一町十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、雪澤攝津是を司る、【相殿一座】△八幡宮 本村より移す、

○寺院 ○本城寺 境内東西五十間、南北四十間、免除地、村より未の方一町山足にあり、山號を松崎山と云、開基詳ならず、紀州高野山遍照光院の末寺、眞言宗なり、本尊藥師客殿に安ず、

○松前寺 境内東西三十間、南北二十八間、免除地、村より巳の方一町にあり、燈傳山と號す、曹洞宗、會津郡南青木組天寧村天寧寺の末山なり、開基詳ならず、大永元年昌從と云僧住せり、此時回祿に罹り、同六年昌祝と云僧再興し、文祿二年天寧寺の十二世天菴來り住せり、是より天寧寺に隸す、本尊釋迦客殿に安ず、この寺の後に四十九院とて東西四町南北二町計の平かなる山あり、山内氏代々の墓ありし所と云、今は荆棘の叢となり、認むるに由なし、

○墳墓 ○古墓五 端村高根澤の東一町に石塔二基あり
 一は高五尺幅二尺、慈徳院源永宗本居士慶長四年巳亥
 二月六日とあり、横田左馬助が墓なりと云、一は高四
 尺幅一尺五寸、實相院無參良外居士天正十九年辛卯五
 月八日と刻む、山内氏の臣中丸新左衛門と云者の墓な
 り、一は端村上横田の西北一町にあり、石塔の高五尺
 幅二尺、玉泉院快山壽慶居士慶長七年壬寅三月二十八
 日と彫付あり、是も山内氏の臣長坂河内と云者の墓な
 り三基の石塔何れも後人の建しものなり、又村西二町
 に高七尺周十二間の古墳あり、山内氏勝が女千代鶴姫
 と云ひしを葬し所と云、又高根澤の東一町に一ノ塚あ
 り、山内氏居城の刻此所にて罪人を刑し、其屍を埋し
 所とて無縁塚と稱ふ、

○古蹟 ○館迹 村より辰巳の方二町餘、鷹巢山の頂に
 あり、東南に高山連り、西北に山入川を帶ぶ、本丸の
 趾尤高所にあり、東西五十八間南北一町三十二間、其
 下に二之丸の趾あり、二之丸東西三十四間南北五十間
 三之丸東西二十五間南北一町二間、山内氏代々の居城
 にて中丸城と稱へしとぞ、又村より丑寅の方二町に山
 内氏居館の趾あり、東三十二間南北一町、四面に土居
 の形残り、南の方山入川に臨む、此館の南に當て鷹巢

山の北の麓に中丸と云字の茶圃あり、山内家臣の居り
 し地と云、又市店のありし趾とて館の西に續き平衍の
 所あり、今は茶圃となり、古町と云字残り、家傳に
 據るに山内氏は首藤刑部承俊通が後胤にて、俊通が子
 經俊鎌倉右大將泰衡を伐し時、軍功有て會津郡伊北大
 沼郡金山谷の地を賜ひ、子孫其地を領し十餘代の孫刑
 部大輔氏勝天正中まで此城に住せり、氏勝葦名氏の廳
 下に屬して戰功あり、天正十七年伊達政宗會津に亂入
 せし時、氏勝も軍勢を率て出張し、河沼郡塔寺村にて
 磨上原の戰味方敗軍し、義廣常州に出奔すと聞て一先
 横田に歸、一族川口左衛門佐・野尻兵庫頭・布澤上野介
 等と密談し、偽て政宗に降り、黒川に至て見參す、政宗
 氏勝等を黒川に留置き、在所に歸ることを許さず、氏
 勝猶子高根澤左馬助・横田出羽を人質とし、五日の暇を
 請て在所に歸り、二人もやがて逃歸る、政宗大に怒り川
 口・野尻・布澤を案内者とし、大波玄蕃に軍勢を附て氏
 勝を攻む、長沼盛秀も田島より梁取の館を攻落す、氏勝
 是を聞て川口に横田丹後・同出羽・須佐大膳、松坂時
 には目黒彈正・矢澤河内・菅家太郎左衛門を殘置き、自ら
 梁取に馳向ひ、再び館を取戻し、人數を籠て歸り横田兵
 庫・同日向・須佐大膳を遣して川口の敵を攻め、自ら布

澤の敵に向ふ、敵伏兵を松坂時に設け、氏勝散々に敗
 れ城を差して引歸す、敵共急に是を逐ふ、城兵中丸新
 藏人・大垣雅樂・石伏監物・伊藏新平・齋藤伊豆・目黒右
 馬助・荒島右近等出て戰ひ、氏勝辛じて城に入る、大波
 玄蕃士卒を下知して一もみに攻落さんとす、城中より
 嚴く石弓鐵炮を放ち手負死人多く、日已に薄暮に及び
 寄手布澤に引返す、氏勝は兵疲れ食乏く後詰の頼もな
 ければ夜中城を出、大鹽只見兩城に楯籠、只見川の渡
 舟を引き敵やがて城に入り、水を隔て相支ふ、氏勝本
 城寺の住侶宥尊を使者として、石田治部少輔三成に書
 を贈り、政宗が横虐を訴ふ、三成報書を投じ、堅く大
 鹽水窪只見の城なり兩城を守り、豊臣家の東征を待つべき由
 を言贈れり、又氏勝が弟横田大學は、東照宮に奉仕し
 て駿府にあり、氏勝執政の許に書を贈り、政宗に迫ら
 れ、一族郎等多く戰死し、危急旦夕にあることを告げ
 奉しかば、やがて大學を差下され、上杉景勝の加勢甘
 糟備後守・須田大炊助・三條右近・河村彦左衛門等も來
 り、氏勝大に勢を得て數百騎を率て大鹽に出張せり、
 敵軍城を出て戰ふ、横田大學須佐・膳大・河村彦左衛門
 等奮戦ひ敵軍敗走り、氏勝再び此城に入り、明日氏勝
 加勢の諸將と共に布澤に向ひ、松坂時を越て境澤の邊

にて伏兵不意に起前後に敵を受け、横田出羽・同兵庫・
 同周防・同安藝・同日向・矢澤河内等究竟の郎等六十餘
 騎打死し、大に敗績して又大鹽水窪兩城に入り、越後の
 援將等も歸去る、かくて政宗は草野備中を横田の城に
 留置き氏勝を押へ、其身は相州小田原に到り、豊臣家
 に拜謁す、豊臣家政宗が押領の地を削て本領長井に移
 し、會津に下向あり、此時氏勝病牀に在て拜謁を遂る
 こと能はず、豊臣家やがて會津仙道を以て蒲生氏郷に
 賜り、氏勝自ら舊領を失ひ、流浪の身となれり、常陸
 の佐竹氏人を遣して招けども固辭して往かず、越後に
 往て上杉景勝に屬す、又蒲生氏郷の招に應じ、再び會
 津に歸り、氏郷卒して其子秀行宇都宮に移りし時、兄
 弟留て上杉氏に寄食す、弟大學故ありて會津を去り、
 最上義光に仕へし時、氏勝も從行きしが其後兄弟共に
 最上を去、慶長の末年氏勝白河に在て病死せり、氏勝
 が嫡孫當家に仕て子孫今にあり、其舊臣高根澤・横田・
 中丸・菅家・目黒・齋藤・須佐・矢澤・星・新國・横山・瀧澤・
 渡部・宮崎・若林・馬場・本名・大竹・五井・今井・長谷川・
 栗田・小林・堀金・雪下・芳賀・赤塚・坂井・中條・五十嵐・
 小鹽・大桃・角田・山内一族・川口左衛門佐、舊臣栗城・加
 藤・坂内・海老名・青柳・須江等の子孫分て數家となり、

伊北金山谷諸村に住し、舊好を忘ざる者凡百餘人、其餘近國に散在し音信を通ずる者ありき、○館迹三 一は村中にあり、東西五十二間南北四十三間、山内氏勝が弟横田大學助某と云者居しと云、一は端村高根澤より未の方一町にあり、東西二十四間南北十五間、氏勝が猶子横田左馬助と云者住せりと云、一は端村上横田の北一町にあり、東西四十間南北二十五間四方に土居の形あらはに残れり、何人の居しにか詳ならず、土人たゞ深尾屋敷と呼ぶ、○古戰場 村より六町計西に、東西三町南北四町の平原あり、天正中山内氏伊達政宗の兵と合戦せし所と云、今は茶圃となり、往々矢鏃或は劔刀甲冑の毀れたるを掘得ることあり、又其時戦死の者を埋しとて古き塚數多相並べり、

○舊家 ○善藏 八代の祖は高根澤左馬助某とて山内氏が猶子なり氏勝政宗を方便して黒川より歸りし時、横田出羽と左馬助とを人質に留置き、事の露顯せざる前に逃歸へし、運盡て落得ずんば人手に掛るべからずと言含め、暇乞して横田に歸る、二人快くうけがひ、よき透間を見濟まし、難なく逃歸りしかば、氏勝喜悅斜ならず、政宗大波玄蕃をして横田を攻るに及て、氏勝松坂峠にて敗軍し、大波急に城を攻しに、左馬助等力戦

して敵を退く、氏勝横田城を去て水窪城只見の城なりに據りし時は、左馬助をして中山城大鹽の城なりを守しめ、加勢を上杉景勝に乞ふに、左馬助が子彌次郎を人質とし、越後に遣す、氏勝本領を失ひ、流浪の身となりし後、左馬助高根澤に隠居して身を終れりと云、子孫本村に移住し、改て横田氏と稱し、村長となれり、○吉郎右衛門 山内家臣瀧澤河内忠長が九代の後なり、氏勝越後の加勢を得て兵を引布澤に向ひ、松坂峠にて伏兵に逢ひ、散々に敗れ、味方六十餘騎打死せし時、河内・新國右京・横山帶刀と三人踏留て力死し、氏勝虎口を遁れ大鹽城に入り、後氏勝浪々の身となり、河内家に居て終れりと云、

●越河村 端村 上越河 橋立 府城の西に當り行程十五里、家數九軒、東西一町五間南北九間、又二町二十間北に家數五軒あり、大川と云 東西十二間南北二十八間、共に南は山に倚り、北は只見川に傍ふ、東西は田圃なり東一里十五町大石組本名村の界に至る、其村は丑に當り一里十八町、西二町横田村の界に至る、其村は申に當り十六町、南七町餘大岐村の山に界ふ、北一町五十間大鹽村に界ひ只見川を限とす、其村は西に當り三十二町、○端村 ○上越河 本村より未の方一町三十間にあり、

家數十三軒、東西四十八間南北二十五間、四方田圃にて北は只見川に近し、○橋立 本村より丑の方一里にあり、家數十一軒、東西五十間南北一町五十間、東南は山林を擁し、西北は田圃にて只見川に近し、

○山川 ○戸板山 村南三町にあり、高四町餘、南の方には横田・大岐兩村に屬す、

○只見川 村北一町にあり、横田村の境内より來り、東北に流るゝこと一里餘、本名村の界に入る、此川の邊より温泉湧出づ、

○關梁 ○橋二 一は村西一町十間餘にあり、長六間幅一間、總澤川と云溪流に架す、一は村北一町二十間、大川と云溪流に架す、長五間餘幅五尺、共に村中の通路なり、

○倉廩 ○米倉 村西三十間餘にあり、本組の米を納む、

○神社 ○住吉神社 境内東西十六間南 村より丑寅の方一里にあり、鎮座の初を知らず、鳥居・拜殿あり、横田村雪澤攝津が司なり、

○瀧尾神社 境内東西十間南 村より辰の方五十間にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、雪澤攝津を司る、

○山神社 境内東西八間南 村より申の方二町にあり、鎮

北四間免除地

座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○舊家 ○藤三郎 山内氏勝が猶子横田出羽が九代の後なり、氏勝出羽と左馬助とを黒川に残し人質とし、政宗を方便在所に歸りしに、二人又計を設て逃歸る、政宗兵を發して横田を攻るに及て出羽、横田日向・須佐大膳と川口に向ふ、伊達の兵川口左衛門佐を先陣とし切拂橋立にて戦ふ、出羽等敵を退け、大布蟹山の西に陣し、木石を投て多く敵を殺す、明年氏勝松坂峠にて敗軍し、味方多く打死せし時、出羽衆に先て戦ひ、其所にて命を殞せしと云、○長次右衛門 山内四天の一齋藤伊豆某が末葉なり、天正の頃、伊豆伊藤新平と共に氏勝に仕へ、毎に密謀を資く、氏勝布澤の敵に向て敗走し、伊達の將大波玄蕃急に横田城を攻る時、伊豆新平等城を出て力戦して敵を退く、氏勝浪々の後、共に家居して終れりと云、伊藤が後は今絶てなし

●山入村 端村 石塚 山中 鹿子澤新田 府城の西に當り、行程十六里三十三町家數十六軒、東西四十五間南北一町二十間、東は山に傍ひ、西南は山入川を帯び北は田畝なり、東十八町大岐村の界に至る、其村は辰巳に當り二十八町、西一里田澤村の山界に至る、其村は戌亥に當り二里、南一里十八町計、會津郡黒谷組泥島村の山界に

至る、其村まで三里、北二十三町横田村の界に至る、其村まで三十町、

○端村 ○石塚 本村より戌亥の方十七町にあり、家數九軒、東西三十四間南北一町十間、西北は山に倚、東南は山入川に傍ふ、○山中 本村より申の方二十五町にあり、家數五軒、東西一町三十二間南北二十八間、山間に住す、○鹿子澤新田 本村より未申の方二十一町にあり、家數三軒、東西三十間南北二十四間、北は山に倚り、三方田圃なり、○沼岐 本村の南十六町にあり、家數七軒、東西二十八間南北一町十三間、南北は山に傍、東西は田圃なり、○鮭立 本村より巳の方八町にあり、家數十七軒、東西三十五間南北一町四十二間、東北は山入川を帶、西南は田圃なり、○藤倉 鮭立より巳の方十一町にあり、家數九軒、東西三十五間、南北一町四十二間、西は山に倚り、三方田圃なり、○宇津野 鮭立の東五町にあり、家數二軒、東西三十間南北十七間、北は山に倚り、三方田圃なり、○山川 ○金石鳥屋山 村南一里五町數山の奥にあり、南は會津郡黒谷組小川村、島村及和泉田組小林村に界ひ峯を限とす、○打喰峠 端村鮭立より巳の方一里にあり、和泉田組布澤口村にゆく路なり、○境澤 村東

十八町大岐村の界にあり、天正中伊達政宗が將大波玄蕃此澤の邊に伏兵を置き、山内氏勝が後へを絶て大に勝利を得たりと云、

○山入川 村西にあり、大岐村の境内より來り、端村鮭立の東にて藤倉澤來り注ぎ、西北に流れ村西を過ぎ北に折れて横田村の界に入る、此村の境内を經ること一里餘、廣五間、
○關梁 ○橋二 一は端村石塚の南四十間にあり、長九間幅七尺、一は端村鮭立の北にあり、長六間幅七尺、共に山入川に架す、隣村の通路なり、
○倉廩 ○米倉 村北三十間にあり、本組の米を納む、
○神社 ○山神社 境内東西六間南北二十間免除地 村北二町山麓にあり、鎮座の初を知らず、鳥居・拜殿あり、横田村雪澤攝津が司なり、
○熊野宮 境内東西二十二間南北十八間免除地 端村沼岐より亥の方二十間餘にあり、鎮座の初を知らず、鳥居・拜殿あり、雪澤攝津が司なり、
○龍神社 境内東西二十二間南北十四間免除地 端村鮭立より戌亥の方四町にあり、鎮座の初を知らず、鳥居・拜殿あり、雪澤攝津が司なり、
○毘沙門神社 境内東西五十間南北四十間免除地 端村藤倉より寅の方一

町三十間にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、

○山神社 境内東西十間南北十五間免除地 端村宇津野の東二十間餘にあり、鎮座の初を知らず、村民の持なり、

○舊家 ○喜藤次 山内譜代の舊臣須佐下總信重が十代の孫なり、下總父大膳信清と刑部大輔氏勝に仕ふ、磨上の戰に氏勝塔寺村にて義廣常州に出奔し、政宗黒川に入る事を聞て直に黒川に攻入、政宗と戰はんとす、川口・野尻・布澤等固留れども從はず、下總信重高根澤左馬助中丸新左衛門と共に辭を盡して諫め、諸卒に再舉を約し、一先横田を攻るに及て父子并戰功あり、越後の加勢來加り、氏勝只見川を渡り、横田原にて合戦せし時、大膳信清は力量人に勝れたる者にて、馬上に長刀を打振、敵多く薙倒し、味方再び横田城に入る、信重が嫡孫下總信親と云者より村長となり、今に至りしと云、

○喜太郎 須佐大膳信清が二男門之丞信基が後なり、信基父兄と共に山内氏勝に仕ふ、政宗横田を攻し時氏勝自ら布澤に向ひ、松坂峠にて散々に敗れ、後陣の諸士險阻に隔られ救ふ事を得ず、信基一人踏留て敵に當り氏勝幸じて横田に歸しと云、

○大岐村 府城の西に當り行程十七里餘、家數七軒、東西一町南北三十二間にあり、山入川を夾む、南北は山に傍ひ、東西は田畝なり、東三十町南十七町、共に會津郡和泉田組布澤村の山界に至る、其村は辰巳に當り三十三町、西十町山入村の界に至る、其村は戌亥に當り二十八町、北二十町越河村の山に界ふ、

○山川 ○松坂峠 村南五町にあり、頂まで七町計、布澤村に往く路なり、天正十八年伊達政宗の將大波玄蕃寄來りしに、山内氏勝兵を出して迎戦はしむ、利なくして横田出羽同安藝等六十餘騎討死せし所と云、

○山入川 源は戸板山より發し、西に流るゝこと十三町餘、村中を經て山入村の界に入る、廣三間、

○神社 ○熊野宮 境内東西三十五間南北三十二間免除地 村の西北三十間山足にあり、草建の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、横田村雪澤攝津が司なり、

○山神社 境内東西十三間南北十四間免除地 村の西南一町餘にあり、鎮座の年代詳ならず、村民の持なり、

新編會津風土記卷之八十四終

新編會津風土記卷之八十五

陸奥國河沼郡之一

河沼郡

此郡は延喜式三十五郡の中に見えず、其後大沼郡と共に會津郡より分れしにや、〔倭名鈔〕の細註に今分爲大沼河沼二郡と見えたり、然れども〔拾芥抄〕三十六郡〔節用集〕五十四郡の中には此郡なし、〔節用集〕に載たる稻我は此郡の蜷川莊なるもしるべからず、寛文中までは誤て稻河郡と稱し、會津四郡の一とせり、東北は共に耶麻郡に隣り日橋川を限とす、西は越後國蒲原郡に連り、九才坂鳥居峠を界とす、南は會津大沼二郡に續く、東西七里十八町餘、東は耶麻郡の界日橋川より西は南北三里二十四町餘、南は越後國蒲原郡の界九才坂に至る、西北三里二十四町餘、南は耶麻郡の界日橋川に至る、東西に山あり、北を大河流れ中央に平衍の地多し、其田は下の上、其畠は下の上なり、代田・笈川・青津・坂下組は廣平に住し、田圃多く、氣候會津郡平衍の組に同じ、牛澤・野澤二組は山中にて、農務も上の諸組よりは稍遅く、立夏の前後を花候とす、習

俗は會津郡に載する所に異なる者なし、
 ○郷名 今稱する所二 柳津 村二十四 野澤 村二十九 莊名 莊二

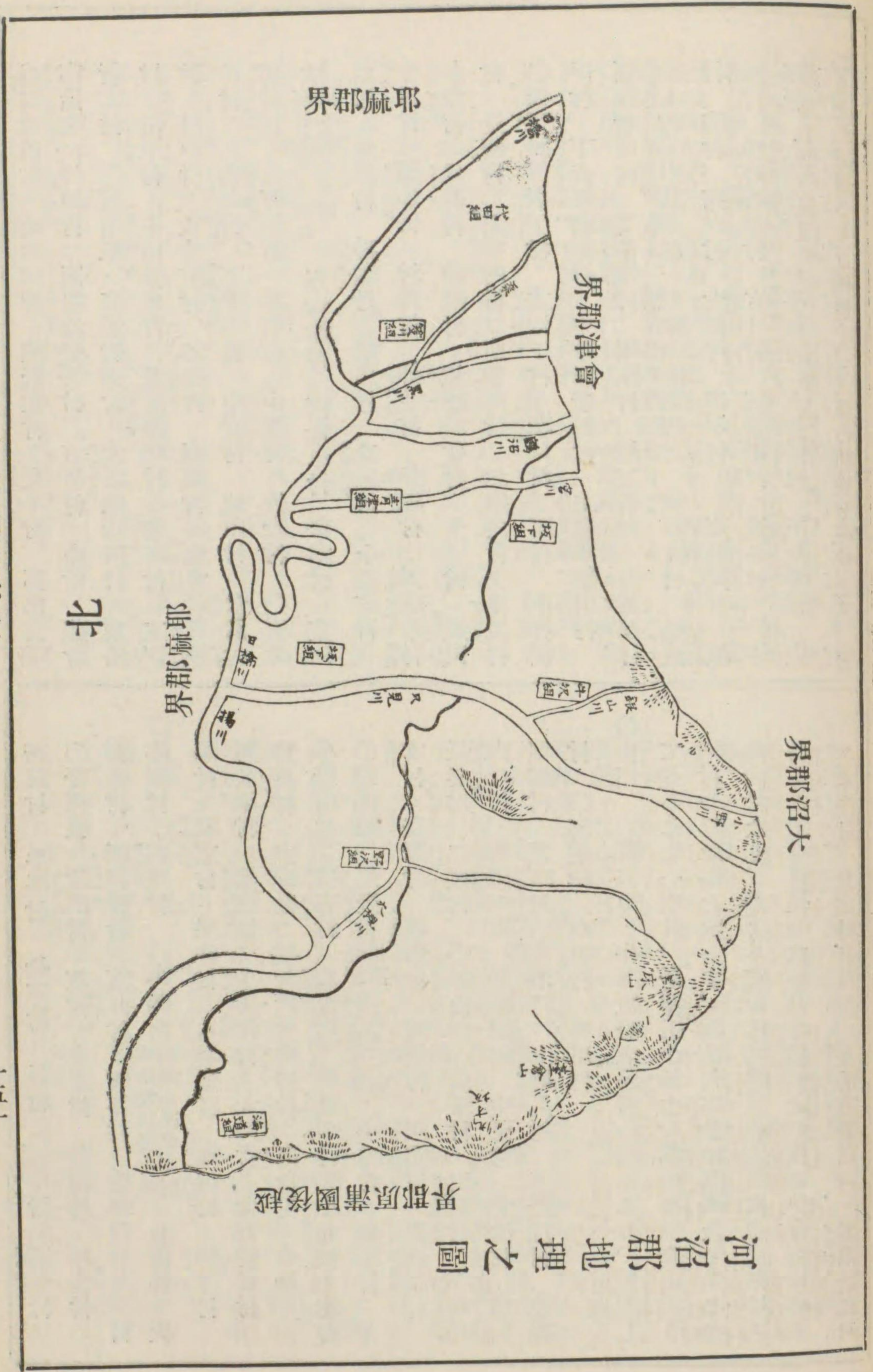
○河沼 村六十四 笈川組勝常寺大永七年、葦名盛舜寄附狀に河沼之莊笠之面と云ことあり、
 ○蜷川 村八十二 佐原十郎左衛門尉義連の孫に蜷川景義あり、其人の所領にて、蜷川莊と稱せしにや、康安二年左衛門尉基清が府下實相寺の寄附狀に此莊名見えたり、

組名 組六

代田組 村四十 笈川組 村二十四 青津組 村二十六 坂下組 村二十八 牛澤組 村四十 野澤組 村四十

村名 村二百

八田野村 郷名を失ふ河沼 〇代田組 強清水新田村 稻荷原新田村 生井新田村 漆澤新田村 界新田村 駒板村 駒板新田村 淺野村 中林新田村 北山新田村 長谷地新田村 原田新田村 堤新田村 南高野村 横堀新田村 六町原村 鹽庭村 鹽庭新田村 藤倉村 榎橋村 倉道村 原村 新屋敷新田村 澤目新田村 冬木澤村 北高野新田村 茶磨森新田村 堂島新田村



鴨田新田村 大和田村 熊野堂村 京手村 郡山村
 高島村 代田村 岡谷地新田村 方便村 島村 藤倉
 新田村 ○笈川組 高瀬新田村 水谷地新田村 濱崎
 村 沼上村 上田谷地村 栗宮新田村 笈川村 王領
 村 田中村 八日町村 竹内村 森臺村 米丸村 笠
 目村 上垂川村 下垂川村 中臺村 北田村 堂島村
 勝常村 五町目村 熊川村 中目村 佐野村 ○青津
 組 郷名を失ふ 蠶川 東青津村 西青津村 青木村 東河
 原村 曲沼村 砂越村 立川村 京出村 十日町村
 中目村 履形村 村田村 御池村 谷地村 下政所村
 新館村 見留村 船越村 笹籬屋敷村 大口村 蛙田
 村 見明村 上宇内村 南宇内村 北宇内村 津尻村
 ○坂下組 坂下村 古坂下村 葉林村 原村 中村新
 田村 下金澤新田村 中茅津新田村 上金澤新田村
 福原新田村 下茅津村 塚原村 細工名村 海老澤村
 金上村 中政所村 和泉河原新田村 氣多宮村 船渡
 村 窪村 窪倉村 大原村 田中村 東羽賀村 堰
 澤村 谷野新田村 宮月村 河原田村 長井村 ○牛
 澤組 上茅津村 中茅津村 上金澤村 下金澤村 大
 江村 矢目村 水島村 日度村 勝方村 大村 大村

新田村 牛澤村 船窪村 杉村 蛭川村 塔寺村
 ○野澤組 片門村 藤村 本名村 天屋村 杉山村
 洲走村 西羽賀村 夏井村 河井村 鹽坪村 池原村
 漆窪村 利田村 ○牛澤組 柳津郷に屬す 和泉村 大
 澤村 朝立村 平井村 八坂野村 細越村 柳津村
 阿久津村 黒瀧村 小柳津村 大野村 大野新田村
 猪鼻村 鹽野村 長倉村 郷戸村 出倉村 中野村
 小野川村 持寄村 麻生村 野老澤村 小卷村 椿村
 ○野澤組 尾登村 野澤郷に屬す 小島村 松尾村 茅
 本村 森野村 繩澤村 青坂村 程窪村 泥浮山村
 長櫻村 二栗村 小杉山村 黒澤村 出原村 牛尾村
 山口村 野澤本町 野澤原町 中野村 安座村 牧村
 堀越村 芝草村 芹沼村 上野尻村 下野尻村 德澤
 村 ○海道組 白坂村 寶川村
 ○山川 ○飯谷山 牛澤組野老澤村の西にあり、屈曲し
 て登ること一里計、野澤組小杉山村其西の半腹に在り
 兩村の界此峯を限とす、其頂六町計は甚峻なり、この
 山向背なく、側より望むに其形飯を盛るに似たるゆゑ
 名くと云、慶長十六年の地震に此山崩れ、今に其跡草
 木生ぜず、削り成すが如く極て崎嶇なり、此邊の諸山

に秀で、府下より正西に見ゆ、又野澤の邊より望むに
 其形尤美なり、頂に飯谷明神の祠あり、○黒床山 野
 澤組黒澤村の西にあり、高九十丈計、牛澤組麻生村と
 峯を界ふ、満山みな雜木なり、○臺倉山 野澤組安座
 村の南にあり、麓より登ること一里十八町計、半腹よ
 り上は雜木繁茂し、廻麓みな萱原なり、
 ○日橋川 其源は猪苗代湖より出會津郡の界より代田
 組に入、島村より笈川組に入、沼上村の西にて黒川を
 過ぎ、青津組に入、立川村の東にて鶴沼川南より來り
 會し、東青津村の西北にて宮川これに注ぎ、津尻村よ
 り坂下組に入り、宮月村の西北にて只見川に合し揚川
 となり野澤組に入、小島村の西にて大槻川を過ぎ、德
 澤村より西流して越後國蒲原郡に入る、此川耶麻・河沼
 二郡の界にて大抵東より西に流れ、「川さい」「はえ」
 「ざこ」鱒の類を産す、秋に至れば鮭多く上れり、此川
 に合する諸流もこれより往々上れり、廣四十間より百
 間に至る、耶麻郡の條下 ○黒川 會津郡高久組界澤村
 より笈川組に入、北に流れ栗宮新田村の東にて渠川こ
 れに注ぎ、北田村の北にて日橋川に入る、大抵南より
 北に流る、廣二十間計、「川やう」「はえ」「やん」の類
 を産す、○鶴沼川 會津郡中荒井組眞渡村より坂下組

に入、塚原村より青津・笈山兩組に入り、佐野村 組
 に至り佐野川といひ、立川村 組の東にて日橋川に入
 る、大抵南より北に流る、此川平地を流る、故田地に
 灌ぐこと尤廣し、されども洪水の時は數町の外に泛溢
 し、田圃を害すること亦少からず、常に幅八町計の間
 平沙となり、水道常ならず、數派となりて分流し、淺深
 廣狭一ならず、「ざこ」「鱒」「川さい」の類を産す
 年魚多し、○宮川 大沼郡中荒井組和泉新田村より坂
 下組に入り、牛澤組の地を徑て坂下村より青津組に入
 東青津村の西北にて日橋川に入る、大抵南より北に流
 る、廣三十間計、「やん」「川さい」鱒を産す、○只見
 川 大沼郡瀧谷組より北に流て牛澤組に入、小野川村
 これに注ぎ、柳津村にて銀山川を過ぎ、和泉村より野
 澤・坂下兩組の間を東北に流れ、宮月村 組 河井村 組
 の間にて日橋川に合す、廣六十間計、此川山間を経て
 兩涯高ければ田地に注ぐへき便なし、巖石多く急流な
 り、「やん」「川さい」の類を産す、年魚多し、
 ○水利 ○戸口堰 代田組八田野村の東にて日橋川を引
 代田組及會津郡瀧澤南青木兩組諸村の田地に注ぎ、凡
 三百町餘の養水となる、○日橋堰 代田組八田野村の
 北にて日橋川を引、代田組及會津郡高久・瀧澤兩組諸村

の田地に注ぎ、凡七百九町餘の養水となる、○鳥堰
 代田組島村の東にて日橋川を引き、島村及笈川組諸村
 の田地に注ぎ、凡二百二十町餘の養水となる、○高久
 堰 會津郡高久組高久村の西にて鶴沼川を引き、高久
 村及笈川組諸村の田地に注ぎ、凡四百二十七町餘の養
 水となる、○清水堰 會津郡高久組上吉田村の西に
 て黒川を引き、高久組界澤村及笈川組諸村の田地に注
 ぎ、凡百十町餘の養水となる、○栗村堰 大沼郡中荒
 井組和泉新田村の東にて宮川を引き、青津・坂下・牛澤
 三組諸村の田地に注ぎ、凡二百九十三町餘の養水とな
 る、坂下組坂下村の
 條下に詳なり ○牛澤堰 大沼郡高田組境野村の
 北にて宮川を引き、牛澤組諸村の田地に注ぎ、凡百六
 十五町餘の養水となる、牛澤組牛澤村の
 條下に詳なり、

新編會津風土記卷之八十五終

新編會津風土記卷之八十六

陸奥國河沼郡之二

代田組

此地府城の北に當り本郡の東端にあり、東は耶麻郡川西
 組に界ひ日橋川を限とし、西は笈川組に隣り、南は會津
 郡高久瀧澤兩組に交はり、北は日橋川を隔て、川西組と
 耶麻郡鹽川組に界ひ、又辰巳は會津郡原組に連る、東西
 三里二十八町餘、東は川西組戸口村の界日橋川よ、南北一里
 十六町餘、南は瀧澤組下居合村の界より北は 東は山野相雜
 はり、村落稀に北は日橋川に傍ひ、西南は平行の地にて
 人煙繁く水田多し、用水の便よく早損なしといへども土
 地多くは肥饑ならず、中に就て東偏の地は猪苗代湖に近
 く又磐梯山に對する故、風常に烈しく草木茂らず、曠野
 多し、此組及青津村にて節分の夜種子浸しと云ことをな
 す、又此組にて大晦日に神主飯を歳徳神に住す、 共に大
 田組の條下、此組の諸村皆郷名を失ふ、河沼莊と稱す、凡
 て四十箇村あり、

代田組上十七箇村

代田村 小名 北畠 端村 六段田
 高島村 郡山村 京手村
 島村 端村 明戸 西屋敷 大曲
 方便村 端村 舞臺田 上野
 岡谷地新田村 堂島新田村 鴨田新田村
 北高野新田村 茶磨森新田村
 大和田村 小名 町和田
 熊野堂村 小名 近藤 端村 北高野
 冬木澤村 南高野村 堤新田村 原田新田村
 ●代田村 小名 北畠 府城の北に當り行程二里、家數
 十八軒、東西一町四十間南北一町二十五間、四方田圃な
 り、東七町十九間熊野堂村の界に至る、其村まで十二町
 十間餘、西七町十三間笈川組王領村の界に至る、其村ま
 で九町十間餘、南二町笈川組八日町村の界に至る、其ま
 で八町餘、北五町五十一間島村の界に至る、其村は亥に
 當り十六町五十間餘、又辰の方一町四十間京手村の界に
 至る、其村まで四町三十間、巳の方三町二十間高島村の
 界に至る、其村まで八町二十間餘、丑の方四町四十間方
 便村の界に至る、其村まで十八町、寅の方四町二間大和
 田村の界に至る、其村まで十一町二十間、村東に出羽國

米澤に通裏街道あり、

- 小名 ○北畠 本村より三町丑の方にあり、家數十三
 軒、東西三十五間南北一町十五間、四方田畝なり、寛
 政二年家居を構へき、
- 端村 ○六段田 本村より一町北にあり、家數四軒、
 東西一町南北一町、四方田圃なり、昔は三町計丑の方
 にあり、後今の地に移せり、
- 山川 ○渠川 村より一町三十間末の方にあり、廣五
 間計、高島村の方より來り、西北に流るゝこと十町計
 王領村の界に入る、「やこ」「川ざい」の類を産す、
- 水利 ○大和田堰 大和田村の方より來り、田地に注
 ぎ下流渠川に入る、
- 倉廩 ○米倉二屋 村中にあり、一屋は社會なり、一
 屋は本村の米を納む、
- 神社 ○稻荷神社 境内東西九間南北 村南二十間にあり
 何頃の勸請なるや詳ならず、鳥居・拜殿あり、島村武藤
 河内が司なり、
- 天神社 境内にあり、相殿十二座あり、△伊勢宮二
 座 一座は本村より移し、一座は高島村より移せり、
 △稻荷神三座 一座は本村より移し、二座は高島村よ
 り移せり、△三島神 本村より移せり、△宗像神 △

若宮八幡 同上 △湯殿神 高島村より移せり、△明神 同上 △八幡宮 京手村より移せり、△熊野宮 同上

○寺院 ○彌陀寺境内東西十七間半 南北十九間年貢地 村中にあり、代田山と號す、府下天寧寺町宗英寺の末山、曹洞宗なり、何れの頃にか若狭の八百比丘尼此寺を草創し、みづから彌陀の像を刻て安置せりと云、天正十七年兵燹に罹り焼亡し、慶長十五年宗英寺二世月翁來て再興せり、本尊彌陀客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者助四郎 享保十三年米を與て褒賞せり
●高島村 府城の北に當り行程一里二十四町、家數二十二軒、東西二町二十間南北一町三十八間、四方田畝なり、東二間郡山村の界に至る、其村は辰に當り十町五十間餘西一町五十二間筭川組八日町村に界ひ渠川を限とす、其村は申に當り五町十間、南九町二十六間會津郡高久組木流村に界ひ渠川を限とす、其村まで十六町十間餘、北二十五間京手村の界に至る、其村は丑寅に當り一町四十間又亥の方一町十間代田村の界に至る、其村まで八町二十間餘、

○山川 ○渠川 村西一町五十間にあり、木流村の境内より來り、西北に流るゝこと十四町代田村の界に入る、

○寺院 ○長榮寺境内十一間 四方年貢地 村中にあり、空野山と號す眞言宗、府下大町彌勒寺の末山なり、寛永元年覺院と云僧造立せり、後堂舍頽廢し、住持の僧なかりしが明曆二年宥慶と云僧來り住し再興す、客殿に本尊正觀音を安ず、

●京手村 府城の北に當り行程一里二十五町、家數八軒、東西一町四間南北三十六間、四方田畝なり、東一町四十八間熊野堂村の界に至る、其村は丑に當り五町、西二町二十六間北二町二十六間、共に代田村の界に至る、其村は戌亥に當り四町三十間、南三十四間郡山村の界に至る其村は辰巳に當り九町四十間、又未申の方四十八間高島村の界に至る、其村まで一町四十間、村西に米澤に通る裏街道あり、

●島村 端村 明戸 西屋敷 大西 府城の北に當り行程二里十八町、家數四十二軒、東西二町六間南北一町二十間、米澤に通る裏街道に住す、四方田圃なり、北は日橋川に傍ふ、東は村際にて方便村に界ふ、其村は辰に當り二町十間餘、西三町十間筭川組高瀬新田村の界に至る、其村まで三町三十間、南十一町代田村の界に至る、其村は未に當り十六町五十間餘、北一町耶麻郡鹽川組金川村に界ひ日橋川を限とす、其村まで四町五十間、又未申の

○關梁 ○橋 村西一町五十間餘、渠川に架す、長八間幅五尺、隣村の通路なり、

○寺院 ○龍泉寺境内東西十三間 南北八間年貢地 村中にあり、高島山と號す、曹洞宗、會津郡南青木組北青木村惠倫寺の末山なり、草創の時代傳はらず、本尊地藏客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者喜助 延享三年褒賞して米を與へき、
●郡山村 此村昔は内條郡山・中條郡山・南郡山とて三箇村なり、慶安二年合て一村となせり、府城の北に當り行程一里二十町、家數三十四軒、東西一町三十間南北二町五十間、又五十間餘西に一區あり、家數十三軒、東西十五間南北二町、又十町餘戌亥の方に家數三軒あり、東西十五間南北四十五間、共に四方田畝なり、東二町四十五間新屋敷新田村の界に至る、其村は辰に當り四町三十間餘、西四町三十間高島村の界に至る、其村は戌に當り十町五十間餘、南三十八間會津郡高久組木流村の界に至る、其村は未に當り七町五十間餘、北八町十五間熊野堂村の界に至る、其村まで十二町十間餘、又亥の方九町十五間京手村の界に至る、其村まで九町四十間、寅の方十町横堀新田村の界に至る、其村まで十一町二十間餘、
○水利 ○高島堀 木流村の方より來り、田地の養水となり、下流高島村の田地を潤す、

方十二町九間筭川組王領村の界に至る、其村まで十八町四十間餘、戌亥の方三町十九間筭川組濱崎村の界に至る其村まで十六町五十間、

○端村 ○明戸 本村の西七町餘にあり、舊は本村の北日橋川の邊にあり、屢水災に逢て民居も廢せしかば寛政三年今の地に再興せり、家數二軒、東西二十五間南北十四間、東は高瀬新田村の民居に續き、三方田畝なり、○西屋敷 本村より十二町餘未の方にあり、家數十二軒、東西三十間南北二町、四方田畝なり、○大曲 本村の南八町、米澤街道の西にあり、家數三軒、東西五十二間南北一町、四方田畝なり、

○山川 ○日橋川 俗に堂島川 村北一町にあり、方便村の境内より來り、西に流るゝこと五町計、北に轉じ濱崎村の界に入る、廣二十間餘、
○水利 ○島堰 村より四町計丑寅の方にあり、日橋川を引き、本村及筭川組高瀬新田・上田谷地・水谷地・筭川・濱崎・沼上七箇村の田地に灌ぐ、○大和田堰 方便村の方より來り田地に灌ぎ、又方便村の方に注ぐ、

○神社 ○諏訪神社境内二十間 四方免除地 村東一町にあり、鎮座の初詳ならず、舊は四町計丑寅の方にあり、寛政二年今の地に遷せり、鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿五座】△

伊勢宮 本村より移せり、△熊野宮 △權現 △若宮
八幡 同上 △山神 方便村より移せり、△神職武藤
河内 薩摩成重と云もの明和中此社の神職となる、今
の河内成紀が父なり、

○寺院 ○東光寺 境内東西二十一間半
南北十八間半年貢地 村中にあり、吉摩
山と號す、應永六年伴野孫六實清と云もの、父の追福
の爲に建立せりと云、眞言宗、府下大町一桂院の末山
なり、寛文の頃までは境内に能化塚とて、
古塚ありしと云今は詳に知り難し 客殿に本尊不動
を安ず、△聖徳太子堂 客殿の南にあり、

○舊家 ○伴野次郎右衛門 此村の農民なり、家系に據
るに、先祖は伴野出羽守長房と云、康永中尊氏將軍天
龍寺參詣の節隨兵たりしよし、【太平記】に見ゆ、其子
孫伯耆守重清といふ者康暦の頃、葦名に従ひ會津に來
り、本村及耶麻郡宇津野石堂三村を領し、此村に住せ
り、今村の四町餘、寅の方日橋川の邊に内島と云所あり、即
重清が居所なりとぞ、後村中に移れりと云、今の次郎右
衛門が宅地其跡なりとて 猶四面に土居の形残り、
天正中松本太郎、大沼那高田組屋敷
村の條下に詳なり 葦名家を亂さんと
て黒川に攻入し時、光實これを聞き急に驅着け、城壁
に附しが、城中より防ぐこと急なれば、深手負つゝ辛
うじて脱れ歸れり、同十七年、磨上の戰に義廣歸路か

ならず、此村を経んことを察し、預め室をはらひ座を
設け、數千の箭を集て天井とし歸陣を待たしめ、光實
郎等の歳時に來り調するものに箭一手を執しむ、因て
積年の間多くの箭を貯へしとぞ、然るに此時葦名敗績
し、當村兵火に罹り義廣も佐竹の寄公たりしかば、他家
に事へんことを耻て民間に隠れ、百姓となり、其衰へ
しを悲み、氏を半野と改め、今は舊に復せり、即次郎
右衛門は其遠孫なりとて今に先祖より持傳へたる許多
の武器並鞍鎧に家の紋つけたる物を藏む、又村西一町
に伴野伯耆墓なりとて室山智秋居士慶長九年甲辰八月
二日光次父伴野伯耆守と彫付たる五輪あり、家系に光
次と云者見えざれば、名を改めし者ありしにや詳なら
ず、五輪も其世の物と見えず、

○褒善 ○忠義者新左衛門 天明五年褒賞して米を與へ
き、○孝行者かむ 此村の農民半四郎妻なり、天明八
年同上 ○忠義者次兵衛 寛政六年同上 ○忠義者德
右衛門 寛政七年同上 ○忠義者安右衛門 寛政十年
同上

○方便村 端村 上野 府城の北に當り行程二里八町、家
數二十二軒、東西一町十五間南北一町、四方田畝なり、
東十二町三十四間北高野新田村の界に至る、其村は辰に

當り十四町三十間餘、西一町四十五間北一町、共に島村
の界に至る、其村は戌に當り二町十五間、南一町三間岡
谷地新田村の界に至る、其村は未に當り三町、又辰の方
四町三十六間鴨田新田村の界に至る、其村まで八町五十
間餘、己の方二町五十四間大和田村の界に至る、其村まで
九町三十間、未の方十一町四十五間代田村の界に至る、
其村まで十八町、寅卯の方九町三十間堂島新田村の界に
至る、其村まで十町四十間餘、村の未申の方に方便山と
云小山あり、故に村名とす、文祿の頃方便を田計に作り
しと云、村の西南に米澤裏街道あり、昔は舞臺田と云端
村あり、今はなし、

○端村 ○上野 本村より十町十間餘東にあり、家數七
軒、東西一町二十間南北四十間、北は芝原にて三面田
畝なり、明暦元年開く、

○山川 ○方便山 村の未申の方五十間計にあり、高三
丈周三十八間、應永中地大に震ひ、此山一夜に湧出す
と云、今に地震すれども動くことなしとぞ、頂に稻荷
社あり、故に里俗稻荷山とも云、山と稱すれども其實
は小陵なり、○二森山 村東二十町長谷地新田村の南
にあり、二山並峙つ一は五十間、一は高三十間計、
○日橋川 村東十町三十間にあり、漆澤新田村の境内

より來り西に流れ、大和田・堂島新田兩村の境内を経て
凡二十三町餘流れて島村の界に入る、

○關梁 ○堂島橋 村より寅の方十三町にあり、日橋川
此に至て分れて三派となり北に流れ、又合して一水と
なる、其間に二洲をなす、これを堂島と云、橋亦其名
による、三橋を架す、西の橋最大なり、長十八間、中
の橋三間、東の橋四間、共に幅八尺計、耶麻郡鹽川組
赤枝村の方に通る道なり、

○水利 ○大和田堰 堂島新田村の方より來り、島村の
境内を経て田地の養水とし、大和田村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十八間南
北二十四間免除地 方便山の頂にあり
何れの頃の勸請なるか詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり
寶珠寺司なり、

○寺院 ○寶珠寺 境内東西十七間南
北十四間年貢地 村中にあり、方便山
と號す、應永六年の草創にて開基の僧を甚識と云、大
町一桂院の末寺眞言宗なり、客殿に本尊地藏を安ず、

○古蹟 ○古塚 百姓屋敷の中に高六尺周七間計の塚あ
り、俗方便塚と云、相傳ふ昔里人の妻妖狐のために魔
れて死す、夫怒て狐を狩んとす、衆狐恐れて彼か叔父
の僧と化し、往て狩すべからざることをとく、時に人
あり、妖狐なることを悟りて彼夫に告て殺さしむ、果

して狐なりしかば其屍を此に埋む、後狐精崇をなすに因り塚を築き、稻荷を勸請し狐を配して祀りしと云、

●岡谷地新田村 府城の北に當り行程二里六町、家數七軒、東西一町四方田畝なり、東一町四十間西一町二間、北一町三十間、共に方便村の界に至る、其村は丑に當り三町、南一町十二間大和田村の界に至る、其村は辰巳に當り七町二十間餘、

○褒善 ○忠孝者作兵衛 安永元年褒賞して米を與へき
○忠孝者てつ 此村の農民善助妻なり、寛政五年褒賞して米を與へき、

●堂島新田村 府城の北に當り行程二里十二町、家數三軒、東西四十間南北四十間、東北は日橋川に傍ひ、西南は田畝なり、東一町四十間北二町三十四間、共に耶麻郡鹽川組赤枝村に界ひ日橋川を限とす、其村は寅に當り八町十間餘、西一町十二間南四十二間、共に方便村の界に至る、其村は申西に當り十町四十間餘、

○山川 ○日橋川 方便村の境内より來り、北に流れ西に轉じ此村の境内を経ること八町、又方便村の界に入る、

○水利 ○大和田堰 村北にて堂島川を引、方便村・島村・岡谷地新田村・大和田村・代田村・熊野堂村六箇村

三町餘、西二町北二町五間、共に方便村の界に至る、其村は戌に當り十四町四十間餘、南四町五間冬木澤村の界に至る、其村まで十町餘、

●茶磨森新田村 府城の北に當り行程二里十四町、家數四軒、東西二十二間南北五十八間、南は熊野堂村の端村北高野に續き、北は山野に連り東西は田畝なり、東六町三十八間長谷地新田村の界に至る、其村まで十二町四十間餘、西三町熊野堂村の界に至る、其村まで十八町、北一町三十間北高野新田村の界に至る、其村は戌亥に當り三町餘、

●大和田村 小名 町和田 府城の北に當り行程二里、家數三十五軒、東西四十五間南北三町、四方田圃なり、東二町六間南二町十間、共に熊野堂村の界に至る、其村は巳に當り五町五十間餘、西三町八間代田村の界に至る、其村は申に當り十一町二十間、北三町方便村の界に至る、其村は亥に當り九町三十間、丑寅の方五町五十八間鴨田新田村の界に至る、其村まで七町三十間餘、戌亥の方六町十九間岡谷地新田村の界に至る、其村まで七町二十間餘、村東に米澤裏街道あり、

○小名 ○町和田 本村の東續きにあり、家數七軒、東西五十間南北一町十間三面田畝なり、寛政三年開きし、

の田地に注ぐ、

○古蹟 ○權現堂跡 村の東北三町日橋川の涯にあり、昔權現の社ありとて今に礎石残り、東北は高岸に臨み深き淵あり、權現淵といふ、往古は堂舎も多く、鐘樓等もありしにや水底に大なる撞鐘沈めりと云、又耶麻郡金川村にて傳る所は、金川寺昔は此にありしが天正中伊達氏の亂に兵火に罹りて後今の地に移せりと、執れが是なることを知らず、

○褒善 ○孝行者與右衛門 寶曆元年褒賞して米を與へき、

●鴨田新田村 寛永十一年方便村の境内に闢きし新田なり、府城の北に當り行程二里六町、家數五軒、東西一町二十七間南北十九間、四方田圃なり、東六町西二町北一町、共に方便村の界に至る、其村は戌に當り八町五十間餘、又未申の方大和田村の間に至る、其村まで七町三十間餘、

●北高野新田村 府城の北に當り行程二里三町、家數二軒、東西四十間南北二十間、東北は山林にて、西南は田畝なり、又一町四十間南に家數二軒あり、東西二十五間南北二十四間、東西は山野に續き、南北は田圃なり、東二町二十五間茶磨森新田村の界に至る、其村は辰に當り

○山川 ○日橋川 村より丑寅の方九町二十間餘にあり方便村の界より來り、西に流るゝこと三町四十間、又方便村の境内に入る、

○關梁 ○新橋 村の寅の方二十四町、日橋川に架す、
耶麻郡鹽川組落合村の條下に詳なり

○水利 ○大和田堰 方便村の方より來り、田地の養水とし代田村の方に注ぐ、

○神社 ○八幡宮 境内東西十五間南 村中にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、
【相殿三座】 △伊勢宮 郡山村より移せり、△磐持神 同上 △姥神 同上 △神職佐々木右京 寶永の頃佐々木出羽某と云も

の當社の神職となる、右京義次まで五世なりとぞ、
○寺院 ○寶性寺 境内東西十九間南 村中にあり、大融山と號す、縁起を按ずるに、昔此村の主大和田氏菩提のため建立せりといふ、天正十七年伊達氏の亂に兵燹の爲に堂宇燼滅せり、今に藥師堂毘沙門堂の址なりとて礎石存す、天正の末密僧相續て住すること二世にして淨土宗となり、下野國大澤圓通山の末山となる、客殿に本尊彌陀を安す、

○古蹟 ○館跡 村より戌亥の方五町計にあり、東西二十八間南北三十八間、四面に土居の形存す、中は芝原

となる、村老相傳て大和田某といふ者住せりと云、大和田氏の事詳ならず、○古碑 村東一町にあり、高三尺計幅一尺五寸餘の野面石なり、上に梵文あり、其下に□安二年□□四月四日と彫附あり、村老相傳ふ、昔夏秋の夜折々鬼火燃えしかば、其頃此村の寶性寺の僧必黄金の精ならんと思ひ、一夕竊に發く、然るに天靈の枯たるありしかば、故の如く封じ藏しとぞ、因にいふ耶麻郡五目組半在家村に猪俣を氏とする者あり、其先祖足利持氏に事へしか持氏長岡四郎左衛門といふ者に討れし後、其首を取返し、大和田村に持來り葬ると云傳ふ將軍家譜及鎌倉志等の書には持氏永安寺にて自害すとあれば此説信じ難し其地今は知れざれども、此處を其首の塚なるべしと云説あり、正史の載せざる所なれども、參考の爲に此に併せ録す、

○褒善 ○善行者太助 此村の肝煎なり、明和五年褒賞して米を與へき、

○熊野堂村 小名 近藤 端村 北高野 此村に熊野の社ある故名くと云、府城の北に當り行程一里三十町、家數四十四軒、東西三町四十六間南北一町二十間、四方田畝なり、東二町十五間冬木澤村の界に至る、其村は寅に當り八町、西四町十三間代田村の界に至る、其村まで十二町十間餘、南四町郡山村の界に至る、其村は未に當り十二町十間餘、

北一町三十五間大和田村の界に至る、其村は亥に當り五町五十間餘、又辰の方三町十八間、南高野村の界に至る其村まで八町二十間、巳の方十三町十間横堀新田村に隣り、其村際を界とす、丑の方十五町茶磨森新田村の界に至る、其村まで十八町、申の方三町五十六間京手村の界に至る、其村まで五町米澤裏街道なり、

○小名 ○近藤 本村より十一町巳の方にあり、寛政五年開く、家數九軒、東西四十二間南北一町六間、四方田圃なり、又五町四十間、戌の方に家數二軒あり、東西四十二間南北八間餘、田畝の中にあり、

○端村 ○北高野 本村より十三町十間餘、丑寅の方にあり、家數三軒、東西五十間南北三十五間、北は茶磨森新田村に續き、三面は山畝なり、

○原野 ○秣場 村より二十町丑の方、茶磨森新田村の北にあり、東西七町二十間南北三町餘、中に少く田地あり、

○神社 ○熊野宮 境内東西七間南 北八間免除地 村中にあり、昔紀伊國熊野を當地に勸請せしに、其後新宮をば耶麻郡新宮村に遷せりと云、鳥居・幣殿・拜殿あり、法泉寺司なり、

○伊勢宮 境内東西一町南 北二町免除地 村より丑の方一町五十間餘にあり、元和七年勸請せりと云、鳥居あり、修驗行法院

司なり、

○山神社 境内東西四間南 北六間免除地 伊勢宮の西にあり、何の頃の勸請なるか詳ならず、鳥居あり、行法院司なり、

○明神社 境内東西四間南 北二町免除地 村東十八町小山の上にある、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、行法院司なり、

○寺院 ○法泉寺 境内東西十五間南 北二十間年貢地 村中にあり、眞言宗、熊野山と號す、草創の年代詳ならず、大永四年法泉と云僧住せしより府下博勢町自在院の末寺となる、客殿に本尊彌陀を安ず、

○古蹟 ○館迹 村より一町餘亥の方にあり、字を高館と云、四面に土居繞り外隍の形存す、中は島となる、本丸跡、東西二十間南北十八間、二之丸跡、東西二十間南北二十三間、何者の住せしか詳ならず、

○褒善 ○忠義者全兵衛 享保十九年米を與て賞せり、○忠義者作兵衛 安永元年米を與て賞せり、

○冬木澤村 此村舊八葉寺村と云、後今の名に改む、府城の北に當り行程一里三十町、家數二十五軒、東西一町南北二町三十三間、東北に林丘ありて西南は田圃なり、東六町十五間原田新田村の界に至る、其村は辰に當り三町餘、西三町四十五間熊野堂村の界に至る、其村は申に當り八町、南二町三十三間南高野村の界に至る、其村は

巳に當り六町十間餘、北二町四十八間北高野新田村の界に至る、其村まで十町餘、村中に官より令ぜらる、掟條目の制札あり、

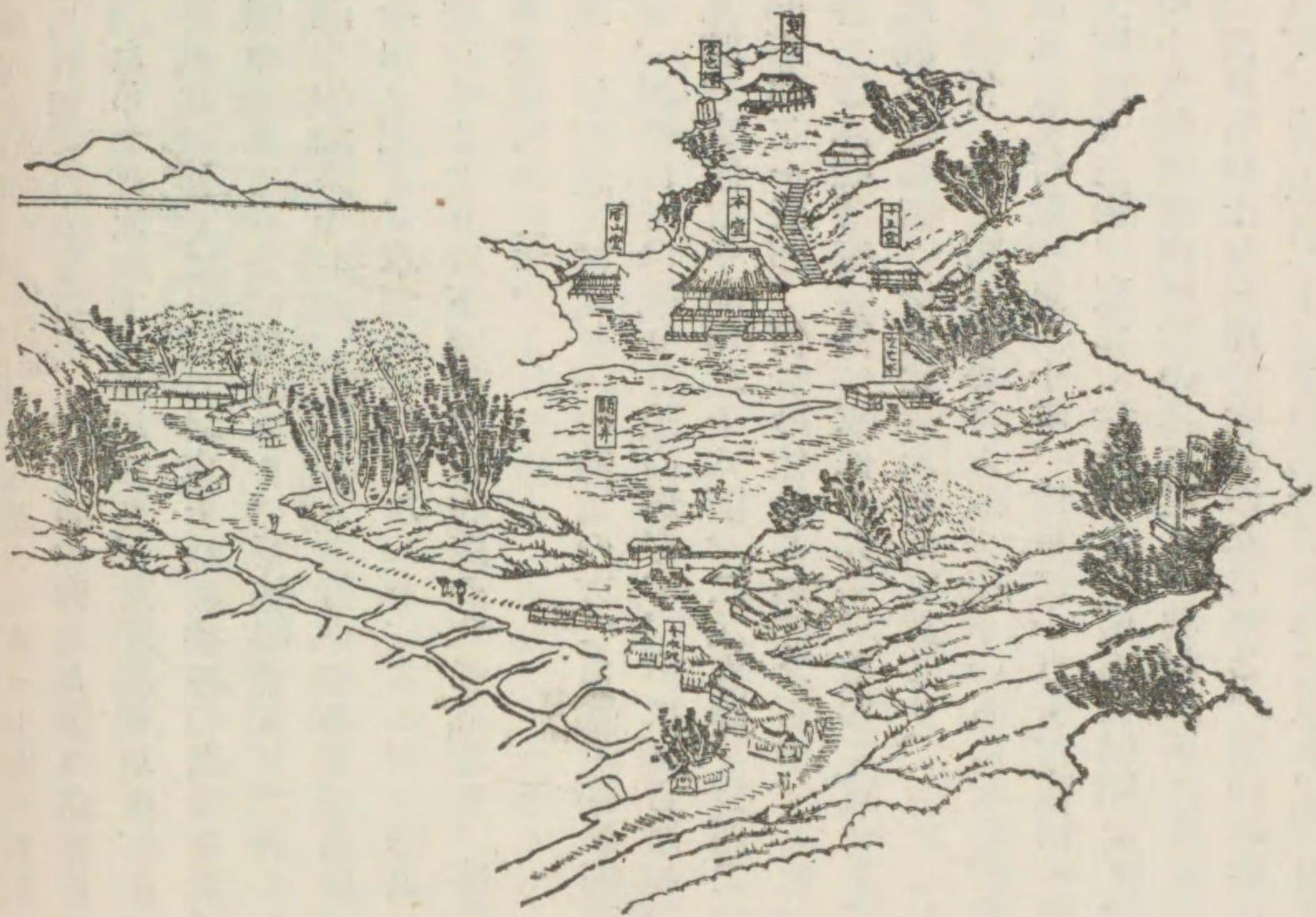
○山川 ○權現塚山 村東にあり、昔伊豆權現の社ありと云、天正十七年伊達氏の亂に八葉寺の僧有傳こゝに館を築て楯籠れりとぞ、○姥清水 村東五町田畝の中にあり、方一間計、

○神社 ○山王神社 境内三間四 方免除地 村北山上にあり、草創の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、島村武藤河内が司なり、【相殿五座】 △稻荷神 本村より移せり、

△熊野宮 △伊豆神 △宗像神 △天神 同上

○寺院 ○八葉寺 境内東西十七間南 北十九間年貢地 村北にあり、昔は九品念佛の一派なり、今は府下大和町金剛寺の末寺眞言宗となれり、縁起を案するに當寺は空也の開基なり、空也諱は光勝とて延喜三年に生る、容貌極て醜く、右手を開かず、因て曠野に棄てられしに、いづくともなく一の小鹿來りて撫育す、弱冠に及て尾州國分寺に於て薙髮し、其後諸國を経歴せしに、奥羽二州は邊裔の地にて佛化至ること少きにより、自ら佛像及經卷を負來り下野・陸奥の境にて北天に紫氣あるを望み、これを奇異とし、其地を尋て此に至り、康保元年一伽藍を創

八葉寺圖



め携へ来る所の彌陀の像を安置し、閼伽の井を掘りしが中に、八葉蓮花を生ぜしとかや、因て如來山八葉寺と名け、又多年勝地をもとめ、今此所を得ると悉地成就院と號す、其時一人の老翁現し、空也に向ひ吾は伊豆神なり、此地佛法有縁の地なり、熊野の神と共に鎮護せんと云畢て失去ぬ、今の權現塚山 其地なりとぞ斯て空也此に住し、天祿三年九月十一日淨衣をつけ香爐を執り、弟子に告て曰く、無量の聖衆來迎して空に滿りと、遂に氣絶ゆ、時に年七十なりしとぞ、又縁起に空也を、延喜第三の皇子とす、【元亨釋書】に空也の傳を載て氏族をいはずとあれども延喜帝の御子といふ説も世に言舊たることなれば、實にしかありけんも知べからず、其傳は【元亨釋書】に詳なれば爰に略す、空也滅後の法系詳ならず享徳二年當寺回祿に罹りしよし、塔寺村八幡宮長帳に見ゆ、天正十七年伊達氏の亂に住僧有傳は葦名の重臣富田美作が弟なれば、葦名の爲に恩を報ぜんとて、防戦の用意をなしけるに義廣没落のよしを聞き、有傳力なく逐電せり、政宗この振舞を聞き、院ごとく火を懸しかば一字も残らず焼失せり、昔は今の阿彌陀堂と共に一構の地にて八葉寺の境内なりしと見ゆれども、何れの頃よりか境地を分て今は二箇所となりき、

○阿彌陀堂境内東西二十四間 南北三十間免除地 八葉寺の東三十間にあり是即ち八葉寺の本尊堂にて、此地を俗に會津の高野と稱へ、毎年七月朔日より十一日まで遠近の男女相集り死者の爲に遺齒を堂中に納め、奥院に香花、茶湯を奠し孟蘭盆會あり、此時諸村より市子あつまり、亡者の爲に過去將來の事を語る、參詣多し、△二王門 南向三間、左右の力士各長五尺一寸、古物と見ゆ、△鐘樓二王門を入れて右にあり、八尺四面計、鐘の徑二尺一寸寶永七庚寅年秋七月一日、本願主冬木澤村佐藤太兵衛淺野村東原源八右衛門と彫刻あり、△本堂 三間半四面南向、四方に庇縁あり、本尊は空也、持來る所の彌陀の像なり、秘佛にて見るものなし、又堂前に石燈籠六基あり、△空也水 本堂の辰巳にあり、三尺四方計の石槽を埋め上に一間に三間餘の屋あり、水最甘冷なり、災あらんとする時は水色變ずと云、空也みづから掘りし所なりとぞ、△閼伽井 本堂の前にあり、東西六間南北三間、空也水を引て爰に注ぐ、昔八葉の蓮花を生ずといふは此池なりとぞ、△十王堂 本堂の東にあり、二間四方南向、△開山堂 本堂の西にあり、二間四方南向、空也の本像を安ず、長五尺三寸、冷骨癯貌生るが如し、空也自作りしといふ、△奥院 本堂の

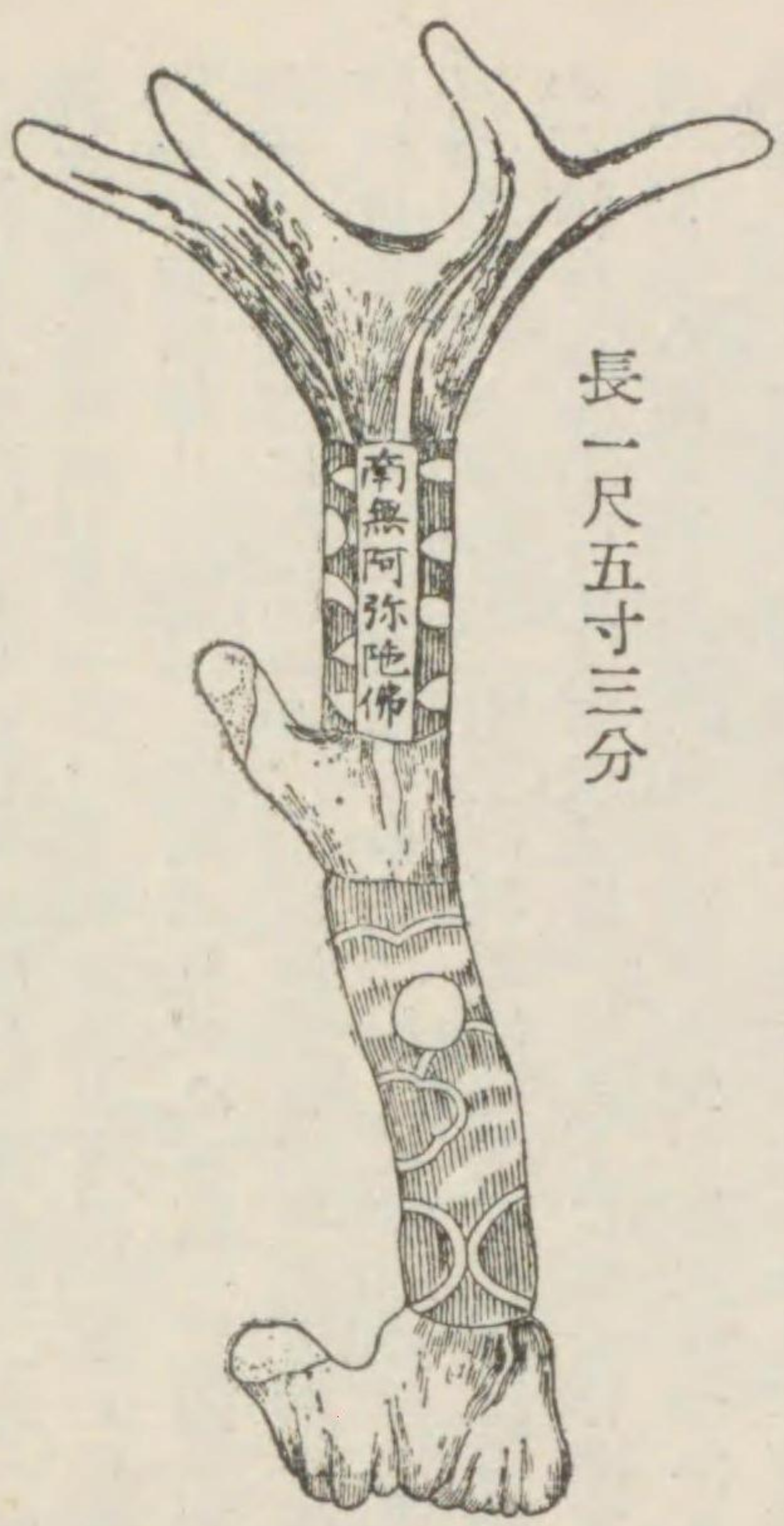
北石階を登り小山の上であり、三間半四面南向、彌陀の本像を安ず、鰐口一口あり、徑九寸餘、もとは何れの堂に懸しや表裏に文字あり、表に□□郷目禮山熊野宮檀那□□視大夫永祿八年乙丑六月吉、裏に梵文と會津八葉寺鰐口旦那念佛衆天正十三年乙酉七月廿五日機興即生□一錢半文之助成重爲自證化他善根偏拔苦與樂也願主遠藤半内と彫刻あり、磨滅して見えざるもの六字又南脇に一間半に一間の茶湯場あり、△空也塚 開山堂の北奥院の西南にあり、後に古き數圍の樗あり其前に空也大上人天祿三壬申年九月十一日入滅と彫附たる石塔あり、塔は近世の物なれども、古より空也の塚とす、又こゝより戌の方に高三尺餘の古き石塔を建て祖陵と稱す、相傳て延喜帝の爲に建しと云、文字見えす、△古碑 本堂より辰巳の隅にあり、高五尺計の野面石なり、草書にて文字を彫る、字體磊落にて古雅なり、其文如左、

亦以此功德 右爲惠父朗滿
可及於一切 全對佛子
我等與衆生 觀應四白冬秋廿九 敬
皆共成佛道 阿闍梨深泉 白
十三箇年故也

△千本松趾 本堂より四十間餘、辰巳の方にあり、空也千株の松を植し一なりとて、近頃まで老樹一株残り、今は枯てなし、

【寶物】△空也畫像 一幅筆者を知らず、自畫なりとも云、△鹿角 一雙、空也嘗て曠野に棄られし時野鹿

長一尺五寸三分



長一尺五寸五分



の助ありしゆゑ、供養の爲に其角を杖の頭につけ聲をかけ念佛を稱へ修行すと云、一は六字の名號を彫り、一は彫附なく形も稍異なり、其圖上に載す、

○姥堂 境内東西五間南 阿彌陀堂の西北に續く、草創の年月を知らず、奪衣婆の木像を安ず、八葉寺司なり、

○古蹟 ○融通寺跡 村より二十五町丑の方にあり、承徳元年の頃淨縁といふ僧此地に来て一字を建立し、自然山融通寺と號す、至徳元年小館に移すと云、府下大町融通寺の條下を照見るべし

○褒善 ○忠義者はつ 此村の農民久七女なり、寛政六年褒賞して米を與へき、○忠節者文六 寛政九年褒賞して米を與へき、

●南高野村 府城の北に當り行程一里二十四町、家數二十七軒、東西二町三十間南北一町四十八間、四方田畝なり、東十八町漆澤新田村の界に至る、其村まで二十二町西六町熊野堂村の界に至る、其村まで八町二十間、南四町十五間横堀新田村の界に至る、其村まで五町三十間餘北一町二十四間冬木澤村の界に至る、其村は亥に當り六町十間餘、又丑の方二町三十間原田新田村の界に至る、其村まで四町三十間餘、巳の方二町十五間堤新田村の界に至る、其村まで二町五十間、

東西四十四間南北二十六間、東は山林に連り、三方田畝なり、東三町十五間北山新田村の界に至る、其村まで四町餘、西一町十六間南高野村の界に至る、其村は亥に當り二町五十間、南二町三十間横堀新田村の界に至る、其村は未に當り四町三十間餘、北は村際にて野高野村に界ふ、

○山川 ○高塚山 村東六町にあり、松樹多し、高四十七丈計、小山なれども此邊地高にて諸山みな丘陵に齊しければ其中に秀て見ゆ、頂に麓山の社あり、

○水利 ○堰二 共に日橋堰と云、漆澤新田村の方より來り、一は高塚山の東を南に流れて淺野村の方に注ぎ、一は高塚山の北より西を遶り、堤新田村の方に注ぐ、

○神社 ○諏訪神社 境内東西六間南 村北一町にあり、草創の時代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、鳥村武藤河内是を司る、【相殿四座】△伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神二座 △山神 同上

○麓山神社 境内東西四間南 村東六町高塚山の上にある、勸請の初しれず、村民の持なり、

○寺院 ○林光寺 境内東西十七間南 村中にあり、高尾山と號す、縁起を案するに、昔は密宗の道場なりと云、開基詳ならず、何れの頃にか出羽國米澤より長慶と云僧來り住せる時、夜々寺の西なる林の内に光あるを怪み、其處を尋ねしに長一尺二寸の大日の像を得たり、即當寺に安置して本尊とすと云、其像今はなし、寛永中府下七日町常光寺の門徒天台宗となりき、本尊彌陀客殿に安ず、

●堤新田村 府城の北に當り行程一里十二町、家數三軒

新編會津風土記卷之八十六終

●原田新田村 府城の北に當り行程一里十八町、家數七軒散居す、東西四十八間南北一町二十二間、四方田畝なり、東五町五十二間長谷地新田村の界に至る、其村は寅に當り十町、西十間北一町三十四間、共に冬木澤村の界に至る、其村は戌に當り三町餘、南五十間南高野村の界に至る、其村は未に當り四町三十間餘、

○褒善 ○力田者せむ 此村の農民彦之丞妻なり、明和四年褒賞して米を與へき、

新編會津風土記卷之八十七

陸奥國河沼郡之二

代田組下二十三箇村

長谷地新田村 横堀新田村 澤目新田村
 新屋敷新田村 六町原村 端村 古屋敷(今廢)
 鹽庭新田村 原村 藤倉村 小名 難波野
 槻橋村 端村 中島(今廢)
 倉道村 端村 木下(今廢)
 鹽庭村 小名 林 駒板村 小名 古川
 駒板新田村 藤倉新田村
 界新田村 端村 古屋敷(今廢) 生井新田村
 稻荷原新田村 強清水新田村 八田野村 小名 高下
 漆澤新田村 淺野村 端村 午蒔屋敷(今廢)
 中林新田村 北山新田村

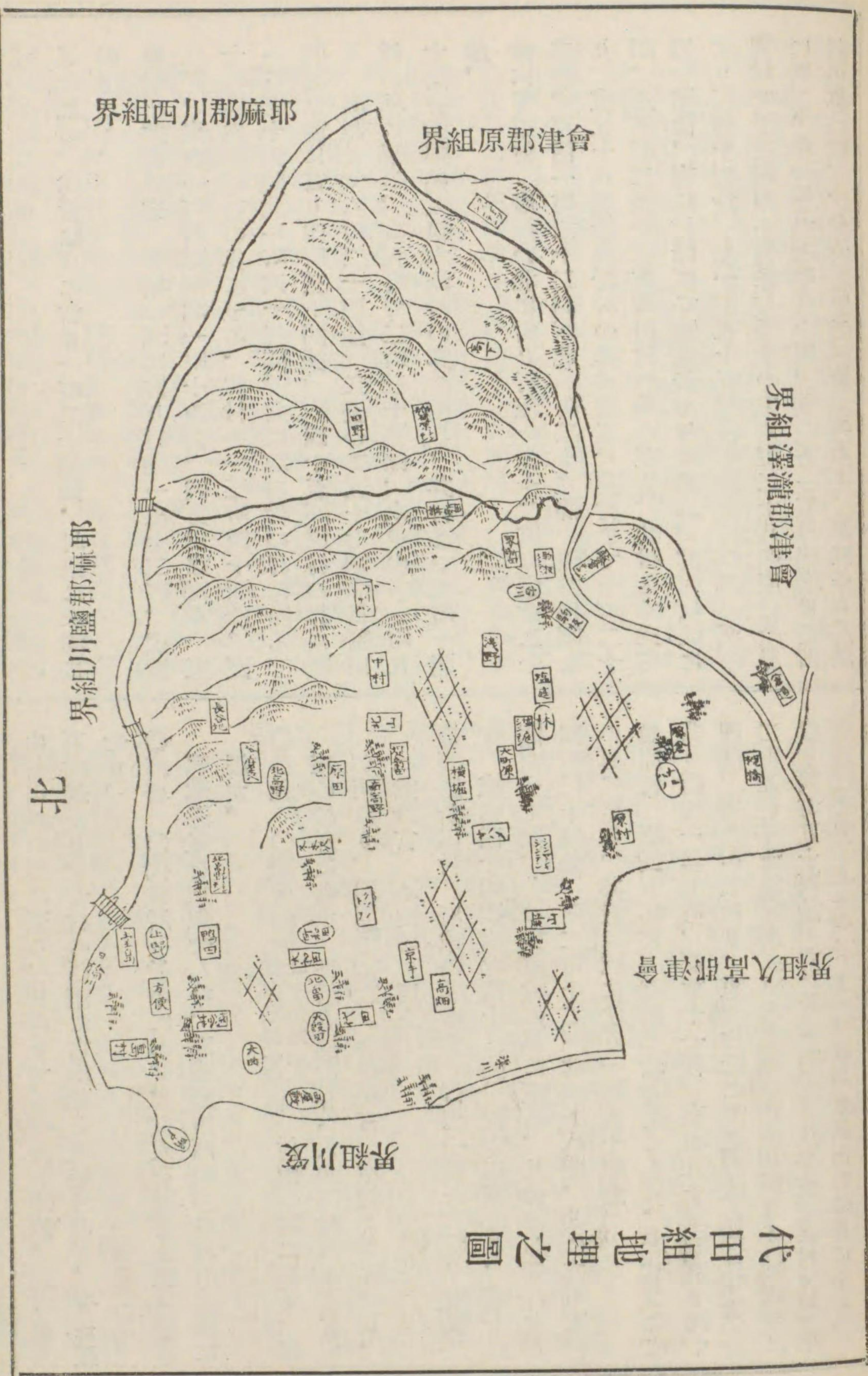
●長谷地新田村 府城の北に當り、行程二里三町、家數四軒、東西一町五間南北三十七間、又二町四十間餘、東に家數二軒、申の方二町隔家數二軒あり、東北は山に續

き、西南に水田あり、東四町四間西一町五間北一町、共に方便村の山に界ふ、其村は西に當り一里、南三町八間原田新田村の界に至る、其村は申に當り十町、又辰の方六町十一間漆澤新田村の界に至る、其村まで十三町二十間餘、

○水利 ○日橋堰 漆澤新田村の方より來り、田地に注ぎ、末は數派となれり、茶磨森新田村の田地に注ぐ、

●横堀新田村 府城の北に當り行程一里十二町、家數八軒、東西一町十間南北一町五間、四方田圃なり、東一町五十七間北山新田村の界に至る、其村は寅に當り七町、西四十九間餘郡山村の界に至る、其村まで十一町二十間餘、南三十九間六町原村の界に至る、其村まで三町四十間餘、北一町南高野村の界に至る、其村まで五町三十間餘、又申の方一町十三間澤目新田村の界に至る、其村まで一町二十間餘、戌亥の方十二間熊野堂村の界に至る、其村まで十三町十間、丑の方二町三十九間境新田村の界に至る、其村まで四町三十間餘、村西に米澤裏街道あり、

●澤目新田村 府城の北に當り行程一里十三町、家數二軒、東西二十二間南北二十二間、四方田畝なり、東二十一間餘南十二間、共に六町原村の界に至る、其村は巳に當り二町餘、西一町四十一間新屋敷新田村の界に至る、



其村は申に當り二町三十間餘、北二十五間横堀新田村の界に至る、其村は寅に當り一町二十間餘、村東に米澤裏街道あり、

●新屋敷新田村 府城の北に當り行程一里十二町、家數八軒、東西一町四間南北一町十四間、四方田畝なり、東十九間六町原村の界に至る、其村まで三町四十間餘、西一町五十四間北一町四十五間、共に郡山村の界に至る、其村は西に當り四町三十間餘、南四十五間原村の界に至る、其村まで六町二十間餘、又丑の方五十七間澤目新田村の界に至る、其村まで二町三十間餘、未申の方一町五十間會津郡高久組木流村の界に至る、其村まで九町十間餘、

●六町原村 府城の北に當り行程一里十二町、家數二十六軒、東西一町三十二間南北一町二十六間、四方田畝なり、東五十八間餘淺野村の界に至る、其村まで十町二十間、西三町二間新屋敷新田村の界に至る、其村まで三町四十間餘、南は村際にて鹽庭新田村に界ふ、其村は辰に當り二町十間餘、北一町五十五間横堀新田村の界に至る、其村まで三町四十間餘、又未の方六町二十八間原村の界に至る、其村まで七町三十間、亥の方一町三間澤目新田村の界に至る、其村まで二町餘、丑の方二町五十八間北

山新田村の界に至る、其村まで八町五十間餘、此村米澤裏街道なり、昔村の西南に古屋敷と雲端村あり、今は廢せり、

○郡署 ○代官所 村中にあり、役人を置き本組及會津郡瀧澤組を支配せしむ、耶麻郡川西組戸口村郡役所に屬す、

○神社 ○稻荷神社境内東西十間南北七間免除地 村南一町にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、大和田村佐々木右京が司なり、【相殿三座】△伊勢宮 本村より移せり、△熊野宮 △山神 同上

●鹽庭新田村 府城の北に當り行程一里十二町、家數三軒、東西四十四間南北四十八間、四方田畝なり、東十八間南十七間、共に鹽庭村の界に至る、其村は卯辰に當り四町二十間餘、西二町十二間北四十八間、共に六町原村の界に至る、其村は戌に當り一町五十間餘、

●原村 慶長十年吉河信濃と云者開くと云、府城の北に當り行程一里七町、家數十一軒、東西五十三間南北四十四間、四方田畝なり、東は村際にて六町原村に界ふ、西二町五十間會津郡高久組木流村の界に至る、其村は申に當り四町五十間餘、南二町十間藤倉村の界に至る、其村は辰巳に當り八町二十間餘、北一町二間六町原村の界に

至る、其村は丑に當り七町三十間餘、又亥の方五十間新屋敷新田村の界に至る、其村まで六町二十間餘、

○神社 ○伊勢宮境内五間四方免除地 村西一町三十間にあり、元和七年勸請すと云、鳥居・幣殿・拜殿あり、大和田村佐々木右京が司なり、【相殿一座】△稻荷神 本村より移す、

○舊家 ○古川瀧吾 此村の肝煎なり、其家系に據るに先祖は古河公方家の裔にて、重郎左衛門季氏として信州に住し上杉氏に従ふ、後信濃守と改名し、越後に移り七千石の地を領し、景勝新發田陣の時功ありしとぞ、其後景勝に従ひ會津に來り、安積郡赤津村に住し、七千四百石の地を領し、景勝羽州に遷されて浪々の身となり、慶長七年郎等引具し、駒板村境内地藏河原と云處に暫く住し、七千石の新田を開き、同十年郡山村の境内二百五十石の地を開き、屋敷を構へ原村と名け、一村を知行し、民戸も十軒に餘れりとかや、加藤氏の時、此村の高四十石の役を免じ與ふ、其時の文書今に持傳ふ、又先祖の物として武器差物等の朽損したるを藏む、代々此村に住し、肝煎を勤めき、今の瀧吾は其裔なり、

○褒善 ○宇右衛門 此村の肝煎なり、よく一村を治め

風俗を美にし、常に百姓の争を和解し、稼穡の事に心を盡し、夙に起き夜に寝ね、すこしも懈ることなく本組四十箇村の中に先ち貢物を納むること三十年なりと云、寶永三年米を與て賞しき、○善行者 水右衛門

此村の肝煎なり、明和二年褒賞して米を與へき、○孝行者彌三郎 寛政二年同上

●藤倉村 小名 難波野 府城の北に當り行程一里、家數二十八軒、東西三町南北一町十八間、四方田畝なり、東二町十八間駒板村の界に至る、其村は丑寅に當り八町四十間、西五間餘槻橋村の界に至る、其村は未申に當り一町五十間餘、南五十八間倉道村の界に至る、其村は巳に當り三町餘、北五町十五間鹽庭村の界に至る、其村は子丑に當り八町餘、又戌亥の方三町二十七間原村の界に至る、其村まで八町二十間餘、村西に米澤裏街道あり、

○小名 ○難波野 本村より四町三十間戌亥の方にあり寛政三年開く、家數六軒、東西五十八間南北一町十二間、四方田畝なり、米澤街道の西にあり、

○山川 ○金山川鹿島川とも云 村南一町餘にあり、廣二間計駒板村の境内より來り、七町五十間餘西に流れ、槻橋村の界に入る、○大工川 村北二町餘にあり、廣二間計、鹽庭村の方より來り、西に流るゝこと七町計、槻

橋村の界に入る、

○倉廩 ○米倉二屋 村中にあり、一屋は社倉なり、一屋は本組の米を納む、

○神社 ○稻荷神社 村中にあり、康元元年、藤倉三郎盛義勸請せりと云、鳥居あり、村民の持なり、

○赤呂神社 境内六間四 村中にあり、祭神及鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、延命寺司なり、

○寺院 ○地藏堂 境内東西八間南 村中にあり、四間四面南向、地藏の座像長八寸、春日作と云、何れの世のい

かなる人の開基と云ことを詳にせざれども、世の傳る所は、大同年中の創立なりとぞ、巨宏の構にあらざれど近世の營作とは見えす、俗呼て二階堂と云、堂中に松平下野守忠郷の筆跡とて、貞享の頃まで左の墨痕ありしとぞ、

郡丹後いつくしさと承候得共、おとにまてきゝてめにはみす、はかなの心まよいや、なま事のいろをみてたにも、世はみな夢の人とそと、おもいすつへき事、

△鐘 一口あり、徑二尺一寸、寶曆九己卯夏、本願主淺野村東原八郎兵衛俊孝と彫附あり、又境内に斷碑一片あり、用水堀の中より移せしと云、二尺に一尺計の

石なり、上に梵文三字あり下に康安元年六月と彫れり、△別當延命寺 境内東西十四間南 本堂の東に並べり、眞言宗にて、地藏菩薩の靈場なるにより伽羅陀山延命寺と云、此寺往古より地藏の別當職にて、開基詳ならざれども世の傳る所は大同年中の創立なりとぞ、其後頽破せしを延久の頃承惠と云僧中興せしが、幾程もなく又衰へしを、天文年中賢長と云僧修補せりと云、賢長が後住賢海當寺より笈川組勝常村勝常寺に移居せしにより今に至て其末山なり、本尊大日客殿に安ず、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、遠江守盛連の三男藤倉三郎左衛門盛義 一に盛泰 此に住すと云、今は民家となれども三面に土居の形存す、盛義の事跡及子孫の事詳ならず、○難波池 村東にあり、池の形僅に残れり、皆鶴の古墳とて其側に一夫の役を免じ其墓を守らしむ、相傳ふ、昔源義經鬼一法眼の家に傳る兵書を學ばんとを欲すれども、法眼惜て傳へざるにより其女皆鶴に通じ、竊に其書を寫取て奥州平泉に趣けり、皆鶴其跡を慕ひ、此村に尋來り義經の行方を問ふ、所の者義經此所を去て既に五日を経たり、行先は山路けはしくして及ぶべからずと云を聞き、身を此池に投せり、義經大寺にて此事を聞き、急ぎ還てなきがらを池の邊に葬

り、墓を築て去れりと云、後人これを憐み、難波寺と云一字を營て其菩提を弔ひしと云、當村延命寺に傳ふるに至り、義經高館にて終ると聞、身を此池に投て死せるに因り後人憐て一字を建、居鶴山難波寺と名けしと云、按ずるに鬼一法眼及皆鶴が事【東鑑】【平家物語】【源平盛衰記】等に見えず、只【義經記】に其事あれども法眼が女、義經に別れて後なげき死にたりしとありて皆鶴と云名もなし、又其趣とも違へり、今村の東三十間計に其寺の遺址と云傳ふる所なり、今は畠となりき、池の側に古碑一基あり、自然石にて高四尺計、面に廣一(二字分明ならず)五年二月と彫付あり、又新に刻める碑あり、其文如左、

自古烈士殉國難傳之口碑、嘖々不已、雖五尺童子莫不流涕焉、矧閨媛之能守節、以不背所天、捐命如歸、視之丈夫慷慨就死者、其輕重何如哉、夫陵谷之變、雖古今之常乎、坐視其湮滅不顯者而恕焉乎、良史之功於是爲烈、蓋皆鶴者、二位大納言藤原成道女也、其母曾爲大納言小妻生皆鶴、及大納言薨、携皆鶴歸桂里、後嫁鬼一法眼、法眼養皆鶴爲己子、聰慧善劍、源義經幼童之時、學兵於法眼、而法眼所傳之書、有詔深秘之、不許輒傳、於是義經私皆鶴欲傳其學、法眼亦以其爲清和之裔、悅以爲奇貨可居、遂以其女妻之、

舉兵書授之、亡何義經避諸平之難、微服遁奥寓藤原秀衡、皆鶴見其亡驚之、涕洟滂沱勺飯不入口、且有身、私從侍婢僕隸各二人、發京師經四十餘日、遂其跡至會津藤倉村、不勝疲困胎墜而暈絕、父老怒之慰勞、藥餌撫視無遺、而其疾稍愈、邑側有難波池、清冽且計、皆鶴彷徨其側、左右爲出遊以寫其憂、乃歎曰我隨良人至于此、猶不知其所在、憂心忡々、何日見免彼兩鬢之人乎、死爲神祿有士女怨、曠如我者我矢濟之、乃投溺焉、左右爭援出之岸、遂不蘇其年十八歲云、父老不勝悽惋、建寺曰皆鶴山難波寺、以修其冥福、距今五百有餘年、其寺既廢、難波池亦僅存如智井、而男女後年時者、祈其墓有驗云、又皆鶴所齋來地藏畫像、巋然在延命寺庫中、寺僧恐其湮滅也、請官啓神帳、使人拜其地藏畫像、且募緣浚難波池、建碑於其側、使予記其始末、予寡聞暗國史、夫審正史之於野人之語如何也、然正史所遺往往有得之、稗官補其逸者、安知不無正史之所遺、而齊東野人之語之却可傳者乎、而於今不謂勤矣、予於是慨然有感、於古乃作此辭贈之、使寺僧勒之碑陰、其辭曰、
佳人悲而夷猶兮、涕流離而相半、感公子之渥恩兮、

嘉時之不長、慕皇英之有虞兮、蹇乍往造東荒路脩、遠山崔嵬兮、我馬蜷曲、玄黃懷公子之容華兮、形枯槁而獨傷、設魚網於木末兮、攀蕪匿之中洲、已矣哉於邑、而迷岐路兮、寧抱石就碧流、何昔日之娥眉兮、遂掩莫而昧幽、至今父老垂淚兮、慘鬱鬱哀不休、

寛政五年癸丑春三月癸卯 澹園安鱗撰

○鏡山 村より七町餘東にあり、皆鶴鏡を埋めし所と云、今島となり、其跡僅に存す、

○褒善 ○力田者長四郎 天明元年賞して米を與へき、

○忠義者巳之吉 寛政四年賞して米を與へき、○忠義者傳左衛門 同上 ○忠義者森右衛門 享和二年賞して米を與へき、

●槻橋村 府城の北に當り行程三十三町餘、家數二十一軒、東西一町三十間南北一町、四方田圃なり、東は村際にて藤倉村に界ふ、西八町十間會津郡高久組木流村の界に至る、其村は戌に當り八町五十間餘、南十七町餘倉道村に界ひ金山川を限とす、其村は辰に當り四町二十間餘北三町藤倉村の界に至る、其村は丑に當り一町五十間餘又申の方五十一間餘、高久組中前田村に界ひ渠川を限とす、其村まで三町二十間餘、村東に米澤裏街道あり、昔は村の西北に中島と雲端村あり、今は本村に移せり、

し、六十に餘りし頃、家を譲り隱居せしが兩親の忌日には必身を清め、慕參せしとぞ、寶永二年米を與て賞せり、○老行者莊次右衛門 明和五年褒賞して米を與へり、

●倉道村 府城の北に當り行程一里、家數十四軒、東西一町四十三間南北五十五間、又四町餘西に家數二軒あり姥懷ウバガハ、コロと云、共に四方田畝なり、東一町十四間會津郡瀧澤組下居合村の界に至る、其村は辰に當り一町三十間餘、西五町二間會津郡高久組中前田村の界に至る、其村まで六町五十間餘、南一町三十二間瀧澤組下柳原村の界に至る、其村は未に當り十三町餘、北三町二十間藤倉村の界に至る、其村は亥に當り三町餘、又戌の方四町十六間槻橋村の界に至る、其村まで四町二十間餘、丑の方五町十二間駒板村の界に至る、其村まで十町二十間、昔は木下と雲端村あり、今は廢せり、

○山川 ○渠川 村より一町餘西南にあり、下居合村の境内より來り、西に流るゝこと七町計、中前田村の界に入る、○吹屋川 村南にあり、廣三間計下居合村の界より來り、西南に流るゝこと二町餘、渠川に注ぐ、○金山川 村北三町餘にあり、駒板村の境内より來り、西に流るゝこと七町槻橋村の界に入る、

○山川 ○渠川 倉道村の境内より來り、金山川を得、西北に斜に流るゝこと九町餘、木流村の界に入る、○金山川 倉道村の境内より來り、村南を西に流るゝこと一町餘、渠川に注ぐ、○大工川 村北三町にあり、藤倉村の境内より來り、西に流るゝこと六町、木流村の界に入る、

○神社 ○鬼渡神社 境内東西十八間南北九間免除地 村中にあり、草創の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、大和田村佐々木右京が司なり、△伊勢宮 境内にあり、

【相殿十座】 △腰王神 本村より移せり、△伊勢宮二座 一座は藤倉村より移せり、△鹿島神 藤倉村より移せり、△諏訪神 △天神 △婆權現 同上 △稻荷神 倉道村より移せり、△熊野宮 △白山神 同上

○寺院 ○觀音堂 境内東西六間南北七間半免除地 村中にあり、創建の年月を知らず、村民の持なり、

○古蹟 ○清松寺跡 村南にあり、昔密宗の道場あり、康暦の頃宥範と云僧創立せりと云、今は廢して菜圃となりき、

○褒善 ○莊右衛門 平日儻なき者なれば、人其言葉を信ず、常に人の争を和解し、財を分て急を救ふこと多

○關梁 ○渠橋 村より五町餘申の方にあり、渠川に架す、長六間幅二間、米澤裏街道なり、

○褒善 ○善行者傳次右衛門 此村の肝煎なり、明和二年賞して米を與へき、

●鹽庭村 小名 林 府城の北に當り行程一里八町、家數二十四軒、東西二町南北二町三十間、東南北は田島にて西に大工川あり、東四十八間駒板村の界に至る、其村まで一町五十間餘、西六町四十四間原村の界に至る、其村は申に當り九町三十間餘、南三町二十七間藤倉村の界に至る、其村は午未に當り八町餘、北は村際にて淺野村に界ふ、其村は子丑に當り五町十間餘、又戌の方五町四十八間鹽庭新田村に隣り、其村際を界とす、此村舊は七町餘西にあり、後今の地に移せりと云、

○小名 ○林 本村より一町四十間餘西にあり、家數三軒、東西一町南北十九間散居す、四方田圃なり、寛政三年に開きし、

○山川 ○大工川 村西にあり、淺野村の方より來り、未申の方へ斜に流るゝこと三町餘、藤倉村の界に入る、○神社 ○稻荷神社 境内東西十九間南北二十間免除地 村西六町にあり、草創の年代詳ならず、鳥居あり、大和田村佐々木右京が司なり、△稻荷神社 境内にあり、【相殿三座】

△伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座は新屋敷新田より移せり △稻荷神 新屋敷新田村より移せり、
 ○寺院 ○鹽庭寺 境内東西十一間南 村中にあり、寶勝山と號す、天文二年光悦と云僧の開基にて、府下大和町金剛寺の末寺眞言宗なり、客殿に本尊地藏を安す、
 ○褒善 ○久右衛門 弟を孫作と云、兄弟共に母に事へて孝なり、家もとより貧しければ弟は人に事へ、給金をもて兄の貢物を助く、或者久右衛門に向ひ、妻迎へよといふに弟も猶外にありとて聞かず、其後弟も家に歸り、兄弟共に一にありしかば、今こそ共に妻迎ふべき時なれといふ、兄は年老たれば妻をもつべしとも思はずといひ、弟は嫂だになきにとて相譲れり、賤しき身ながら其禮あること常人の及ばぬこと多く、たゞ兄弟睦じきのみならず、親に孝よ、友に信あるよし聞えければ、天和三年米を與て兄弟を賞せり、

野村の界に至る、其村まで七町五十間餘、又辰巳の方一町藤倉新田村の界に至る、其村まで九町、丑寅の方二町界新田村の界に至る、其村まで六町二十間、未申の方五町四十間藤倉村の界に至る、其村まで八町四十間、
 ○小名 ○古川 本村より三十間餘丑寅の方にあり、家數六軒、東西一町南北四十間、四方田畝なり、寛政四年開き、
 ○山川 ○金山川 會津郡瀧澤組にては明澤と云 村南にあり、瀧澤組松窪村の方より來り、山下をめぐり西南に流るゝこと十九町、藤倉村の界に入る、
 ○神社 ○八幡宮 境内東西二十間南北七間免除地 村南五十間餘山足にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、大和田村佐々木右京が司なり、【相殿三座】 △伊勢宮 △山神 本村より移せり、△稻荷神 界新田村より移せり、
 ○寺院 ○法雲寺 境内東西十二間南 村中にあり、松壽山と號す、府下大町融通寺の末山淨土宗なり、草創の時代詳ならず、本尊彌陀客殿に安す、△地藏堂 客殿の東南にあり、
 ○褒善 ○孝行者徳右衛門、明和五年褒賞して米を與へき、○力田者莊右衛門 同上 ○善行者彌右衛門 寛政六年褒賞して米を與へき、○忠義者つね 彌右衛門

妻なり、○忠義者吉兵衛 同上

●駒板新田村 府城の北に當り行程一里十町、家數五軒、東西一町南北二十六間、東南は山に傍ひ、西北は田畝なり、東一町一間北一町四十間、共に界新田村の界に至る、其村は丑に當り二町、西一町六間南九間、共に駒板村の界に至る、其村は西に當り四町二十間、
 ●藤倉新田村 府城の北に當り行程一里六町、家數四軒、東西十間、南北二町二十三間散居す、西南北は小山にて東に水田あり、東八間南二町十間、共に會津郡瀧澤組松窪村の界に至る、其村は東に當り一町四十間餘、西二町二十間北三町二十四間、共に駒板村の界に至る、其村は戌亥に當り九町、
 ○山川 ○藤倉山 村南にあり、西南は藤倉村に屬す、會津郡の界にて小山なり、
 ●界新田村 府城の北に當り行程一里十二町、家數六軒、東西四十八間南北一町二十間山足にあり、東に山ありて三方は田畝なり、東は村際にて鹽庭村の山に界ふ、西二町三十八間北四十八間、共に淺田村の界に至る、其村は戌亥に當り十町四十間餘、南二十五間駒板新田村の界に至る、其村は未に當り二町、又未申の方三町二十間駒板村の界に至る、其村まで六町二十間、昔は古屋敷とて端

村あり、今は本村に移せり、
 ●生井新田村 府城の北に當り行程一里十八町、家數八軒、東西一町四十間南北一町五十四間、二本松街道西の山中に散居す、西南は山に傍ひ、東北に水田あり、東四十間稻荷原新田村の界に至る、其村まで七町十間餘、西四十間鹽庭村の山に界ふ、南四町十四間駒板村の山に界ふ、北は村際より八田野村の田圃相交はり、地界なし、其村は丑寅に當り八町十間餘、
 ○褒善 ○孝行者善助 延享二年褒賞して米を與へり、
 ○孝行者さむ 善助妻なり、同上
 ●稻荷原新田村 府城の東北に當り行程一里二十四町、家數十五軒、東西五十間南北二町三十間、四方に山繞りあり、東四町二十五間、共に八田野村の山に界ふ、其村は北に當り五町五十間、西六町四十間生井新田村の界に至る、其村まで七町十間餘、南十町三十間會津郡瀧澤組下居合村の山に界ひ金山川を限とす、
 ○山川 ○金山川 瀧澤組瀧澤村の境内より來り、西に流るゝこと十六町、駒板村の界に入る、
 ○倉廩 ○米倉二屋 村より四十間計已の方にあり、耶麻郡の諸村より貢する米を納置く、こゝより猪苗代湖

上を運漕し江戸に致す、

○褒善 ○孝行者文右衛門 延享四年褒賞して米を與へき、○善行者喜左衛門 此村の肝煎なり、明和二年褒賞して米を與へき、○善行者孫八郎 明和三年褒賞して米を與へき、

●強清水新田村 寛文二年荒井新四郎と云もの、八田野村及會津郡瀧澤組金堀村原組赤井村の境内の原野を闢て一村を開く、因て河沼・會津二郡の地相雜はれり、村中に強清水と云清泉あるにより村の名とす、府城の東北に當り行程一里十二町、東西三町を隔て二區に住す、東を上村と云西を下村と云、下村家數十五軒、東西一町三十間南北二町餘、二本松裏街道を夾み兩頰にあり、西北に田畝を開き、東は山に傍ふ、上村家數十四軒、東西二町南北一町三十間、二本松裏街道の南にあり、北に水田を開き、三面は山に傍ふ、東三町四十五間原組篠山村の界に至る、其村は辰に當り二十四町三十間餘、西二町九間瀧澤組金堀村の界に至る、其村は申に當り十町二十間餘、南二町三十七間原組原新田村の山に界ふ、其村まで五町四十間、北二町四十七間八田野村の山に界ふ、其村は戌に當り一里七町餘、

○山川 ○強清水 下村の東山下にあり、周九尺計、甚

清冽なり、

○水和 ○堰 村の一里三町餘已の方にて、赤井川を引き田地の養水とす、萬治二年荒井新四郎これを築けり、○舊家 ○荒井鐵藏 其家系に據るに、先祖は荒井右馬之丞とて仙道荒井に居住し、葦名盛氏に仕ふといふ其子七郎浪人して此地に來り蒲生氏に仕ふ、當家封を受けて後萬治三年、其子の新四郎自奮て家資を捐て二千間餘の堰を鑿ち、許多の新田を開き、一村を構ふ、今猶武具若干を持傳へ、代々此處に住す、

○褒善 ○忠義者吉太郎 明和元年褒賞して米を與へり ●八田野村 小名 高下 府城の東北に當り行程一里二十四町、家數六十六軒、東西六町五十五間南北二町十三間山中に住す、四方田圃なり、東一里二十二町三十六間耶麻郡川西組戸口村に界ひ日橋川を限とす、西十一町淺野村の山に界ふ、其村まで二十四町二十間餘、南五町二十間稻荷原新田村に界ひ十日森山を限とす、其村まで五町五十間、北十二町三十間川西組大寺本寺兩村に界ひ日橋川を限とす、大寺村まで十七町二十間、本寺村まで二十六町二十間、又未申の方六町十間生井新田村の界に至る、其村まで八町十間餘、戌亥の方七町漆澤新田村の界に至る、其村まで九町三十間、辰巳の方二十四町五十三間強

清水新田村の界に至る、其村まで一里七町餘、村西二本松街道に一里塚あり、此村本組第一の大村なりしが、境内に往々新田を闢て村居を構へ、昔に比すれば其地漸せまれりと雖、大抵一組の地面半は此村に屬せり、此村昔蒲生源左衛門が知行所なりしとぞ、其時の文書と又大寺村と山を争ひし時の文書四通を肝煎八田吉郎兵衛が家に藏む、其文如左、

〔晚に五と可相越候者也、以上、

其村一圓に拙者知行處に被下候間、今晚肝煎共罷越免相并入來諸役之儀、可相究之、年貢米も越させ可參候、時分柄に候間、油斷仕間敷者也、

十月廿一日

源右門尉郷成(花押)

八田野村 肝煎中

以上

大寺與八田野山と出入之儀に付而、度とせんさく仕候、前廉郡奉行被仰候付而、雖誓紙仕候、此公事に新誓紙血判之上に而聞届候間、猪苗代山へも可立入者也、仍判狀如件、

慶長九年八月十八日蒲生 忠兵衛

〔花押〕
内堀太郎左衛門尉〔花押〕

稻生五郎左衛門尉〔花押〕
山田余兵衛成也〔花押〕
高備 中守 與成〔花押〕
結羽十兵衛貞重〔花押〕
八田野村 肝煎百姓中

乍恐申上候

八田野村惣百姓

一八田野村と大寺村山之出入に付て、まへかたが如申上候、右之御せんさく之砌、りん郷のものにせいしを被仰付、ありやうを御聞届被成之上、御判狀を被下入來候所を、今度ひるかへし入申ましき由申かけ人數として道具を取入申候に付、元和元年十月十四日に、猪苗代郡之内まゆき村、三丁方村、多ほしこや村、にしくほ村、又川沼之内落合村、入藏村、其外山之郡赤井田村、西蓮寺村、右之在ときもいり百姓八田野へ被罷越、あつかいに仕候様子は、にしのいり半分に入候様にと申出候へ共、何としてにしのいりにさかいたて可申子細無之候間、かつてん不申候、又其後元和貳年霜月十七日に入藏村加賀と申者罷越、あつかい申様子は、にしのいり三ヶ二に入候様にと、あつかい申候へ共、前々入來候所之儀

に候間、西のいり之儀ハ不及申に、其外にもさかいをたて申候儀ハ、有まじきと申候と、かつてん不申候、かやうにりん郷之ものも、前々入來候様子を存候に付、あつかい申所を、西のいりへは一せつに入不申候由、大寺申出之由に候、あはれ右之在様の様子をも、御たづね被成有様に、被仰付可被下候以上、

五月十九日

八田野村惣百姓中印

稻田數馬助様
町 長門守様

(一通は原本破れ總て不詳)

○小名 ○高下 本村より十二町二十間已の方にあり、家數五軒、山中所々に散居す、四面に少く田畝あり、

○山川 ○十日森山 村南五町餘にあり、頂まで一町周二百三十間餘、昔空海十日の間護摩を修せし所ゆゑ名くと云、耶麻郡川西組本寺村惠日寺の條下と照見るべし 松茸を産す、又此東に東十日森山あり、高一町餘、共に松樹多し、○明留坂村より未申の方十町餘、府下より二本松に通る街道にあり、下ること七町十三間餘麓に橋あり、會津郡の界なり、

○日橋川 村北十二町餘にあり、會津郡の界より來り

兩山の間を屈曲し北に流れ、西に轉じ二里二十二町餘流れ、漆澤新田村の境内に入る、

○原野 ○秣場五 一は村より三十町辰の方にあり、東西二十町南北十六町、大野原と云、一は村南十二町にあり、東西二十九町四十間南北四町、一は村より十一町辰の方にあり、東西十九町四十間南北一町餘、一は村北五町にあり、東西十五町三十間南北三町二十間、一は村より十二町辰巳の方にあり、東西一町南北みな數十箇村入逢の秣場なり、

○關梁 ○日橋 村より十六町北日橋川に架す、耶麻郡大寺村の條下に詳なり

○水利 ○日橋堰 村より十五町餘亥の方にて、日橋川をせきあげ、漆澤新田村の方に注ぐ、○戸口堰 村より一里二十町餘、十六橋の北際にて日橋川を引き、田の養水とし、村より二十町餘東にて二派となり、一は瀧澤組瀧澤村の方に注ぐ、一は田地の養水とし、淺野村の方に注ぎ、下流數村の田畝に注ぐ、○堤六一は村より十九町辰巳の方山間にあり、周五百間計、元祿中築き、生井新田村田地の養水とす、餘の五は大野原之中にあり、一は大山堤と云、周百十間、一は離森堤と云、周二百五十間、一は細谷地堤と云、周百二十

六間、共に寛文中築く、一は大堤と云、周二百九十六間、元祿中築く、一は新堤と云、享祿中に築く、周百七十八間、共に強清水新田村の養水とせり、

○神社 ○諏訪神社 境内東西四間南北二間免除地 村より二町二十間北小山の上にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、島村武藤河内が司なり、【相殿一座】△明神 地主神なり、

○伊勢宮 境内東西十二間南北二十四間免除地 村より二町十間辰巳の方にあり、草創の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、大藏院司なり、

○寺院 ○大藏院 境内東西三十四間南北十八間半年貢地 村中にあり、八葉山と號す、開基詳ならず、文祿中弘算と云僧住せりと云、府下博勞町自在院の末寺眞言宗なり、本尊大日客殿に安す、

○褒善 ○忠義者甚藏 享保元年賞して米を與へき、
○善行者十兵衛 寶曆三年同上 ○善行者吉兵衛 此村の肝煎なり、明和五年同上 ○忠義者すき 農民傳三郎妻なり、安永三年同上 ○忠義者善次郎 寛政九年同上

●漆澤新田村 府城の北に當り行程二里、家數二十一軒 東西三町四十五間南北四十五間、山中に住し、南に水田を開く、東四町四十二間南四町五十二間、共に八田野村

の山に界ふ、其村は辰巳に當り九町三十間、西四町南高野村の山に界ふ、其村まで二十二町、北七町八間耶麻郡鹽川組入倉村に界ひ、日橋川を限とす、又戌亥の方七町二十一間長谷地新田村の界に至る、其村まで十三町二十間餘、未申の方二町十間淺野村の山に界ふ、其村まで十七町、

○山川 ○日橋川 村北七町餘にあり、八田野村の境内より來り、西に流ること六町二十間餘、方便村の界に入る、

○水利 ○日橋堰 八田野村の界より來り、二派となり一は日橋下堰に注ぎ、一は又二派となり、西南に流るゝものは戸口堰の下流に會し、淺野村の界に入り、向川となり、東南に流るゝものは流木堰となり、淺野・八田野・鹽庭・駒板四箇村の山腰を経て金山川を過ぎ、會津郡瀧澤組松窪村の方に注ぎ、又日橋堰と云、○日橋下堰 村北にて日橋川を引き、日橋堰の北派を受けて二派となり、一は南高野村の方に注ぎ、一は長谷地新田村の方に注ぐ、

●淺野村 府城の北に當り行程一里十八町、家數三十四軒、東西二町六間南北一町三十二間、東は山に近く、四方田畝なり、東十六町五十四間生井新田村の山に界ふ、

其村まで二十一町二十間餘、西五町十六間六町原村の界に至る、其村まで十町二十間、南三町五十七間駒板村の界に至る、其村まで七町五十間餘、北二町五十間北山新田村の界に至る、其村まで三町四十間、又子丑の方三十三六間中林新田村の界に至る、其村まで一町二十間餘、丑寅の方十四町五十間漆澤新田村の山に界ふ、其村まで十七町、辰巳の方七町五十八間界新田村の界に至る、其村まで十町四十間餘、未の方四町五十四間鹽庭村の界に至る、其村まで五町十間餘、昔は午莠屋敷と云端村ありしが今は廢せり、

○山川 ○石堀山 村東十五町餘にあり、高二町計、此山の尾に松の古木あり、笠松と云、

○向川 村南一町にあり、戸口堰・日橋堰の下流なり、八田野村の界より來り、南に流れ西に折れ、未申の方へ斜に流るゝこと十町鹽庭村の界に入り、大工川となる、廣二間計、

○神社 ○箱根神社 境内東西七間南 村より三町戌亥の方にあり、草創の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、大和田村佐々木右京が司なり、【相殿八座】△伊勢宮三座 一座は北山新田村より移し、二座は本村より移せり、△稻荷神 本村より移せり、△熊野宮 △宗像神

に當り三町四十間、北二町九間南高野村の山界に至る、又未の方五町四十五間六町原村の界に至る、其村まで八町五十間餘、申の方二町横堀新田村の界に至る、其村まで七町、

△地神 同上 △山神 北山新田村より移せり、
○寺院 ○大念寺 境内東西十九間南 村中にあり、東壽山と號す、眞言宗、大町一桂院の末寺なり、弘治三年慶雄と云僧開基す、寛永中府下東黒川南町分弘眞院の僧秀榮が弟子秀範來て再興せり、因て秀範を中興とす、本尊大日客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者又吉 延享三年褒賞して米を與へき、
○忠義者文之丞 同上 ○忠義者利右衛門 明和四年同上 ○貞節者いち 此村の農民大藏妻なり、寛政六年同上 ○孝行者吉藏 同上

●中林新田村 府城の北に當り行程一里十九町、家數三軒、東西一町二十間南北五十間、東北は山にて、西南は田畝なり、東一町二十間西四町九間、南五十間北一町、共に淺野村の界に至る、其村は午未に當り、一町二十間餘、

○褒善 ○力田者長助 寛政四年褒賞して米を與へき、
●北山新田村 府城の北に當り行程一里二十三町、家數十二軒、東西一町二十四間南北一町八間、西北に雜木林を擁し、其間に散居す、東南に田畝あり、東三町五十間淺野村の山に界ふ、西四十六間堤新田村の界に至る、其村まで四町餘、南五十間淺野村の界に至る、其町は巳午

新編會津風土記卷之八十八

陸奥國河沼郡之三

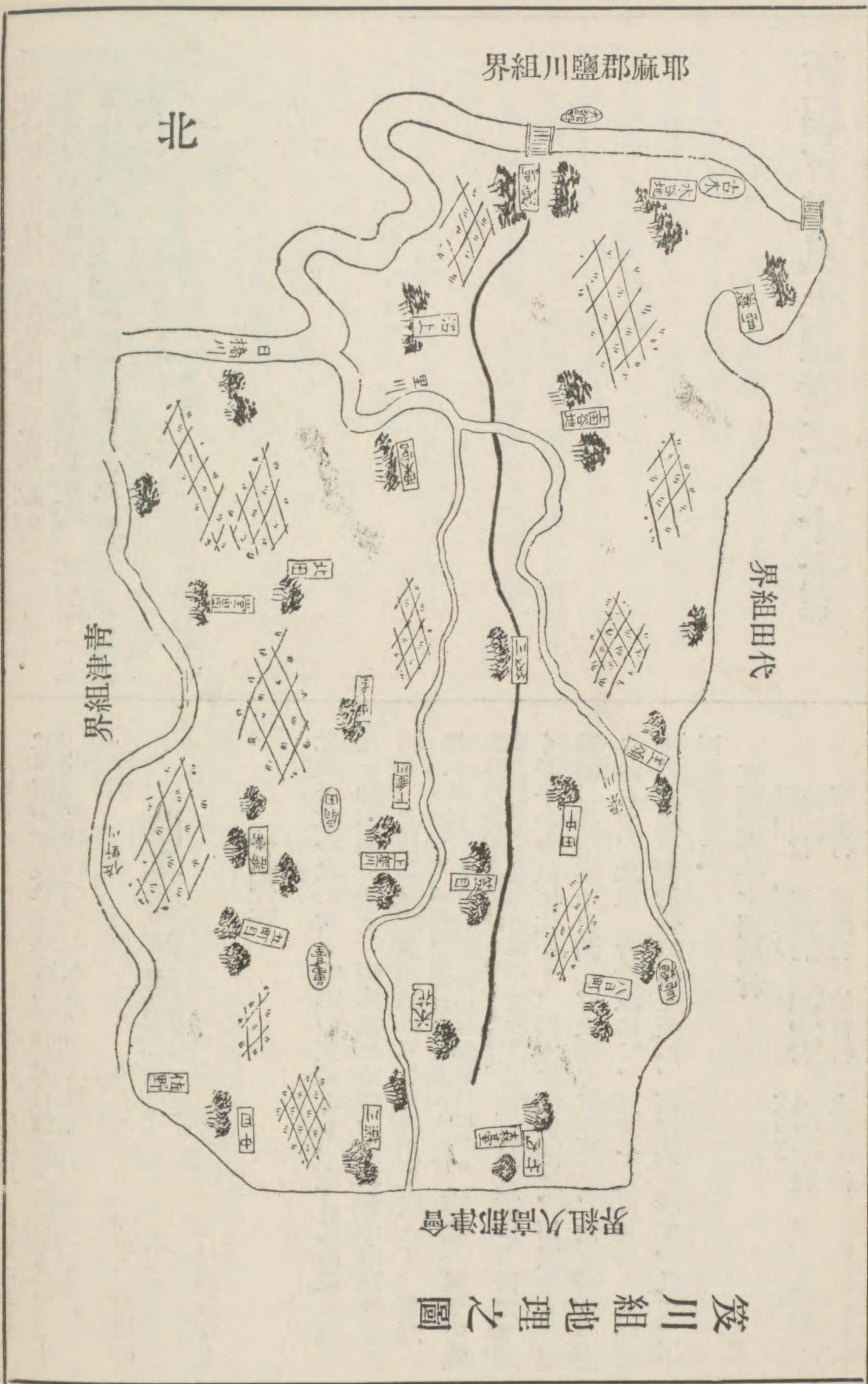
笈川組

此地府城の北に當り本郡の東にあり、東は代田組に續き西は鶴沼川を限り、青津組に並び、南は會津郡高久組に隣り、北は耶麻郡鹽川組に界ひ日橋川を限とす、東西一里六町餘、東は代田組高島村の界より西は南北一里十町餘南は高久組中森臺村の界より北は民居皆平地にて、四山尤遠鹽川組鹽川村の界日橋川に至る、鶴沼の長流其土を潤し、土肥て穀豐なり、たゞ薪材の便よからず、此組及青津組にて、三月十五日花祭とて遊樂す、此組の諸村皆郷名を失ふ、河沼莊と稱す、凡て二十四箇村あり、

笈川組二十四箇村

笈川村 オヒカハ 王領村 ワウリヤウ 田中村 タナカ 八日町村 ヤウカマチ 端村 ハタテ 高橋 タカハシ
森臺村 モリダイ 竹内村 タケウチ 笠目村 カサメ 上垂川村 カミタリガハ

新編會津風土記卷之八十七終



笈川組地理之圖

下垂川村 小名 扇田 中臺村 米丸村 熊川村
 中目村 佐野村 五町目村 小名 龜臺
 勝常村 堂島村 北田村 栗宮新田村 沼上村
 濱崎村 小名 大館野新田 端村 古木新田
 上田谷地村 水谷地新田村 高瀬新田村

●笈川村 府城の西北に當り行程二里十三町餘、家數五十三軒、東西一町七間南北四町五十四間、米澤街道にあり、四方田圃なり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東七町十九間代田組島村の界に至る、其村は寅に當り二十二町餘、西四町十四間下垂川村の界に至る、其村は未に當り九町五十間餘、南三町四十一間笠目村の界に至る、其村まで八町二十間餘、北三町五十間上田谷地村の界に至る、其村まで九町十間餘、又寅の方九町十間高瀬新田村の界に至る、其村まで十五町三十間餘、辰の方六町十間王領村の界に至る、其村まで七町十間餘、巳の方四町三間田中村の界に至る、其村まで九町十間餘、又村より丑寅の方九町十間に一區あり、寛政十一年に開く、家數五軒、東西一町十一間南北二十二間、上川谷地と云、村中米澤街道に一里塚あり、

○山川 ○黒川と云下川 村西二町三十間餘にあり、笠目村の境内より來り、北に流るゝこと四町四十間餘、

新編會津風土記卷之八十八 陸奥國河沼郡之三

一八五

濱崎村の界に入る、廣八間計、○渠川 村東にあり、田中村の境内より來り、西北に流るゝこと十八町三十間、濱崎村の界に入る、廣八間、

○關梁 ○橋 村東にあり、幅五尺長十一間半、渠川に架す、隣村の通路なり、

○倉廩 ○米倉三屋 共に村中にあり、一屋は社倉なり、二屋は本組の米を納む、

○神社 ○八幡宮 境内東西六間南北十四間免除地 村北五十間餘にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、

【相殿四座】 △稻荷神 本村より移せり、△天神 △山王神 △明神 同上

○寺院 ○妙興寺 境内六百十歩年貢地 村中にあり、府下道場小路觀音寺の末山眞言宗なり、山號を光住山と云、永祿中栗村下總と云者、此村を領せしとき草創せしと云、其後衰廢せしを寛文三年再興して今に至る、本尊不動客殿に安ず、△觀音堂 境内にあり、

○古蹟 ○館迹 村北一町餘にあり、永祿天正の際葦名の臣栗村下總某と云者住せし處なり、下總は新國上總が子にて、天正十二年松本太郎に與力し、葦名家を亂さんとて黒川へ攻入しに、赤塚藤内が爲に討れぬ、其後此館も廢せしにや、本丸は五十間四方計にて壘壘今

に存し、土手高く築き、西南は渠川に臨めり、堀も猶全く埋らず、濕草を生ず、二之丸は西北に押廻し僅に其形を存せり、二之丸迹東西二十間南北十間、三之丸迹東西八間南北十六間、共に菜圃となり、外郭の堀形は田地となれり、大沼郡高田組屋敷村の條下を照見るべし

○褒善 ○權右衛門 府下北小路町檢斷小池市郎次が許に祖父の時より三代奉公せり、生質實直にて主のことに力を盡し、又市郎次が祖父母と父の病る時に神佛に誓ひ、藥を請ひ、珍味を求め、日夜傍を去す介抱し、死後三人の忌日には必墓詣し、花を手向菓子を供へ、誠を盡せり、市郎次十七歳の時父の跡を續ぎしが、幼き弟三人ありて家産も乏しきに、二人瘡瘡をやみしかば母も心を傷め、病人となりしを、權右衛門一人にて養ひ扶け、三人共に平癒せり、斯て十五年許、給金も與へざれば、今は他に仕べしと云ども聞きも容れず、三代の主を盡し、諸人に睦まじき由聞えしにより明和四年賞して米を與ふ、後市郎次役退て何方にも住ふべき由云けれど猶隨ひ居り、屋の上を葺き、其賃錢を以、主人の生計を扶け、日暮に歸て諸用を辨じ或は草履作りて童にはかじめ、月の夜には菜園を鋤き、五十二年が間仕ふることに終始一の如し、寛政元年再び

賞して米を與へき、○忠義者權三郎 明和四年同上
○孝行者磯部近内 此組の郷頭なり、天明三年同上
●王領村 府城の北に當り行程二里三町餘、家數十軒、東西四十五間南北四十九間餘、西南は渠川に傍ひ、東北は田畝なり、東五十間代田組代田村の界に至る、其村は卯辰に當り九町十間餘、西は村際にて田中村に界ひ渠川を限とす、南三十四間餘田中村に界ひ渠川を限とす、其村は未に當り四町十間餘、北五十三間餘、此村舊王領寺村と稱す、寛文中寺の宇を省けり、
○山川 ○渠川 代田村の境内より來り、村南を過ぎ西に回り五町餘流れ笈川村の界に入る、
○褒善 ○忠義者早助 安永二年賞して米を與へき、
●田中村 府城の西北に當り行程二里、家數十軒、東西一町二十二間南北二町二間、四方田畝なり、東四町三十五間八日町村の界に至る、其村は巳に當り十二町餘、西一町三十間南三十七間、共に笠目村の界に至る、其村は申に當り二町餘、北四町笈川村の界に至る、其村は亥に當り九町十間餘、又丑寅の方三町十四間王領村の界に至る、其村まで四町十間餘、

○山川 ○渠川 村東三町四十間餘にあり、八日町村の境内より來り、七町三十間餘北に流れ、笈川村の界に入る、

○水利 ○清水堰 笠目村の方より來り、田地の養水とし笈川村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十八間南北二十間免除地 村より二町二十間餘辰巳の方にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、高瀬新田村榑出羽が司なり、【相殿四座】△天神二座

一座は本村より移し、一座は王領村より移せり、△大明神 本村より移せり、△稻荷神 王領村より移せり

○寺院 ○長福寺 境内東西二十間南北九間免除地 村北にあり、眞言宗、山號を圓満山と云、開基の初詳ならず、文祿中東譽と云僧中興せり、濱崎村遍照寺の末山なり、本尊馬頭觀音客殿に安ず、

●八日町村 端村 高橋 府城の北に當り行程二里餘、家數十軒、東西四町二十一間南北一町十間、四方田圃なり、東三町二十間代田組高島村に界ひ渠川を限とす、其村まで三町五十間餘、西二町三十五間餘、南三町一間森臺村の界に至る、其村は未に當り九町十間餘、北四町十七間代田組代田村の界に至る、其村は丑に當り八町餘、又巳

の方四町四十三間會津郡高久組木流村の界に至る、其村まで十町十間餘、又亥子の方三町五十五間田中村の界に至る、其村まで十二町餘、

○端村 ○高橋 本村より一町餘東にあり、家數十軒、東西四十三間南北二十三間餘、四方田圃なり、

○山川 ○渠川 村東三町二十間にあり、木流村の境内より來り、十八町二十間丑寅の方へ流れ、西に轉じて田中村の界に入る、

○土産 ○赤土 村北の田畝の中より出、壁土に宜し、俗に八日町土と稱ふ、土中より吹出で、年々其處を異にし多く掘出せども田地を害せずと云、

○神社 ○稻荷神社 境内東西七間南北五間免除地 村中にあり、草創の年代詳ならず、鳥居あり、高瀬新田村榑出羽が司なり、
○天神社 境内十間四方免除地 村東四十間餘にあり、鎮座の始を知らず、鳥居あり、榑出羽が司なり、【相殿四座】△

○寺院 ○西教寺 境内東西十三間南北十六間免除地 村中にあり、山號を發遣山と云、開基の初詳ならず、天正文祿の頃菴主なく類廢せり、文祿四年鎮西善導の門徒應譽といふ者、

縁を募て中興せり、本州岩城專稱寺の末山淨土宗なり客殿に本尊彌陀を安ず、△觀音堂 境内にあり、

○舊家 ○栢木文次郎 慶長の頃十九代の祖清左衛門と云者此村の肝煎役を勤め、其子孫代々此地に住し、今に肝煎たり、古文書一通一通は訴狀のを蔵む、其文如左今度色々わひ事申に付而、肝煎之事清左衛門に申付候、然者林正分之地、孫十郎煩申に付而、清左衛門子清三に預ケ候、年貢錢米共に少も如在無之様に相すまし候はん事肝要候、江戸御普請御座候とも、又無之候共、日用錢壹年に貳百五十文宛に相きはめ申候、爰にて人手間遣申候は、壹年に拾人遣可申候、仍爲後日之狀如件、

慶長拾五年二月廿日 山本次左衛門尉正吉(印)

八日町村 清三へ

乍恐書物を以申上候

一越後之御世、八日町村と西川村之内拾五村之肝煎を松木内匠殿被仰付候、然者御國替之とき、越後殿様米さわへ御越之とき、六度迄夫てん馬を御あて被成候、其夫てん馬六度ながら十五村がふれいたし申候得は、百姓共ににくまれ候時分、彼かもんさいをふり、大しやうに罷成、西川沼之人數五百人はかりふれいたし候て、我等ところへおしかけ、

りひなしにちやくしの子廿五に罷成候物をころされ申候、殊に下人三人、馬三疋、かさい八拾やうはかりとられ申候、家まてとりさくも半分とられ候てりやうけんなく候間、宇都宮まて參候て、備後守様を奉頼、これまて御供申上候、若松にて御目安を備後守様奉頼、半兵衛様、左近様へ上申候て、御奉行衆殿様之御意を以備後守様之御代官にて八日町村へ御なをし被成申候に、彼かもん八日町之御給人中へかわり、高野彌五郎様を御給人中が頼いられ、備後守様へいろくわひ事御申乞、清左衛門を八日町村をのけ申様に御申候得共、備後守様御かつてんなく候て、清左衛門へ御奉行衆、殿様之御意を以なをし候之間、さらは給人中よりすみつけを可被下候、それを殿様へ御目につけ、清左衛門を八日町村をのけさせ可申候、備後守様之御意に候へは、御給人御つまり候て、とかく之儀なく、八日町村におり申候得共、右へとられ、物とも半分もかへし不申候間、慶長六年が三年之間、御ひろまにつめ申、彼かもんとたいけつ可申候と申上候へは、備後守様御意には、これは地下一きの事に候間、御奉行衆も重而御せんさく可被成候之間、まつく

かんにん申せよし御意候之間、かんにん申候て、八日町村にねまり申、然は川の事はせんほうの御代が土田之久介様御もちの時も、清左衛門一人として御年貢上申候、殊に今ノ御代ニ過分由申候て、彌兵衛殿を以八拾しきまて御禮を申候とき、御さかつきをくたされ、そのうへ川之事は御ちきに被下候を、備後守様御一人御座なく候而、た、今か

もん罷出、さまく申たきやうに申、然はせんき川と、しほ川と申ところも、御かけを以我等かゝいにつかまつり候を、只今かたきのかもん罷出せられ申候事、迷惑申候間、さうほうめしいたされ、御せんさく被成候て、可被下候、せんほうノ御代が今ノ御代にも、川と御年貢とて錢壹文もををならは壹も上不申候而、只今申出候事非分に御座候間、いくたひもく御わひ事可申上候、

慶長拾八年八月十六日

八日町肝煎 清左衛門印

岡儀大夫様え 御中

市左衛門尉殿

てき右衛門尉殿 忝

○褒善

○忠義者すき 農民源次郎母なり、安永二年米

を與て賞しき、○貞節味くま 農民十藏妻なり、寛政三年米を與て賞しき、

●森臺村 此村もとの地の北にあり、元和中此に移せりと云、府城の西北に當り行程一里二十三町餘、家數十九軒、此中一軒は竹内村にあり 東西一町五十四間南北一町四十八間米澤街道にあり、東端にて南に折れ、竹内村に續き、一村の如し、東六町一間會津郡高久組東森臺村の界に至る、其村は辰に當り八町五十間餘、西三町十間米丸村の界に至る、其村は戌に當り六町三十間餘、南は村際にて高久組森臺村に界ひ堰堀を限とす、其村まで五十間餘、北四町三十四間八日町村の界に至る、其村は丑に當り九町十間餘、又亥の方六町五十二間笠目村の界に至る、其村まで十一町二十間餘、

○水利 ○清水堰 高久組界澤村の方より來り、田地の養水とし笠目村の方に注ぐ、

○寺院 ○超勝寺 境内東西十間南北十四間年貢地 村中にあり、開基の初をしらす昔は竹内村にあり、寺號も詳ならず、慶長の頃今の地に遷せりと云、其頃越後國の産良淵と云僧、本州岩城專稱寺にて淨業を修し、此に至り當寺を再興し、舊號をあらため超勝獨妙の句を取り、獨妙山超勝寺と名けしとぞ、これより專稱寺に隸して今に至りき